ブラジル
商標審査基準2016.06改

目次

1.　一般的規定
1.1　商標審査に適用可能な基準
1.2　通知の公式手段
1.3　出願及び申請についての手順
1.4　手順の日付及び時刻
1.5　法律の行使に対する合法性
1.6　最終期限
1.7　手数料及び課金
1.8　当事者の行為の活用
1.9　ユーザーカスタマー向けサービス
1.10　情報へのアクセス

2.　商標とは
2.1　定義
2.2　性質
2.3　提出の様式
2.4　法的原則
2.5　不正競争の防止

3.　登録出願又は商標申請を行う方法
3.1　e-INPI登録
3.2　サービスの手数料及び費用の表
3.3　GRUの発行
3.4　GRU納付
3.5　e-マークの電子申請
3.6　紙面での申請
3.7　申請に関する説明表
3.8　添付書類に関する追加指針
3.9　免除されるサービス様式
3.10　提出／手続への次の段階
3.11　手続追跡
3.12　書類をオンラインで閲覧する

4.　方式審査
4.1　方式審査とは
4.2　方式審査手続
4.3　適用される命令

4.4　一般的な注釈

5.　実体審査
5.1　審査列の順序
5.2　審査期限
5.3　庁の書誌データの訂正
5.4　商品及びサービス明細の分析
5.5　出願人の合法性の分析
5.6　必須の書類の分析
5.7　実体審査分析段階
5.8　商標記号の合法性要件の分析
5.9　商標記号の識別性要件の分析
5.10　商標記号の真実性要件の分析
5.11　商標記号の利用可能性要件の分析
5.12　異議申立を受けた出願の分析
5.13　立体商標出願の分析
5.14　団体商標出願の分析
5.15　証明商標出願の分析
5.16　調査
5.17　商標の共存
5.18　登録可能性に関する決定
5.19　適用可能な通達
5.20　登録出願の取下げ

6.　登録の付与，維持及び消滅
6.1　登録の付与
6.2　所有者の権利
6.3　所有者の義務
6.4　登録の更新
6.5　剥奪
6.6　登録の消滅

7.　審判請求及び行政上の無効手続
7.1　一般的規定
7.2　審判請求
7.3　行政上の無効手続
7.4　一部無効の審判請求及び行政無効手続
7.5　審判請求及び行政上の無効の実体審査

8.　権利の移転
8.1　譲渡による移転

8.2　吸収合併又は新設合併による移転
8.3　分割による移転
8.4　法律又は遺言に基づく承継による移転
8.5　破産による移転
8.6　団体商標の移転
8.7　移転申請の分析

9.　種々の付記及び変更
9.1　商標の変更
9.2　商品及びサービスの分類及び明細に関する変更
9.3　図形的要素の分類に関する変更
9.4　名称，企業名称，本拠地又は住所の変更
9.5　制限又は抵当権
9.6　高度著名性

10.　他のサービス
10.1　照会
10.2　証明書
10.3　書誌データの修正
10.4　書類の複写
10.5　商標調査

1.　一般的規定

1.1　商標審査に適用可能な基準

以下は，商標の審査に適用可能である：

連邦憲法：

第5条－（...）

XXIX－本法は，本国の社会的関心並びに技術的及び経済的発展からみて，産業的創作，商標の所有権，会社の名称及びその他の識別可能な記号の保護に加えて，それらの使用の一次的な特権を産業的発明の著者に保証するものとする。

ブラジル国が加盟している条約及び協定－パリ条約（CUP）及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS）又は本国が固守するもの。TRIPS 協定は，商標の審査についてそれ自体が施行する基準を有さないが，主題（本件）に関して国内法において知的所有権分野における最低限の保護を確立するために，ブラジル国政府が負うべき一連の責務を創成することで，注目に値するものである。

法律 No.9,279－1996 年 5 月 14 日付の産業財産法（LPI）

民法，商法及び著作権に関する法規のようなその他の法令に含まれているが，最も広範な意味において，産業財産法と関連又は関係を有するあらゆる規則

1.2　通知の公式手段

通知にかかわるブラジル産業財産庁（INPI）の公式手段は，同庁のウェブサイトで，PDF 形式で閲覧可能な産業財産権公報（RPI）である。

RPI の公表は，国民の休日を除き，毎週火曜日に行われ，休日に当たるときは，その後の最初の就業日に公表される。

RPI における公表日の遵守は，商標の出願，登録及び申請の法定期限が起算されるので重要である。

INPI は，特定のシステム管理及び監視プロセスによる公報に公表されたデータの解読を支援するために，RPI を XML 形式でも提供する。しかし，この形式は INPI の正式な公表手段ではない。

商標に基づく検索及び項目 3.11 手続追跡に記載されているマイ・オーダーモジュール（My Order module）のような，その他の非公式な手段及び情報付属機器も存在する。

1.3　出願及び申請についての手順

INPI へ商標登録出願又は申請書を提出するためには，2 の方法が存在する：

a)INPI のウェブサイトで閲覧可能な e-マークシステムを通じてのインターネットによる方法；

b)当庁のウェブサイトから印刷するために利用可能な書面様式であって，リオデジャネイロ市における INPI 本拠地若しくは庁の州支局の 1 に本人が持参し，又は 1991 年 4 月 15 日付の大統領令 s/n° において定められているように，受領通知を求める書留郵便により書面を郵送する方法。

1.4　手順の日付及び時刻

e-マークを通じて送付される電子出願（登録出願及び商標の請求）にかかわる記録の日付及び時刻は，電子様式で送付する場合と同一となり，かつ，それらの出願の提出の証拠として利用可能となる。

書面で提出される手順に関して，当該手順の日付及び時刻は，手順ラベル上に記録され，INPI パス及び使用者パスに表示される。

郵送によって送付される場合には，手順の日付及び時刻は，郵便局における受領通知（A.R.）の登録の日付及び時刻と同じとなる。

1.5　法律の行使に対する合法性

ブラジル国に所在する個人又は法人

INPI に対して，ブラジル国に所在する個人又は法人は，それらの者が代理人を有するか否かに関係なく，行為を行うことができる。

私法によって支配される個人又は法人に関して，製品若しくはサービスの商標出願若しくは登録を移転する権利は，LPI 第 128 条(1)に準拠して，記号が提示を意図する商品又はサービスと合致し得る活動の合法で，かつ，有効な実施に依拠する。更なる情報は，項目 5.5 出願人の合法性の分析において得られる。

団体商標及び証明商標に関して，項目 5.5.5 団体商標又は証明商標に含まれる情報に従って，LPI 第 128 条(2)及び(3)に記述された出願にかかわる特別な条件が存在している。

外国に所在する個人又は法人

外国に在住する出願人は，LPI 第 217 条に定められているように，召喚状を受け取る権限を含む委任状によって，ブラジル国内の法定代理人を指定しなければならない。

商品若しくはサービスの商標出願若しくは登録の移転を請求する権利も，LPI 第 128 条(1)に準拠して，出願が提示する商品又はサービスと合致し得る活動の合法で，かつ，有効な実施に依拠する。更なる情報は，項目 5.5 出願人の合法性の解析において得られる。

団体商標及び証明商標に関して，項目 5.5.5 団体商標又は証明商標に含まれる情報に従って，LPI 第 128 条(2)及び(3)に記述された出願にかかわる特別な条件も存在している。

代理人

如何なる者も，INPI に対して代理人として行為することができる。委任状は，出願人が，INPI における同出願人の利益を代理するための法律家，法律事務所，任意代理人又は個人である代理人を選出するための文書である。

この文書が有効とみなされるためには，許諾者，受諾者，付与される権限にかかわるデータ，並びに許諾者の日付，在所及び署名を含む必要がある。この委任状は，ポルトガル語で記載されなければならず，また，原本が別の言語であれば，申請者は，翻訳文を提出しなければならない。ただし提出物の領事認証及び公証の必要はない。

委任状は，商標登録出願又は商標申請書の何れかの提出のプロセスにおける当事者（代理人）の最初の行為の時点において，又は登録出願又は申請の日付から 60 日以内に，提示されなければならない。

委任状が適時に提出されない場合には，出願は，LPI 第 216 条の第 2 項に記述されているよ

うに，確実に棚上げされることになる。
委任状の審査に関する更なる情報は，項目 5.6.1 委任状において認めることができる。

1.6　最終期限

LPI において，一般規則として，記述された最終期限は，RPI における公表日から起算される。
起算は，公表の第 1 の就業日に開始され，連続日数に基づいてなされる。
規定された期間が終了すると，行為を実行する権利は，消滅する。ただし当事者の管理を超える予期されない出来事であって，当該行為の実行を妨げる出来事により，LPI 第 221 条及び決議文 21/2013 に従って妥当な最終期限回復に適合する場合を除く。

1.7　手数料及び課金

INPI のサービスに関する手数料及び課金は，INPI のウェブサイトで閲覧可能な手数料及び課金表に示されている。
手数料及び課金表において，金額は，紙出願と電子出願との間で相違する。電子出願は，値引きの利益を享受する。
INPI 決議文／PR No 129/2014 に基づいて，値引きは，個人；零細企業；2006 年 12 月 14 日付の補充法律 123 に定められているような個人の零細企業家及び小規模企業；1971 年 12 月 16 日付の法律 No.5764 に定められているような共同体；教育及び研究機関；独自の行為を参照したときに非営利組織及び公的機関にも適用できる。
納付は，INPI の徴収の文書である統一納付様式（GRU）によってなされる。
不要な手数料が課金された場合には，出願人は，電子提出物では利用できない，特定の書面のみによる請求によって還付を請求することができる。これは，INPI 理事会（DIRAD）の手数料及び課金表において認めることができる無料のサービス（コード 801）であって，この理事会によって制定された手続に適合するものである。

1.8　当事者の行為の活用

INPI は，LPI 第 220 条において規定されているような必要な方策を成し遂げる当事者の行為を，可能なときはいつでも，活用する。

1.9　ユーザーカスタマー向けサービス

オンライン支援

ユーザーは，INPI ウェブサイトのホームページで閲覧可能な「コンタクト・アス（Contact US)」システムによって，自身の問合せ及び質問を当庁へ送付することができる；
「コンタクト・アス」の標準様式において，出願人は，問合せ又は質問に従って，関心事の主題／領域を選択しなければならない：
ウェブマスター：電子 INPI（e-INPI）サービスへアクセスするためのログイン及びパスワードの使用又は登録に関する問合せ
商標－登録方法：登録申請のための手続に関する問合せ
商標－手続きの監視：商標の手続きにおける進捗情報
審判請求及び行政上の無効手続：審判及び行政上の無効手続における商標の出願，登録又は申請に関する事柄

INPI は，コンタクト・アス・システム様式の特定的分野に入力された電子メールに対して，応答を送付することになる。

個人的参加

商標部の面談サービスは，ヒアリングプロセスを通して行われ，それは，アドレス vistamarcas@inpi.gov.br への電子メールを介して，請求されなければならない。そのメッセージは，次を含まなければならない：

プロセス番号；

商標；

観察の理由。

商標部は，応答のメールにおいて，INPI 本拠地(Nº 1 Rua São Bento)における参加の日付及び時刻を決定する。

ヒアリングは，本庁の職員が同伴した状態での，案件ファイルの可視化からなる。

この DIRMA（商標部）によって提供されるサービスに加えて，INPI は，国内中に，紙面でなされる商標登録出願又は商標申請書の提出に対応可能な受理機関を有している。

リオデジャネイロ市内の INPI 本拠地における受付窓口は，午前 10 時から午後 4 時半までオープンしているが，その他の諸州における就業時間には差異がある。各々の州の受理機関の住所，電話番号及び受付時間は，当庁のウェブサイト上のアバウト・アス（About Us）における住所及び電話の項目で把握できる。

電話応答

商標理事会は，月曜日から金曜日の午前 8 時から午後 5 時まで，ユーザーに対して，電話サービスを提供している：(21)2037-4352。

1.10　情報へのアクセス

2012 年 5 月 16 日の大統領令 No.7,724 によって制定された情報入手法（the Access to Information Act）としても知られている 2011 年 11 月 18 日の法律 No.12,527 は，透明性の向上及び国民による情報へのアクセスの促進を求めて，公共行政における情報へのアクセスのための指針を設定した。

INPI は，情報入手法に合致して，次のツールを提供する：

・項目 1.2 通知の公式手段に記載された，INPI の通知の公式手段である産業財産権公報(RPI)；

・項目 3.11.1 マイ・オーダー（My Orders）に記載されたマイ・オーダー・モジュール

・項目 3.11.2 商標に基づく検索に記載されているような出願並びに出願及び登録書類の表示を含むデータベースの調査；及び

・項目 1.9 ユーザーカスタマー向けサービスーオンライン支援に記載されたコンタクト・アス・システム

2.　商標とは

2.1　定義

商標は，商品又はサービスに適用される記号であり，その主たる機能は，原産地を識別し，かつ，適用対象の商品又はサービスを，異なる原産地の同一，類似又は関連の他の商品又はサービスから識別することである。
ブラジル国の法律によれば，すべての視覚的に識別可能な記号は，法律によって禁止されないときには，法律 No.9279/96（産業財産権法）の第 122 条に準拠して，商標としての登録に適格なものである。

2.2　性質

商標は，その性質に関して，商品，サービス，団体的なもの及び証明されるものとして分類される。

商品商標（Product Trademark）
商品商標は，当該商品を，異なる原産地の同一，類似又は関連の他の商品から識別するために使用されるものである（LPI 第 123 条，第 I 項）。

サービス商標（Service Trademark）
サービス商標は，1 のサービスを，異なる起源の同一，類似又は関連の他のサービスから識別するために使用されるものである（LPI 第 123 条，第 I 項）。

団体商標（Collective Trademark）
団体商標は，集合的法的実体（団体，協同体，ユニオン，共同事業体，連盟，連合，など）の加入者の商品又はサービスを，異なる起源の同一，類似若しくは関連の商品又は関連のサービスから識別するためにデザインされたものである（LPI 第 123 条，第 III 項）。団体商標は，商品商標及びサービス商標から明確に識別する目的を有する。この団体商標の目的は，消費者に対して，商品又はサービスが所定の実体の加入者に由来することについて，知らせることである。
登録を所有する実体の加入者は，商標の使用を統治する規則に定められている場合には，ライセンスの必要性なしで，団体商標を使用することができる。その代わり，商標所有者は，加入者に対して，利用規則により，使用の条件及び差止めを設定することができる。

証明商標（Certification Mark）
証明商標は，特に，品質，性質，使用される材料及び採用される方法に関する一定の規範，基準又は技術的仕様の範囲内への商品又はサービスの適合性を証明するために使用されるものである（LPI 第 123 条，第 II 項）。証明商標は，商品商標及びサービス商標から明確に区別される目的を有する。この証明商標の目的は，公衆に対して，商標によって識別される商品又はサービスが規則又は技術的基準に合致していることを知らせることである。
証明商標は，LPI を遵守するうえで，商品又はサービスの技術的要件との合致性を証明するために，所有者によって権限付与された第三者のみによって使用されなければならない；すな

わち，証明商標は，第三者の証明のみである。利害関係人は，要件に準拠して，所有者の INPI 登録証明商標自身の商品又はサービスに組み入れることができる。
この種の商標は，衛生査察の押印又は法律によって確立された商品又はサービスに関する規則または特定の基準の遵守を置き換える，又は上書きすることはできないことに留意すべきである。
商品又はサービスの品質の保証を必要とする者が誰であっても，その者による証明商標の取得によって，消費者保護法（Consumer Protection Code）（法律 No.8,078/90）にそのように定義されている提供者自身の責務から，当該証明商標を取得した者が免除されることはない。

2.3　提出の様式

図表形式の提出に関して，標章は，文字的なもの，図形的なもの，混合されたもの及び立体のものに分類される。

文字商標（Nominative Trademark）
文字的又は言語的な商標は，要素が形象的又は図形的なものとして存在していないことを条件として，新造語並びに文字及び／又はローマ数字及び／又はアラビア数字の組合せも含む，ローマ字アルファベットの広範な意味における 1 以上の語からなる記号である。

CORONA
TREZENTOS E OITENTA
IRREVERENTE & CIA
XIX
AtlânTIca
VARIG
9 E 1/5

図形的商標（Figurative Trademark）
図形的又は紋章的商標は，次からなる記号である：
意匠，画像，図及び／又は標章；
単独又は描画，画像，図又は標章を伴う，形象的若しくは図形的な文字又は数字の形態；
ヘブライ，キリル，アラビア語，などのようなその土地特有の言語の異なるアルファベット文字からなる言葉；
日本語及び中国語のような表意文字
上記に掲載した後者の 2 例の場合では，法的な保護は，それらが示す言葉又は表現ではなくて，文字の図表形式の表示及び表意文字自体にあるのであるが，出願において出願人が表意文字を示す言葉又は用語を提示した場合を除き，それが大多数の公衆消費者にとって理解できる限り，その場合には，混成商標と解釈されることになる。

混成商標（Mixed Trademark）
混成又は合成の商標は，言葉と図形的要素との組合せ，又はスペリングが装飾的又は図案化形態で示された言葉の要素のみからなる記号である。

立体商標（Three-dimensional Trademark）
立体商標は，それ自体で識別的な塑造形態であり，適用される商品又はサービスを識別可能である記号である。登録可能であるためには，商品又はサービスの識別的な立体形状は，技術的効果から切り離されるべきである。

2.4　法的原則
商標法を統率する 3 の基本的原則が，存在している：
・属地性（Territoriality）
・特殊性（Specialty）
・限定的システム（Attributive system）

2.4.1　属地制
LPI 第 129 条は，「商標の所有権は，本法の規定に基づいて，有効に発行された登録によって

取得され，所有者には，国内全域における排他的使用が保証される（...)」と定められているように，領土保護の原則を正式に記載している。
したがって，国によって与えられる保護は，国の領土制限を超えるものではない。

周知商標（Well-known trademark）
周知商標自体は，次を規定しているパリ条約（CUP）第6条の2に基づいて周知商標に与えられる保護の属地性の原則に対する例外を提示する：
第6条a 条約の締約国は，一の商標が，他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその締約国において広く認識されているとその権限のある当局がみとめるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には，その締約国の法令が許すときは職権をもって，又は利害関係人の請求により，当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし，及びその使用を禁止する措置を講ずる。一の商標の要部が，そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合にも適用される。
この条約の規則に関して，ブラジル国は，条約の調印国として，条約の締約国でもある別の国において預託又は登録によって正規に保護される商標であって，ブラジル国内に以前に出願されたか登録されたかに関係なく，当該別の国において広く認識されている場合には，商標の剥奪となる登録を拒絶又は無効化する措置を講ずる（LPI 第126条)。
この基準は，職権で適用され，又は正式な提出による利害関係人による請求により適用されることができ，当該当事者の評判が証拠の提出なしで済ませるのに十分であるとみなされるときに行われる。
LPI 第126条及びCUP 第6条の2に基づく異議申立の審査にかかわる手続は,項目5.12.4 LPI 第126条に基づく異議申立に詳述されている。

条約の優先権
優先権の主張は，パリ条約（CUP）において規定されており，産業財産権法の第127条においても企図されている：
第127条　ブラジル国と協定を締結している国において又は国際機関に対して提出された商標登録出願は，それが国内出願の効果を生じるときは，協定に定められている期間内において優先権が保証されるものとし，当該出願は，この期間内に生じた事態により無効とされること又は不利な取扱いを受けることの何れもないものとする。
そのようなメカニズムは，次の条件が満たされる場合には，ブラジル国内における出願の優先日を，外国の出願／登録と同一であると認める：
a)出願人は，CUP に調印している国における最初の出願から 6 月以内に，ブラジル国内に同一の登録出願を提出しなければならない；
b)優先権主張は，出願が提出される時点に行われ，かつ，ブラジル国内の出願日に先行するその他の優先権によって，60 日以内に補充できることとする；
c)優先権主張は，出願又は登録の番号，日付及び写しを含有する原本の適正な書類によって証明されることとし，その内容が出願人の全責任となる簡単な訳文が添付される；
d)出願請求と共に提出されないときには，優先権を証明する書類は，優先権喪失の罰則及び

後続する出願の再公表に基づいて，出願日から起算して 4 月以内に提出されなければならない；
e)優先権が譲渡を通じて得られる場合には，対応する書類は，優先権書類自体とともに提出されなければならない。
条約の優先権を伴う出願の審査にかかわる指示は，項目 5.6.2 条約優先権を証明する書類及び項目 5.4.6 条約優先権を伴う出願の明細に明記されている。

2.4.2　特殊性

商標に付与される保護は，出願人の活動に対応する商品及びサービスに適用され，それは，当該商品又はサービスを，異なる起源の同一又は類似の商品又はサービスから識別することを目的としている。

高度著名商標

特殊性の保護の原則の例外として，高度著名とみなせる商標は，LPI 第 125 条に基づいて，すべての市場区分において保護を付与されることが提示されている：ブラジル国内で登録された高度著名とみなせる商標は，すべての活動分野において特別な保護が保証されることとする。
周知商標の事例，すなわち，CUP 第 6 条の 2 の規定に従わなくてよいブラジル国における先行登録で観察される場合に反して，特殊性の原則から逸脱するこの特別な保護は，商標が，上記した第 125 条から明らかなように，その法令に基づいて既に正式に登録されている場合のみ，可能である。
2013 年 8 月 19 日付の INPI Resolution/PR No. 107/2013 に従って高度著名商標を認知すると，INPI は，その評判に対して混同又は損害を来しやすいすべての商標の再製又は模倣が禁止されるという相当する注釈を，それらの記録中に行うことになる。
高度著名であることに基づくクレームの審査に関する手続は，項目 5.12.3 LPI 第 125 条に基づく異議申立及び項目 9.6 高度著名性において見出すことができる。

2.4.3　限定的システム

ブラジルで採用される商標登録システムは法律に帰すことができ，すなわち，それらの所有権及び排他的使用は，LPI 第 129 条に定義されているように，登録を通じてのみ，獲得される。
登録からもたらされる限定的権利の特性の原則は，先の使用及び所有権の簡単な承認のみとしての役割を果たす登録から生じる標章に対する権利の宣言システムとは対照的である。
一般的規則として，出願を提出する第 1 の当事者が，登録の優先権を有する。しかしながら，この規則は，先使用者の権利と呼ばれる例外を含むものである。

先使用者

これは，混乱や不当な関連付けを引き起こす可能性がある，同一の目的のために同一又は類似の標章を少なくとも 6 月間使用していたことを立証する善意の使用者によってなされる，LPI 第 129 条(1)に基づく，規則に対する例外である：
第 129 条（...）

(1) 出願の優先日又は出願日に，ブラジル国内において少なくとも6月間，同一，類似又は関連の商品又はサービスを識別又は証明するために，同一又は類似の標章を善意で使用していた者は，登録についての優先的権利を有するものとする。
したがって，その者は，上記の要件がみたされるときには，登録について優先的権利を主張することができ，よって，出願人は第三者によってなされた登録申請に対する異議申立を提出し，LPI 第129条(1)の規定に準拠して，ブラジル国内での当該商標の使用を特徴づけるのに十分な証拠を提示することを第三者に指示し，かつ，LPI に基づいて，商標登録の出願の証拠を提供しなければならない。
LPI 第129条(1)に基づくクレーム審査手続に関する付加的な情報は，項目5.12.6 LPI 第129条(1)に基づく異議申立において認めることができる。

2.5 不正競争の防止

不正競争の防止に関するブラジル国の法的システムは，国際条約及び国内法令に由来する特別法及び規定に基因する。不正競争を定義している国内法は存在せず，教義によって一般的に認められている定義は，以下のとおり表現されている CUP 第10条の2(2)と合致している：
第10条の2
(2) 工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は，不正競争行為を構成する。この条約の規定は，完全に網羅しきれていない行為の一覧を含み，それらの行為は不正競争を構成するので，抑制されるべきものである。これらの行為の中で，我々は，次を強調することに関心がある：
競合者の設立，商品又は商業的若しくは工業的活動について，如何なる手段であっても当該手段によって混同を来すような性質のすべての行為；
表示又は主張であって，その業としての使用が，商品の性質，製造プロセス，特徴，それらの目的に対する適切性又は品質に関して，公衆に誤解を生じさせがちなもの。
不正競争を抑制する規則の適用に関して，特に，工業所有権を保護可能と法規がみなした 1 の手段の適用（LPI 第2条(V)）が，次の場合には，提示された異論の状況において，観察されるべきである：
進展した社会的活動に基因して，複数の会社又は人々の間に競争関係が存在する場合；
提出の行為が，工業的又は商業的な事項における誠実な使用に反する行為を構成する場合；
競合当事者が，特定の法規によって裏付けられている主張された資格を有する場合。
行政の分野における不正競争の抑制は，顧客の詐欺的流用につながる商標登録による競争の道徳的規則に違反する行為のような，知的所有権の付与を介する競争秩序の攪乱を起こし得る事実に限定すべきである。
登録時の記号の使用の合法性を通じて，競合者の組織，商品又は工業的若しくは商業的活動間に混同又は不当な連携が存在する仮説に基づいた場合，登録は，LPI において提示されている事例に適用可能な法律規定からみて否認される。
LPI 第2条第V項及び CUP10条 a に定められた基準についての行政レベルでの検討のための規則は，項目5.12.2 不正競争に基づく異議申立に詳述されている。

3.　登録出願又は商標申請を行う方法

INPI は，登録出願及び商標申請を提出するための 2 の方法を規定している：

・出願及び申請を完全に電子的な態様で送付するためのｅーマークシステム；

・郵送によって送付された出願も受理するブラジル国中に配置された当庁の受理部署に出願及び申請を提出するための紙面様式。

本項において，監視に関する指針に加えて，利用可能な 2 の態様で，出願及び申請書式を提出するために必要な情報を見出すことができる。

電子出願を選択する出願人は，払戻し表の割引からの恩恵を受けるのみならず，書類が既にデジタルフォーマットで提出されているので，進捗の可視化へのアクセスを簡易化することになる。紙面による出願は，より高額となるのみならず，商標部門の情報システムにおいて表示されるために，前以てタイプ打ちされ，かつ，スキャンされる必要がある。さらに，電子出願を選択することは，紙の無駄を省きサステイナビリティの方針とも合致する。

3.1　e-INPI 登録

登録商標出願又は商標申請を提出するための第 1 段階は，商標部門のサービスへのアクセスを提供する e-INPI 登録である。

この登録は，当庁のすべての部局についての INPI にサービス及び業務を請求することを望むいかなる者又は会社に対しても必要とされる。当事者，当事者の弁護士，法定代理人又は知的所有権代理人(API)は，自身によるシステムへのアクセスを認証するためのログイン及びパスワードからなる電子識別を登録することができる。

3.1.1　e-INPI 登録様式を完成させるにあたって

最初に，e-INPI 登録ページにアクセスし，かつ，次の登録態様を選択することが必要となる：ブラジル国内に所在し，かつ，自身のために出願をなす個人又は法人についての顧客として，又は別の者の法定代理人として行為する利用者であり，特別な権限を有さない弁護士若しくは代理人としての何れかの態様。事務所又は知的所有権代理人の登録は，INPI 自体における知的所有権代理人委員会(Industrial Property Agents Committee, COCAPI)を通じて行わなければならないことに留意すべきである。ブラジル国内に所在しない個人又は法人は，項目 1.5 法律の行使に対する合法性に含まれるものを遵守しなければならない。

出願人は，e-INPI システムの一般的なサービス条件を構成する「加入条件」を承認した後，ログイン(利用者名称)及びパスワードを創成する登録様式データを完成させなければならない。

パスワードは，最小で 6，最大で 10 の記号を含有しなければならず，その記号は，文字若しくは数字，又はその両方をスペースなしで含むことができる。&，!，%，？，ハイフン又は引用符などの特殊記号を使用してはならない。ログイン及びパスワードは大文字と小文字とを使い分けし，すなわち，システムは，記録において，小文字から大文字を区別するものである。

注記

a)パスワードは，個人的であって，譲渡できないものであり，かつ，第三者に伝達してはならない。理想的には，商標の出願人／所有者は 1 のパスワードを有し，また，彼らの代理人

又は法定代理人は別のものを有すべきである。法定代理人が，GRU を発行するために，出願人／契約当事者本人のパスワードを知っている必要はない。さらに，パスワードの伝達により，代理人が最終的に免職された後の不正使用のような将来的な問題が発生する可能性がある。
b)当庁は提示された情報に基づいてのみ,利用者に接触することができるので,利用者は INPI において自身の記録を更新し続けなければならない。登録証の発行に対する拒絶理由の通知のすべては，出願人及び／又はその代理人について提示された情報の合致性に依拠する。したがって，データの何らかの変更，及び無論なこととして，INPI との手続き遂行中の過程を阻害する何らかの変更は，機関へ報告されなければならない。

データ様式を完成するための指示

e-INPI システムは登録を完成するうえで役立つツールを提供するが，この段階において満たされた一部の情報が自動的に e-マークシステムの電子様式に移行されるので，出願人のデータに関し，幾つかの点について明確化することが必要とされる。
様式において現れる必要のある出願人のデータ，すなわち，INPI における商標登録を申請する個人又は法人のデータは，次のとおりである：

様式内に自動的に出現することになるフィールド：	注記
完全な名称	完全であって，略語のない者(個人)又は事業者(法人)の名称が記入されなければならない。
完全な住所	住所は，通りの名称，番号，区，市，UF 及び CEP 郵便番号を含むべきである；出願人が外国に所在する場合には，CEP は必要ではない。
出願人の法的性質	手数料表に従って，幾つかのサービスは，納付が，個人；零細企業；個人の零細企業家；小規模企業及び法律によって定められた共同体；教育及び研究機関；非営利組織，また，独自の行為を参照したときの公的機関でなされた際に 60%分が減額された手数料の金額を伴うものである。したがって，法的実体を正確に完全に記載することにより，統一徴収ガイドの発行時点における自動的な割引きが保証される。
場合に応じて，CPF 又は CNPJ	利用者は，フィールドの記入のために，次の項目に留意しなければならない：CPF は 11 桁を有さなければならず，また，CNPJ は 14 桁を有さなければならない。1 の CNPJ 又は CPF を登録することのみが許可される。完成にあたって，CNPJ を個人の名称と関連付け，又は CPF を事業所の名称と関連付けることを回避するために，名称又は事業者名称は，登録されるべき CNPJ 又は CPF に有効に対応することに留意すべきである。
電子メール	利用者が，自身の電子メールを正確に入力することは重要である。同様に，その電子メールが，利用者によって比較的頻繁にアクセスされることは重要であり，それは，商標部門がやが

	てこのチャネルを通じて利用者と接触する可能性があることを理由としている。

3.1.2　e-INPI 登録データに対する変更

下記を除く登録データの変更は，ウェブサイトのホームページで利用可能な GRU モジュールにおいて，出願人によって直接なすことができる。

a)CPF(個人用納税者番号)及び CNPJ(法人用税務登記番号)は，新たな CPF 又は CNPJ を伴う登録が新たなアカウントを生成するので，変更することができない。統合，合併又は類似のことが存在する場合には，この手続きに関して，統合又は合併に先立つ商標出願又は登録に適用可能な移転のための具体的なサービスが存在する。

b)氏名／法人名称及びログインは変更できるが，その変更は，出願人によって直接実施することができない。それらを変更するためには，利用者はコンタクト・アスを起動し，かつ，関心の主題／領域として，ウェブマスターに示さなければならない。

出願人によって直接なすことができる変更を達成するためには，次のステップに従わなければならない：

a)前以て創成されたログイン及びパスワードを用いて，GRU モジュールにアクセスすること；

b)登録簿にアクセスするために，氏名／法人名称をクリックすること；

c)必要な変更を行うこと；

d)「セーブ(Save)」ボタンをクリックし，かつ，終了するためにリンク「エンド・セッション(End Session)」を使用すること。

システムに再び入り込むと，登録のためになされた変更は更新されている。

先の項目に記載されたフィールドのうちの 1 のフィールドにおけるいかなる変更も，GRU の発行前になされなければならない。それらは，GRU の発行時点までのデータのみが出現するように，電子様式に移行される。

GRU モジュールの登録簿における変更は，登録簿の改変に先立って提出された出願に関する出願人又は所有者のデータに影響を及ぼさない。

電子 INPI システム及び GRU 生成における変更の前に提出された出願又は登録は，特定の申請及び手数料の納付を提出する，すなわち，名称，本拠地又は住所の変更に関する注釈がついた INPI 料金表のコード 348 に基づく申請書を提出することによって，出願人又は所有者の氏名，法人名称，本拠地又は住所のみを変更することができる。

3.2　サービスの手数料及び費用の表

商標部門によって提供されるサービスに関する料金表は，INPI のウェブサイト上で利用可能であり，利用者は，各サービスの価値を知るために，自身による出願要求又は申請を行う前に，当該料金表を調べるべきであり，また，INPI が認可する割引を以下の場合利用可能である。

・個人；
・零細企業；
・個人の零細企業家；
・小規模企業；
・法律に定められているような共同体；

・教育及び研究機関；
・非営利組織；及び
・独自の行為に関する場合の公共の機関
外国の出願人又は外国に居住している者は，上記に掲載した除外の条件内に属し，よって，国内法に依拠するビジネス・フレームワーク・ケースであるので，これらの割引を受ける資格を有する。
出願人にとって，要求することを望むサービスに課せられた金額を知ることは，完全に自身の責務である。統一納付様式(GRU)の発行日と出願又は対応する申請の記録の日付との間に，サービス価値の変更が存在する場合には，出願人は，項目 3.3.1 GRU を発行するための指示に記載された指針に従って，納付額を調節すべきである。この場合，何らかの調節の不履行は，納付の方式指令を引き起こすことになる。

3.3 GRU の発行

利用者は，e-INPI システムにおける登録を実施した後，要求される商標部門のサービスに関する統一徴収ガイド(Union Collection Guide)を生成するために，GRU モジュールにアクセスしなければならない。これは，商標の工業所有権管理電子システムモジュールを設定する第 5 条決議 No.026/2013 に準拠する登録出願様式又は商標申請の提出前に納付されなければならず，さもなければ，それらは，無視されることになる。
GRU は，サービスが納付免除であるときであっても，発行されなければならない。

3.3.1 GRU を発行するための指示

諸々のフィールドを記入するための指針
追納
利用者は，e-INPI システムにおける登録を完了した後，以下のとおり，所要なサービスに対応するタブを生成するために，GRU モジュールにアクセスする必要がある：
a)INPI ウェブサイト上で，利用者は，リンク GRU 統一納付タブ(GRU Union Payment Tab)をクリックし，次いで，前以て登録されたログイン及びパスワードのフィールドを記入しなければならない。
b)発行ページ上で，利用者はユニット・フィールドにおける選択肢を選択しなければならない。
c)次に，コード(例：389，349，377)を記入することにより，所要のサービスを単に選択し，かつ，エンター(Enter)を打ち込むこと；又は対応するボックスにおけるサービスの名称を探して，サービスを選択すること。
d)この時点において，利用者にとっては，寄託を紙面様式で行うのか，又は電子様式で行うのかを選択し，かつ，サービス型式に従って変動することになる，要求されるその他の情報を提供する必要がある。
e)商標登録出願の場合では，利用者は，第 1 に，商標の提出，次いで，その性質に関して質問されることになる(提出の型式間の差異及び商標の性質に関する情報は，項目 2. 商標であるものにおいて見出すことができる)。
f)要求されるサービスのプレブユーを伴ってウィンドウが出現する；利用者は，商標の提出若しくは性質又は問題のサービスの価格のような詳細に加えて，所望のサービスを確認しな

ければならない。最後に，利用者は，サービス承認（Finalize Service)をクリックしなければならない；このフェーズ中に，サービス又は何か別の情報の選択に関して何らかの誤りが存在する場合には，サービス取消し(Cancel Service)のボタンをクリックする必要がある。
g)最後に，「サービスの成功裏に記録されました(Service Recorded successfully!)」のページにおける指示を注意深く読み,次いで,GRU 発行(Issue GRU)のボタンをクリックすること。利用者は，選択されたユニットの別のサービスを実施する際にのみ，新サービス(New Service)のボタンをクリックしなければならない。最後に，GRU が発行されると，利用者は，他の利用者らのためにシステムリソースを解放するために，ログアウト(Log Out)リンクをクリックしなければならない。

注記
利用者は，同一のサービスを 2 回以上要求することを望む場合に，タブを再使用してはならない：新たな GRU が発行されるように，同じ仕様で，サービスを単に再選択すること。

フィールド記入のための指針
「参照する申請の対象」フィールド：
幾つかの場合において，申請提出に関する手数料納付様式を生成するとき，利用者は,「管理手続(Administrative Procedure)」フィールドに加えて,「「参照する申請の対象」フィールドに記入することを求められることになる。

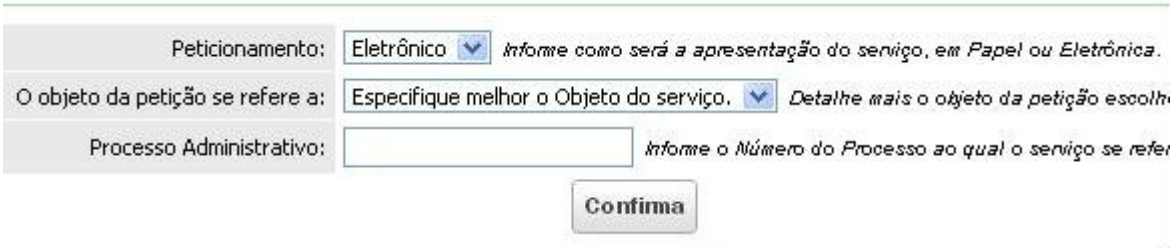

「参照する申請の対象」フィールドは，2 の記入選択肢を有する：登録過程又は申請における記入選択肢。登録過程における選択肢は，請求されるサービスが商標出願又は登録を参照する場合に，選択されなければならない。例えば，サービス準拠要件は，国際分類指標に従った出願又は商品の明細再提出にかかわる利用者に対する INPI の要件に関連する。
次に，申請における選択肢は，請求されるサービスが申請に関与する場合に，選択されなければならない。上記の例で言うと，サービス準拠要件は，移転請求の結果として追加の書類を提出する際に，出願に関連することができる。
両方の場合とも，利用者は，請求されるサービスにおいて参照された案件番号でもって，申請対象フィールドの真下にある管理過程フィールドの記入を完成させなければならない。

例：
審判請求手続又は行政上の無効手続が，RPI において公表された。この事例では，利用者は，要件に適合するために，申請選択肢を選択すべきである。利用者は，出願に関する優先権書

類又は委任状を提出することを望む場合には，登録過程選択肢を選択すべきである。

注記

すべてのサービスの説明表，当該表が参照するそれらのサービスの適用又は対象は，項目 3.7 申請に関する説明表において利用できることを忘れてはならない。
準拠要件のような RPI に公表されている行為を参照するサービスがマガジンフィールドにも出現するとき，当該マガジンフィールドには，前記行為が公表された RPI 番号を伴って記入がなされなければならない。

関連申請

利用者が申請提出に関する GRU を発行し，かつ，申請対象フィールドにおいて「申請」選択肢を選択する場合には，以下の画像のとおり，新たな関連申請のフィールドが開くことになる。

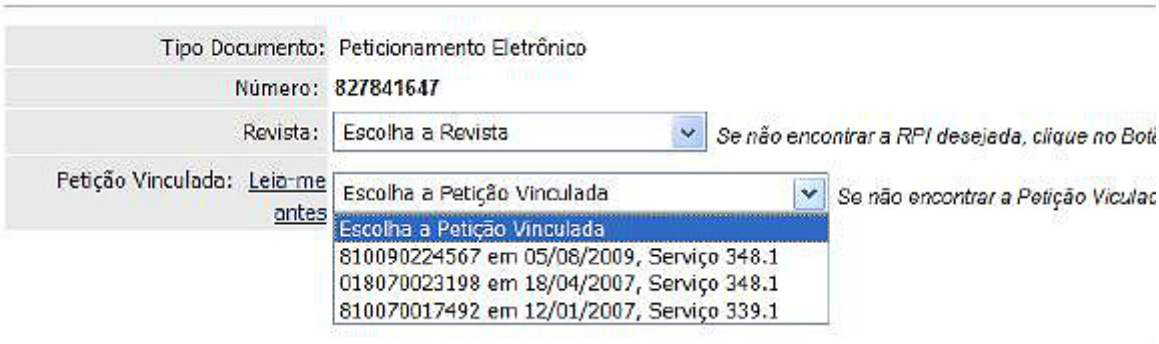

当該過程中に提出された申請は，このフィールドに出現する。利用者は，既に提出され，かつ，請求された GRU に関連するサービスと関連付けられた先の申請のみを選択しなければならない。関連申請がリストされたものの中にない場合には，利用者は，フィールドが手入力利用可能となるように，確認ボタンをクリックしなければならない。
次いで，単に承認し，かつ，要求されたサービスに対応する GRU を発行する必要がある。

追納

少額納付表は，出願又は申請の提出に関する要件を回避するために，INPI 補償表(INPI Compensation Table)における変更のときを含めて，当該提出に先立って追納することができるものである。
出願人は，自身のログイン及びパスワードでもって GRU モジュールにアクセスした後，総合管理(General Administration)のようなユニットを選択し，かつ，サービスコード 800 を記入し，又は「納付完了(Payment Completion)」を選択しなければならない。利用者は，「予納手数料(Previous Fees)」のフィールドにおいて予納した手数料の一覧を参照することができる。出願人は，予納案内番号を選択し，かつ，追納すべき値を報告し，次いで，確認ボタンをクリックしなければならない。
追納後，納付受領書の写しが，電子又は紙面申請の何れかによって，出願又は申請に添付して送付されなければならず，電子様式で提出するためには，GRU 番号の記入用のフィールドに

おいて，利用者は常に，添付としてのみ当該様式に従うことになる追納に関する GRU 番号では決してなく，メインサービスに関する GRU 番号であるべきと指摘することは適切である。

注記

a)完了するためには，GRU は納付され，かつ，満足されなければならない。利用者は，GRU を既に納付済みであって，それの追納を望む場合には，既に満足されている納付の 1 日後であって，納付された GRU のリストに出現するようになるまで，待機しなければならない。

b)GRU は，それを発行した同一の出願人によって追納されなければならない；さもなければ，先の GRU は認定されないことになる；

c)納付の完了が方式指令によって請求されている場合，追納表からの簡易な納付は，応答として成り立つことができない。それ故，要件の準拠は，そのような目的のための具体的な請求の適時な提出後に，検討されなくてはならない。

d)追納表は，提出されないものである。出願人は，納付受領書が案件ファイルに記録されることを望む場合には，当該受領書を，サービスコード 381－書類提出，の特定的な申請を通じて提示しなければならない。

e)追納が利用者によって自発的になされておらず，よって，方式指令を受けることになる場合には，追納すべき額は，指令が満たされる日付において有効なサービスの価値に到るために必要な差額に相当しなければならないこととする。

3.4　GRU 納付

統一納付様式は GRU システムによって発行されるものであり，利用者は次を留意しなければならない：

a)銀行業務システムにおける GRU の納付は，請求されるサービスの罰則が検討されない状況下で，電子様式を送付することにより，実施されることとする。

b)GRU は期限のフィールドにおいて用語「提出中(Under Submission)」を生成するが，利用者は，出願を使用することを望む日付までに納付しなければならない。GRU の期限は行政上の期限とは関係がなく，行政上の期限は，産業財産法の規定に従って，出願人によって厳格に遵守されるべきである。

c)所要なサービスの選択段階に対応する GRU の発行は，第三者ではなくて，出願人又はその代理人によってなされなければならないのは，必須なことである。この理由のために，システムへのアクセスは，利用者の先の識別を条件としている。したがって，産業財産権代理人が事前に存在する場合を除き，サービスの選択及びその結果として生起する GRU の発行のためにシステムにアクセスする利用者の名称は，生成されるガイド上に印字され，当該利用者を実施される行為と関連付ける；

d)利用者によって実施され，代償の支払いにより変わる行為の有効性の目的のために，意図されたサービスは，それぞれの GRU の銀行勘定調整後にのみ有効に納付されたこととしてみなされることになることに留意すべきである。

3.4.1　銀行営業時間外の納付

商標登録出願

商標登録出願の提出にかかわる手数料の納付の目的のために，銀行取引日が有効に証明され

る場合には，通常の銀行商取引時間外の時刻又は日程において納付がなされたとしても，有効な納付日とみなされる。
それ故，納付請求に関する銀行取引が電子様式の提出日までになされるが，通常の銀行商取引時間外である場合には，利用者は，電子様式登録出願の添付物として，GRU 番号，納付日及び判読可能な銀行業務認証を明確に含む統一納付様式(GRU)の納付証明書をスキャンした複写を送付しなければならない。
あらゆる商標登録出願は，方式審査を受けることを条件とする。利用者が上記の証明書を添付しない場合，又は納付の有効日に関する疑惑を払拭する必要がある場合には，方式指令の公表日から 5 の暦日内にこの目的に沿った応答を行うべきとの方式指令を行うことができる。法定期限内を準拠しない場合，出願は，存在しないものとみなされ，又はもはや請求に関連して処理されなくなる。
銀行預金残高証明書は，納付証明書としては受理されない。

電子申請
電子申請に関する納付の目的のために，銀行取引日が有効納付日とみなされる。
したがって，申請に関する納付の銀行取引が当該申請の提出日までになされるが，通常の銀行商取引時間外である場合には，利用者は，電子出願様式の添付物として，GRU 番号，納付日及び判読可能な銀行業務認証を明確に含む統一納付様式(GRU)の納付証明書をスキャンした証拠書類を送付しなければならない。
申請は，特に，納付有効日に関する疑惑を払拭するために，スキャンされた GRU 受領書の複写を送付したものについて，方式順守審査することを条件とすることができる。
いかなる指令に対する履行も，納付の不履行に基因して電子申請は検討されないとする罰則を適用する状況下で，方式指令の発行日から 60 日以内に提出されなければならない。
銀行預金残高証明書は，納付証明書としては受理されない。

3.5　e-マークの電子申請
利用者は，出願及び申請の電子様式にアクセスするためには，最初に e-INPI システム上で，請求されたサービスについてのタブを生成するために登録し，次に，ログイン及びパスワードによってサイトにアクセスする必要がある。
利用者は，商標部門との行為の方法にかかわる更なる情報を得るために，様式に記入する前に，産業財産法(LPI)No.9279/96 及びこの条文におけるすべての項目を読むことも必須となる。

3.5.1　電子様式へのアクセス
利用者は，電子様式へアクセスするためには，e-マークに入り，ログイン及びパスワードを入力し，かつ，サイン・イン(Sign In)をクリックする必要がある。利用者は，システムに入ると，正当に納付された GRU 番号(「our number(当庁の番号)」)とも呼称)を対応するフィールドに入力し，次いで，次へ(Next)をクリックしなければならない。
項目 3.9 申請から免除されるサービスに特定されている申請から免除されるサービスに関する GRU 番号は，このフィールドに入力されるべきでなく，また，項目 3.3.1 GRU を発行するための指示に記載されているような追納に関する GRU 番号も入力されるべきでないことに留

意すべきである。追納の場合では，金額が追納されるメインサービスの GRU 番号が入力されるべきである。追納のガイドは，電子様式の付属物として付随しなければならない。
利用者は，電子様式に記入するための時間として 30 分間を有する。セッション時間が様式の記入中に終了してしまった場合には，その時点までにリリースされた情報は，利用者が様式への記入を続行するために再びログインすることにより，簡単に保存されることになる。

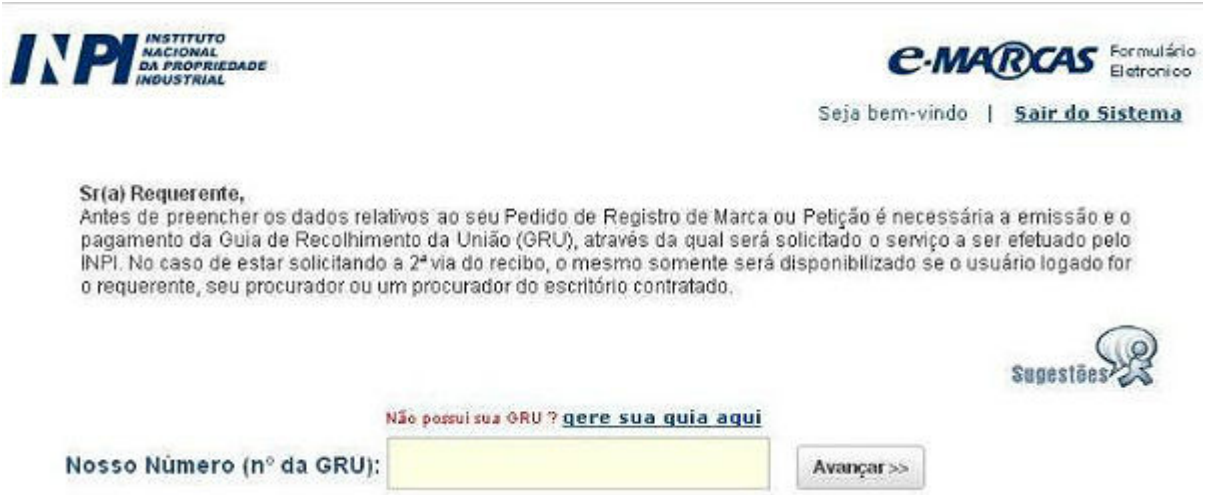

注記
商標部門がサービスに対する請求及びそれぞれの納付の銀行勘定調整を確認するのは GRU 番号を通じてであることに留意しなくてはならない。したがって，後の複写式受領書の回収を可能にするために，納付データが入力されるのは重要なことである。

3.5.2　電子様式への入力

利用者は，適切なフィールドに GRU 番号を入力することにより，商標登録出願電子様式(e-フォーム)にアクセスすることになる。この様式において，出願人及び(存在すれば)代理人に関する情報だけでなく，申請する商標に関する一部のデーター商標の性質及び提出様式ーも GRU から移行される。データの性質及び商標の提出に関するデータのみが，e-フォームへの記入時点において変更することができる。
代理人に関するデータが存在する場合，そのデータは，弁護士／産業財産権代理人自身によって登録された情報を GRU 発行時点における識別のために再製する。したがって，e-フォームへのアクセスが代理人によって実行される場合には，同様式は 2 の基本的情報部分：出願人のデータに関連するフィールド及び代理人のデータに関連するフィールド，を有することになる。代理人が産業財産庁に登録され，それも e-フォームにおいて出現する場合がある。法定代理人を有さない出願人については，代理人及び事務所のフィールドがない簡易化様式における総合データのセッションとなる。
データの提出及び商標の性質には，GRU に提供された情報が自動的にロードされる。出願人は，このデータに何らかの不一致が存在しないか観察する必要があり，存在する場合には，フィールドを更新できる。このためには，出願人は，変更ボタンをクリックしなければならない。出願人がこれらのデータフィールドの 1 を変更する場合，様式上に以前に記入された

あらゆる情報は削除されることになる。そのような場合には，所要なフィールドに，再び単に記入すればよい。商標の性質及び提出に関する補足的なガイダンスは，項目 2 商標であるものにおいて確認できる。

フィールドへの記入に対する指示

標章の言葉の要素

利用者は，自身による提出が文字商標又は混成商標であるある場合には，以下の図に示すとおり，標章の言葉の要素を完成しなければならない：

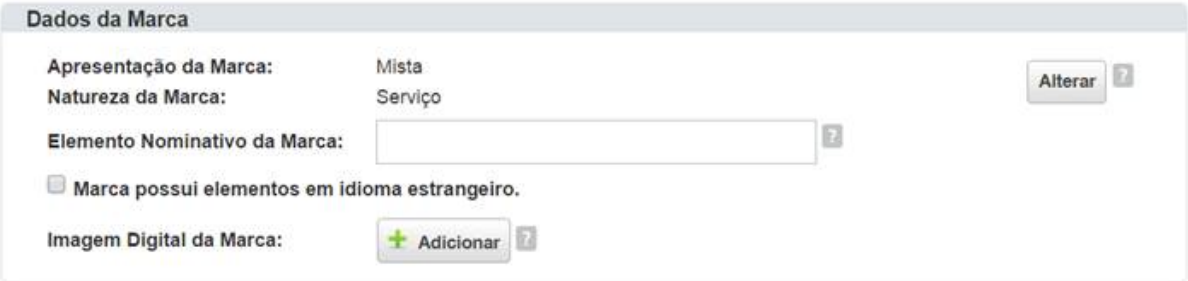

標章が立体であり，かつ，知らされるべき言葉の要素が存在しない場合には，このフィールドへの記入は要求されない。

標章が外国語の要素を含む場合には，同標章は，利用者によって示された訳語を有さなければならない。

標章が混成又は立体的なものである場合については，同標章の言葉の要素は，送付された図におけるテキストと正確に整合していなければならない。

標章画像の不変の文字要素と利用者によって宣言される文字要素との間に不一致が存在する場合には，当該画像に含まれる文字要素が優先されることとする。商標部門は，不一致なしで公表されるように出願に対して必要な訂正をなすことができる。出願人が e-フォームに記載されたものとは異なる標章画像を提出する場合には，その提出物に対して訂正がなされ，そして，当該標章画像に含まれるものが常に優先されることになる。

出願が，新たな画像の提出を生じることになる，視認性又は何らかの別の理由に関する方式指令で要求されるものであっても，提出された画像における不変の標章は，出願提出後は変更できない。標章は，常に，最初に提出された記号に対応していなければならない。

しかしながら，当初に提出された画像を修正可能であるものにおいて，幾つかの特定的な状況が存在している：

・文字標章における誤記；

・標章画像と文字要素の宣言との間の不一致；

・登録商標の標章(® 及び ™)の存在。

出願人による誤記に関して，その誤記が描写されたままであり，かつ，正確な記号を登録することが意図される場合には，当初にクレームされた記号のみに対して変更がなされることになる。訂正請求は，手数料表におけるサービスコード 378 に基づき，出願人の失敗に基因するプロセスに対するデータ訂正請求を用いて，当事者によってなされなければならない。

タイプ打ち又は記入の誤りを描写するには，条約優先権の補強書類若しくは標章の先使用の

証明書，又さらには意図された語要素を含む先の記録等の書類の支援でもってなされなければならないことは注記に値する。

標章のデジタル画像

商標が図形，混成又は立体である場合，利用者は，追加(Add)ボタンによって，標章のデジタル画像を含む書類を添付することを要求されることになる。利用者は，様式の提出前の如何なる時点においても，表示された画像を除去し，かつ，別の画像を添付することができる。これには，利用者は，除去のために対応するボタンをクリックしなければならない。

デジタル画像なしで，登録出願の e-フォームを送付することはできないことに留意しなくてはならない。

利用者にとって，e-フォームを通じての画像の伝送に関する技術仕様を遵守することは必須である。

有効なファイル・フォーマット	JPG
最小サイズ	945 x 945 画素(8 cm x 8 cm)
最小解像度	300 dpi
最大ファイルサイズ	2 MB

送付される画像は，意図された標章と有効に整合し，かつ，以下に示されるように，8cm x 8cm のフレームサイズ内に収められなければならない：

出願人は，上記の仕様に加えて，次を注意すべきである：

a)利用者は，ファイルを作成する際，請求された標章に関連する単一の画像のみを使用しなければならない。したがって，同一の図形の複製若しくは変形，又は利用者が標章に適用す

ることを意図しているものの明瞭さを損なう可能性がある何らかのその他の要素を含むファイルは，認可されないことになること；
b)提出される画像は，当該標章の図形要素の完全な識別に必要な明確性の要件に適合していなければならないこと。これは画像の隣りに記載される混成標章又は立体標章の言葉の要素にも適用される；
c)利用者は，同利用者の商標を識別する手段として色彩画像を送付する場合，登録が許可されることになったときに，出願時の標章の登録が必要であるので，その選択肢は色彩のクレームと等価であることを知っていなければならない。この場合，指示矢印を用いることによって，色彩をクレームする必要はなくなる；
d)利用者は，標章の図形部分に記号® 及び ™を含めてはならず，それは，既に登録されているもののみが当該記号を使用できることを理由とすること；
e)画像は，何らかの消し跡を含んではならないこと；
f)画像は，出願人が商標として登録することを望むものの要素のみを含まなければならないこと。重さ，寸法，住所，署名及び電子アドレスのような要素は，出願人がそれらを商標として登録することを望む場合にのみ画像内に出現すべきであり，よって，「混成商標の言葉の要素」のフィールドにおいて宣言されなければならない。

立体標章のデジタル画像

利用者は，適用される商標の提出様式が立体である場合，出願人が商標としての保護を主張する様式セットの十分な理解を促進するために，斜視図に加えて，各図(背面図，正面図，上面図，底面図及び側面図)を含む標章のデジタル画像を添付しなければならない。
電子様式は，標章のデジタル画像を添付するための手続と同様に，前記の各図及び斜視図をJPG フォーマットで添付するための特定的なフィールドを有する。しかしながら，出願人は，添付物(Attachments)のフィールドを用いて,PDF フォーマットを添付することは任意である。この場合，前述した特定的なフィールドを使用する必要はない。
上記した標章のデジタル画像フィールドについての技術仕様が，各図及び斜視図のフィールドに適用されることに注目すべきである。

商品又はサービスの明細

商品又はサービスの明細は，標章が強調を意図している商品又はサービスに言及するものである。選択されたあらゆる商品又はサービスは，1 のみの分類に仕分けされるべきである。出願人によって実際に提供される製品又はサービスを最も識別する分類の選択は，そのような仕分けが，特に先行登録の調査に関して，重要な管理ツールとなるので，極めて重要である。
商品及びサービスの国際分類並びにその補足リストが INPI のウェブサイトで利用可能であることは注目に値する。
商標登録出願の電子様式が商品，サービス又は団体商標に関する INPI の料金表のコード 389 に基づいて生成されるとき，利用者は，このフィールドにおいて，単一の分類及び商品又はサービスが標章によって示される明細の項目を選択しなければならない。
特定できる項目に制限は存在しないが，あらゆる商品又はサービスは同一分類に仕分けされ，かつ，出願人の活動に言及しなければならない。請求される明細は，具体的な適用を通じて出願人／所有者によって請求される限定的な場合を除き，提出の行為の後では変更できない。

相違する分類の商品又はサービスが選択される場合，システムは最後に選択された分類のみを記憶することになる。
所望の分類／明細についての調査において利用者を支援する方法として，様式は，そのような情報を調査及び選択するためのツールを有する。したがって，利用者は，分類のリストを見る(View List of Classes)のボタンをクリックすることによりすべての分類において調査を実行可能である，又はキーワード検索(Search by keyword)のボタンを使用することによりキーワード検索を実行可能である。
方法「分類のリストを見る」による調査
方法「キーワード検索」による調査

方法「分類のリストを見る」による調査
分類のリストを表示する選択肢を選択すると，各分類についての要約された説明を含む国際分類のリストが表示される。GRU が発行される時点において，利用者が商品の標章の提出を選択する場合，第 1 類から第 34 類までのみが利用可能である；利用者がサービスの標章を選択する場合，第 35 類から第 45 類までが利用可能である。登録出願が団体商標に関する場合は，45 の国際分類のすべてが利用可能である：

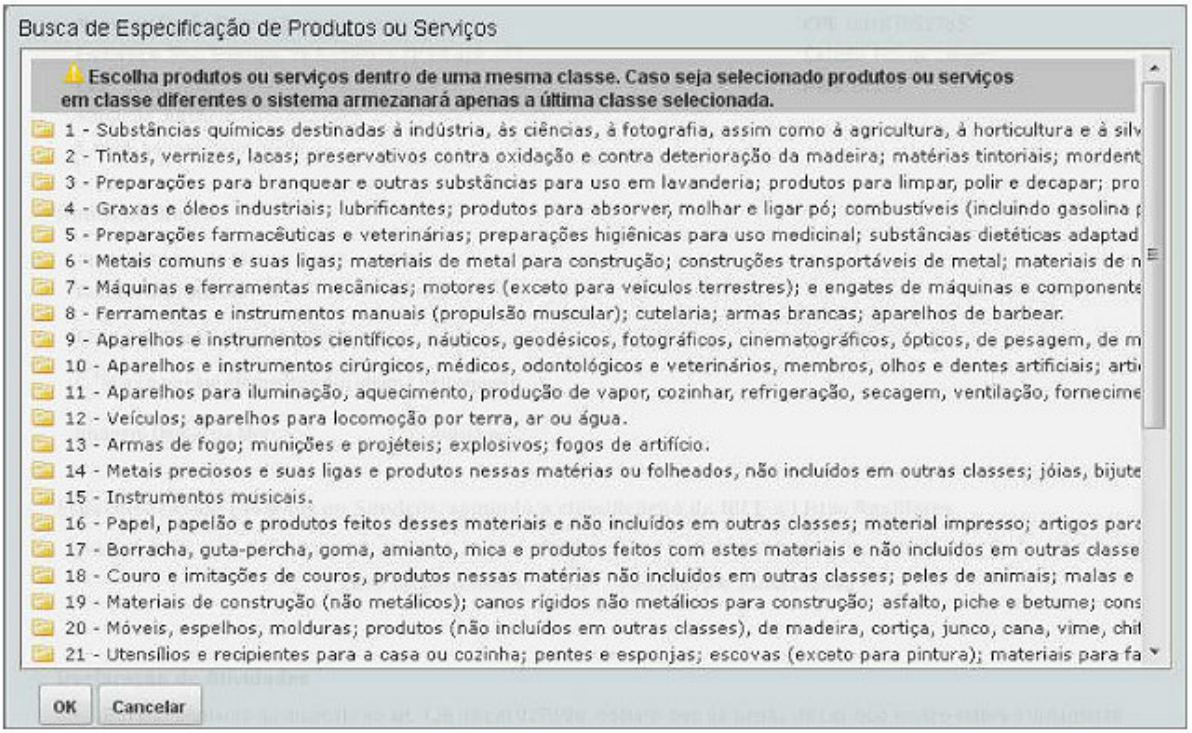

利用者は，所望の分類の要約された説明をクリックしなければならない。下記の例では，利用者は，第 15 類に関する説明文をクリックし，そして，そこから，当該分類内の用語の調査をなすために調査選択肢及び，当該分類に関連するすべての項目をリストするためのすべての選択肢のリストが与えられた：

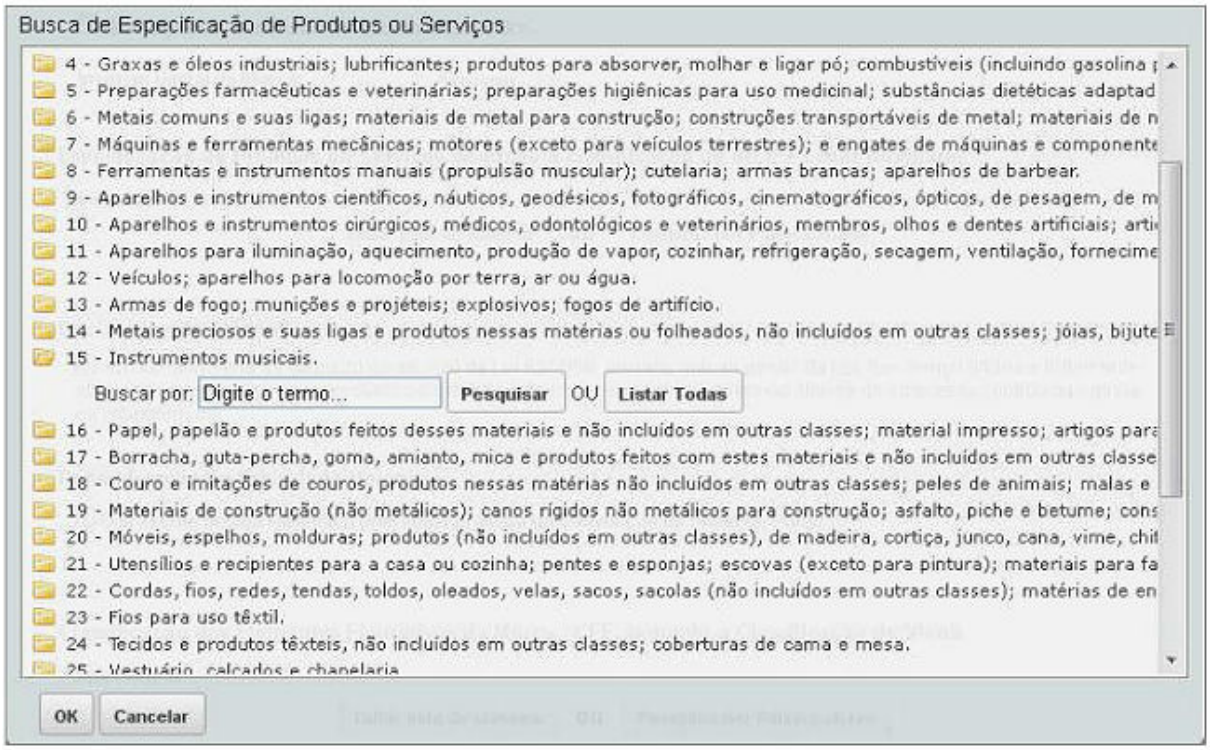

選択された分類内の用語についての調査を行うことを選択すると，システムは選択された分類内でのみ稼働する。
利用者は，選択された分類におけるすべての項目をリストすることも選択できる。この場合，その分類についてのすべての商品又はサービスの一覧が表示される。利用者は，その中から標章が保護することを求める商品すべてを，1 つ 1 つ選択することができる。
商品又はサービスは同一分類内で選択されなければならならないことに注目すべきである。商品又はサービスが相違する分類で選択された場合，システムは最後に選択された分類のみを記憶することになる。
利用者は，標章が提示する商品又はサービスの明細を選択して，OK ボタンをクリックして，選択された商品又はサービスを確認し，かつ，それらを電子様式で保存しなければならない。
商品又はサービスの明細が様式上に出現した時点から，すべての調査は選択された分類に制限される。分類指標全体についての調査を実行するためには，クリア(Clear)ボタンをクリックして，先に選択されたあらゆるものを削除する必要がある。項目は，各々の選択された項目の右側にある削除ボタンをクリックすることにより，個別に削除することができる。

方法「キーワード検索」を使用する調査

利用者は，キーワード選択肢による検索を選択することにより，同利用者による調査の結果として，相違する分類における商品又はサービスを得ることができる。
GRU が発行される時点において，利用者が商品の標章を提出することを選択する場合，キーワード検索は第 1 類から第 34 類までにおいて認められる要素を呼び出すことになる；
利用者がサービスの標章を選択した場合，キーワード検索は第 35 類から第 45 類までのみにおいて認められる要素を含むことになる；
登録出願が団体標章に関する場合，キーワード検索は分類指標全体にわたって認められる要

素を含むことになる。
下記の例では，用語「ハウス」が商品に関する商標登録出願について調査された。その調査は，用語「コート(coat)」についての結果も呼び出す徹底的なものであることを留意すべきである。

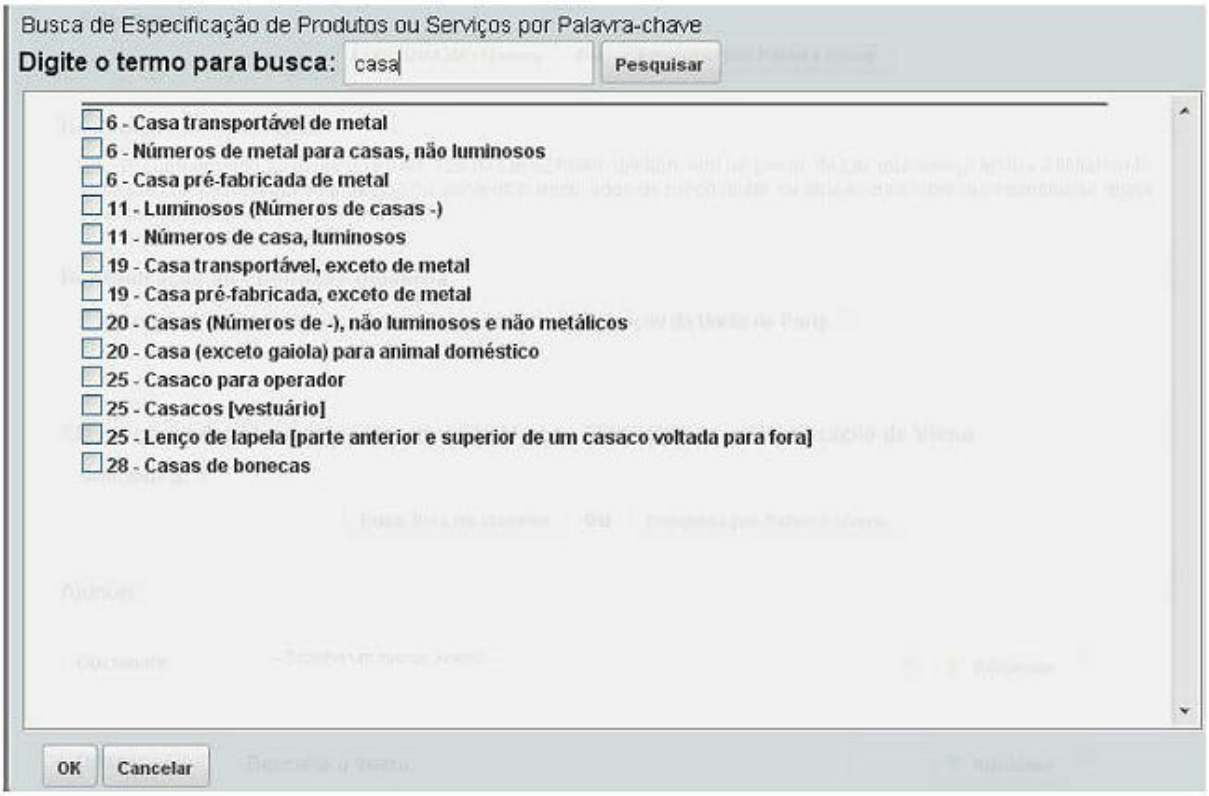

利用者は，同一ニース(NICE)分類の商品又はサービスを選択し，かつ，OK ボタンをクリックして，選択された商品又はサービスを確認し，よって，それらを電子様式上で保存しなければならない。
商品又はサービスが様式上に出現した時点から，すべての調査は選択された分類に制限される。分類指標全体についての調査を実行するためには，クリアボタンをクリックして，先に選択されたあらゆるものを削除する必要がある。
INPI によって提供されるニース国際分類及び補足リストの予め承認された不変の用語の使用は，出願が明細の適切性に関して解析されることの必要性なしにし，潜在的に処理を一段と迅速になすことになることを留意すべきである。予め承認された用語のリストに含まれない表現の使用は，紙面による登録出願様式又は自由様式の明細を伴う電子登録出願様式においてのみ許可される。

明細の自由形式の記入を伴う電子出願
自由様式の明細を伴う電子商標登録出願のサービスは，INPI の手数料表のコード 394 に見出せる。このサービスは，商品，サービス及び団体商標についてのみ適用可能である。利用者がこのサービスを選択する場合，分類番号を記入するフィールド及び明細の自由様式での完成のための別のフィールドが，以下の例に示されるように，電子様式において提供されるこ

とになる：

明細フィールドの完成は自由様式であるが，利用者は，商品又はサービスの明細における過誤を回避するためには，INPI のウェブサイト上で利用可能な分類表を手引きとし，商品又はサービスの最良な骨組みとなる類似のものを探求しなければならない。
2014 年 3 月 6 日付の決議 No.127/14 の第 2 条，単独項に準拠して，明細を含む如何なる添付物も INPI によって受理されず，いかなる自由様式の明細も，自由様式の明細を伴う，又は紙面による出願で提出された商標登録出願様式の特定分野においてのみに記入されるべきである,。
出願人は，コード 389 のサービスの手数料を納付している場合には，当該サービスをコード 394 のサービスに変更できない。この場合，出願人が自由様式の明細を，既に納付された GRU を用いて提出することを望む場合には，コード 389 のサービスの金額を追納し，かつ，紙面による出願を提出しなければならない。
証明商標の提出のためのコード 394 のサービスに関連する GRU を発行することは不可能であることに留意すべきである。その場合，使用されるべきコードは 389 であり，それは，記入のための自由様式の明細のフィールドを既に有するものである。

サービス商標及び証明商標
利用者は，提出される商標がサービスに関するものである場合，上記の例に示された同一のシステム的な調査実行を駆使する同一のツールを使用することができる。唯一の差異は，この場合では，実際のサービスに加えて，利用者が選択されたサービスに関するコンサルティング，アドバイス又は情報も提供するか否かを示すための選択肢が存在するという事実に関連する。
利用者は，提示されたサービスの実際の明細に対応する正確な選択肢を選択しなければならない。したがって，利用者は，サービス自体しか提供しない場合，コンサルティング，アドバイス又は情報の選択肢を選択することなく，問題の項目のみをマーク付けしなければならない；他方で，利用者は，妥当な場合には，同利用者の有効な活動に常に依拠して，上記事項(コンサルティング，アドバイス又は情報)の一部又はすべてをマーク付けすることもできる。
証明商標の場合では，証明されるべき商品及び／又はサービスは，特定フィールドに記述されなければならない。分類の目的のために，証明商標のサービスは自動的に第 42 類に仕分けされることが明瞭にされなければならない。

該当するものが見出せない商品又はサービス

商品及びサービスに関するニース分類表及びその補足リストは，比較的広範囲にわたっているが，網羅的なものではない。利用者が，同利用者の商品又はサービスの例を分類リストにおいて見つけることになる可能性は高い。しかしながら，商品又はサービスが様式表において文字どおりの仕様で存在していない場合には，ニース分類表又は補足リストに既に掲載されている商品及びサービスに類似して，骨組みが作成されることが賢明である。この解析は，選択された項目が一段と忠実に所望の製品又はサービスを反映するように，なされるべきである。

利用者は，ランキング・リストの注意深い調査の後に，正確な分類が見つけられない場合には，項目 10.1.1 商品及びサービス分類委員会への照会に記載されているように，商品及びサービス分類委員会に対して有料の問合せを提出することができる。

活動の宣言

産業財産法の第 128 条に従って，商品又はサービスの商標を請求する私人の場合では，その者は，提出時点において，法律の罰則に基づいて，出願人の活動又は直接的若しくは間接的に管理された企業の活動の有効，かつ，合法な実行を率直な態様で宣言することが必要となる。

標章が証明を受ける際，出願人は，クレームされた商品／サービスにおける何らかの直接の商業的又は工業的関心を有していないことが必要となる。団体商標の場合では，出願人は，団体の代表者であることが必要となる。

注記

定款，企業設立又は企業の目的の議事録のような出願人の活動に関する情報を含む書類は，恐らく登録出願提出物に添付されていないけれども，INPI が如何なる時点においてもそれらの提出を正式に要求する可能性があるので，利用者によって保有されていなくてはならない。

条約優先権の主張

項目 2.4.1 属地制に従う条約優先権の主張は，パリ条約(CUP)において定められた方策であり，また，産業財産法第 127 条によっても規定される。

条約優先権の主張は，出願時点において，特定のボックスをクリックすることにより，なされなければならない。次いで，問題の商標の日付及び提出又は登録番号に該当するフィールドが完成され，それに加えて，商標が提出される国又は機関に関するフィールドが完成されなければならない。条約優先権の宣言は，パリ条約(CUP)の第 4 条 D に記載されているように，出願及び登録の国及び日付を少なくとも含まなくてはならない。

利用者は，1 より多い優先権を主張することを望む場合は，それぞれのフィールドに記入し，かつ，追加(Add)をクリックすることにより，それを行うことができることに留意すべきである。

条約優先権の裏付け書類における付加的な情報は，項目 3.8.3 条約優先権主張に関係する書類において得ることができる。

図形要素の分類

提出された標章の様式が混成，図形又は立体である場合，その図形要素を分類することが必要である。このことは主に，登録可能性の審査中に，図形の調査が，INPI のもののような大規模なデータベースにおけるシステム的な調査を促進するために事前に設定された一定の条件に基づいてなされるべきであることの事実に基因している。これらの事前に設定された条件は，図形要素の国際分類によって裏付けられる。

利用者に対して，出願の図形要素対象と最良に整合する分類に関する調査を支援する方法として，様式は調査ツール及びそのような情報の選択肢を表示する。よって，利用者は，商品明細及びサービス選択において生じるものと同様に，「分類のリストを見る(View List of Classes)」をクリックすることにより，又は「キーワード検索」を利用するキーワードの使用により，すべての分類における調査を実行できる。

方法「分類のリストを見る」を用いる調査

方法「キーワード検索」を用いる調査

方法「分類のリストを見る」を用いる調査

「分類のリストを見る」の選択肢の選択は，各大分類についての要約された説明を含むすべての大分類のリストを表示する。これらの大分類の 1 をクリックすることにより，中分類が開かれることになる：

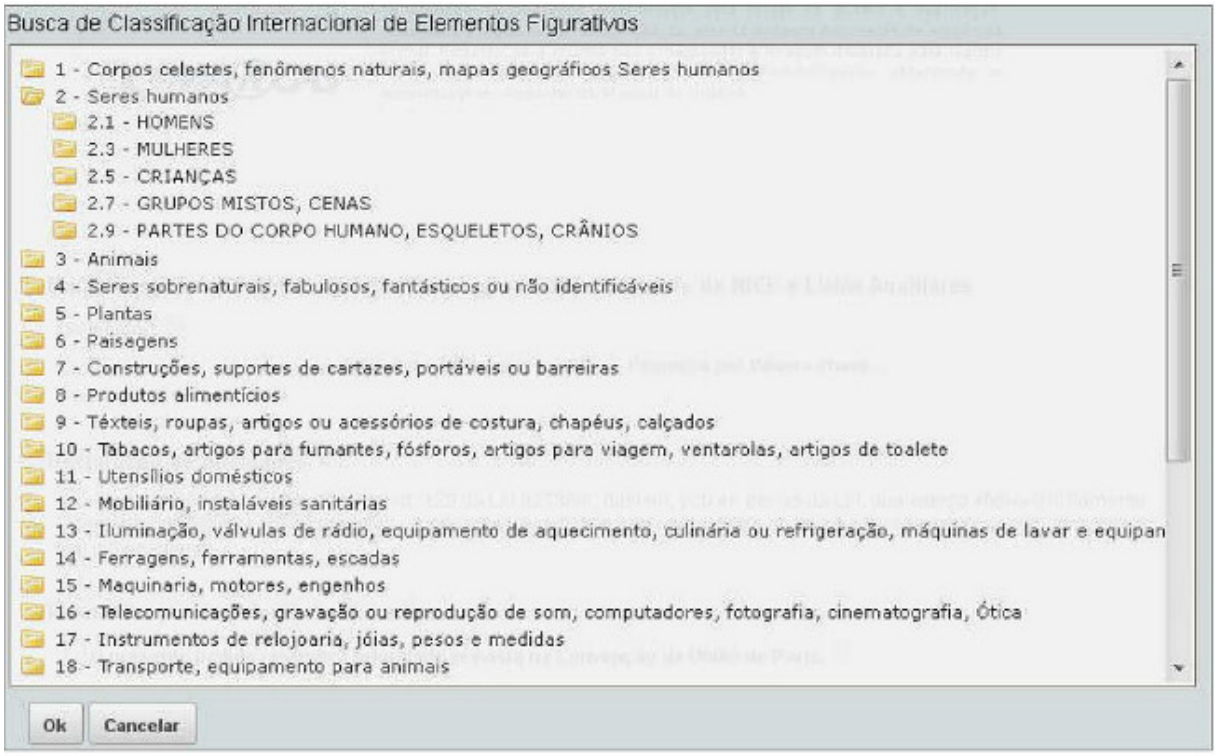

利用者は，所望の項目上でクリックし，かつ，標章の図形要素と最良に適合する選択肢を選択することにより，自身の分類を精緻化しなければならない。

上記の手続は，画像を形成する図形要素の各々について，5 までの分類が選択できることに留意して実施することができる。

利用者は，出願される標章の図形要素と最良に整合する図形要素の分類を選択した後，OK ボタンをクリックして，それらが選択された分類であり，電子様式上で結果が保存されることを確認しなければならない。

方法「キーワード検索」を用いる調査

利用者は，「キーワード検索」の選択肢を選択すると，同一大分類におけるすべての項目の表示が選択されるときには生じない，相違する大分類の要約された説明を伴う調査結果を得ることになる。

下記の例では，用語「太陽(sol)」が探索引数であった。項目は，中でも大分類 1，4，15 及び 23 において掲載されていることに留意すること。調査結果は，当該調査が，「単離した(isolated)」，「ガソリン(gasoline)」及び「固体(solid)」のような用語を伴う徹底的な態様でなされていることを示した。

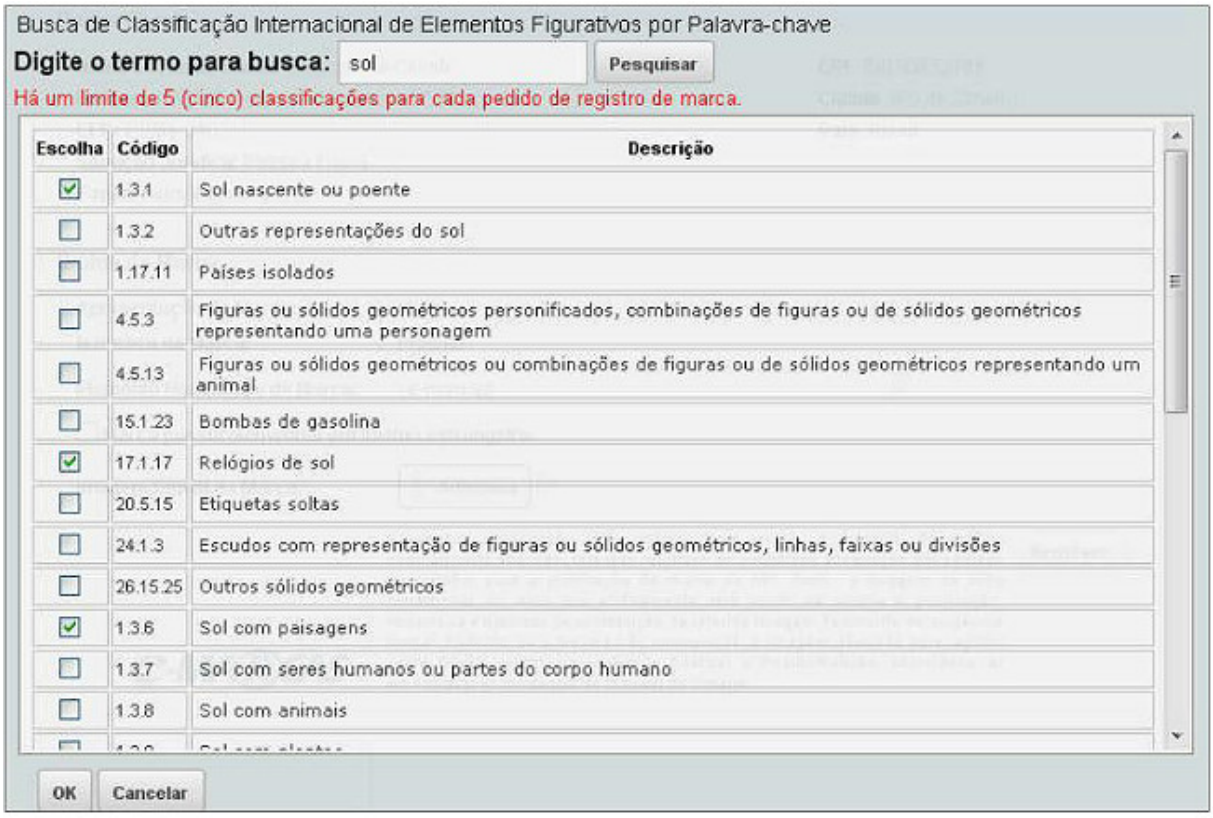

利用者は，出願される標章の図形要素と最良に整合する図形要素の分類を選択する際，OK ボタンをクリックして，それらが選択された分類であることを確認し，電子様式上で結果を保存しなければならない。

利用者は，様式を送付する前のいかなる時点においても，各々の右側に出現するボタンをクリックすることにより，分類を取り除くことができる。

ウィーン分類のすべての大分類(categories)，中分類(divisions)，及び小分類(sections)のリストは，INPI のウェブサイトからダウンロードで利用可能であることが強調される。

添付物

各々の登録出願又は申請の特異性に従って，対応する電子様式は，適切である場合には，必須又は任意であり得る添付物を含むことができる。電子申請において所要の添付物を記載している説明表は，項目 3.7 申請に関する説明表において点検することができる。最も一般的な添付物の内容に関する具体的な指針は，項目 3.8 添付書類に関する追加指針に含まれている。電子申請の場合では，必須の添付物の不在は，利用者に対して，様式の完成及び提出を遂行することを阻止することに留意すべきである。

利用者は：(a)挿入することを望む添付物の型式を選択すること，(b)追加ボタンをクリックすること，次いで，(c)同利用者のコンピュータ上で，電子様式に添付することを望む PDF ファイルを選択することを行わなければならない。これらの 3 の操作工程の後，添付物は，預託者照合のための当初のファイル・ネーム(コンピュータ上で記録されたファイルの名称)に加えて，電子様式の一部となる。

予め定義されていない添付物も，その他(Others)のフィールドを用いて追加することができる。利用者は，(a)できる限り忠実に内容を表示する名称を記述した添付物を記載し，(b)追加ボタンをクリックし，次いで，(c)同利用者のコンピュータ上で，電子様式に添付することを望む PDF ファイルを選択しなければならない。

利用者は，様式を送付する前のいかなる時点においても，各々の右側に出現するボタンをクリックすることにより，添付物を取り除くことができる。

登録出願又は申請に関する電子様式に添付されるすべての書類は，デジタル書類又はスキャンされた書類として，INPI へ送付されなければならない。したがって，このマニュアルのすべての目的のために，送付添付物に言及する際の用語「書類(document)」は，電子ファイルの様式で送付されるテキスト及び／又は画像のセットを意味している。そして当該セットは，当初の内容を物理的にスキャンしたもの，又は完全にデジタル媒体となっているファイルの実在する複写物の何れかである。

利用者は，安全性の理由のために，テキスト書類について PDF フォーマットを使用しなければならない。PDF ファイルを解読するためには，無料で，かつ，インターネットを通じてダウンロードできるアクロバット・リーダー(Acrobat Reader)ソフトウェアをインストールすることが必要となる。PDF 拡張子は，利用者にとっても INPI にとっても，権限のない編集を防ぐために安全な方法を構成する。

テキストファイルは，Open Office(オープン・ソース・ソフトウェアー無料)；Microsoft Word(2007 年以降)又はアクロバット・ライター(Acrobat Writer)を用いて，PDF へ変換可能である。

利用者にとって，e-フォームを通じて，テキスト書類を伝送する際の技術明細を確認することは必須である：

有効なファイル・フォーマット PDF	PDF
最大ファイルサイズ	2 MB

認証のための印刷後に複数のページがスキャンされることが必要とされるテキスト書類の場合，又は既に印刷された書類の複写を送付する場合，次が推奨される：

a)複数のページは，当初のサイズの TIF 画像として，かつ，200 から 300DPI までの解像度でもって，白黒でスキャンされること；
b)書類のすべてのページをスキャンした後，それらのページは，Word 又は Open Office において，ワープロ文書として保存され，次いで，PDF ファイルに変換されなければならないこと。ファイルは，それ自体が幾つかの画像を含むものであっても，伝送を容易にするためサイズを圧縮することになる；
c)2MB よりも大きい書類は，全体を送付するために，分割できること(例：定款－第 1 部；定款－第 2 部；定款－第 3 部)；
d)添付書類を選択し，かつ，送付する際に多大な注意が払われることが推奨される。利用者は，記載された書類が実際に送付されていることに注意しなければならない。この手続は，出願人の責務である；
e)最後に，利用者は，アップロードしたファイルの完全性を，それらのファイルの拡張子に加えて，点検しなければならないこと。添付物として送付されるファイルに払う注意が大きいほど，登録出願又は申請が何らかの方式指令又は承諾要求を受ける可能性は少なくなる。

3.5.3　電子申請様式に関する具体的な留意事項

定義に基づくと，申請は，INPI サービスの請求のための手段であることに加えて，権利防御についての書面による陳述の提出に関する管理手段である。商標部門の場合，申請は，商標出願又は登録に関する，又は商標部門によって提供される個別のサービスに関する情報を送るため及び／又は請求するために役立つ。
商標申請の電子様式は，出願人及び(存在する場合は)同出願人の代理人に関する情報のみならず，出願の詳細，行為に関連した処理番号及び要求されたサービスの性質に従うその他の各種の可変データのような請求されたサービスに関する一次データも複製することになる。したがって，そのような情報は，手数料ガイド(Fees Guide)発行エリアに提示されているので，変更することができない。
様式の完成にあたって，また，所望の各サービスの特異性に従って，新たな情報が利用者によって請求され，よって，申請書類も登録出願と同様な動的な態様で構成されることになる。利用者は，商標申請の電子様式へアクセスするためには，項目 3.5.1 電子様式へのアクセスに記載された出願手続について採用される同一の手続に従わなければならない。
電子出願様式の記入も，電子登録出願様式の記入と同一の原則及び指針に従うものである。しかしながら，それらの完成が自明であるので，このマニュアルではすべての出願様式が再現されているわけではないが，選択される申請を通じての情報の正確な送付に関する指針の一段と具体的な特徴に加えて，主要な手続を示す説明表が提示される。

幾つかの申請型式の独自性

申請の各型式について，他のフィールドとは異なる特定的なフィールドが存在している。以下に，特徴の幾つかを含む申請の型式を掲載する：

申請の型式	特異性
登録出願の方式審査から生じる方式指令に	この申請は，同申請が方式指令に従うことを

対する履行(338)	条件としている場合には,商標のデジタル画像を添付するために,非強制的なフィールドを含むことになる。
所有者による商標調査の証明(347)	様式は,調査が利用者の名称／企業名称によって行われるか，又は CPF/CNJP によって行われるかを記述するために,利用者に対して特定的なフィールドを含むことになる。調査パラメータも，記述されなければならない。
商品又はサービスの分類による商標調査の証明(377)	この様式では，利用者は，デジタル画像を添付し,又は調査証明の目標となる標章の言葉の要素を記入しなければならない。検討がなされる分類はまた強制的に記述されなければならない。
方式指令に対する履行(340)	この申請は,同申請が方式指令に従うことを条件としている場合には,標章のデジタル画像を添付するための,非強制的なフィールドを含むことになる。
名称,本拠地又は住所の変更についての注釈(348)	この様式では，利用者は，商標データベースにおいて更新されるべきデータについて通知しなければならない。更新される必要のない情報は，完成から除外される。
所有者資格の移転についての注釈(349)	このサービスに関する GRU(統一納付様式)を発行する際，利用者は，移転されることになる出願／登録,及び同一所有者によって操作に包含される処理の総数について,記述しなければならない。GRU 発行の際に記述されているような,移転されるべき請求／記録の分量により，対応する電子申請様式は，正確に同一の数のフィールドをもたらし,利用者に対して,サービスに含まれる処理数を通知することを可能にする。様式上で，記述された請求／記録の実際の存在を確かめるために，データベースに対して，確認が実施されることになる。 活動の宣言:移転拒絶実体審査が係属中の出願の場合では，譲受人は，商標の出願人の活動についての弁明を提供することから免除されず，また，問題の商標登録出願に適用さ

	れるその他の要件に適合することからも免除されない。

注記
殆どの申請は，自由様式で記入でき，かつ，利用者による使用のために 2,500 字を提供する「申請テキスト(Petition Text)」のフィールドを有する。このフィールドにおいて利用者は自身の主張や説明を提示できる。当該分野における利用可能な文字数が不十分である場合には，何らかの必要な主張及び説明を含む PDF 書類が添付できる。

3.5.4　e-フォームの送付

利用者は，電子的な登録出願又は申請様式を完成するためには，当該様式に提供される情報の真実性を義務として宣言しなければならず，それができない場合は，当該様式は送付できない：

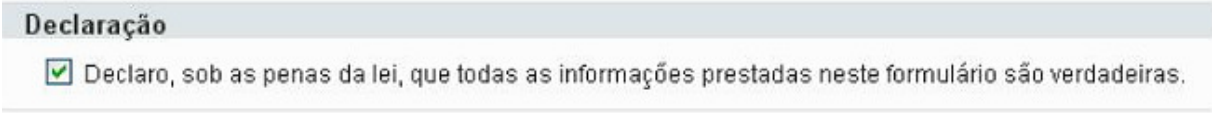

先の陳述に署名した後，3 の選択肢，すなわち，戻る(Back)，後で仕上げる(Finish later)及び次へ(Next)が様式の末尾に提示されることになる。

a)戻る：
利用者は，様式を再度開くために，GRU に再度入らなければならないホーム画面へ戻る。先に記入された情報は保存される；

b)事後に仕上げる：
システムから利用者を自動的にログアウトする。記入された情報は，後続する様式の送付のためにセーブされ，かつ，その回復は，ログイン，パスワード及び GRU 番号を通じてなすことができる。

c)次へ：
システムは，必要な情報が記入され，かつ，所要な添付物が様式上に入っているか否かを識別するために，点検を実行する。何らかの情報が欠落している場合，システムは利用者に忠告する。基本的情報が記入されている場合には，システムは，様式が送付前に利用者によって確認できるようにするために，当該様式のプレビューを表示する。
様式のプレビューの下には，「戻る」，「後で仕上げる」及び「提出する(Submit)」の選択肢が存在している。

a)戻る：
利用者は，その前の画面へ戻る。

b)後で仕上げる：
システムから利用者を自動的にログアウトする。記入された情報は，後で様式を送付するために保存され，かつ，その回復は，ログイン，パスワード及び GRU 番号を通じてなすことができる。

c)提出する：
利用者は，手数料の納付が既になされていることを意味して，プレビューに同意し，かつ，同利用者の商標出願又は申請を有効に提出することになる。提出するの選択肢を選択すると，その下にボックスが開き，利用者に対して，項目 3.3 GRU の発行及び 3.4 GRU 納付に記載された納付様式の発行及び納付に関するすべての事項について警告することになる。

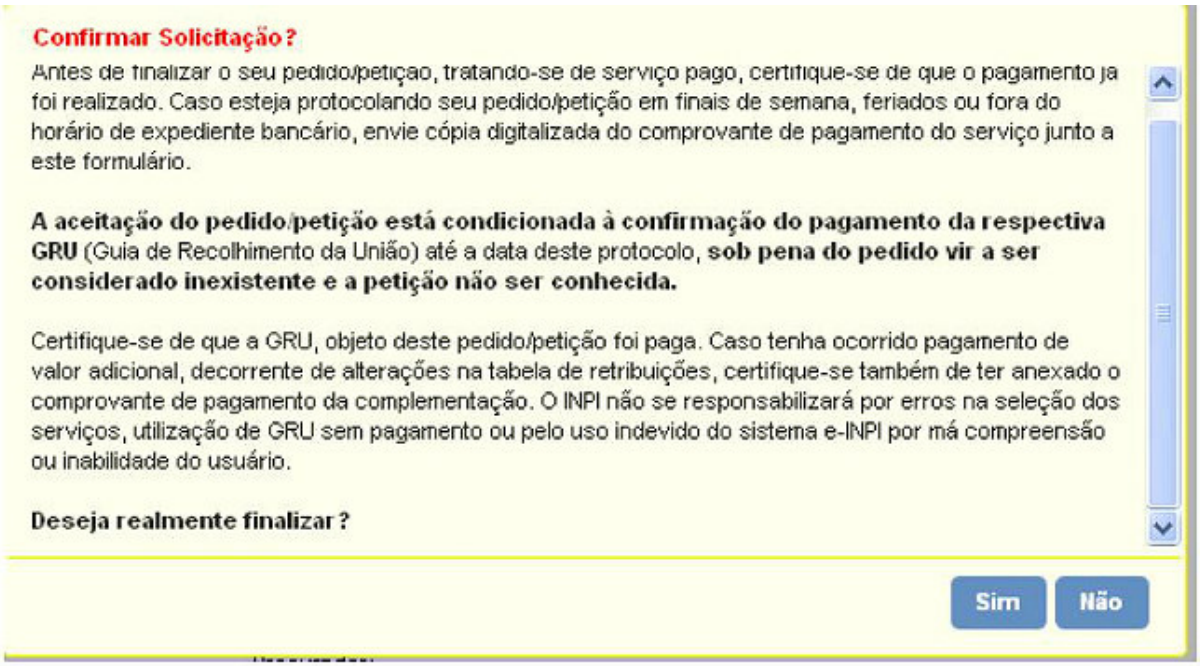

利用者は，「いいえ(No)」の選択肢を選択すると，プレビューへ戻り，様式を再編集するために戻るのボタンをクリックすることができる。「はい(Yes)」を選択すると，様式が提出され，かつ，受領書が発行され，入力された情報は変更できなくなる。以下の画面は，電子様式の実際の送付を示すものである：

電子出願に関する次の本質的な情報が生成される：

a)請求番号

INPI への登録出願を識別する 9 桁の番号。利用者は，この番号を伴って，出願の公表及び何らかの方式指令の可能性を監視するために，(PDF フォーマットで)ウェブサイト上で利用可能な，RPI を通じて，同利用者の案件の進捗を追わならず，その遵守の期限は，RPI における公表日から 5 日であり，その期限を遵守しなければ，出願は存在しないものとみなされる。申請の場合では，これは，申請が関係する単なる出願番号又は登録番号である。出願の監視に関する補足的な情報は，項目 3.11 手続追跡に認めることができる。

b)記録番号：

申請の進捗を監視するために必須である番号は，緑色で強調される。この番号でもって，利用者は，来るべき方式指令に対する履行に関することを含む，当庁のウェブサイト上で利用可能な(PDF フォーマットにおける)RPI によって，自身の出願の進捗を追跡することができる。商標登録出願を提出する場合では，これは，世間一般の出願及び申請の単なる 1 の管理番号である。出願提出の監視は，9 桁の注文番号によってなされることとする。

c)記録の日付及び時刻：

INPI システムが利用者の出願又は申請を受領する日付及び時刻を構成する。商標登録出願の場合では，出願の提出日が優先日として参照されることになることに留意すべきである。優先権は結局，商標の審査は終始先の出願の存在を斟酌するので重要なものである。

3.5.5　電子様式についての送達の受領

利用者は，以下に強調されているようにボタンをクリックすることにより，記録確認画面に

おいて，商標登録出願又は申請の受領にアクセスできる：

登録出願又は申請の受領書は，PDF で発行され，印刷又は利用者のコンピュータ上で保存されなければならない。出願／記録の番号は，産業財産権定期刊行物において過程の進捗を監視するために必須であることに留意すべきである。
受領書は，利用者が監視すべき重要な情報を含む：
a)添付書類とともに電子様式に入力されたデータは，システム利用者に総合的な安全性を提供する，変更できない認証機関によって発行される電子署名を有する単一の PDF ファイルの一部となる。ページ番号は付与され，様式のページ数，また，添付物に関するページ数もカウントされる；
b)PDF ファイルでは，利用者には，アイコンをクリックすることにより，同利用者の書類についてのクイック・アクセス・メニューが提示される。このメニューにおいては，以下のテンプレートに合致して電子様式を記入する際に，利用者によって定義される添付物の名称を含む索引が表示される。利用者が添付すべきファイルを注意深く命名することは，重要なことである。

電子様式提出受領書の複製

利用者は，電子的な商標登録出願又は商標申請の様式を提出した後，受領書の 2 通目の複写を得ることができる。したがって，いったんシステムによって認証されると，利用者は，あたかも新たな様式に記入するように，使用されている GRU 番号を入力し，かつ，「次へ」をクリックしなければならない。
次いで，送達の最終時点で開いたものと同一の画面が出現し，3.5.5 電子様式についての送達の受領において忠告されているように，テンプレートにファイルをダウンロードすることが可能となる。登録出願の受領書の 2 通目の複写は，認証された利用者が出願人自身，その代理人又は契約代理人の事務所である場合のみに，利用可能である。

3.6　紙面での申請

紙面上で申請することを選択した出願人は，後続する印刷及び提出のために，INPI のウェブサイトから様式をダウンロードする必要がある。利用者は,，登録請求の提出，証明書の調査請求，払い戻し期間，写真複写の請求，(適用を必要とするその他のサービスに関する)紙面上での方式準拠の方式指令又は申請であるのか等の求めるサービスに関する適切な様式の型式を遵守しなければならない。

様式に記入する前に，利用者が，商標部門に対して如何なる行為をなすかということについて更なる情報を得るために，産業財産法 No.9279/96 及び本項におけるすべての項目を読むことが重要である。

3.6.1　紙面様式での提出

一般的指示

商標登録出願様式及び申請の用紙は，次の申請内容を含めて，削除なしで記入された 2 部の原本で提出されなければならない：

a)異議申立；

b)行政上の無効手続

c)抹消

d)抹消の適用に対する異議申立

e)抹消の決定に対する審判請求

f)拒絶に対する審判請求

g)一般的な意見表明

出願登録のための請求に添付された，複写を含むすべての書類は，削除及び/又は補正なしで完全に判読可能なものである場合のみに受理されることになる。

正方形からなるフィールドには，ただ 1 のみの数字又はアルファベット文字が，用語間や数字間は 1 の空白ますにして，各々の正方形内に入力されなければならない。フィールドが 1 行以上からなる場合には，あたかも一行であるかのように，行をまたぐハイフン付与の規則を無視して，次の行に続けられるべきである。

3.6.2　紙面で申請される商標登録出願

商標登録出願は，次の書類の提出及び／又は添付を伴うこととする：

a)出願人若しくはブラジル国内に所在するその法定代理人又は正式に資格が与えられた署名者の識別を伴う弁護士の署名を有する請求，商標登録出願；

b)図形商標，混成商標又は立体商標を取り扱う際のラベル；

c)預託に対応する手数料納付の証明書

d)当事者が自身で出願を提出しない場合の委任状；

e)出願時点のみにおいて請求できる条約優先権の場合では，利用者は，項目 3.8.3 条約優先権主張に関係する書類において整備された指針に従う領事認証なしで，最初の国における出願の提出又は登録を証明する書類を，当該書類の簡単な翻訳文を付随して提出しなければならない。

f)証明商標の場合では，出願人は，商品又はサービスの特徴及びそれらの管理方策に関する

説明書を提出しなければならないこととする。
g)団体商標の場合では，出願人は，使用規制書を提示しなければならない；
h)外国語で提示された書類には，その領事認証を免除された，当該書類の簡単な翻訳文を伴わなければならない；
i)立体商標出願の場合では，出願人は，透視図法での正面図，側面図，上面図及び底面図の図面に加えて，立体標章を作り出す本質的な特徴にかかわる簡易な説明を提示しなければならないこととする。
産業財産法第 157 条に従って，出願人に関するデータ，標章の画像及び分類は，INPI へ送付される出願についての基本的な要件である。この情報なしで出願が紙面で提出される場合，利用者の記録は，総合自動化記録システム(General Automated Protocol system)において取り消されることになる。そうなると，出願人は，新たな手数料の納付書の発行を含めて，同出願人の商標の登録過程全体を再び開始しなければならない。記録の取消しは，処置が不適切に提出された場合，受領側の責務となる。

注記
登録出願の出願時点で指示がなされない場合，次の書類を，登録出願の限定的な保管の罰則に基づき INPI による通知又は方式指令に関係なく，提出日から 60 日以内に提出することができる：
委任状；
団体商標の場合の使用規制書；
証明商標の場合において，商品又はサービスの特徴及び所有者によって採用されることになる管理方策にかかわる説明書；
領事認証を免除された外国語の書類の簡単な翻訳文；
条約優先権を既に証明している書類は，優先権喪失の罰則に基づき，LPI の第 127 条(3)に従って出願日から 4 月以内に当庁へ提出されなければならない。

フィールドに記入することに対する指示
INPI の排他的使用に関するフィールド
以下に示されたフィールドは利用者によって記入されてはならず，筆記又は消去をしないでおくこと。

a)記録
記録は，記録番号，地方の頭字語，提出の日付及び時刻，バーコード及び確定的注文番号を含むチケットを，その受領及び提出時点で表示することが意図されたものである。登録出願が提出されると，INPI は，記録のフィールドに入力される必要がある引用された情報を含むチケットを添付して，2 通目の副本を出願人へ戻す。

b)出願の識別
預託が記録のチケットを生成するのに対応可能なシステム(総合自動化記録システムーPAG)を有さない受領においてなされるとき，出願は，預託の頭字語，場所，日付及び時刻を伴う，年代順の管理の目的のための書類入力記録番号を受け取ることになる。

最初の受領は，確定的な出願番号を伴うチケットを受領するために管轄エリアの地域部(Regional Division)に登録出願にを付託する。確定的な処理番号を有する利用者記録についてのチケットは，提出から最初の 30 日後に受領可能となる。
出願人は，バーコードを有するチケット受領前に確定的な注文番号を得るためには，INPI のウェブサイト上で利用可能な産業財産権定期刊行物－RPI の公式版(PDF)を調べて,RPI の PDF 調査フィールドにおいて，同出願人の名称／企業名称を完全なものにすることにより，調査を実行しなければならない。この意味では，項目 3.11 手続追跡 に含まれるガイドラインを遵守すべきである。
出願人は統一納付様式システムにアクセスし，e-INPI「受領(receipt)」リンクの選択肢をクリックすることによって，確定的番号を得ることもできる。ただしこの手続きは，INPI の正式刊行物である RPI への調査にとって代わるものではない。
RPI の調査は，問題の出願に関する方式要件に準拠する期限の不履行を回避するために，出願の提出から規則的になされることが肝要である。

c)INPI の排他的使用について：
必ず使用されるこのフィールドは，提出の受領時に，受領側によって記入され，また，必要な場合には，商標登録出願の指示に対して基本的な説明を提供する。

書類データの収集

DADOS DO DOCUMENTO DE ARRECADAÇÃO
Número do documento (campo nosso número)
Código do serviço
Valor pago
Data pagto

出願人は，書類データ収集のフィールドに，クレームされたサービスについて統一納付様式(GRU)に含まれる情報を記入しなければならない。

出願人の詳細

DADOS DO REQUERENTE
CPF / CNPJ / N° INPI
Nome ou Razão Social
Endereço
Bairro
Município
UF
C. país
CEP
Telefone
FAXE-mail

出願データ(APPLICATION DATA)のフィールドに入力されたデータは，出願を伴う GRU に報告

されているものとまさに同一である必要がある。GRU に含まれるデータとのいかなる不一致も考慮されないことになる。
商標登録出願を生じさせる統一納付様式(GRU)の生成時点において e-INPI 登録簿に出現する名称及び住所は，出願及び将来的にあり得る記録，また，証明書及びそれらに関連する公的書類に出現する名称及び住所と同一になる。
e-INPI 登録簿における変更は，出願人によって引き続いて預託される出願のみに影響を及ぼすことを留意すべきである。e-INPI システムにおける変更前に提出された出願又は登録及び GRU の生成は，具体的な出願及び手数料納付，すなわち，INPI 手数料表のコード 348，名称，本拠地又は住所の変更に伴う注釈(Annonated with the Name, Headquarters or Address Change)に基づく申請を提出することにより，変更された出願人又は所有者の名称，企業名称，本拠地又は住所のみを有することができる。

商標の詳細

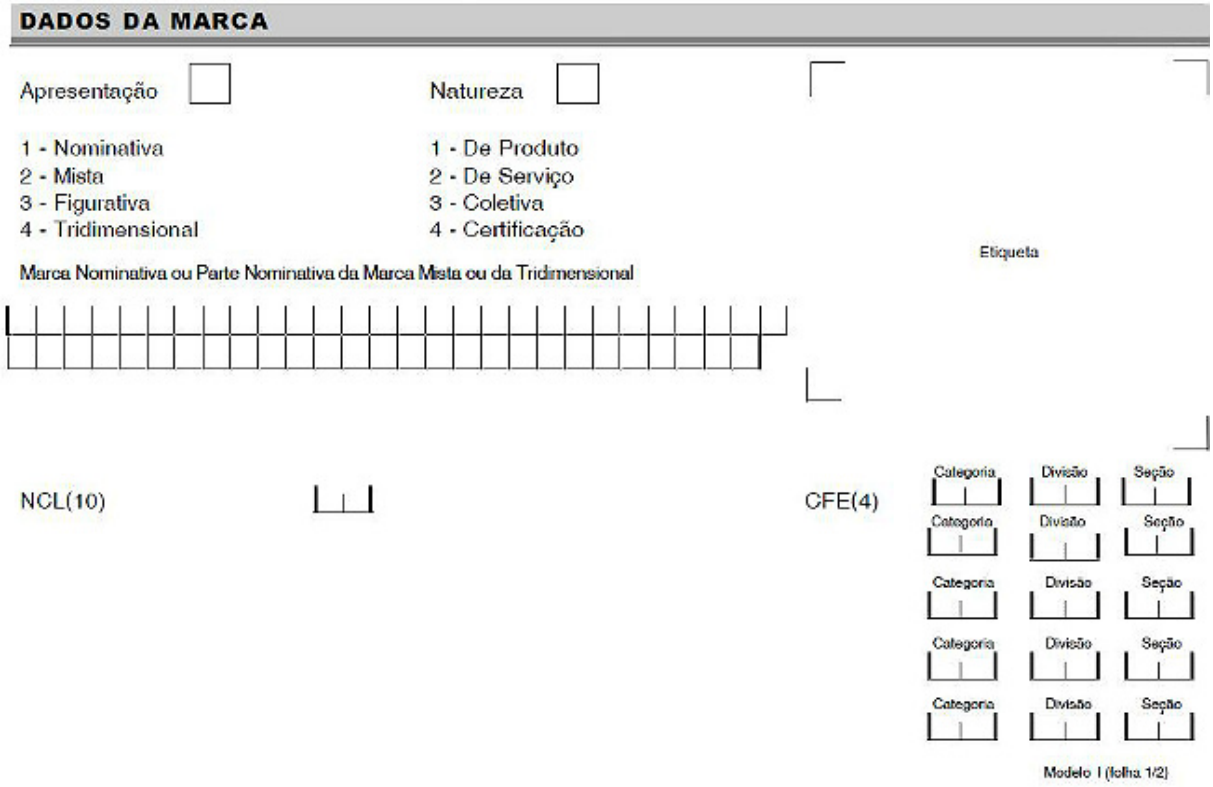

これらのフィールドは，出願される商標の識別可能な情報について意図されたものであり，以下に記載されるとおりである：

提出

このフィールドでは，商標の提出様式に対応する番号が，項目 2.3 提出の様式に従って，ボックス内に示されなければならない。正式な要求後に，商標登録出願において出願人によって示された提出と有効に提出された商標との間に不一致が主張される場合に，管轄部門は，第 4 章方式審査に記載されているように，方式審査を行うことになることに留意されたい。

方式審査は，必要な変更を請け負うことになる。

性質

このフィールドでは，項目 2.2 性質に記載されている標章の性質に対応する番号が，ボックス内に示されなければならない。

混成商標又は立体商標の文字標章又は部分的文字標章

このフィールドには，先に記載されているフィールドへの記入に関する一般的な条件に従うことを条件として，要求される混成商標又は立体商標の文字標章又は部分的文字標章が記入されるべきである。標章が立体であり，かつ，入力される言葉の要素が存在しない場合には，このフィールドへの記入は要件とされない。

商標が混成又は立体である場合について，標章の言葉の要素は送付された描画における本文と正確に合致していなければならない。

適用される標章の用語部分がこのフィールド内の四角の数よりも多い場合には，出願人は，当該用語部分を限度まで記入し，かつ，完全な商標を添付物として提出しなければならない。

商標画像上の言葉の要素と利用者によって宣言されているものとの間に不一致が存在する場合は，当該画像に含まれるものが優先される。商標部門は，出願に対して，不一致なしで公表されるために必要な訂正をなすことができる。出願人が様式において記載されているものとは異なる商標の画像を提出する場合には，その訂正の提出は，画像に含まれる標章が常に優先されて行われる。

表示された画像における不変の標章は，請求が可読性に対する方式指令を目標とするものであっても，新たな画像の提出をもたらすその他の理由があっても当該標章の提出後は，変更することができない。標章は，常に，最初に提出された記号に対応していなければならない。

しかしながら，幾つかの特定的な状況では，当初に提出された記号を変更可能である：

文字標章における誤記

標章の画像と文字要素に関する宣言との間の不一致

登録された商標の記号(®及び™)の存在

出願人によるタイプ打ちの誤りに関して，その誤りが表示されたままであり，かつ，正確な記号を登録することが意図されている場合には，当初にクレームされた記号に対してのみなされることになる。訂正の請求は，サービスコード 378 に基づいて，出願人の不履行に基因する過程のためのデータ訂正請求を用いて，当事者によってなされなければならない。

タイプ打ち又は記入の誤りの特徴付けは，条約優先権の確証書類若しくは標章の先使用の証明書，又たとえ意図された言葉の要素を含む先の記録であっても，そのような書類の支援でもってなされるべきであることは注目に値する。

商品及びサービスの国際分類－NCL

有効な発行版番号を伴う頭字語 NCL(ニース分類)によって識別されるこのフィールドは，商品又はサービスの単一の分類でもって完成されなければならない。ニース国際分類は，商品を集約する第 1 類から第 34 類まで，及び異なるジャンルのサービスの第 35 類から第 45 類までの合計 45 の分類からなる。この分類表は，INPI ウェブサイト上で調査のために利用可能である。

ラベル

このフィールドでは，利用者は，図形，混成又は立体の標章の画像用のラベルを決定しなければならない。図形，混成又は立体の標章に対応するラベルを創作するためには，次の条件が遵守されなければならない：

a)ラベルは，6cmx6cm の寸法を有する必要がある。

b)ラベルは，白黒又は色彩で作成できる。利用者は，色彩の標章を提出することを選択する場合，この選択肢が色彩のクレームと等価であって，適用される商標の登録が授与される場合には，当該登録を必然的に含むことを知っていなければならない。

c)色彩は，専有される色彩のフィールドから出て，色彩の名称で終端する薄い線(タイプ打ち，印刷又はブロック体)を用いて，白黒の画像においてもクレームすることができる。

d)ラベルは，色彩のクレームを伴う図形を除いて，商標要素のみを含むものでなければならない。

e)出願人は，各々の個別の請求のためのラベルを創作し，その各ラベルは，様式の妥当なフィールド内に配置されなければならない。

ラベルは，標章の図形要素の完全な識別のために必要であって，画像の横に綴られる混成又は立体の標章の言葉の要素に適用される明確性の要件に適合していなければならない。

出願人は，意図された標章に有効に対応する単一の画像のみを使用しなければならない。したがって，同一の図形の複製若しくは変形，又は利用者が商標として適用すること意図するものの明瞭さを損なう可能性があるその他の何らかの要素を伴うラベルは，受理されないことになる。

ラベルは，色彩のクレームを伴う図形を除いて，標章の諸要素のみを含むものでなければならない。この態様では，画像は，標章の一部ではない枠や縁及び諸要素「R」，®，™，などの商標記号又は類似物を含んでいてはならない。

出願人によって通知されている図形要素の分類(CFE)と標章の画像との間に不一致が存在する場合には，商標部門は，必要な変更を請け負うことになる。

特定的なフィールドに貼付されておらず，かつ，「添付書類(Attached documents)」において提出の表示がないラベルは，GRU に含まれる情報に関係なく，文字商標出願の提出を構成することになる。

図形要素の国際分類

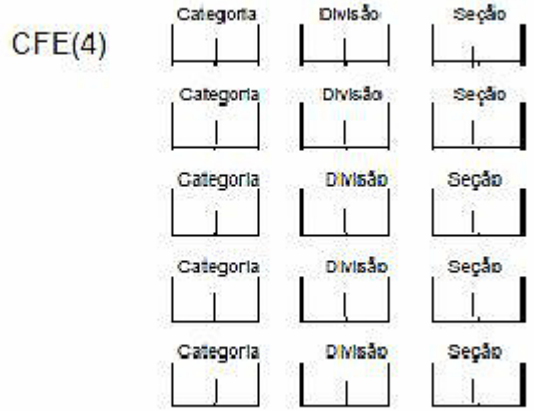

記入が預託者の責務であり，かつ，図形，混成又は立体商標のためにのみ意図されているこのフィールドは，有効な国際分類図形要素の発行版番号を意味する数字 4 を括弧内に伴う，頭字語 CEE(図形要素の分類)によって識別される。
利用者は，図形要素の各分類に関して，大分類，中分類及び小分類を入力し，この情報に関してフィールドを水平方向に記入しなければならない。利用者は，各分類についての大分類及び中分類を，仮にそれらが既に先の分類で使用されている場合であっても，入力しなければならないことに留意することは重要である。
出願人は，自身の標章の図形要素について可能性のある 1 から 5 までの分類を入力することができるのであり，それ故，図形要素の国際分類に従う標章の骨組みは，図形における主な組成要素の検討を受けることが得策である。図形要素の分類は，標章の要素の説明に関して一段と精緻化するために，INPI 庁によって変更することができることに留意すべきである。
商標部門は，ウィーン協定の数字コードに先立つ文字 A によって識別される補足的な小分類の使用を採用する。図形要素分類は，INPI のウェブサイト上で，ダウンロード及び調査のために利用可能である。

商品及びサービスの明細
利用者は，このフィールドに，明細の内容が単一の分類に限定されることに留意して，適用される標章によって保護される商品又はサービスを掲載しなければならない。同一分類内の商品又はサービスが選択されるべきであり，それらは，出願人／所有者によって限定が請求されている場合を除き，提出行為の後には，変更できない。
出願人は明瞭，かつ，正確な用語を使用し，それらの用語が，商品又はサービスが，標章，ひいては，それらの潜在的登録の保護範囲によって示されることになる方法を迅速に識別できるようにすることを勧告される。
INPI のウェブサイト上で利用可能なニース国際分類及び補足リストには存在しない表現の使用は，要求される明細の適切性の解析と関連した複雑さに基因して，一段と長い時間を所要する結果を来す可能性があることに留意すべきである。
事前承認された用語単独からなる明細を既に含んでいる請求は，それらの請求が e-マークによって電子的に提出される場合には，明細の適切性にかかわる解析、ひいては，適切性の要件を免除される。

条約優先権

条約優先権主張が存在する場合，これらのフィールドは主張されている優先権に関する情報で強制的に完成されなければならず，それらの情報は次のとおりである：出願又は登録の日付，外国商標の提出／登録の番号及び起源国コードである。条約優先権が，事項を律する法規則に規定されるように，提出時点にのみ主張できることは注目に値する。

条約優先権の宣言は，パリ条約(CUP)の第4条Dに定められているように，出願又は登録の国及び日付を少なくとも含まなくてはならないことに留意すべきである。

様式に入力されたデータ(提出の日付，外国商標の提出／登録の番号及び国名コード)と添付書類との間に不一致が存在する場合には，同書類における情報が優先することになる。

条約優先権の支援書類における補足的な情報は，項目 3.8.3 条約優先権主張に関係する書類において得ることができる。

添付書類

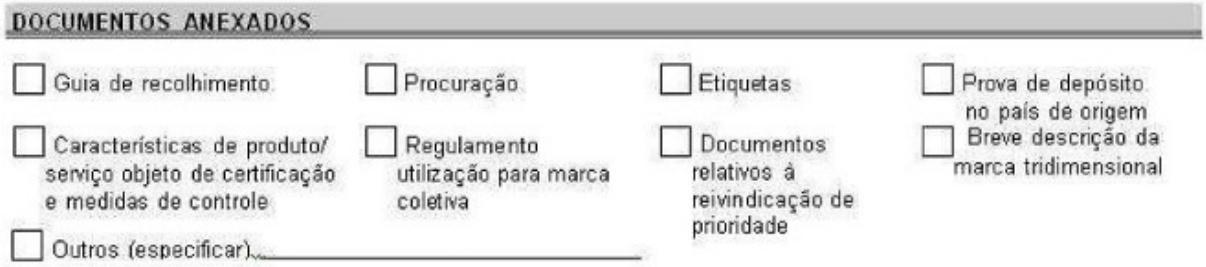

このフィールドでは，登録出願の添付書類に対応するボックス内に，Xが記入されなければならない。書類がこのフィールドに記載されているものと関係がないものである場合には，その他のボックス内にマークを付与し，添付書類を特定しなければならない。

各々の登録出願の特異性に従って，対応する様式は，場合に応じて必須又は任意であり得る添付物を含むことができる。所要な添付物について記載している説明表は，項目 3.7 申請に関する説明表において点検できる。最も一般的な添付物の内容に関する具体的な指針は，項目 3.8 添付書類に関する追加指針に含まれている。

活動の宣言

このフィールドでは，遂行する活動が出願人，個人又は法人によって宣言されなければならず，それらの者は，活動を確証するような書類の複写を添付することができる。そのような書類を利用者が所有していることは，INPI がその提示を如何なる時点でも正式に要求する可能性があるので，重要であることに留意すべきである。

出願人は，妥当なボックス内に，親会社であるか否かについても入力しなければいけないこととする(法律 No.9,279/96 の第 128 条(1))。

企業が親会社か否かについて質問するフィールドにマーク付けを行うことに加えて，ブランクには，登録出願における出願人によって実施されている活動が必ず記入されなければならず，産業財産法第 128 条に従って，私人は，有効に，かつ，合法的に従事している活動につ

いてのみ，商標登録を出願できる。このフィールドに何らかの書類について記述する場合，その書類は，正式な要求の罰則に従って，出願人によって遂行される活動を含んでいなければならない。
標章が証明商標となる場合，出願人は，クレームされている商品／サービスについての何らかの直接的な商業的又は工業的関心を有さないことが必要となる。団体商標の場合では，出願人は，団体の代表であることが必要となる。
このフィールドの末尾には，公的登記所(Public Registry office)又は商標部(Trades Board)において頭字語が宣言されなければならず，そこでは，出願人の法人資格の法規又は定款，対応する公的定期刊行物における登録又は公表の日である登録の日付及び登録番号は，常に，法人の目的についてなされた最新の変更を伴う。

代理人の詳細
出願人が第三者(弁護士，代理人又は適切に資格が与えられた個人)によって代理される場合，同出願人の代理人又は法定代理人は，次を記述して，このフィールドを完成しなければならない：
a)産業財産権代理人の場合は，API 登録番号；
b)出身の同盟ユニット；
c)弁護士の場合は，ブラジル弁護士協会（OAB）登録番号；及び
d)自由様式のフィールドへの記入のために設定された規則を遵守しつつ，場合によって，代理人又は法定代理人の判読可能な完全名称，事務所若しくは会社の名称。
このフィールドに完成にあたって，GRU 及び提出された委任状が言及されるべきである。

署名者の識別
このフィールドには，出願人又はその代理人の署名者の識別を含む場所，日付入りの署名及び押印が記入されるべきである。出願人又はその代理人の押印がない場合，署名者の識別は，署名の下に判読可能なように記載されるべきである。

3.6.3　申請
申請用紙は，商標登録出願様式と一部の類似点を共有するが，特定のフィールドを有する。以下に掲載したものは，それらを記入するための指示である。

INPI の排他的使用に関するフィールド
INPI の独占的な使用に関する記録のフィールドは，利用者によって記入されてはならず，消去又は記載の無い状態が維持されなければならない。
記録のフィールドには，申請の記録に関する詳細(記録番号，名称又はイニシャル，提出の場所，日付及び時刻)が記入されることになる。INPI が排他的に使用するフィールドは受理側によって完成されなければならず，受領したページの分量の表示及び，が申請の受領及び提出に対して責任を負う職員の職務上の確認(署名／イニシャル及び ID 番号)が含まれていなければならない。

出願／登録の識別

利用者は，申請が出願を参照しているのか又は登録を参照しているのかを通知しなければならず，その通知において，妥当なボックス内に X マークを付し，出願の場合には，申請の提出の番号及び日付も記述し，又は登録の場合には，記録された日付及び対応する NCL の商品／サービスの分類も記述しなければならない。

名称，住所又は本拠地の変更に関する申請の場合，これらのフィールドには，処理が棚上げ又は終了していないときには，登録出願番号又は発行された GRU に示された登録が記入されなければならない。

処理の正確な番号を識別することは，当該処理に関する如何なる行為にとっても必須である。

書類データ収集

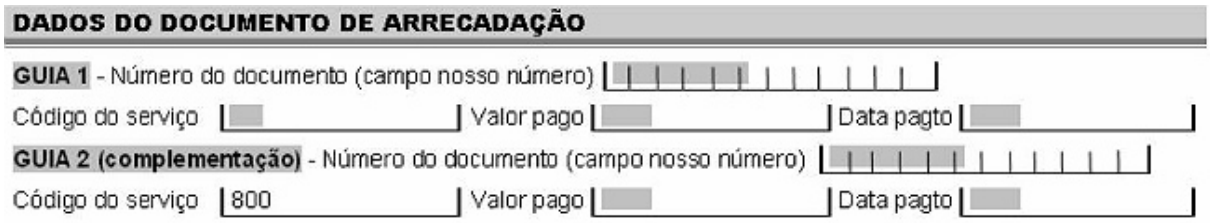

出願人は，書類データ収集のフィールドに，クレームされたサービスに関する統一納付様式(GRU)に含まれる情報を記入しなければならない。ガイド 2(GUIDE 2)からのデータ(補足)は，補足ガイド(INPI 手数料表のサービスコード 800)の場合のみ，記入される必要がある。各出願は，1 の商標部門のサービス，すなわち，単一の GRU のみを参照することができる。

出願人の詳細

出願人データ(APPLICATION DATA)フィールドに入力されるデータは，出願を伴う GRU において報告されるものと全く同一でなければならない。GRU に含まれるデータとの何らかの不一致は，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における出願人の詳細の項目に記述されているように，考慮されないことになる。

対象／添付書類

OBJETO/ DOCUMENTOS ANEXADOS

OBJETO	DOCUMENTOS ANEXADOS
☐ 2ª Via do Certificado	☐ Guia de Recolhimento
☐ Alteração de Endereço ou de Sede	☐ Procuração
☐ Alteração de Nome	☐ Etiquetas
☐ Caducidade	☐ Documentos Relativos à Reivindicação de Prioridade
☐ Contestação à Exigência	☐ Atividade no País de Origem
☐ Cópia Oficial	☐ Contrato/Estatuto Social Atualizado
☐ Cumprimento de Exigência	☐ Regulamento de Utilização para Marca Coletiva
☐ Desistência de Pedido de Registro	☐ Certificado de Registro para Anotação
☐ Expedição de Certificado de Registro e Proteção ao 1º Decênio	☐ Características de Produto/Serviço Objeto de Certificação e Medidas de Controle
☐ Nulidade Administrativa	☐ Prova Uso em Contestação ao Pedido Caducidade
☐ Oposição	☐ Documentos de Cessão
☐ Prorrogação de Registro e Proteção ao Decênio Subseqüente	☐ Outros (especificar):
☐ Prorrogação (Revisão de Estocolmo)	
☐ Recurso	
☐ Renúncia ao Registro	
☐ Transferência	
☐ Outros (especificar):	

☐ Despacho publicado na RPI Nº_____de ___/___/____

利用者は，対象のフィールドにおいては，各出願は単一のサービスに対応することを忘れずに，所望のサービスに対応するボックス内に X マークを付与しなければならない。申請の対象がこのフィールド内に記載されたものに関連しない場合には，その他(Others)のボックスに印を付し，対象に続いて，例えば，没収に対して不服申立又は抗議を行うなど，申請によって要求されるものを特定しなければならない。
この申請は，請求されたサービスが商標の写真複写のための請求のような特定の様式を有するとき，又は手数料還付請求であって，その申請が INPI ウェブサイトの様式の項目において利用可能な妥当な様式を通じて提出する請求への適用のように，別の部門によってサービスが調整されるときは，使用することができない。
次に，添付書類のフィールドは，添付書類を識別することが意図されたものである。利用者は，添付書類を識別するために必要なボックスのすべてに，X マークを付与しなければならない。書類がこのフィールドに記載されているものに関連していない場合には，その他のボックスにマーク付けを行って，添付書類を特定しなければならない。
所要な添付物を記載している説明表は，項目 3.7 申請に関する説明表において確認できる。最も一般的な添付物の内容に関する具体的な指針は，項目 3.8 添付書類に関する追加指針に含まれている。

注記
複写の認証が存在しないときには，出願人又はその法定代理人は，法律の罰則に従って，送達された複写が，それらの複写の対象とされた当初の書類の忠実な写真複写の再生であることの責任にかかわる宣言書を提出しなければならない。宣言書は，その陳述において，2000 年 4 月 18 日付の RPI No.1528 に公表された商標部門の言明に従って，宣言者の正確な識別を

可能にするために，宣言者の名称及び同宣言者の識別カード又は等価な書類の番号を明白に含まなければならない。
出願登録についての請求に添付されたすべての書類は，その複写を含めて，消去及び／又は補正のない完全に判読可能なものである場合のみ，受理されることになる。

商品及びサービスの明細
このフィールドは，必要なときには，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における商品及びサービスの明細にかかわる項目に記載された指示に従って完成されなければならない。

活動の宣言
このフィールドは，必要なときには，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における活動の宣言にかかわる項目に記載された指示に従って完成されなければならない。
移転注釈の申請の場合では，このフィールドの完成は必須であり，かつ，譲受人の詳細について通知されなければならない。
譲受人によって宣言される活動は，出願又は登録において示された商品／サービスに適合することが必要である。実体審査係属中の出願の場合では，譲受人は，商標出願人の活動に関する説明を提供すること，また，問題の商標登録出願に適用されるその他の要件に適合することからも免除されないことは注目に値する。

代理人の詳細
このフィールドは，必要なときには，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における代理人の詳細及び署名者の識別にかかわる項目に記載された指示に従って完成されなければならない。

RPI に公表される公開(Dispatch)

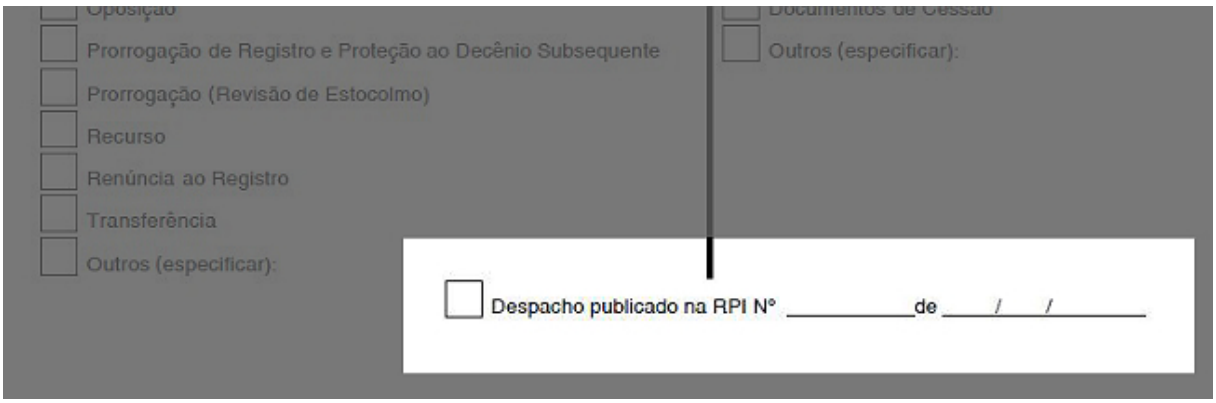

申請の対象が INPI によって先に取り扱われた指令／判断から生じるときはいつでも，_ / _ / _付の RPI No. _に公表された公開のボックスがマークされ，かつ，記入されなければならない。

3.6.4　出願人自身の申請にかかわるサービス

調査証明

調査請求証明は，INPI のウェブサイトにおける様式の項目において利用可能な妥当な様式を通じて申請されなければならず，その様式は，ペン書きの読みやすい筆跡で，かつ，消去のない，両方共に原本である 2 部の副本で完成されるものとする。

INPI の排他的使用に関するフィールド

INPI 単独の使用に関する記録のフィールドは，利用者によって記入されてはならず，消去又は記入のない状態に維持されなければならない。

記録のフィールドは，記録の申請の詳細(記録番号，場所の名称又はイニシャル，提出の日付及び時刻)が記入されるべきである。INPI の使用について排他的であるために，受領したページの分量及び出願に関する事実についての説明に加えて，申請の受領及び提出の責任を負う職員の識別の詳細(署名／イニシャル及び ID 番号)が受領によって記入されなければならない。

そのフィールドは，利用者に対して，このサービスの責任を負う職員が署名し業務上の識別を知らせるためのものであり，要求される調査証明の結果について知らせるためにも使用される。証明は受領の地区にて出願人に返却される。

利用者についての排他的なフィールド

書類の保管及び出願人の詳細のフィールドは，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における書類データ収集及び出願人詳細の項目の指針に沿って完成されなければならない。

商標の詳細

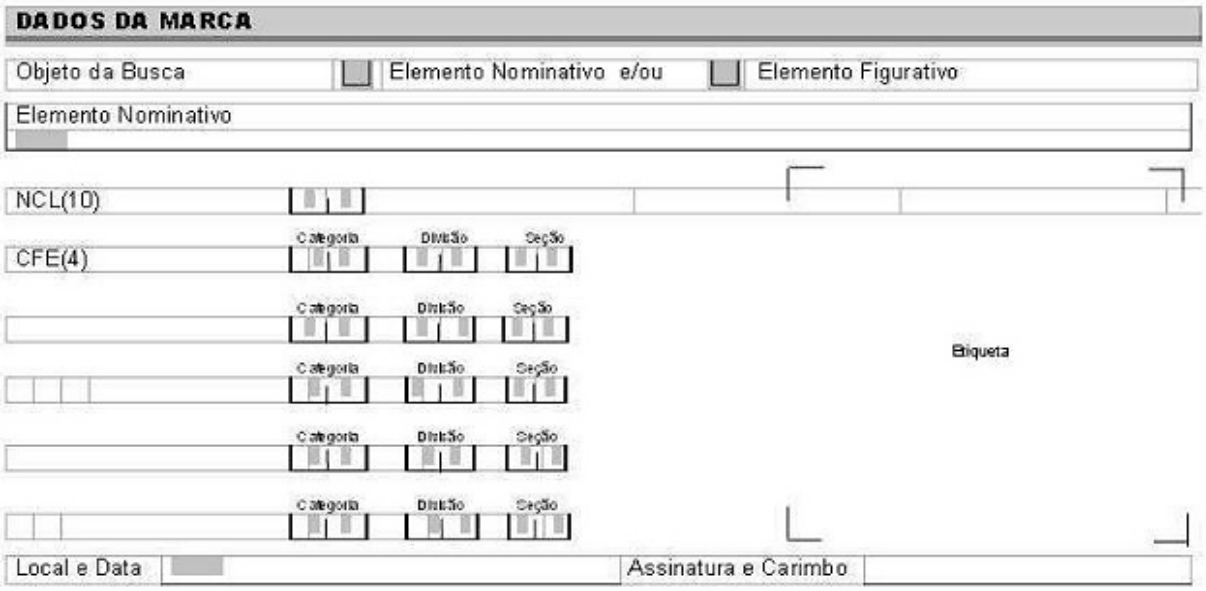

利用者は，調査対象に対応するボックス内に，X マークを付与しなければならない。

利用者は，文字要素のフィールドに，混成商標又は立体商標の言葉の要素又は文字部分を入

力しなければならない。図形，混成又は立体の標章に関する調査実行に到る場合，利用者は，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願におけるラベルの項目に定められた指針を遵守しつつ，ラベルに関するフィールドに，商標の画像及び調査対象を提示しなければならない。
商品及びサービスの国際分類(NCL)並びに図形要素の国際分類(CFE)を完成させる際，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における商品及びサービスの国際分類(NCL)及び図形要素の国際分類の項目に記載されている指示も遵守されなければならない。
様式は，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における署名者の識別の項目に記載されているように，出願人によって署名され，かつ，日付が記入されなければならない。

写真複写

写真複写についての請求は，INPI ウェブサイトの様式の項目において利用可能な 2 部の副本による妥当な様式を通じて申請されなければならず，また，すべての副本は，ペン書きであって，消去のない判読可能な筆跡による原本でなければならない。
INPI は，項目 3.11.2 商標に基づく検索における指針に従って，商標に基づく調査にログインでアクセスすることにより，INPI のサイト上で(電子的又は紙面による)請求及び申請の内容を提供することに留意することには価値がある。したがって，利用者は，処理過程の複写を請求する前に，それがもはや利用できないことを点検すべきである。

INPI の排他的使用に関するフィールド

INPI の単独の使用に関する記録のフィールドは，利用者によって記入されてはならず，消去又は記入のない状態に維持されなければならない。
記録のフィールドは，記録の申請の詳細(記録番号，場所の名称又はイニシャル，提出の日付及び時刻)が記入されるべきである。INPI の使用についての排他的なフィールドには，ページ数，納付済の額，書類の送達を達成するために納付されなければならない残金額が通知され，要求された写真複写の請求の結果が表示される。

利用者についての排他的なフィールド

書類の保管及び出願人の詳細のフィールドは，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における書類データ収集及び出願人詳細の項目の指針に沿って完成されなければならない。

書類／部数

DOCUMENTO / QUANTIDADE

Documento	Quantidade	Tipo	
☐ Parecer Técnico		☐ Simples	☐ Autenticada
☐ Oposição		☐ Simples	☐ Autenticada
☐ Recurso		☐ Simples	☐ Autenticada
☐ Certificado de Registro, inclusive requerimento inicial		☐ Simples	☐ Autenticada
☐ Outros (especificar) :		☐ Simples	☐ Autenticada
RPI N°			

Observações :

Local e Data _____ Assinatura e Carimbo _____

これらのフィールドでは，書類を写真複写することの目的，複写の部数及び型式が識別されなければならない。RPI 番号用のスペースは，INPI によって先に取り扱われた公開／判断を写真複写することの目的が過ぎ去ったときにはいつでも，記入されなければならない。
写真複写の目的がこのフィールドに記載されたものと関連しないとき，該当する場合には，その他のボックスをチェックし，要求される目的及び RPI 番号を特定しなければならない。
注釈用のスペースは，利用者が写真複写の目的を十分に理解するのに適切であるとみなされる何らかの解明のために使用することができる。利用者は，妥当なフィールドに，場所及び日付を記入し，かつ，様式に署名して，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における署名者の識別の項目に指示されているように，署名者を識別しなければならない。

回復の期限

出願回復の期限は，INPI のウェブサイト上の様式の項目で利用可能な 2 部の副本による妥当な様式を用いて申請することができ，また，すべての副本は，ペン書きであって，消去のない判読可能な印刷物による原本でなければならない。

INPI の排他的使用に関するフィールド

INPI の単独の使用に関する記録のフィールドは，利用者によって記入されてはならず，消去又は記入のない状態に維持されなければならない。
記録のフィールドは，記録の申請の詳細(記録番号，場所の名称又はイニシャル，提出の日付及び時刻)が記入されるべきであり，第 2 番目の副本は利用者に送達される。
INPI の決定のフィールドは，請求を審査した職員によって署名され，かつ，日付が記入された，出願復帰期限に関する決定を既に含んでいる。

利用者についての排他的なフィールド

書類データ収集のフィールド，出願人詳細，代理人詳細及び署名者識別は，項目 3.6.2 紙面で申請される商標登録出願における書類データ収集，出願人詳細，代理人詳細及び署名者識

別の項目のそれぞれの指針により完成されなければならない。

出願／登録の識別
利用者は，出願復帰期限について，それが出願又は登録を参照する場合には，通知しなければならず，妥当なボックス内に X マークを付与し，かつ，出願又は登録の番号，出願の場合では提出の日付又は登録の場合では登録付与の日付を通知しなればならない。
処理過程の正確な数値を識別することは，必須である。

出願

REQUERIMENTO

Requer concessão de prazo adicional na forma do art. 221 da LPI, para prática do seguinte ato :

(Se for o caso, indicar também, a RPI que publicou o despacho/decisão: RPI N° de

LPI 第 221 条によって定義されているような正当な理由により，出願人によって実施されなかった行為は，このフィールドにおいて識別されなければならない。行為に連携する公開又は決定を公表した RPI の番号及び日付も，このフィールドに示されなければならない。

弁明
出願人が行為を実施できなかった理由は，このフィールドに記載されなければならない。このフィールド保たれているスペースが十分でないとき，出願人は，添付物として弁明を提供し，この目的のために保たれたボックス内に，X マークを付与しなければならないこととする。
利用者は，弁明を具体化する裏付けの書類を提出することが必要である場合には，この目的のために保たれたボックス内に X マークを付与しなければならない。実施されなかった行為を正当化するのに必要な写真複写を INPI が提供しなかったことによる期限回復請求を行う場合には，利用者は，INPI により提出された写真複写請求の複写を期限回復請求に添付しなければならない。

出願人の認識
このフィールドは，期限回復に関する INPI の決定が RPI に公表されていない場合のみにおける出願人の認識のためのものであり，同フィールドは，出願人又はその代理人に関連する署名者の識別を含む場所，日付，署名及び捺印でもって完成されなければならない。

3.6.5　請求又は申請の記録
INPI 受理局へ商標登録出願を提出するにあたって，出願人が許容可能性の要件を満たしているか否か，様式のすべてのフィールドを記入しているか否か，及び署名した書類が書類のフィールドに有効に添付されているか否かについて確認される。

この書類の受理を担当する事務官は，義務的に，受け入れたページ数を表示し，かつ，彼らの識別の詳細，又は署名／イニシャル及び ID 番号について，排他的な INPI の使用と命名されたフィールドに注釈しなければならない。事務官は，銀行手形又は銀行受領書を含む，処理過程を作成するすべてのページについて，番号及びイニシャルを右上の隅に付与することも行わなければならない。そのような情報は文書の紛失の虞を避けるためである。
さらに，INPI の排他的使用のフィールドは，様式上に何らかの注釈を付すために，事務官によって利用されるべきである。
様式がいったん整理されると，登録出願は，記録の番号，地区の頭字語，提出の日付及び時刻，バーコード及び確定的な注文番号を含むラベルを付与される。
商標部門は，1991 年 4 月 15 日付の法令 s/n°に定められたものを注視する限り，書類を郵便で受領する。

3.7　申請に関する説明表

ユーザーへの指針を目的として，異なる種類の申請及びそれらが関係するサービスの手続に関する基本的情報を含む説明表を作成した。これらの表は，以下の情報で構成されている。

a）サービス及び対応コード

GRU の発行時にユーザーが入力すべきサービスの説明又は対応コード。これにより，ユーザーは，サービスの説明とそのコードのどちらによっても当該サービスにアクセスすることができる。商標手続の異なる部分に言及する申請の場合，ユーザーが必要とするサービスに対応する申請を見出す可能性のリストを公告するために，そのような申請が割り当てられ得る目的もたくさん記載されている。

b）適用事項

選択された各々のサービスが適用される事項の簡単な説明。

c）必須の添付書類

送付しなければならない書類の表示。e-マークによる申請の提出を選択する場合，当該文書を添付することなく電子形態の出願書類を入力し送付する処理はできないことに留意しなければならない。しかし，必須の添付書類がないサービスに関する場合を含むすべての場合において，標準区分の送付し得る可能性のある添付書類がある。

d）申請が言及する目的

GRU の発行時に通知されねばならない申請目的に関する追加詳細の説明。
以下は，申請タイプ別に分類されて用意された説明表リストである。

3.7.1　方式指令に対する履行に関する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
登録請求における方	登録出願の方式審査	必須の添付書類はない。	ー

式審査に起因する方式指令に対する履行(338) 無料申請	段階の間に，即ち，第三者による異議申立提出のための出願公告の前に，出願人になされた方式指令に対し応答する。この要件は，方式指令が RPI に公告された後 5 暦日以内に履行されねばならず，履行されないときは，出願は存在しないものとみなされる。	添付書類の送付は，公告された方式指令の内容に依る。	
申請履行審査に起因する方式指令に対する履行(382) 無料申請	申請遵守審査段階の間になされる方式指令に対し応答する。 申請遵守審査は，通常，納付事項に言及し，この場合，方式指令に対する履行の期限は，方式指令が RPI に公告された後 60 暦日である。	必須の添付書類はない。 添付書類の送付は，公告された方式指令の内容に依る。	−
方式指令に対する履行(340) 要納付申請	登録出願の審査中になされる方式指令に対し応答する。履行の期限は，方式指令が RPI に公告された後 60 日である。履行されないときは，出願は確定的拒絶処分となる。	必須の添付書類はない。 添付書類の送付は，公告された方式指令の内容に依る。	登録手続において
	申請の審査の間になされる方式指令に対し応答する。RPI の方式指令に対する履行期限は，方式指令が RPI に公告された後 60 暦日である。	必須の添付書類はない。 添付書類の送付は，公告された方式指令の内容に依る。	申請に基づく 注記：出願人は，申請の目的を「申請に基づく」と選択した後に，方式指令に対する履行に言及する申請番号を選択しなければならない。例えば，方式指令に対する履行が移転申請に言及する場合，移転申請の番号を通知しなければならない。

3.7.2　異議申立申請，行政上の無効手続及び抹消手続

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
異議申立(332)	商標登録出願の公告に対し，その出願が RPI に公告されて後 60 日以内に申立てる。	−	−
商標登録の行政上の無効(336)	商標登録の行政上の無効手続を設定する。	−	−
抹消(337)	特定の登録標章の抹消を請求する。	−	−

3.7.3　反論及び審判請求に関する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
主張(339)	商標登録出願への異議申立に対し，異議申立が RPI に公告されて後 60 日以内に主張する。	−	登録手続において
	行政上の無効手続に対し主張する。	−	申請に基づく 出願人は，行政上の無効手続の申請番号を選択しなければならない。
	抹消手続に対し主張する。	−	申請に基づく 出願人は，抹消申請番号を選択しなければならない。
審判請求に関して発行された見解書への反論(376)	審判請求に関し発行された見解書に対し反論を提出する。	−	注記： 出願人は，リンクされた申請書フィールドで審判請求番号を選択しなければならない。
審判請求 333（...）	登録出願の拒絶に対する，又は登録出願の一部拒絶に対する審判請求を提出する。	−	登録手続における取消決定
	申請において発行された決定に対する審判請求を提出する（許可，拒絶，応答，未応答又は未認定）。	−	申請に基づく取消決定 出願人は，申請の目的を「申請に基づく取消決定」と選択した後に，審判請求に言及する申請番号を選択しなければならな

			い。 例えば審判請求が移転付記請求における決定に言及する場合，移転請求番号を記入しなければならない。

3.7.4　委任状に関係する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
書類提出(381) ―委任状	法定期限内に，INPI における行為を引き受けるための委任状を送付する。	委任状 (3.8.1)	**委任状** **（登録手続において）** 委任状が手続における行為を引き受けるために付与される場合。 **委任状** **（申請に基づく）** 委任状が特定の手続における行為を引き受けるために付与される場合。
代理人の任命，解任又は交代(385)	手続対象の代理人としての解任を希望するブラジル居住の出願人／所有者。 INPI における行為を引き受ける手続対象の代理人を任命又は交代する。	解任の場合は，代理人解任陳述書(3.8.17)。 代理人を任命する場合は，委任状。	**登録手続において** 代理人を登録手続全体を対象として任命又は交代する場合。 **申請に基づく** 代理人を当該行為のみを対象として任命又は交代する場合。
委任状の権限放棄 (387)	委任状の権限を放棄することを希望する代理人。	委任状の権限放棄宣言書 (3.8.18)	**登録手続において** 放棄が登録手続全体を対象とする場合。 **申請に基づく** 放棄が当該行為のみを対象とする場合。

3.7.5　所有権移転，制限若しくは抵当権又は名称，住所及び本拠地の変更についての付記に関する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
所有権の譲渡についての付記(349)	商標出願又は登録に関連する譲渡による所有権移転についての付記を請求する。	譲渡に関連する書類	譲渡に起因
	商標出願又は登録	分割に関連する書	分割に起因

	に関連する分割による所有権移転についての付記を請求する。	類	
	商標出願又は登録に関連する合併又は法人化による所有権移転についての付記を請求する。	法人化又は合併に関する書類	合併のため
	商標出願又は登録の法的又は遺言による承継を理由とする所有権移転付記を請求する。	法的又は遺言による承継の証拠となる法的書類	法的又は遺言による承継のため
	商標出願又は登録に関連する破産のため，所有権移転付記を請求する。	破産を証明する司法上の書類	破産による
名称，本拠地又は住所の変更についての付記(348)	名称，会社名，本拠地又は住所の変更登録を請求する。	変更を証明する更新された定款／書類(3.8.7) CPF 又は CNPJ のないブラジルの非居住者出願人の場合は，変更すべき手続のリスト。 県により決定された本拠地の変更の場合は，変更すべき手続のリストと住所変更を証明する県発行の書類。	−
制限又は抵当権についての付記(380)	該当する登録又は登録出願にかけられる担保権，制限又は抵当権についての付記を請求する。	担保権の付記をつけるための動機及び書類	−

3.7.6　訂正及び修正に関する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
RPI における出版誤記の修正 - RPI(366)	庁の落ち度により，商標出願又は登録に関係して RPI に公告された決定又は詳細，及び INPI データベースの登	−	**申請に基づく** 誤記が出願に関係する場合，その番号を明記する。 **登録手続において**

	録情報の訂正を請求する。		誤記が一つの手続に関係する場合。
当事者の落ち度による手続におけるデータの訂正(378)	当事者の落ち度により，INPI データベースの登録情報に起因する登録又は登録請求に関するデータの訂正を請求する。	−	−

3.7.7　補遺申請又は書類提出申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
申請への補遺(379)	従前に提出された申請関係する補足情報。	−	出願人は，更なる情報を望む対象である申請番号を選択しなければならない。申請が，例えば異議申立の場合，出願人は従前に提出した異議申立申請の番号を通知しなければならない。このフィールドは，手続番号を含んではいけない。
補足優先権主張(386)	従前に主張した条約優先権の補足を主張する	−	−
書類提出(381)	団体商標登録出願のための追加の書類，より具体的には，当該商標の使用を司る規則を送付する。	団体商標使用規則 (3.8.4)	団体商標の使用に対する規則
	証明商標登録出願に関する技術文書，より具体的には，商品又はサービスの特徴，証明の目的及び所有者が採用する予定の管理手段を送付する。	−	証明商標に関係する必須の書類 商品／サービスの特徴，証明の目的及び所有者が採用する予定の管理手段。
	従前に提出した登録出願又は登録の書類に関係する外国の書類の翻訳文を送付する。	外国語の書類の翻訳文 (3.8.6)	(登録手続における)書類の翻訳文
	申請のために従前に提出した文書に関係する外国の書類の翻訳文を送付する。	外国語の書類の翻訳文 (3.8.6)	(申請に基づく)書類の翻訳文

	従前に主張した条約優先権に関する裏付け書類を提出する。	条約優先権主張に関係する書類	優先権書類
	出願又は登録に添付すべき別の書類を送付する。	当該書類	(登録手続における)他の書類
	従前に提出した申請に添付すべき別の書類を送付する。	当該書類	(申請の基づく)他の書類
	委任状を送付する(3.7.4 委任状に関係する申請を確認すること)。		

3.7.8　取下又は権利放棄の申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
登録出願の取下（383）	商標登録出願の取下の認可を請求する。 取下請求が部分的な場合，ユーザーは申請書類本体の中で，どの商品又はサービスを放棄したいかを詳細に明記すべきである。	出願人自身がサービスを請求していない場合は，取下の明示的な権限を有する委任状。	−
商標登録の権利放棄(388)	商標登録権利放棄の認可を請求する。 権利放棄請求が部分的な場合，ユーザーは申請書類本体の中で，どの商品又はサービスを放棄したいかを詳細に明記すべきである。	出願人自身がサービスを請求していない場合は，権利放棄の明示的な権限を有する委任状。	−
申請の取下(384)	従前に提出した申請（異議申立，無効，抹消，移転など）の取下の認可を請求する。	出願人自身がサービスを請求していない場合は，取下の明示的な権限を有する委任状。	−

3.7.9　高度著名性に関係する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
高度著名性認定申請(393)	高度著名性認定の自主的申請請求を提出する。	−	−
高度著名性に基づく主張(361)－移行	自主的認定により高度に著名であると認	−	登録手続において

	められる中間申請の移行を請求する。		
高度著名性に基づく主張(361)	高度に著名な出版物について主張する。ただし，審判請求に従うことを条件としたものを除く。	−	申請に基づく
高度著名性を根拠とする審判請求(362)	高度著名性に関する決定に対し審判請求をする。	−	申請に基づく

3.7.10　回復期限に関する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
INPI の落ち度による回復期限(342)	INPI の被疑障害により期限を徒過した行為を履行するための回復期限を請求する。	正当な理由が法定期限内での行為の履行を妨げたことを提示する書類	**申請に基づく** 回復が申請の検討に言及する場合。 **登録手続において** 回復が請求に言及する場合。
当事者の障害による回復期限(341)	出願人の被疑障害により期限を徒過した行為を履行するための回復期限を請求する。	当該障害の正当な理由の根拠を記載する書類	**申請に基づく** 回復が申請の検討に言及する場合。 **登録手続において** 回復が請求に言及する場合。

3.7.11　調査証明書及び公認謄本に関係する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
所有者による商標調査証明書(347)	単一所有者により申請又は登録されている商標調査証明書を INPI が発行するよう請求する。	−	−
商品又はサービスの分類別の商標調査証明書(377)	分類別の文字商標，図形商標，混成商標又は立体商標の調査証明書を INPI が発行するよう請求する。	−	−
公認謄本(352)	商標出願又は登録の公認謄本を INPI が発行するよう請求する。	−	−

3.7.12　分類委員会に関する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的

商品及びサービス分類委員会への相談(357)	分類すべき商品又はサービスの正しいNICE分類について，商品及びサービス分類委員会－CCPS－に相談する。	－	－
商標図形要素分類委員会への相談(358)	後日提出する予定の図形商標，混成商標又は立体商標用の図形要素の正しい分類について，商標図形要素分類委員会に相談する。	－	－

3.7.13　INPIの他のユニットに関係する申請

サービス及び対応コード	適用事項	必須の添付書類	申請が言及する目的
単なる複写謄本－商標(824)	INPIに商標登録出願又は商標登録の完全な又は一部分の謄本を請求する。	－	商標
認証複写謄本－商標(825)	INPIに商標登録出願又は商標登録の完全な又は一部分の認証謄本を請求する。	－	商標
納付返金(801)	INPIに不適切又は過剰な納付の返金を請求する。当初又は予備的納付用紙の番号(「当庁の番号」)を入力しなければならない。	INPI取締役会(DIRAD)によって定められた手続きに従う。	－

3.8　添付書類に関する追加指針

選択した手続方法に拘らず，ユーザーは要求するサービスに対応する特定の種類の書類を提示しなければならない。以下に，サービスと最も一般的な添付書類に関する指針を用意した。

3.8.1　委任状

INPIが有効とみなす委任状は，必ず，以下を含まなければならない。

a) 委任者の詳細

b) 被委任者の詳細

c) 被委任者の権限の種類

d) 委任者の日付，場所及び署名

この委任状は，ポルトガル語で記載されなければならず，原本が他言語である場合，ユーザーはその翻訳文を提出しなければならないが，領事認証及び提出物の公証は不要である。

委任状の審査に関する追加情報は，5.6.1委任状に用意されている。

3.8.2　請求している記号を商標として登録するための同意

人名，苗字又は第三者の画像で構成される場合のある種の記号は，その関係者の同意又は許

可を得た場合にのみ商標として請求することができる。この場合，ユーザーは登録出願様式に同意書又は許可書を添付し，添付しないときは，今後の方式指令を受けることになる。

3.8.3　条約優先権主張に関係する書類

ユーザーが出願時の請求に条約優先権を主張する場合，出願日から 4 月までの期間内に，以下を必ず含む裏付け書類を添付書類として送付しなければならない。

a）商標出願／登録の原出願国又は組織。

b）その商標出願／登録の番号及び日付。

c）その商標出願／登録の写し。翻訳文を添付し，翻訳文の内容については，出願人が全面的に責任を負うものとする。

裏付け文書は，オンライン形式であっても，原出願公報の複製である公認謄本で構成される。

裏付け文書の提出は出願人の責任であり，4 月の提出期間を遵守しないと，LPI 第 127 条第 2 項に従わないために優先権を喪失して，出願を再公告することになる。

様式に入力したデータ（出願日，外国商標出願／登録番号及び国コード）と，添付している文書のデータとの間に不一致があった場合，文書の情報が優先する。

譲渡を通じて優先権を取得した場合は，その対応書類を優先権書類自体とともに提出しなければならない。

条約優先権に関係する書類の審査に関する指針は，5.6.2　条約優先権を証明する書類に用意されている。

3.8.4　団体商標使用規則

出願する商標が団体的性質を有する場合，ユーザーは，商標使用規則を出願書類に添付しなければならない。このような規則は，2013 年 3 月 18 日付指示 No.　19/2013 により設定されたモデルに従って，商標使用に関する条件及び禁止事項を含むものとする。出願時にこれを怠った場合，出願人は登録出願の提出日から 60 日以内に提出しなければならない。この書類が上記期限までに送付されない場合，当該登録出願は確定的に拒絶されることを強調しておく。

団体商標使用規則の審査に関する追加情報は，5.14 団体商標出願の分析を参照されたい。

3.8.5　証明対象の商品／サービスの特徴及びそれらの管理手段を記載した技術文書

証明商標の場合，出願人は，当該商標を対象として証明対象の商品又はサービスの特徴の説明，及び所有者が採用する予定の管理手段を記載した技術文書を出願書類に添付しなければならない。出願時にこれを怠った場合，出願人は登録出願の提出日から 60 日以内に提出しなければならない。当該添付書類を上記期限までに送付しないと，登録出願は確定的に拒絶されることに留意すべきである。

証明対象の商品又はサービスの説明及びそれらの管理手段の審査に関する指針は，5.6.4 証明商標の技術文書を参照されたい。

3.8.6　外国語の書類の翻訳文

結果として外国語の登録出願又は申請を指示する書類の場合，その出願書類又は申請の提出日から 60 日以内に翻訳文が送付されなければならず，この翻訳文は領事認証を要する。

対応する翻訳文が原本とともにファイルに含まれる場合，求められている翻訳文を添付書類として送付する必要はない。

3.8.7　変更を証明する更新された定款／書類

名称，会社名，本拠地及び／又は住所を変更するための申請には，添付書類が記載されている。添付書類の提出が住所及び／又は会社名の実際の変更を証明するために必要である。

3.8.8　異議申立の陳述

異議申立の陳述とは，ユーザーが自身の権利を守るために異議申立申請を提出する理由である。陳述は，その申請専用であって明示的に記載されなければならず，そうでないとき，申請は公告されない。e-マークを介した電子申請の場合，「申請本文」を使用してクレームを提出できるため，申請者は陳述を添付する必要はない。

3.8.9　使用の証拠

抹消を反論する又は異議申し立てる申請への専用添付書類。これは，商標所有者が合法的な理由による商標の使用又はその不使用の正当化に関する証拠を電子様式に添付するために使用される。

使用の証拠の審査についての指針は，項目 6.5.3 商標の使用調査及び使用証明に用意されている。

3.8.10　正当な理由の根拠

当事者の障害による期限回復の申請という申請への専用添付書類。この書類の提出は必須であり，申請者／所有者は，上記に記載の電子申請を通じて，法定期限内に行政上の行為を行うことが不可能であったことを証明するファイルを添付しなければならない。

紙面による申請手続の期限回復についての追加情報は，3.6.4 出願人自身の申請にかかわるサービスの項目期限回復を参照されたい。

3.8.11　正当な理由が法定期限内の行為の履行を妨げることを証明する書類

INPI の障害による期限回復の申請という申請への専用添付書類。この書類の提出は必須であり，申請者／所有者は，上記に記載の電子申請を通じて，法定期限内に行政上の行為を行うことが不可能であったことを証明するファイルを添付しなければならない。

3.8.12　商標を処分する権限

所有者の移転申請への専用添付書類。これは，当該商標を処分するための譲渡人の代理人に関する合法性を証する書類を添付するために使用される。

3.8.13　譲渡

譲渡による所有者の移転申請への専用添付書類。これは，商標の移転に関する正式文書を添付するために使用される。書類は，譲渡人，譲受人及び証人の全詳細，移転署名者の代理権限，請求又は登録の番号，譲渡される商標及び署名がなされた日付を含まなければならない。

3.8.14　分割

分割による所有者の移転申請への専用添付書類。これは，会社の分割に関する正式文書を添付するために使用される。

3.8.15　法人化又は合併

法人化又は合併による所有者の移転申請への専用添付書類。これは，法人化又は合併に関する正式文書を添付するために使用される。

3.8.16　司法上の証拠書類

法的な又は遺言による承継及び破産による移転を理由とする所有者の移転申請書への専用添付書類。これは，承継又は破産を証明する法的文書を添付するために使用される。

3.8.17　代理人の解任／交代の宣言

出願人／所有者が署名し，現代理人の解任又は交代を証明するために使用され，代理人の任命，解任又は交代の宣言書の場合に使用される付属書類。この場合，解任陳述書，交代陳述書，新代理人を任命する新委任状のうちの少なくとも 1 つの書類の提出が義務付けられている。ユーザーが希望する場合は，2 つ以上の書類を提出してもよい。

3.8.18　委任状による権限の放棄の宣言

委任状による権限の放棄申請書への必須専用添付書類。これは，代理人が署名し，INPI へ従前に提出された代理人の放棄を証する書類を添付するために使用される。

3.8.19　取下又は権利放棄の明示的権限のある委任状

取下又は権利放棄の申請を代理人が提出する場合に必ず添付しなければならない書類。

a)出願及び登録

b)行政上の無効手続

c)異議申立

d)抹消

e)移転

3.8.20　商標画像

図形商標，混成商標若しくは立体商標の登録出願では必ず添付しなければならない書類，又は要求に応じて方式指令に対する履行申請又は登録手続申請において商標画像の再提出要求に応答する形で添付される書類。書類の大きさ，解像度及び書式についての指針は，ユーザーが選択する申請方法に従って，　3.5.2 電子様式への記入，副題：商標のデジタル画像で，又は 3.6.2 書面で申請される商標登録出願，副題：ラベルで入手することができる。

サービス	書類
代理人が提出する請求又は申請書	委任状(3.8.1)
商標登録出願	請求する記号を商標として登録するための同意書(3.8.2)

条約優先権主張を伴った登録請求	条約優先権主張に関係する書類(3.8.3)
団体商標登録出願	団体商標使用規則(3.8.4)
証明商標登録出願	証明対象の商品／サービスの特徴及びそれらの管理手段を記載した技術文書(3.8.5)
外国語の書類を含む出願及び申請	外国語の書類の翻訳文(3.8.6)
名称，会社名，本拠地又は住所の変更	変更を証明する更新された定款／書類(3.8.7)
異議申立	異議申立の陳述(3.8.8)
抹消反論	使用の証拠(3.8.9)
当事者の障害による回復期限	正当な理由の根拠(3.8.10)
INPI の落ち度による回復期限	正当な理由が法定期限内の行為の履行を妨げることを証明する書類(3.8.11)
所有者移転（全部）	商標を処分する権限(3.8.12)
移転（譲渡）	譲渡(3.8.13)
移転（分割）	分割(3.8.14)
移転（法人化又は合併）	法人化又は合併(3.8.15)
移転（合法的な／遺言による承継）	司法上の証拠書類(3.8.16)
移転（破産）	司法上の証拠書類(3.8.16)
出願の取下又は登録の権利放棄	取下又は権利放棄の明示的権限のある委任状／書類(3.8.19)
代理人の解任又は交代	代理人の解任／交代の宣言(3.8.17)
委任状の権利放棄	委任状による権限の放棄の宣言(3.8.18)
申請の取下又は権利放棄	取下又は権利放棄の明示的権限のある委任状(3.8.19)
方式要求に対する履行(登録又は申請手続における)	商標画像(3.8.20)

3.9　免除されるサービス様式

特定の手数料を納付したことに関連する情報を通じてのみ提供されるいかなるサービスも，統一納付様式(GRU)によって発行されるモジュールから自動的に抽出されるので，様式を記入する必要が免除されている。

したがって，以下の表に記載されたサービスは，様式を提出する必要はなく，ただ，発行される GRU 行為を正しく選択し，納付をタイムリーに行う（3.3　GRU の発行及び 3.4　GRU 納付を参照）ことによって，重複する情報の提出を避けることができる。

様式記入が免除されるこれらのサービスに限り，納付日が申請手続の申請日とみなされる。

コード	サービスの説明	適用事項
350	手続に関する行為の証明書	商標出願又は登録に関する進捗証明書を早めるよう請求する。
372	最初 10 年間の商標登録の有効性と登録証明書の発行（通常の期限までに納付済み）	通常の期限までに，登録証明書の発行と最初 10 年間の商標の有効性の保護を請求する。
373	最初 10 年間の商標登録の有効性と登録証明書の発行（特別な期限までに納付済み）	特別な期限までに，登録証明書の発行と最初 10 年間の商標の有効性の保護を請求する。
374	商標登録の更新と登録証明書	通常の期限までに，商標登録の更新と新しい

	の発行（通常の期限までに納付済み）	登録証明書の発行を請求する。
375	商標登録の更新と登録証明書の発行（特別な期限までに納付済み）	特別な期限までに，商標登録の更新と新しい登録証明書の発行を請求する。
351	複製商標登録証明書	複製商標登録証明書を請求する。

様式記入が免除されている GRU の納付受領書

ユーザーにとって一層便利で安全なように，GRU の納付受領書は，納付ガイド発行モジュールで入手することができ，様式記入が免除されている。そのため，受領書オプション（下記図参照）を通じて，我々のシステムで適切に本人確認がなされると，ユーザーはこのようなサービスに対するすべての取引受領書にアクセスすることができる。ただし，納付が既に銀行により決済されている場合に限る。

様式記入を免除されているサービスに関する GRU を選択した後に，ユーザーは，銀行決済が既になされていれば，受領書を閲覧して印刷することができる。

3.10　提出／手続への次の段階

方式審査

商標登録出願は，提出されると，方式審査がなされ，手続の続行に必要な方式条件がチェックされる。

最初になされるチェックは，登録出願料の納付の照合であり，この納付は，請求の発行日までに行い，手数料表に定められたとおりの金額に対応しなければならない。

出願人は，減額された手数料の場合は，その金額の納付を示す，又は納付が通常の銀行営業時間外になされた場合は，出願書類送付と同日になされた納付であることを示す納付の証拠を登録出願書類に添付して提出しなければならない。納付の証拠が提出されないと，それに対して公告日から 5 暦日以内に規定に従うようにとの方式指令がなされる。

納付が出願提出後になされた，又は何らかの方式要件が法で定められた期間内に満たされない場合，出願は存在しないとみなされる，又は出願はそれ以上の処理がなされない。

納付を確認した後に，データの不一致又は誤りが認められた場合，出願修正のための方式指令がなされ，産業財産権公報(RPI)の商標セクションに公告される。

自分の出願又は申請書が方式指令の対象であることを確認するには，ユーザーは，3.11 手続追跡に従って，PDF 版公報の検索フィールドで手続番号又は名称／会社名により検索しなければならない。上述したように，また LPI 第 157 条の規定に基づいて，出願人には，公告日の翌営業日から起算して 5 日が履行のために与えられている。履行されないときは，登録出願は存在しないとみなされる。

方式指令に従う方法

商標登録出願が方式指令を受けた場合，出願人は，それに従う期限が RPI に公告された日の翌日から 5 暦日であるので，その期限を承知しておかなければならない（産業財産法第 157 条及び第 221 条）。

ユーザーは，要件を満たすために，納付を免除された GRU を作成する必要がある。GRU 選択及び発行モジュールで，コード 338-登録出願の方式審査による指令に対する履行 - を選択しなければならない。

この選択をすると，方式指令の対象である出願人案件番号（9 桁）を尋ねられる。次に，方式指令が公告された RPI（産業財産権公報）番号を尋ねられる。

このようなデータ（手続及び公報番号）の情報は，ユーザーの責任であることに留意されたい。誤った詳細を入力しないよう細心の注意を払うこと。

方式指令が，338 サービスに加えて，追加納付に関係する場合，出願人は，項目 3.3.1 GRU を発行するための指示にある指示に従って，GRU 納付を発行しなければならない。GRU 追加納付は，添付書類として電子様式又は書面で送付しなければならない。

a）電子的申請(e-マーク)

上記ステップが完了すると，無料 GRU 番号が生成され，この番号により e-マークにアクセスすることができる。これは納付を免除されたサービスのため，ガイドを印刷することはできない。したがって，ただページを印刷するか，又は番号で保存のこと。

当該オフィスのガイド番号で，e-マークにアクセスできる。「当庁の番号」フィールドに GRU 番号を入力すると，「方式審査に起因する方式指令に対する履行」と題する様式が開く。これが申請目的であることを確認されたい。

このマニュアルの指針に従って様式に入力し，提出されたい。あなたの番号を保管して，RPI における公告を通して手続の進み具合を追跡のこと。

書面に記入した請求は，不必要な紙の無駄を避けるために持続可能性方針に沿うオプションである電子申請により請求するようる指令を受けるかもしれない。

b）書面での申請

方式指令に対する履行申請は，写し 2 部を提出し，次の指針を守らなければならない。

申請様式にもある出願フィールドに記載された情報の明確さに関する方式指令に対しては，申請様式フィールドを記入するのに十分であるので商標登録出願書類の新しい写しを提出する必要はない。

方式指令に対する履行申請に加えて商標登録出願様式を再提出するように指示された場合，出願人は，きちんと完成された商標登録出願書類の写し 2 部を再び提出しなければならない。それ以外の場合は，要求された文書とともに方式指令に対する履行申請を提出するだけで十分である。

商標画像を再提出するようにとの方式指令の場合，様式の写し 2 部（それぞれに方式指令に対する履行申請の写し 1 部を添える）を出願書類とともに提出する。

注記
電子申請による方式指令に対する履行を選ぶ出願人は，書類が既にデジタル形式で提出されているので，申請手続を閲覧するには簡略化されたアクセスでよい。書面での方式指令に対する履行は，費用がより高くなる他に，商標部の情報システムに表示させるために，事前にタイプしてスキャンする必要がある。加えて，電子的提出というオプションは，不必要な紙の浪費を避ける持続可能性方針に沿う。

出願の公告
方式指令がないか，方式指令が成功裏に満たされた場合，登録出願は RPI に公告され，公告から 60 日の期限内に第三者は異議を申し立てることができる。

異議申立／反論
異議申立が提出された場合，出願人にも RPI を通じて通知され，異議申立申請書の写しにアクセスして異議の申立に反対することができる。防御の表明は，任意であるが，異議申立の公告日の翌日から 60 日以内に自身の様式を通じてなされなければならない。

本案審査
出願に対する異議の公告／表明の段階が過ぎると，出願は，項目 5 に記載されているように，本案審査待ちとなる。実体審査が始められ，標章の登録可能性についての決定がなされる。出願人は，項目 3.11 手続追跡の指示に従って，出願の進み具合を定期的に追跡しなければならない。本案審査時に， 5.19 適用可能な通達に記載されるように，方式指令，却下，受諾又は拒絶に従って再公告されることがある。

付与
本案審査を経て，INPI が請求の認可を通じて標章は登録可能であると決定した場合にのみ，出願人は，証明書の発送と最初 10 年間の保護に関する手数料を支払わなければならない。LPI 第 162 条は，このような手数料の通常の納付期限は，RPI に公告された認可日から 60 暦日であると規定している。この手数料の納付は，当初の期限満了後 30 暦日までであれば，特定の手数料を納付の上，納付することもでき，これは特別な期限と称される。
手数料が正当な期限内に納付されると，登録が付与され，付与日から 10 年間有効である。最終的な手数料が納付されない場合，出願は拒絶され，行政上の手続きを終えることとなる。
2014 年 9 月 15 日付決議 No.136/14 により規定されたように，商標登録証明書とその複製は，ブラジル公的個人認証サービス(ICP-Brazil)の基準に定められたように，認証機関が発行する電子的署名を通じて，デジタル形式でのみ発行される。留意すべきことに，所有者又はその代理人は，登録証明証を入手するためのデジタル証明書を有する必要はない。
証明書へは，項目 3.11.2 商標に基づく検索の文字「e」の指示の通り，INPI ウェブサイトでアクセスできる。

審判請求
出願された記号が，LPI に定められた禁止事項に照らして登録できないとみなされると，出願は拒絶される。そのような決定は審判請求をすることができ，審判請求は，出願を拒絶する

決定の公告日から 60 日以内に提出しなければならない。
部分的な拒絶，即ち，商品若しくはサービスの明細制限又は但書の使用（用語，表現又は図形要素の排他的使用権に関する制限）の決定も審判請求をすることができる。

無効化
一旦付与された商標登録が，無効行政手続(PAN)を通して行政的に取り消されることもあり，この手続の申請期限は，付与登録／公告証明書の発行日から 180 日で満了する。
また，登録は裁判所によっても無効にされることがある。LPI 第 174 条により決められているように，無効訴訟は，登録付与日から 5 年が，その出訴期限である。

3.11　手続追跡
手続を追跡する公式手段は，産業財産権公報であり，この公報は，電子形態で毎週公告され，INPI ウェブサイト上に用意される。
RPI の公告は，祭日を除く毎週火曜日に行われ，火曜日が祭日のときは，その直後の最初の営業日に公告される。RPI で公告日を見守ることは重要である。それは，公告日から商標の出願，登録及び申請の法定期限の起算が始まるからである。
ユーザーは，案件番号又は名称／会社名を用いて，PDF 版公報の検索フィールドを通じて情報の検索をすることができる。
また，INPI は，特定のシステム管理及び手続追跡用として，公報に公告されるデータを読む手助けをするために，XML 版の RPI も用意している。しかし，この形式は，INPI の正式な公告手段ではなく，個々の手続の追跡には推奨しない。
さらに，ユーザーが出願，登録及び申請の進み具合について最新情報を取り入れ続けられるように，2 つの非公式な補助手段，Push-INPI システムと商標に基づく検索も用意されている。

3.11.1　マイオーダー
モジュール「マイオーダー」は，出願／登録について追跡するための付属の方法であるが，正式手段の産業財産権公報に取って代わるものではない。このシステムの目的は，ユーザーが事前登録した手続に関係する公告がなされたという基本情報を，e メールを介して伝えることである。e メールを受信すると，出願人は，INPI ウェブサイトの RPI にアクセスして，公告にアクセスし，場合によって適切な措置を講じなければならない。モジュール「マイオーダー」の使用は，e-INPI ユーザーの契約期間の規則に従うこととなり，条件に定められた使用に関し適用される法的基準及び条件に従うことになることをユーザーは承知おくべきである。
ログオンして商標に基づく検索にアクセスすると，ツールが用意されている。ログインした後に，ユーザーは，追跡したい手続を探し，その追跡したい手続にアクセスしてチェックボックス「マイオーダー」を選択しなければならない。手続は，それが RPI に公告された後に追跡が可能となることに注意されたい。
既に追跡している手続のリストをチェックするには，ユーザーはリンク「マイオーダー」にアクセスしなければならない。

3.11.2　商標に基づく検索

商標に基づく検索により，「手続番号による問合せ（クエリー)」オプションにおける特定の商標出願又は登録の追跡，及び「商標による問合せ」及びさらに「特定の所有者に譲渡された商標検索」におけるユーザーが入力するパラメータによる商標検索の両方が可能となる。
また，電子的に提出された，出願及び申請の内容にアクセスすることもでき，それは PDF 形式で用意されている。

a）追跡請求又は特定の記録

商標に基づく検索を介した商標出願又は登録の追跡は，補足的な追跡方法であって，正式な媒体ではなく，正式媒体は産業財産権公報である。したがって，公告された決定のより詳細な記載には，産業財産権公報を調べること。
また，商標に基づく検索をすることによって，ユーザーは出願又は登録について提出した申請に関する経過，指令及び決定も追跡することができる。
商標に基づく検索をするには，ユーザーは，アクセスして検索したい出願／登録番号を手元に用意し，INPI ポータルで検索モジュールにアクセスしなければならない。

b）先願商標の検索

商標に基づく検索自体は，既に公開され，出願人が出願する商標の今後の登録を妨害し得る他者の先願商標を見出すための自由な手段である。
より完全な結果には，同一記号に対し複数の検索を行うべきであり，「徹底的な検索」を用いるのが望ましい。
結果は，単なる示唆と解釈されるべきであり，商標規定に基づいて登録を拒絶する他の理由を INPI は見出すかもしれない。

c）所有者による検索

商標に基づく検索により，当事者は，無料で，特定の所有者の商標を検索することができる。

d）出願及び提出した申請の表示

出願及び提出した申請の閲覧は，ユーザーがログイン画面でパスワードを入力し，e-INPI サービスにアクセスした場合に限り可能である。手続の詳細では，書類が閲覧に供されていれば，該当する申請のライン上に PDF アイコンが現れる。書類を閲覧するには，所望の出願の PDF アイコンを一度クリックするだけでよい。
PDF ファイルの利用可能性に関する特定の規則があることを強調しなくてはならない。これらは，必要な処理び文書の開放の種類に関係付けられている。例えば，異議申立申請は，その通知日から利用可能である。また，スキャンがまだなされていない紙の書類は，利用できない。

e）登録証明書を閲覧する

商標登録証明書の閲覧は，その所有者又は所有者の代理人のみが，パスワードでログインして e-INPI（検索モジュール）サービスにアクセスした場合にのみ行うことができる。証明書が利用可能な場合，以下の例のように，証明書は，登録証明書の発送サービスに対応するラ

インの pdf ファイルをダウンロードするためのアイコンを含んでいる。

付与された商標登録証明書は，RPI に授与が公告された日から 60 日までの間，INPI ウェブサイトでダウンロードすることができる。

3.12　書類をオンラインで閲覧する

商標に基づく検索を通して，手続きで提出した申請を閲覧することができる。したがって，ユーザーは，ログイン画面でパスワードを入力し，e-INPI サービスにアクセスして，アクセスしたい書類の手続番号の検索を行うこと。

閲覧できる申請には，PDF アイコンがついており，ダウンロードするには，そのアイコンをクリックするのみでよい。異議申立，抹消及び行政上の無効の申請は，それらが通知された後にのみ利用可能であることに留意されたい。

4.　方式審査

4.1　方式審査とは

方式審査は，手続を継続するために必要な方式条件を検証する段階である。条件が満たされると，登録出願は産業財産権公報(RPI)に公告される。出願が提出されたことが一般に公開されると，その時点から，LPI 第 158 条に従って，第三者が異議を提出する 60 日期限が始まる。
方式審査は，商標について出願人が入力したデータと，その提出物，条約優先権，代理人，宣言された活動，及び申請者が添付したその他の書類との間に不一致があるか否かを調べるためにチェックする。
この段階の主目的は，請求が適切に RPI に公告されることを確実にして，ユーザーが請求した商標に基づいて商標が登録される手助けすること，及び提出された全手続についての明確かつ正確な情報を第三者が取得し，もし第三者が望むならば，異議申立を提出できるようにすることである。
方式審査の段階でなされる調整，特に，単語要素や標章の表示についてのものは，INPI ウェブサイトで行われる，又は本案審査中になされる先行調査により高い信頼性を提供する一貫性のあるデータベース作りに寄与する。

4.2　方式審査手続

方式審査は，データと登録出願書類が一致しているかを検証するための検証を含む。この段階では，以下の項目の評価が，定められた指針に従ってなされる。

4.2.1　手続データ

出願方法（書面又は電子的）に拘らず，手続番号と，システムに含まれるデータが提出された日時とが，出願人が提出した様式内のものと一致するか否かを調べるためにチェックされる。
出願人が提出した様式に含まれる情報が，システムに含まれる情報に対し優先するものとする。不一致がある場合は，システム情報を産業財産権公報に公告するために，必要な変更がなされる。

4.2.2　出願人の詳細

様式に含まれる名称／会社名及び住所は，審査システムに表示されるものとの比較はなされない。それは，このようなデータは，出願手続で生成される GRU から自動的に移行されるからである。

4.2.3　代理人の詳細

電子的に提出された出願の場合，電子的になされた出願からのデータは，審査プラットフォームに自動的に移行されるため，様式に記載されている代理人の情報と，システムに含まれるものとの比較はなされない。
書面で提出された出願の場合は，様式に含まれる代理人の詳細は，誤記又はデータ不良の可能性を考慮して，システムにあるものとの比較がなされる。

4.2.4　商標の詳細

提出

提出時に，ユーザーは，提出しようとする記号が図形商標，混成商標，立体商標又は文字商標のいずれの出願であるかを決定しなければならない。

したがって，表示される記号と，提出者が指摘する分類との間に不一致がある場合，標章画像が必ず優先し，必要な訂正がシステムになされて，不一致なく出願が公告される。

以下の変更がなされ得る。

a）出願人は混成標章を提出したが，図形と記載した。

システムの「商標の単語要素」フィールドに記入して，提出を「混成」に変更する。

b）出願人は図形標章を提出したが，混成と記載した。

システムの「商標の単語要素」フィールドに含まれるデータを削除して，提出を「図形」に変更する。

性質

以下の情報が「性質」フィールドを検証するときに検討される。

a）ニース分類第 1 類から第 34 類を請求した

性質は，「商品」でなければならない。

b）ニース分類第 35 類から第 45 類を請求した

性質は，「サービス」でなければならない。

電子的に提出された出願の場合，宣言された性質が国際分類の分類に適合しているかは検証されない。それは，システムが自動的にこの調整を行い，選択された性質に適合する類のみが出願人に提示されるからである。

書面で提出された出願の場合，宣言された性質が国際分類の分類に適合しているかが検証され，出願人が宣言した類が請求されている商品又はサービスに合致しているか否かに拘らず，出願人が宣言した分類が必ず優先する。分類又は明細の修正は，実体審査中になされる。

したがって，方式調査段階では，出願人が入力した分類は変更されず，性質が請求されている分類に合わない場合にのみ変更がなされる。

混成商標又は立体商標の文字標章又は一部文字標章

出願が書面で提出されたか，電子的になされたかに拘らず，混成標章の画像又は立体標章の画像の一定の単語要素は，当該標章の混成標章フィールド又は立体標章フィールドの単語要素又は単語で記載されたものと厳密に対応しているか否かを調べるためにチェックされる。

商標画像に不一致が認められる場合，商標画像に表示されたものが優先され，閲覧プラットフォームで必要な訂正が促され，それによって，不一致なく出願を公告することができる。

商標画像

提出が電子的になされたか，書面によるかに拘らず，方式審査の間に，以下の点が商標画像について観察される。

a）明確さの問題

b）　®，™などの登録商標標章の存在

c）電話，住所，e メール，重量及び寸法のような詳細事項の存在
d）商標の複製又は変形の提出
e）商標画像中の削除箇所
商標画像が上記状況のいずれかを招く場合，出願は方式指令の対象となる。
商標画像が判読不能な表現又は用語を含むラベル又は包装で構成され，単に情報提供するのみである場合，出願人は，商標として登録を希望する判読可能に書かれた単語要素のみを含む新しい画像を提出するようにとの方式指令がなされる。
書面で提出された出願は，可読性要件を考察する前に，スキャン失敗の可能性を点検するために物理的なプロセスを要する。

図形要素の分類
方式審査の間は，図形要素の再分類は行われず，出願人が分類していない混成商標又は図形商標の出願にある図形要素を分類するようにと促すのみである。
このフィールドの未記入は，方式指令の根拠とはならない。

4.2.5　ニース分類
出願手続の形態に拘らず，**ニース**分類番号（商品又はサービスの国際分類）は，システムに含まれるものが，出願人が提出した様式にあるものに対応するか否かを調べるためにチェックされる。
出願人が提出した様式の情報が，審査プラットフォームの情報に対し優先するものとする。
不一致がある場合，システムの情報が産業財産権公報に公告されるものとなるため，必要な変更が促される。

4.2.6　商品及びサービスの明細
書面で提出された出願の場合，データ入力のあり得るミスを特定するために，様式上の商品及びサービス明細の詳細は，審査システムに含まれるものと比較される。

4.2.7　条約優先権
出願が書面で提出されたか，電子的になされたかに拘らず，出願時に優先権書類が提出された場合，条約優先権の詳細及び対応する商標の詳細は，その添付された優先権書類の詳細に照らしてチェックされる。
様式に記載された優先権の詳細（番号，国及び日付）と，当該文献中の優先権の詳細との間に何らかの不一致がある場合，優先権書類に含まれるものが優先し，必要な訂正がシステムになされる。
優先権書類の商標と提出された商標間の不一致を含め，様式に記載された優先権のデータ（番号，国及び日付）と提出書類中のデータと間に不一致がある場合，明確にするようにとの方式要求が出願人になされる。
出願時に優先権書類が提出されていない場合，様式に入力された条約優先権の詳細が正しいとみなされる。

4.2.8　添付書類

出願が書面で提出されたか，電子的になされたかに拘らず，添付された書類が判読可能であるか否か，及び様式上でユーザーが宣言したことが，実際に出願に添付されているか否かを調べるためにチェックされる。

書類は，明確で削除箇所なしでなければならず，そうでない場合は，方式指令がなされる。

書面で提出された出願は，可読性要件を考察する前に，スキャン失敗の可能性を点検するために物理的なプロセスを要する。

付与される権利の範囲を限定するためになされる「きれいな削除箇所」と称されるマーキングは，方式指令の対象にはならないことを覚えておくこと。

条約優先権書類が提出され，上記に強調した方式要件を満たさない場合，方式指令の対象となる。

出願時に委任状が提出されている場合，以下の詳細が含まれているかチェックされる。

a)委任者の情報及び提出された委任状

b)署名日

c)署名

d)INPI との代理権限が付与されていること

e)委任状の詳細が出願／申請と一致する（委任状が請求される商標に言及する／委任者が出願／申請の出願人である）

f)委任者が海外に居住する場合は，召喚を受諾する権限が付与されている（LPI 第 217 条）

これらの詳細のいずれかが欠けているか，いずれかに不一致がある場合，決議 88/2013 の第 2 条に従って方式指令を招くことになる。出願人が応答書で LPI 第 216 条第 2 項に定められた法的書類としての委任状の期限（行為の提出後 60 日）を引き合いに出した場合，要件は満たされたとみなされるが，出願の公告は，当該期間の満了後にのみ行われる。

4.2.9　活動の宣言

電子形態では，出願人が請求されている商品又はサービスに適合する活動を行うことを，法の罰則を承知の上で宣言するため，このフィールドは，書面による出願のみを対象とする。

このフィールドは，必ず記載されなければならない。活動の陳述を完了せず，出願人の活動を記載する書類を出願書類に添付しない場合，方式指令を必要とする。

出願人の活動を記載する書類が出願書類に添付されている場合，このことが様式に記入されていなくとも，当該フィールドは記入されていないものの，登録出願書類に添付された活動に関する証拠書類が含まれていることが強調され，方式審査は続行される。

出願人の活動を含む，言及される行為を履行する法定期間内に申請を提出すると，方式指令の必要性がなくなり，方式要求がなされなかった理由が公式文書に記録される。

このフィールドに添付書類への言及がなされると，その書類が現在処理中であるか否か，及び判読できるか否かを調べる必要がある。指摘された書類がない場合，方式指令を招くことになる。

4.2.10　出願書類の署名と身元特定

このフィールドは，身元特定され署名がなされるべき書面による出願専用である。出願書類が署名も身元特定もされていない場合，方式指令がなされる。

出願書類が署名はなされ，身元特定はされてはいないが，添付書類で署名者の身元を特定することができる場合，方式審査を始めてもよい。
出願書類が署名はなされ，身元特定はされてなく，添付書類で署名者の身元を特定することができない場合，指令が作成される。
委任状が提出され，代理人が出願書類に署名している場合，その代理人の名称が審査プラットフォームに含まれる書誌データに含まれる。

4.2.11　方式指令に対する履行の審査

当事者による行為を活用することを目的として，いかなる申請も，期限通りに提出されるならば，方式要求に対する履行として受け入れることができる。方式指令は，仕上がった時点で，制定法上の期限内になされたか否かと，練られた方式指令に注目して，納得のいくように仕上がっているか否かについての履行がチェックされる。
方式指令が期限通りに応答されたが，履行されていない場合，新しい方式指令をすることができる。
法定期限内に方式要件が満たされない出願は，LPI 第 157 条に基づいて存在しないものとみなされる。

4.3　適用される命令

方式指令

方式審査で何らかの不備が明らかになった場合，方式指令が出願人になされ，出願人は，方式指令の公告日後の最初の営業日から 5 暦日以内に要求を満たさなければならない。要件が満たされると，出願は，第三者が意見を述べられるように，RPI に公告される。

サービスの請求方法	
サービス：	登録出願の方式審査による方式指令に対する履行
コード：	338
追加情報：	3.7.1　方式指令に対する履行に関する申請 3.10　提出／手続への次の段階 納付表

公告が認可される出願

不備や不一致がなく，タイプとスキャンも正しくなされている出願は，異議申立の提出のための 60 日間が開始する産業財産権公報への公告が行われる。

存在しないとみなされる出願

商標登録出願は，以下の理由により存在しないものと見なされる。
・手数料の納付がなされていない。
・電子的様式を送付した後に手数料が納付された。
・法定期限内に方式指令に応答しない。
・納付するようにとの方式指令に応答しない。

認められない申請

申請が認められないという命令は，法定期限後に提出された方式指令に対する履行申請に適用される。ただし，期限回復の場合を除く。

公式文書の無効

下記の場合のように，出願又は申請の状態に対して不適切な命令を誤って公告した場合，公式文書の無効を促さなければならない。

・出願は，異議申立用に公告すべきではなく，方式指令の対象となるはずであった。
・選択された方式指令の種類が出願／申請に適合しない。

請求されたものとは異なる出願が誤って公告された場合，出願人は，出願を再公告するよう請求することができる。

4.4　一般的な注釈

方式審査に達した出願は，既に納付確認段階に合格している。つまり，方式審査は，上記で強調された方式面について評価する。

以下の状況では，方式指令は発生しない。

・統一納付様式(GRU)が提出されていない。
・商標部門又は公証人の登録フィールドに記入されていない。
・出願は日時の記録がある場合に，場所／日付フィールドに記入されていない。
・請求に使用された GRU が手続番号にリンクされている場合に，書類データ保存フィールドの記入に過失又は誤記がある。

5.　実体審査

商標登録出願の実体審査は，請求されている記号が法の定める条件，即ち以下の基準を満たすか否かについてチェックがなされる段階である。

・標章は，可視可能な記号で構成されなければならない。

・商品又はサービスを表示し，他の異なる出所のものと区別するように，記号は目に見えてはっきりと知覚されなければならない。

・所望の商標は，それ自体の構成，合法性及び真実性の性質又は利用可能性のいずれの条件に関しても，法的な禁止を課されない。

商標登録出願は，それ自体の審査に加えて，これらの条件に基づいて分析される。まず，必要な書類（出願人／申請者が法定代理人を立てた場合の委任状を含む）がきちんと存在して揃っているか，及び所有者が出願書類（書面のものはスキャン後の又は電子的な）で報告したデータと，システムにあるデータとの間に不一致はないかを検証する。また，審査結果を妨げかねない手続に関係する他の申請にも注意を払いながら，請求されている分類の商品又はサービスの明細についても検証される。

これらの作業が終わり，方式指令の必要を生じるような問題がなにも検出されない場合，審査は，5.7 実体審査分析段階に記載された 2013 年 5 月 14 日付決議 No.88/2013 の第 6 条に定められた段階に従って続行される。

2013 年 5 月 14 日付決議 No.88/2013 の第 7 条の段落全体に従って，先行登録による妨害の調査が，請求されている分類の商品及びサービスについてのみなされる。この調査が他の分類に割り当てられた出願又は記録を指摘した場合，その先行登録が指定する商品又はサービスが，当該出願の明細にある項目とマーケティング・アフィニティを有するか否かがチェックされる。

これらの条件に従って審査が行われると，これを許可，拒絶又は却下するとの決定が発行される。

5.1　審査列の順序

2013 年 5 月 14 日付決議 No.88/2013 により規定されているように，実体審査は，互いに独立した 2 つの審査列からなる。

a)異議を申し立てられていない出願：

LPI 第 158 条の柱書に定められた 60 日の期間の後，第三者異議手続の対象とならなかった登録出願を含む。

b)異議を申し立てられた出願：

出願人による反論の提出の有無とはかかわりのなく，第三者が提起した異議申立の対象となったすべての登録出願を総計する。このような請求は，3 年超の商標審査経験を有する選出された有能な職員によってのみ決定されるものとする。

異議を申し立てられた出願は，分析が大変複雑になることによる方式指令のため，異議を申し立てられていない出願に見られるより長い待ち期間を要する。

他の 2 の独立したグループは，調停が含まれる請求の列並びに団体標章及び証明標章の列になる。

調停列

2013 年 7 月 9 日付指示 No.23/2013 に定められているように，知的財産防御センターで調停請求の対象とされている係争中の手続は，INPI では専用列を割り当てられ，90 日の期間，審査が停止される。この期間は，同じ期間だけ延長可能である。

団体商標及び証明商標列

団体商標又は証明商標の登録出願にも，2013 年 11 月 12 日付決議 No.119/2013 により規定された専用の審査列がある。

5.2　審査期限

LPI 第 158 条の柱書に定められた異議申立を提出する 60 日期限の満了後に，又は第三者異議申立手続の場合は，同条第 1 項に定められた反論を提出する追加の 60 日の後に，商標登録出願は，いつでも審査できる状態になる。最終的な分析の期限は，当庁の未処理分と処理能力によるが，5.1 審査列の順序の規定に従うことになる。

審査の優先

出願者（個人）が年配者，身体的若しくは精神的障害又は重病の者である場合，1999 年 1 月 29 日付法律 No.9,784 の第 69 条(A)に従って，審査が優先される権利を有する。

5.3　庁の書誌データの訂正

代理人

書面により提出された申請及び出願書類の中に，申告された代理人に関し誤記又は欠落がある場合，代理人に関する情報は，職権により変更される。

また，審査システム内の情報と，電子的様式の情報との間に不一致がある場合，後に存在するデータで代理人詳細について職権により変更がなされる。

代理人の変更及び解任は，特定の申請を通じて請求しなければならない。詳細は，3.7.4 委任状に関係する申請に記載されている。委任状及びその見直しの指針についての追加情報は，3.8.1 委任状，及び 5.6 必須の書類の分析を参照されたい。

商標

文字表記と混成提出物に含まれる単語又は表現との間に不一致がある場合，どちらの文言が図にあっても，標章は正式に変更される。

例：

混成提出物	一部文字表記	方向性
	MARIANA	記号の文字部分の申告を「MARIANNE」に変更し，提出された標章の画像に適合させる。出願の公告を要しない。

出願時の申請で請求されたものとは異なる大文字及び／又は小文字を使って公告された文字商標も，修正され，出願の再公告を免除される。
ユーザーからの請求によってなされる商標記号の変更に関する情報は，9.1 商標の変更を参照されたい。

5.4　商品及びサービス明細の分析

商標出願の審査中に，商品明細又はサービスの正確性と適切性が検証される。この段階は，明細が商標の保護範囲を規定するため，極めて重要である。したがって，不適切さ，不一致または疑義が如何なる種類のものであっても，変更又は方式指令を通じて取り除かれる。

5.4.1　明細の変更

ニース国際分類に合うように明細を適合させるために必要な変更は，職権により，以下の場合に奨励される。
a）明細を別の分類に割り当てることができる。
b）明細のかなりの部分が，請求された分類に関連している。
c）明細の用語を，十分に明確かつ正確になるまで変更することができる。
「a」に定められた場合では，請求されている分類ではカバーされない一般的な用語並びに商品及びサービスは，明細から削除されるかもしれず，このような変更は，指令において通知される。

5.4.2　請求されている分類に適合しない明細

明細と請求されている分類とが一致しない場合，5.4.1 明細の変更に定められた指針に従って，庁が変更する可能性が検証される。明細がその指針の下位区分で言及されている適格な変更の候補に該当しない場合，単一の分類の商品又はサービスを指定する明細を再提出するようにとの方式指令が出願人になされ，これは，出願時に有効な版のニース国際分類（NCL）に従わなければならない。
分類の変更又は出願人の明細請求についての追加情報は，9.2 商品及びサービスの分類及び明細に関する変更を参照されたい。

5.4.3　事前承認された用語を含む明細

INPI に事前承認された用語で構成される商品及びサービスの明細は，分類適格性の分析を免除され，この目的での方式指令はなされない。
2014 年 3 月 6 日付決議 No.127/14 が発効された時点から，明細を自由に記入する電子的様式が採用され，電子的に提出された出願の，追加明細を含む添付書類は受理されなくなった。この決議の第 2 条全体に従って，INPI に認識されないこのような添付書類については，RPI に公告される命令に，そのような決定が記録される。

5.4.4　登録商標に相当する用語を含む明細

それが示す商品又はサービスと多くの消費者に混同される標章がある。そのような用語又は語句は，それらが登録商標であるので，商品及び／又はサービスの明細に含めてはならない。その上，商標に使用されると，このような記号は，LPI 第 124 条第 VI 項の規定に該当せず，

調査において又は異議を唱える当事者により先行標章による妨害が指摘された場合は,LPI 第 124 条第 XIX 項に記載された禁止が適用される。
このような標章が明細に記載されていると，商品又はサービスの実際の名称に差し換えられる。

5.4.5　違法と考えられる商品又はサービスに相当する用語を含む明細

商品又はサービスを含む明細がブラジルの法律に基づき違法と考えられる場合，活動の合法性を明確にするように，又は請求している分類に一致し，違法性条件を満たさない項目／説明に差し替えるようにとの方式指令が出願人になされる。
出願時に請求した違法な項目を維持するための方式指令に従う場合，以下の指針が適用される。
・違法な商品又はサービスのみで構成される明細－出願は，LPI 第 128 条第 1 項の規定に違反するため拒絶される。
・明細が合法的及び違法な商品又はサービスを含む―出願書類の審査は，第 128 条第 1 項の規定を勘案して，ブラジルの法律に従って違法と見なされる項目を削除して続行される。決定がなされたときに，審判請求に従うこととなる可能性もあるため，明細の部分的拒絶が通知される。
違法とみなされた商品又はサービスが合法的な説明に差し替えられた場合，出願は再公告される。請求していた違法な項目が削除された場合は，再公告されることなく，出願書類の審査がなされる。
出願人が，この条件を満たす商品又はサービスを指定する従前に登録した商標を有する場合の登録出願の審査にも上述の取組みが適用される。

5.4.6　条約優先権を伴う出願の明細

条約優先権を主張して提出された商標登録出願の明細は，優先権の基礎となる出願又は外国の登録簿に記載されている商品又はサービスと同一か又はそれらに対応する商品又はサービスを含まなければならない。審査中に，優先権書類の証拠で請求されている項目と，ブラジルで提出された出願の明細に宣言されている項目との間の対応が検証される。
より詳細な条件を通じて又は明示的な条件のいずれかによって，出願／原出願優先権登録に記載された商品又はサービスを制限することが許可されていることに留意されたい。
出願書類の明細が，優先権書類という証拠に記載された明細の範囲を広げる商品又はサービスを含む場合，出願人が裏付け文書に記載されている明細に範囲を制限する，又は出願時に請求した明細を維持するため優先権を断念したいか否かを宣言するようにとの方式指令がなされる。提示された制限が不十分な場合，出願時の明細が維持され，優先権は正式に削除され，出願はその後再公告される。

例：

条約優先権書類	審査中の出願	付記
パイナップル，リンゴ及びバナナ	バナナ	項目「パイナップル」と「リンゴ」が削除されると，明細は受理され，このことが限定を構成する。

衣類全般	婦人用肌着類，シャツ，サンダル及び縁なし帽子	商品の詳細が出願／外国の記録に記載され，明細が受理され，このことが限定を構成する。
保険	貨物輸送機器専用保険	「貨物輸送機器専用」というただし書きが限定を構成するので，明細は受理される。
眼鏡，サングラス	眼鏡，サングラス，光学測定機，パソコン，電子測定装置	出願人は，明細を，外国の出願／登録に記載されている明細に合わせるために制限する，又は優先権を放棄するようにとの方式指令がなされる。

5.5　出願人の合法性の分析

産業財産法第 128 条は，以下のように定める。即ち，私法に基づく個人及び法人は，当該個人及び法人が直接に，又は直接若しくは間接に支配している会社を通じて，有効かつ合法に携わっている活動に関連する標章に限り，商標登録を請求することができ，出願に際しては，その事情を願書自体に記載しなければならない。記載しなかったときは，法律上の処罰が科せられる。

出願において請求された商品又はサービスと，出願人が製造／販売又は提供する商品又はサービスとの間に一致性がなければならないという法的要件は，商品又はサービスの商標に関する登録出願において，出願人が必ず守らなければならない。守らないときは，登録出願の拒絶又は無効処分となる。

実体審査は，請求されている商品又はサービスが，出願人が有効かつ合法的に行い，商標の性質に従って出願時に宣言した活動と一致しているか否かをチェックする。疑義がある場合は，必要な指令がが発せられる。

5.5.1　活動の宣言

使用者がその商標登録出願において要求している商品及びサービスの明細は，LPI 第 128 条の最初の段落に従って，出願人が取り組んでいる活動の宣言と一致しなければならない。

第 128 条(...)

第 1 項－「私人は，当該私人が直接に，又は直接若しくは間接に支配している会社を通じて，有効かつ適法に携わっている活動に関連する標章に限り，商標登録の出願をすることができ，その事情を願書自体に記載しなければならない。記載しなかったときは，法律上の処罰が科せられる。」

出願人は，書面による出願では申告を提出し，電子的様式の場合は，対応する四角に印をつけねばならない。しかし，この規定は，提出する宣言の真実性に関する証拠文書が審査時に必要と思われるならば，それを出願人が提出することを免除するものではない。

なお，LPI 第 128 条第 4 項に従って，優先権主張は，出願において LPI 第 128 条の他の規定を免除するものではない。

5.5.2　主たる活動に起因する商品又はサービス

宣言した活動に文字通り対応しないが，補助的な活動と分類し得る商品又はサービスを指定することを目的とした登録出願は，当該商品又はサービスが当然主たる活動に由来するか否かを効率よくチェックするために，それ自体が審査される。

例：

分類／明細	宣言された活動	付記
第 37 類 電気機器及び電子機器の設置，メンテナンス及び修理	電気装置及び電子装置の製造及び販売	この場合，特定されたサービスは宣言された活動に由来すると考えられる。

会社の目的に関係する条項を変更する契約に関する修正がある場合，LPI 第 128 条第 1 項に定められた規定に関する審査は，提出時に有効な条項の内容を考慮して行われる。

5.5.3　個人の合法性

個人が提出した商標出願について，出願人は，自身が活動を有効かつ合法的に行うことに関する権利を有していると信じる証拠能力のある証拠，例えば，大学卒業証書，講座終了証書，専門職評議会(CREA，CRM，OAB など)が発行した書類，サービス契約書，広告資料及び宣伝記事などを提出することができる。

5.5.4　18 歳未満の所有者

18 歳未満の未成年者は，以下の条件に従った場合，商標登録の所有者となることができる。
a)16 歳未満の未成年者は，民法第 3 条(I)に従って，商標登録出願の行為を代理されなければならない。この規定は，同法第 3 条(II)及び(III)に定められているように，完全無能力者にも適用される。
b)16 歳以上 18 歳未満の者は，民法第 4 条(I)に従って，支援されるならば，商標出願をすることができる。民法第 4 条(II)及び(III)に定められているように，比較的に無能力な者も，民事法制の条件に基づいて支援されるならば，商標出願をすることができる。
18 歳未満の者の姓名の商標登録に関する情報は，5.11.13 第三者の名称，姓及び肖像を参照されたい。

5.5.5　団体商標又は証明商標

団体商標登録出願の出願人は，その構成員が行う活動とは異なるが，適合する活動を行うことができ，出願においては，LPI 第 128 条第 2 項に定められているように，団体の構成員に由来する商品又はサービスが明らかにされなければならない。団体（組合，協同組合，労働組合，連盟，連合，協会など）を代表する事業体のみが団体商標出願をすることができることを覚えておくこと。
証明商標登録出願を既に行っている者は，LPI 第 128 条第 3 項に規定された関係を考慮すると，証明の対象とする商品又はサービスとの商業的又は工業的関係を保護する活動を行うことはできない。

5.5.6　マンションでの活動

2006 年 4 月 26 日付見解書 INPI/PROC/DIRAD/No.01/06 は，民法には，その会社リストに混合財産型マンションの形態に関する法的規定がないため，マンションは，LPI 第 128 条の規定

を満たさないので，INPI に商標を請求する正当性がないと述べている。
第 128 条－商標登録出願をすることができるのは，個人又は公法に準拠する法人である。
第 1 項－私人は，当該私人が直接に，又は直接若しくは間接に支配している会社を通じて，有効かつ適法に携わっている事業に関連する標章に限り，商標登録の出願をすることができ，その事情を願書自体に宣誓しなければならない。宣誓しなかったときは，法律上の処罰が科せられる。
(...)

5.5.7　支配会社及び子会社の活動

請求されている商品又はサービスに適合する活動を，直接の子会社を通じて又は間接的に出願人が行う場合，LPI 第 128 条(1)に定められているように，そのような事情を出願時に申告することが求められている。

5.5.8　共同所有

共同所有を INPI は認めていない。つまり，それぞれの出願又は登録は，単一の所有者に関係付けられなければならない。商標を共同所有する場合，複数の当事者が共同所有の基準及び条件を規定する私的な契約を締結することは可能である。

5.6　必須の書類の分析

実体審査の一部として，必須の書類の存在と適格性が分析され，必要ならば，あり得る不正確又は不一致をなくして明確にするために，方式指令がなされる。
分析に従う書類には，委任状，団体標章の使用に関する規定，条約優先権裏付け文書などがある。

5.6.1　委任状

委任状の審査時に，民法第 654 条(1)に言及されている必要なデータが記載されているか否かがチェックされる。
・委任者情報（出願人）
・被委任者情報（出願人の法定代理人）
・付与された権限の種類
・日付，場所及び委任者の署名
2000 年 5 月 4 日付標準見解書 INPI/PROC　s/n によると，以下の場合には，委任状の再提出，又は不一致の明確化を求める方式指令がなされる。
a)特異な方法で権限を付与する。
b)委任者及び／又は被委任者を記載していない。
c)データの不一致がある（委任状が，出願された商標とは異なる商標に言及する)。
d)削除箇所を含む，又は書類が当事者の識別を妨げるまでに判読不能である。
e)日付及び／又は署名がない。
f)委任者が外国に居住している場合，LPI 第 217 条に定められた権限が欠如している。
委任状が 1 以上の必須の詳細を含まない，又は矛盾する情報を示す，又は上記に記載された欠陥のいずれかを生じている場合，方式指令がなされ，それによって，従前に行われた行為

を確認する，又は申請手続若しくは登録出願以前の署名日が記された書類が正しく提出される。委任状の代わりに誤った書類が添付されている場合も，方式指令がなされる。

署名者の資格

署名者は，委任状で「代理人」としての資格を有しているのであれば，署名者が委任者を代理する権限を有するという事前の証拠は不要である。しかし，手続において提出された他の書類（例えば，定款又は定款への変更）が署名者の権限の不一致を示す場合，方式指令がなされる。

LPI 第 217 条で言及される外国の所有者及び特別な権限

外国に居住する出願人及び所有者は，LPI 第 217 条に規定されているように，ブラジルに居住する正当な資格を有する代理人を INPI に提示しなければならない。外国人から付与された委任状は，召喚を受諾する権限を含むべきであることに留意されたい。外国に居住する出願人が提出した出願書類が，委任状を与えられることなく提出された場合，必要な法的書類を提出するようにとの方式指令がなされる。

翻訳文

委任状が法定期限までに外国語で提出されたが，対応する翻訳文を伴っていなかった場合，当事者による不作為は，LPI 第 220 条の規定に基づいて，委任状の翻訳文を求める方式指令がなされることとなる。

デジタル署名された委任状

2006 年 12 月 19 日付法律 No.11419/06 の第 20 条に従って，委任状は，法律の下で認可された認証機関が発行した証明書に基づいてデジタル署名することができる。この方法で，デジタル署名を含む委任状が受理され，合法性証明書の証拠を求める方式指令は必要とされない。

満了日

委任状が満了日を含む場合，行為が，この法的書類の有効期間の間になされたか否かがチェックされる。有効期間内でない場合，実務を行う期間の間有効な，又は既に行った行為の承認を含む期限切れでない新委任状を求める方式指令がなされる。

委任状を伴っていない代理人による出願

委任状が原出願において提出されていない場合，出願人の法定代理人は，出願時から 60 暦日以内に，自身の申請を通じて委任状を提出しなければならない。提出しないときは，LPI 第 216 条第 2 項により定められているように，確定的拒絶処分となる。

書面により申請された出願に委任状がない

書面により提出された出願の場合，委任状を伴っておらず，（「添付書類」フィールドの）委任状に関係するボックスにチェックマークがつけられているが，ページ数に関する受取記録を含んでいない出願は，委任状を再提出するようにとの方式指令がなされる。

5.6.2　条約優先権を証明する書類

出願人には，条約優先権を証明する書類を提示するために出願日から最長 4 月が与えられている。これらの書類は，識別番号と，出願日と，標章要素，出願人／所有者及び指定商品又はサービスに関するデータを含む当該出願又は登録の複製とを含み，シンプルな翻訳文が添付されていなければならない。

このような文書は，公報原本又は複製だけでなく，公認謄本又は複製であっても，オンライン版であってもよく，出願人の責任で提出するものとする。提出期限を守らない場合，LPI 第 127 条第 2 項の規定の不遵守により，優先権を喪失し，出願は後日再公告される。

審査時に，証拠である条約優先権書類に記載された商品及びサービスが，審査中の出願において出願人が請求している商品及びサービスと同一か否かがチェックされる。条約優先権主張の明細を伴う出願の審査に関する追加情報は，5.4.6 条約優先権を伴う出願の明細を参照されたい。

これらすべての条件が満足のいくように満たされると，優先権は認められる。先の公報に優先権に関するデータがない場合，そのことは，INPI データベース審査システムに記載され，出願は再公告される。

出願人が，優先権を放棄する明示的権限を有する書類を提出して優先権を放棄した場合，取下は承認され，出願は再公告される。

方式要求

優先権に関係する方式指令は，出願人が判読不能又は不完全な文書（翻訳文がない及び／又は出願書類に商標又は所有者のデータがない）を提出した場合に作成される。なお，譲渡により取得された条約優先権の場合，当該外国出願／登録の移転に関する証拠書類を提出することが求められている。提出されないときは，方式指令が科される。

条約優先権の証拠であると正式に指摘された／題する書類が，請求されている条約優先権に無関係な詳細を提示する場合も，LPI 第 220 条に従って，第三者の行為に関する方式指令がなされる。

書面により申請された出願に，条約優先権を証明する書類がない

書面により提出された出願の場合，条約優先権の証拠書類を伴っておらず，「優先権主張に関係する書類」又は「原出願国における出願の証拠」（「添付書類」フィールド）に関するボックスにチェックマークがつけられているが，ページ数に関する受領記録を含んでいない出願は，当該文書を再提出するようにとの方式指令がなされる。

データの不一致

様式に入力されたデータ（出願日，外国商標出願／登録番号及び国コード）と，添付されている文書のデータとの間に不一致がある場合，文書の情報が優先する。出願日に関する不一致のみが，出願の再公告を招く。

複数の条約優先権主張を伴う出願

複数の異なる日付の優先権を主張する出願の場合，以下の指針に従うものとする。

複数の優先権の明細に記載されている商品又はサービスが異なる場合，最も最近の日付が採

用される。
複数の優先権の明細に記載されている商品又はサービスが類似する場合，最先の日付が採用される。

出願時の申請で請求されていない条約優先権
条約優先権の主張は，LPI 第 127 条第 1 項に定められているように，出願時になされなければならないが，60 日以内であれば，ブラジルにおける出願日より早い他の優先権をもって補充することができる。
出願人が出願書類で条約優先権を主張しておらず，後日，優先権の宣言を希望する場合，この請求は，上記に記載した法規定に基づいて拒絶される。

条約優先権の宣言
条約優先権の宣言には，パリ条約に定められているように，少なくとも出願又は登録がなされた国及び日付を含むべきである。
第 4 条(...)
項目 D－先願に関する優先権を主張したい者は，その請求にかかわる日付及び国を示す宣言を行わなければならない。この宣言を行う期限は，それぞれの国が定める。
したがって，国と日付のデータを含まない優先権主張は，パリ条約第 4 条(D)に基づき拒絶される。

5.6.3　団体商標の使用に関する規定
団体商標の使用を司る規定は，以下を含まなければならない。
・法人出願人の分類，会社の目的，住所及び代理権限を付与された個人又は事業体を示す説明。
・登録出願の最終的な取下又は商標登録の全部若しくは一部の権利放棄の条件。
・団体事業体へ所属するために，及び当該標章を使用する権限を付与された請求を行っている事業体に関連又は関係する人々又は会社に必要な要件。
・商標登録する商品又はサービスに関する表示及びその他の態様を含む商標の使用条件。
・標章を不適切に使用した場合に適用される処罰。
審査では，提出された書類がこれらの情報すべてを含むか否かをチェックし，必要な場合には，方式指令が発行され，この指令には，その公告日から 60 暦日以内に応答しなければならない。方式指令に対する不履行の場合，出願は確定的に拒絶される。方式指令は履行されたが，問題を解決しなかった又は方式指令の設定に対し反論がなされた場合，使用を司る規定についての審査が点検される。
なお，使用規則は，出願時に出願書類に添付しなければならない，又は出願後 60 日以内に提出されねばならない。提出されないときは，出願は確定的拒絶処分となる。

5.6.4　証明商標の技術文書
証明商標出願は，以下について詳述する技術文書を含まなければならないと規定する LPI 第 148 条に記載された条件に従って審査されるものとする。
・証明対象である商品又はサービスの特徴：出願人が重要であると考える品質，性質，使用

材料，製造手順又はサービス提供などに関する商品又はサービスの説明。商品又はサービスを規定する特定の法律，規定又は技術仕様がある場合は，その写し 1 部を添付しなければならない。
・商標所有者が証明対象の商品又はサービスを証明するために使用する監督手段，及び誤使用の場合に適用される処罰。
なお，このような文書は，出願時に出願書類に添付しなければならない，又は出願後 60 日以内に提出されねばならない。提出されないときは，出願は拒絶処分となる。なお，証明商標の出願人は，証明の対象である商品又はサービスと商業的又は工業的関係を維持する活動に従事することはできないことに注意しなくてはならない。

5.7　実体審査分析段階

2013 年 5 月 14 日付決議 No.88/2013 の第 6 条に定められているように，実体審査は，以下の事項により構成されるが，必ずしも累積的ではない。
第 6 条－(...)
I）商標記号の合法性，真実性及び識別性の分析。
II）商標記号の利用可能性の分析。
III）出願人の登録出願に関する異議申立及び反論の分析，及び
IV）提示されている記号の性質及び形状に必要な書類の評価。

注記
項目 I に記載された要件の分析は，他の項目より必ず優先される。したがって，審査中の出願が異議申立の対象となっていないならば，項目 1 の要件の違反は，登録出願の拒絶を招き，当該記号の利用可能性（項目 II）の検証を妨げることとなる。
記号が合法的で真実であり識別性があるとみなされると，調査による利用可能性の検証へと進む。

5.8　商標記号の合法性要件の分析

5.8.1　その公又は公共の性質により登録不能な記号

公共の秩序に反すると考えられる標章の登録を防止することを目的として，3 の法的基準が LPI に定められた。

公の標章及び記念物
LPI 第 124 条第 I 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：
「(...)盾，紋章，メダル，旗章，記章及び，公の，公共の，国家の，外国の又は国際的な記念物，並びにそれぞれの名称，図形又は模造」。
本法的基準の適用上，次の定義が考慮されるものとする：

盾又は紋章：人物，氏族，国家，連邦単位及び地方自治体の記章。

メダル：名誉勲章又は記念行事若しくは人物の記章。

旗章：国の識別的標章。

記章：機関，協会，団体，組織，法人などの標章又は印章。

記念物：著明又は有名な人物，場所又は行事を記念して建てられた人工構造物。

公の：合法的に構成された権限に由来するもの又はそれに関係するもの；

公共の：権限に由来するもの又はそれに関連するものではないが，万人の共有財産を構成するもの。
本項に含まれる禁止は，絶対的性格のものであり，関係国の同意を得ている場合であっても，登録を許可しない。したがって，LPI 第 124 条第 I 項による，国の標章を複製又は模造する商標登録出願の禁止は，国家自体を含め，あらゆる出願人に及ぶ。
本法的規定を読めば，公の標章が表す実体の明示的許可の有無を問わず，禁止の絶対的性質を定めていることから，出願人の種類による区別はないことが分かる。しかしながら，その使用は禁止されておらず，そのような標章の保護は，CUP 第 6 条 b に規定されている。
公の標章中に存在する特徴的要素を含む商標登録もまた，その複製及びこれらの要素が有するその元の標章との明確な関連に起因して，禁止されている。

	ブラジル国旗の模造により，LPI 第 124 条第 I 項に照らして登録不能。
	レバノン国旗の特徴的要素の複製により，LPI 第 124 条第 I 項に照らして登録不能：

本項によって与えられる保護は，政府機関の公の標章に当てはまるのみではなく，氏族の標章及び普遍的標章にも及ぶ。

MERCOSUL	Mercosur(南米南部共同市場)の名称及び記章を複製しているため登録不能。
WIPO OMPI	世界知的所有権機関(WIPO)の記章及び呼称を複製しているため登録不能。

名称に関しては，全体として如何なる公の標章の名称及びこれらの名称の模造を有する商標登録も禁止されていることが，法的規定に明確に記述されている。したがって，標章自体の名詞から構成されている商標記号は，LPI 第 124 条第 I 項に基づいて拒絶される。しかしながら，記念物の名称を，それらが存在する地理的位置の名称又は呼称から分離することができない場合には例外がある。

例：

ビッグベン	記念物の名称を含んでいるので登録不能。
ブラジル国旗	公の標章の名称を含んでいるので登録不能。
カテテ宮殿	記念物の名称から構成されているので登録不能。
エッフェル塔	標章が記念物の名称「エッフェル塔」の音声的模造からなることから登録不能。
	記念物「エッフェル塔」を複製していることから登録不能。

記念物及び地理的特徴

上記の記念物の定義によれば，地理的特徴は，その形状がある種の重大な人的介入を受けていない限り，「記念物」という概念から除外されると認められる。

シュガーローフ	指定された地理的特徴は，人的作業による影響を実質的に受けていないことから登録可能。
コルコバード	指定された地理的特徴は，人的作業による影響を実質的に受けていないことから登録可能。
三権宮殿	記念物の名称を複製していることから登録不能。
	記念物「ラシュモア山国立記念碑」を複製していることから登録不能。

色彩表示

色彩表示は，LPI 第 124 条第 I 項の適用可能性を決定する際に重要な役割を果たすが，必ずしも公の標章の模造であるとは決定されない。したがって，色彩は，単に模造を強化する記号と考えられ，この分析において最も重要なのは，当該商標記号の表現の形態的局面である。

公の標章及び記念物の図案化

公の標章を示唆しているにすぎない，公の画像又はその要素の十分な図案化の場合には，商標記号は登録に従うこととなるものとするが，当該記号に対する他の法的禁止に留意すべきである。

記念物及び旗章の図案化を含んでいる記号を分析する際には，登録可能性の分析において次の要因が考慮される：

a)記念物又は旗章の図案化(全体的又は部分的画像，構成要素の単純化，変形又は再配置)の程度及び独自性；

b)商品／サービスの出所又は性質に関連する標章の喚起的機能。例えば食品サービス又は言語講座として記号が提示するのは，商品又はサービスに一般に関連する，国／都市の公の標章又は記念物中の要素の使用である。旗章の色彩又は記念物，紋章及び他の公の標章の図案化された部分の使用は，この場合に該当し，その理由は，商標登録された商品又はサービスの出所を公衆に錯誤させることはないからである。

c)請求された商標に対する標章の二次的機能。記念物／旗章は，装飾物としてセットの一部のみを構成することができる。

d)国家との誤った結付き。例えば，商標は，国が提供しているように見えてはならない。

例：

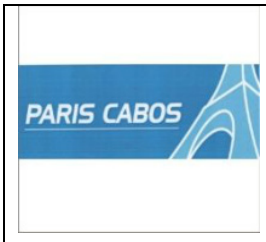	登録可能。 線の単純化及び記念物の一部のみの使用。その特定は，主に文字部分によってなされる。

	登録可能。 記念物の特徴がなくなる程度の描線の極度の単純化。
	登録可能。 記念物の芸術的形状を表すための最も対照的な要素のみを強調している，特徴的な特徴の使用。
	登録可能。 描線の単純化により，二次的要素である記念物の特徴がなくなり，その一部を文字的要素の不可欠な文字として使用している。
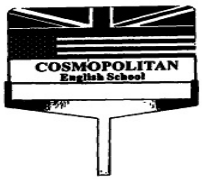	登録可能。 英国及び米国国旗の単純化された構成部分が,部分的にかつ図案化形態で示されている。
	登録可能。 筆書きの様相を有する描線の単純化により，芸術性を与えている。さらに，吊り橋は一般的なものであり，文字部分が何れの橋であるかを特定する役割を果たしている。
	登録可能。 円をディスクとして独創的に使用された,ブラジル国旗の単純化された構成要素。

記念物／旗章の図案化が十分である場合であっても，LPI 第 124 条第 X 項が適用される場合に，その表現が商品又はサービスの出所に関して混同を生じさせる可能性を無視すべきではない。

基準の証明のために採用される公の印章

LPI 第 124 条第 XI 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：

「何れかの種類又は性質の基準を保証するために正規に採用される公の印章の複製又は模造」。

本法的規則の適用上，確認対象とする商品又はサービスが考慮される。これは，記号が，公印が採用される商品又はサービスと何ら関係を保持していない商品又はサービスを識別することを意図したものである場合は，商標としての登録に適格となることを意味する。そうでなければ，記号は，それ自体技術的に登録可能である他の要素を伴っていても，登録に適格とはならない。

	食品業を表す	食品の健康基準を証明する連邦検査局(S.I.F.)の押印を忠実に複製していることから,LPI 第 124 条第 XI 項に照らして登録不能。
S.I.F.	ライブショー制作サービスを表す	登録可能
	宝飾品及び腕時計の修理サービスを表す	セット中の図形は，フランスにおいて金の純度を証明するために使用される記号の複製であることから，LPI 第 124 条第 XI 項に照らして登録不能。

権利書，保険証書，硬貨及び紙幣

LPI 第 124 条第 XIV 項は，次のものは，商標としての登録を受けることができないと規定している：

「連邦，州，連邦区，地方自治区，自治体又はあらゆる国の権利書，保険証書，硬貨及び紙幣の複製又は模造」。

この禁止は，上記実体の権利書，保険証書，硬貨及び紙幣の図形的表現に対して(識別対象とする商品又はサービスに拘らず)，それらが現在使用されていることを条件として，それ自体技術的に登録可能である他の要素を伴っていても，絶対的なものである。

第 124 条第 XIV 項は，権利書，保険証書，硬貨及び紙幣の名称については取り上げていない。それらの名称に関連する商品又はサービスを示すために請求された商標については，LPI 第 124 条第 VI 項の適用が適切であると思われる。

例：

	レアル通貨の図形的表現を含んでいるので登録不能。

EURO	「眼鏡」を示すために登録可能。 「両替サービス」を示すために**登録可能**。現行の通貨の呼称がクレームされたサービスについて登録不能であるにも拘らず，セットに十分な識別性を付与することができる要素と組み合わされている。
	通貨が現行のものでなく，又は廃止されていることを考慮して，あらゆる商品又はサービスを示すために登録可能。

5.8.2　その特徴が道徳及び良俗に反していることにより登録不能な記号

LPI 第 124 条第 III 項に定められているように，次のものは，商標としての登録を受けることができない：

「文言，図形，デザイン又は他の記号であって，道徳及び良俗に反するか，又は他人の名誉若しくは印象を害するか，又は良心，信条，信仰の自由若しくは尊敬及び崇拝に値する思想及び感情を侵害するもの」。

道徳及び良俗の規則を考慮した記号の合法性の審査に関しては，文言，図面又は図形それ自体が，それらの規則を害するか否かに関して確認される。そのような評価では，記号が識別しようとする商品又はサービスのターゲット・オーディエンスの種類(一般又は特定)並びに流通，マーケティング及び宣伝経路のような，当該商品又はサービスの市場特徴を考慮すべきである。

名誉又は個人の印象に対する侵害並びに良心，信条，信仰の自由又は尊敬及び崇拝に値する思想及び感情に対する攻撃に関しては，次の事項を検証する：

・記号が，指し示そうとする商品又はサービスに関連する場合に，適切な許可なしに，本 LPI 第 124 条の別の規則において保護される人格権又は肖像権に対する個人的侵害を表すか否か；

・記号が，信条，信仰又は尊敬及び崇拝に値する思想及び感情への言及を含んでいることのみで，肖像若しくは宗教的象徴を傷つけ，又はそれらの感情若しくは思想を冒涜する虞があるか否か。

したがって，審査においては，次の事項を確認する必要がある：

a)単独の単語，語句，図面又は図形が，付随している商品又はサービスに拘らず，道徳及び良俗を害するか否か；

b)単語，語句，図面又は図形が，一定の商品又はサービスに適用された場合に有する含意を考慮して，本規則を害するか否か。

後者の場合には，人口の大部分が崇拝する，カトリックパンテオン及びアフリカ系ブラジル人の信仰の聖人のような，聖人及び最も広く受け入れられる存在の名称は，慎重に評価されることを覚えておくべきである。São Jorge 又は San Sebastian 及び Oxalá 又は Ogun などの呼称は，示された商品又はサービスがそのような存在の信者を害するものとして特徴付けら

れないことを条件として，登録可能となり得る。

例：

	如何なる商品又はサービスについても登録不能。
クー･クラックス･クラン	如何なる商品又はサービスについても登録不能。
	卑猥な外国語を含んでいるので，如何なる商品又はサービスについても登録不能。
	卑猥な文言を含んでいるので，如何なる商品又はサービスについても登録不能。
聖ジョージ	「コンドーム」を示すために登録不能。 「ろうそく」を示すために登録可能。

	販売される商品の性質を考慮して，「性的商品の取引」サービスを示すために登録可能。当該サービスは，成人オーディエンスを対象としており，特定の流通及び宣伝経路を有することに注目すべきである。
	子供用玩具を示すためには登録不能。

5.9　商標記号の識別性要件の分析

識別性は，商標の有効性のための基本条件の 1 つである。法律が識別的記号に言及する場合には(LPI 第 122 条)，そのような要件は，標章が示した対象物を，同一のジャンル，部類又は種類の他の対象物から個別化することが可能となるように識別する，標章の特定の機能に関連することになる。

記号の識別的性格を判断する場合には，すべての事実的状況が考慮される。本法は，登録のためには差別化することを決定するものではないが，記号に固有の一定の規則が提示する識別性の程度は記号が LPI 第 124 条第 II 項，第 VI 項，第 VII 項，第 VIII 項，第 XVIII 項及び

第 XXI 項に規定されている前提に適合することを検証するために，この条件が存在するか否かの評価を可能にすることを意図したものである。

5.9.1　識別性の分析についての指針

識別性の原則は，とりわけ，商品及びサービスの標章を識別するための商標の重要な条件及び機能である。その評価では，当該セットの識別的性格を考慮し，その独自の構成によって，一般的な，必然的な，慣用の又は識別性に乏しい使用により記号の必要な一般的な排他的方式での専有を抑止する。

非識別的記号の登録の禁止は，主として，消費者がこれらの要素を商標として認知することができないことを動機とする。加えて，慣用の，一般的な，必然的な，共通の又は説明的な標章の排他的専有は，不公正な独占を生じ，その理由は，当該市場において，他の競合者がその活動に必要な用語又は図形的要素を使用するのを妨げることになるからである。

記号の識別性条件を評価する際には，群によって生じる印象並びに統合の程度及びそれが構成される種々の要素が果たす機能が考慮される。

喚起的又は示唆的記号

商品又はサービスの目的，性質又は他の特徴を喚起又は示唆する用語は，条件を付けることなく登録に適格である。そのような単語又は文言は，記号が示す商品又はサービスに間接的に言及しており，公衆消費者の側でそれらを関連付けるために幾らかの知的努力を必要とする。したがって，それらは，商標が示す商品又はサービスの性質又は特徴を消費者に伝達する説明的要素とは異なる。

したがって，INPI/PROC/CAJ 規範見解書 No.14/2005 に示されているように，それらは，商品又はサービスとの中間的又は間接的な関係を維持している要素から構成されている喚起的及び示唆的標章と考えられる。

例：

3G GELID GULP GUARANTEED	非電気式保冷容器，アイスボックスを示すために登録可能。
DAMASCO	レストランサービスを示すために登録可能。

同じくこのカテゴリーに含まれるのは，それ自体登録に従うこととならない用語又は登録不能な呼称の接頭辞，接尾辞若しくは語根を構成する用語の接合又は並置により形成されたそれらの集合である。

例：

TOMATEX	トマトを示すために登録可能。
AUTORADIO	カーラジオを示すために登録可能。
PLASTICOLA	プラスチックのりを示すために登録可能。
COLADEX	接着剤を示すために登録可能。

5.9.2　定型的但書

定型的但書は，2016 年 2 月 23 日以降に承認されるすべての登録証申請に記載される付記で

あり，その目的は，商標登録によって付与される保護の範囲を明確にすることである。
2016 年 5 月 30 日付の決議 No.166/2016 において，定型的但書は次のように定められた：
「本商標登録によって与えられる保護は，1996 年 5 月 14 日付の法律 No.9,279 第 124 条第 II 項，第 VI 項，第 VIII 項，第 XVIII 項及び第 XXI 項の規定によって限定される」。
定型的但書の採用は，本マニュアルによる確立された商標記号の登録可能性の評価規準を変更するものではない。

廃止された但書

下記に個別に列記する定型的但書は，過去に適用されていたが，現在は使用されていない。

a)文言「_____」の排他的使用権なし

この但書は，商標がその構成中に 1 又は複数の登録不能な文言を有している場合に使用された。

b)図形「_____」の排他的使用権なし

この但書は，商標がその構成中に 1 又は複数の登録不能な図形を有している場合に使用された。

c)文言「_____」の単独での排他的使用権なし

この但書は，クレームされた商品又はサービスを特定するために，単独では登録に適格でないと思われる用語から構成されているが，そのような要素の組合せにより生じた識別性が存在する商標において使用された。

d)文字的要素の排他的使用権なし

この但書は，商標の文字部分が登録不能な文言から構成されており，創造的な図形的要素を伴っている場合に使用された。

e)用語(...)を共有財産から除外せず

前記但書は，言及される用語がそれ自体登録不能であるが，辞書と一致しない形態で書かれている語彙に適用された。そのような商標は，図形的な用語変更のみでは，(辞書による)正しい名称の特徴がなくなることはなく，したがって，十分な識別性が存在しないことから拒絶される(そのような場合の措置に関する指針は，標章の小項目，商品又はサービスを指す音声において見出すことができる)。

f)セット

この但書は，登録によって有効に保護されるもの及び排他的対象に関する明確性が欠如しており，結果として，多くの場合，商標の一部の要素の本質的に独自の性格を減じることにより廃止になった。

5.9.3　その一般的な，必然的な，共通の，通常の又は単に説明的な性格により登録不能な記号

LPI 第 124 条第 VI 項に定められているように，次のものは，商標としての登録に適格でない：
「識別対象とする商品若しくはサービスに関連する，一般的な，必然的な，共通の，通常の若しくは単に説明的な種類の記号，又は性質，原産国，重量，価値，品質及び生産若しくはサービスの時期に関する商品若しくはサービスの特徴を示すために一般に使用される記号。ただし，十分に識別的形状であるものを除く」。
ここに記述されている法的基準は，次の 2 の状況を包含する：商標が識別しようとする商品

若しくはサービスに関連する標章又は識別対象とする商品若しくはサービスの特徴を示すために一般に使用される記号。

商品又はサービスに関連する記号

記号が一般的な，必然的な，共通の，通常の又は単に説明的なものであるか否かを評価するために，当該標章がそれが識別しようとする商品又はサービスと直接的で即座の関連を保持しているか否かを検討することが不可欠である。関連が間接的で薄く，条件が存在せず，禁止が適用されない場合は，それらは，原則として技術的に登録可能である，創造的商標又は喚起的若しくは示唆的商標であり得る。

a)一般的性格の記号

特定の商品又はサービスが属するカテゴリー，分類の種類又はジャンルを示す文字的な用語若しくは文言又はその図形的表現は(商品若しくはサービスに関連する必然的特徴又は性質，原産国，重量，価値，品質及び生産若しくはサービスの時期を示さず)，競合者の権利を損おうとする試みに対する刑罰に従うことを条件とし，それを個別化してはならない。

例：

衣類	衣類を示すために登録不能。
食品	食品及び食品サービスを示すために登録不能。
車両	オートバイ，車及び自転車を示すために登録不能。

b)必然的性格の記号

商品若しくはサービス又は更にその原料を表すのに不可欠な，文字的な用語若しくは文言又は図形的要素。

例：

オリーブ油	オリーブ油を示すために登録不能。
ファーストフード	食品サービスを示すために登録不能。

c)共通の性格の記号

商品又はサービスが当初そのために特定された名称又は表現に合致していなかったが，その現在の使用によってこの目的のために確立され，したがって商用語に取り入れられた，文字的な用語若しくは文言又は図形的要素。

例：

車	車を示すために登録不能。
ピニャコラーダ	飲料を示すために登録不能。

d)通俗的性格の標章

商品又はサービスも特定する俗語，大衆的な又はよく知られた名称。

例：

Littlewhiteone	サトウキビから蒸留された蒸留酒(カシャッサ)を示すために登録不能。
チキン	食品及び食品サービスを示すために登録不能。

e)単に説明的な記号

商品又はサービスを識別するのに適していないが，その独自の構成に，その目的を示し，又はその用途を説明することを目的とする，文字的な用語又は文言。

例：

タイムセット	腕時計又は時計を示すために登録不能。
クローズウォッシュ	洗濯機を示すために登録不能。

商品又はサービスの特徴を示すために一般に使用される記号

禁止の影響を判断するために，記号が，その性質，原産国，重量，価値，品質及び商品の生産又はサービスの提供の時期に関する商品又はサービスについての特徴を実際に示しているか否かが確認される。

記号は，下記の特徴を示すために一般に使用されると考えられ，繰返し使用される標章は，商品又はサービスの特徴を示すために通常の通商語において確立される。

a)性質：商品又はサービスの生産者又は発生元；

例：

手作り	アイスクリームを示すために登録不能。
工場生産	トマトソースを示すために登録不能。

b)原産国：国又は国に属する州の識別的性格；

例：

ブラジル産	如何なる商品又はサービスを示すためにも登録不能。
アンゴラ産	如何なる商品又はサービスを示すためにも登録不能。
ポルトガル産	如何なる商品又はサービスを示すためにも登録不能。

c)重量：商品に関連する，一定の単位を基準とする質量，力又は圧力の尺度及びそのそれぞれの名称；

例：

グラム	布を示すために登録不能。
キロ	穀物を示すために登録不能。 靴を示すために登録可能。
ポンド	タイヤを示すために登録不能。 クリスマスツリーを示すために登録可能。
HP	モーターを示すために登録不能。

	山羊乳チーズを示すために登録可能。

d)**価値**：商品又はサービスの利点，有用性，有効性，重要性；

例：

受賞	生きた動物を示すために登録不能。
5 つ星	ホスピタリティサービスを識別するために登録不能。
超高級	ベッド用及び食卓用リネンを示すために登録不能。

e)**品質**：属性又は特性，否定的又は肯定的事項，優位性，何かに優れていること。ただし，商品又はサービスに適用可能であることを条件とする；

例：

おいしい	ねじを示すために登録可能。 パンを識別するために登録不能。
無臭	デスクトップパブリッシングを示すために登録可能。 ミネラルウォーターを識別するために登録不能。

f)**生産又はサービス提供の期間**：商品が生産された時期若しくはサービスが提供された時期又は更に生産年の表示。

例：

SINCE 及び任意の年又は時点の表示	如何なる商品又はサービスについても登録不能。
SINCE 及び任意の年又は時点の表示	如何なる商品又はサービスについても登録不能。
収穫 及び任意の年又は時点の表示	飲料を示すために登録不能。
1820 年設立	如何なるサービスについても登録不能。
1942 年収穫	飲料を示すために登録不能。

本基準に記述されている禁止は，絶対的性格のものではない。このカテゴリーに入る記号が作成されると，登録が有効となるために，十分に識別的であるべきであり，それ自体登録不能な名称，文言又は図形に関しては，如何なる排他的権利も付与しない。

慣用の説明的又は図形的要素を含む図形商標及び／又は混成商標

商品又はその非識別的包装の写真又は技術図面など，説明的な又は慣用の要素の忠実な図形的又は絵画表現は，その文書表現と同等であり，したがって，LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能と考えられる。それらが混成又は図形的セット中に出現する場合は，識別性がなければ却下され，セットに十分に識別的な性質を付与することができる用語又は図形的要素

を伴っていれば承認される。

例：

商標	明細	注記
	漁獲物	このセットは，LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能である，提示された商品の説明的用語及び写真表現を組み合わせることによって形成されていることから登録不能。

商品又はサービスに関して混同を生じさせる商標

商標が示す商品自体又はサービスに関して，多くの消費者に混同を生じさせる商標が存在する。第三者によってクレームされた商標記号中にそのような要素が含まれている場合には，そのような要素は，LPI 第 124 条第 VI 項に基づく但書又は拒絶の対象とはならず，調査において又は競合当事者によって事前の妨害が指摘された場合は，LPI 第 124 条第 XIX 項における禁止が適用される。

商品及びサービスの明細中にそのような用語又は文言が含まれている場合は，それらは，項目 5.4.4 登録商標に相当する用語を含む明細における指針に従って，職権をもってその正しい説明に差し替えられる。

5.9.4　宣伝記号又は文言

LPI 第 124 条第 VII 項は，「単に宣伝活動の手段としてのみ使用される記号又は文言」は，商標としての登録を受けることができないと定めている。

本法的規定の適用上，この禁止は，商標として請求された記号が特定する商品又はサービスを推奨，強調及び／又は実演するための手段としてのみ使用されるそれらの文言を対象とすると考えられる。

廃止された産業財産法典(Industrial Property Code)(1971 年 12 月 21 日付の CPI，法律 No.5,772)は，その第 73 条において，「宣伝文言又は記号」を次のように定義していた：

「宣伝文言又は記号は，あらゆる合法的活動を推奨し，商品品質，商品若しくはサービスを向上させ，又は消費者若しくは使用者の注意を引くための手段として使用することを意図している，独自のかつ特徴的なあらゆる説明文，宣伝，広告，語句，単語，単語の組合せ，図面，印刷物であると理解される」。

商標の本質的な機能は，類似の商品及びサービスを，出所が異なる又は異ならない他の商品及びサービスから特定し，識別することであるため，商標は，社会的伝達手段という機能を備えている。したがって，LPI 第 124 条第 VII 項の適用は，宣伝標章の排他的特徴が示される場合に限り，慎重に適用しなければならない。

LPI 第 124 条第 VII 項による拒絶は，標章が元来，単に宣伝文言としてのみ存在する場合に限り行われる。

審査時には，商標標章を構成する文言が，次のものを含んでいるか否かを確認すべきである：

1. それが指し示そうとする商品又はサービスを推奨するための手段としての記述；
2. その競合者との関連で注目すべき商品又はサービスを強調しようとする形容詞又は文言；
3. 消費者又は使用者の注意を引こうとする語句又は文言。

上記事項の何れかが認められる場合は，請求された標章又は文言が単に宣伝であることを示している。

例：

冷たくても冷たくなくても，いつでもおいしい！ガラナシャンパン
Insetisan，少し高いけどずっといい
Melhoral，無害でよく効く
Brastemp ではありません
Nescau，おいしくするエネルギー
Tostines，焼きたてだから売れる，それとも売れるから焼きたて？
Knock Knock.ブラジルで最高の靴
Bretas，いつでも最高のカスタマーサービス
パン・アメリカン。すべてはあなたのために。

一方で，訴求的局面を含意するにも拘らず，記号を宣伝文句として特徴付ける際に決定的とはならない単語又は語句を含んでいるセットも存在する。

例：

ヨーグルトだなんて信じられない	食品サービスを示す
ダンスできる	娯楽サービスを示す
PETROBRÁS を乗り越える	音楽イベントの金銭的支援を示す
パリ，鏡の家	鏡及び家具製品を示す

5.9.5　製品又はその包装の必然的な，共通の又は通常の形状

LPI 第 124 条第 XXI 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「製品形状，その包装若しくは販売体裁の必然的な，共通の若しくは通常の形状，又は更に技術的効果からも切り離すことができない形状」。

本項では，商標としての登録を受けることができない立体記号，すなわち，その塑造形態がそれ自体で識別的性格を有していないか，又は適用される商品若しくはサービスの技術的効果から切り離すことができないような立体記号を取り上げている。法的保護を受けるに値するために，塑造形態は，適用される製品若しくはその包装又はサービスについて通常の又は共通のものであることはできず，また商品若しくはサービスの性質によって課されるもの又は技術的条件によって決定付けられるものであることはできない。

したがって，立体記号は，それが意図する製品若しくはその包装又はサービスの特定の非機能的かつ特別な形状によって構成されている場合にのみ，登録に適格となる。

本法的基準の適用上，次の定義が考慮されるものとする：

・**塑造形態：**対象物の立体的形式及び物理的構造／形状。

・**製品又は包装の必然的な形状：**それなしには対象物を生産することが不可能である，対象物の実際的性質の形状。

・**製品又は包装の共通の又は通常の形状：**提出の時点で製品又はその包装に固有のものではないが，そのそれぞれの市場区分において複数の製造業者によって既に一般に使用されてい

た形状。
・技術的効果から切り離すことができない形状：技術的機能によって決定付けられる，対象物の機能に不可欠な又はその性能を補助する，技術的機能に本質的に関連している形状。
立体商標の審査時には，次の規則が適用されるものとする：
a)クレームされた立体的形状が，商品又はサービスとしてのその認識又は特定を可能にし得る一定の構造的特徴を提示しており，その結果，当該商品又はサービスを，特定の生産者又はサービス提供者に関連付けて，異なる出所の他の商品又はサービスから識別することができ，したがって，商品又はサービスを特定するという市場におけるその役割を果たしているか否か；
b)クレームされた立体的形状が，適用される商品又はサービスについての識別性要件を網羅するか否か；
c)クレームされた立体的形状が，適用される商品，その包装若しくは販売体裁の必然的な，共通の若しくは通常の形状，又は商品若しくはサービスに関する技術的効果から切り離すことができない形状でないか否か；及び
d)クレームされた立体的形状が，他の法的禁止に影響を与えないか否か(例えば，記念物の形状又は道徳を害する形状の瓶)。
文字，数字，数，単語，図形，線及び色彩を共通の形状に適用するのみでは，立体商標に要求される識別性を与えないことに留意すべきである。
立体商標の審査に関する付加的な情報は，項目 5.13 立体商標出願の分析において見出すことができる。

5.9.6　単独の文字，数字又は日付

LPI 第 124 条第 II 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「単独の文字，数字及び日付。ただし，十分に識別的形状であるものを除く」。
本項では，ブラジルの国語で使用されているアルファベットの単独の文字すべて及び 0 から 9 までの数字を商標として登録することの禁止を取り上げている。
本項の適用上，数字及び文字は，完全な形で書かれている場合には，登録に適格であると認められる。
完全形，すなわち，日，月及び年として解釈される日付は，十分に識別的形状でない限り，この禁止に該当するが，創造的性質はないが，不完全な日付は，登録に従うこととなる。
本項は，完全形である単独の文字，数字及び日付は，一般に使用されるものであり，したがって公有に属し，排他的方式で専有されてはならないと定めている。しかしながら，この条件項目は際立った特徴を有しており，これらの同一の引用要素が，他の用語を伴っている場合又は十分に識別的形状を備えている場合には登録されることができ，形成されたセットの登録可能性が，この識別性及びその利用可能性に関連して観察される。
完全形の日付，数字及び単独の数字が十分に識別的形状を備えている場合は，それらは，商標の図形的表現を使用して保護が判断され，所有者は，同一，類似又は関連の市場区分において，他者がこれらの同一の要素を使用／登録するのを制限し，又は妨げる排他権を有する。
識別的性質を有する単独の文字及び数字は，図形的標章として提出されなければならない。

例：

商標	明細	注記
	法律業務及び仲裁	登録可能。完全な日付「1927 年 12 月 31 日」は，排他的条件で使用することは不適当であるが，セットに識別性を与える用語及び図形を伴っている。
8 月 11 日	定期刊行物	日付が不完全であることから登録可能。
6	腕時計，クロノメーター及びその部品	単独の数字であることから，LPI 第 124 条第 II 項に照らして登録不能。
シックス	腕時計，クロノメーター及びその部品	数字の呼称であることから登録可能。
	腕時計，クロノメーター及びその部品	登録可能。
51	アルコール飲料（ビールを除く）	数であり，単独の数字ではないことから登録可能。
	あらゆる商品又はサービス	登録可能。
ポスト 1	ガソリン及び他の燃料の小売	登録可能。単語「ポスト」及び数字「1」の組合せは，要素が単独では登録不能と考えられる場合であっても，登録に適格であるセットを形成する。
モデル T	腕時計，クロノメーター及びその部品	登録可能。単語「モデル」及び文字「T」が結合した組合せは，要素が単独では登録不能と考えられる場合であっても，登録が可能である。
ライン P	衣類及び衣料品	「ライン P」は，それが強調しようとする商品のサイズを特定するために使用されるため，LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能。

登録可能性の審査における，LPI 第 124 条第 XIX 項の適用可能性に関する検討

次の例は，その構成要素中に文字又は数字を含んでいる商標の登録によって付与される保護の範囲を示すことを意図したものである。次の例において，記号が示す商品及びサービスは類似していると考えられる。

先の登録	審査中の出願	手続
LINE T		十分に識別的形状を備えていないことから，LPI 第 124 条第 II 項に照らして登録不能。
LINE T		先の登録の所有者は単独の文字「T」に対する排他権を有していないことから登録可能。
LINE T	ライン T	先の第三者の商標の模造であることから，LPI 第 124 条第 II 項に照らして登録不能。
LINE T	LINE K	登録可能。単語「LINE」及び文字「K」の組合せは，要素が単独では登録不能と考えられる場合であっても，登録が可能であるセットを形成する。

5.9.7　技術用語

LPI 第 124 条第 XVIII 項は，「識別対象とする商品又はサービスに関連する産業，科学及び技術において使用されている技術用語」は，商標としての登録を受けることができないと規定している。

技術用語とは，名称自体が，特定の技術，職業又は科学を特徴付ける特別な又は特定の名称並びにその標章及び頭字語であると理解される。本項を読めば，その適用のためには，技術用語は，商品又はサービスとの関係を維持していなければならず，したがって，商品又はサービスとの関係を維持していない用語は，登録に適格であると思われる。

本基準の目的は，事業を行う区分において一般に使用される用語を，特定の生産者又はサービス提供者に付与することではないことは明らかである。LPI 第 124 条第 VI 項を規制しているのと同一の原則であり，用語が市場区分において有するのと範囲が異なる，すなわち，用語が特定の技術知識を有する者という限られた領域を越える場合は，LPI 第 124 条第 VI 項の規定を侵害する。

しかしながら，用語が，公衆の大部分によって共有されていない特定の知識に依存する，特定の産業，科学又は芸術区分に特有のものである場合は，当該用語は，議論中の項目の法的基準に違反する。

この法的基準を理解するために，次の事項が観察される：

a)商標(混成商標又は文字商標)が，セットに識別性を与える図形的又は文字的要素を伴わず，技術用語のみで構成されるか否か；

b)技術用語が，セットに識別性を付与することができる図形的又は文字的要素を伴っている場合は，出願は承認され，所有者は，同一，類似又は関連の市場区分において，第三者が当該技術用語を異なる商標セットとして使用／登録するのを妨げてはならない；

c)商標が，文字的形態の又は非識別的な混成表現の技術用語のみから構成されていた場合は，商標登録出願は拒絶されるものとする。

重要なことに，技術用語の特徴をなくす図形的及び音声的変形物は，LPI 第 124 条第 XVIII 項

に詳述されている禁止の適用に従うこととなる。

例：

フェライト	通信装置を示すために登録不能。 フェライトは，変圧器のコアとして使用される，電磁特性を有するセラミック製の材料である。短波ラジオにおいて一般に見られ，アンテナとして機能する。
グレージング	芸術的絵画サービスを識別するために登録不能。 グレージングとは，色調を和らげ，色彩を調整し，統一するために，絵画層上に透明な絵の具又は油の膜を施すことであり，特に油絵において使用される。
グリーンヒル・グレージング	芸術的絵画サービスを識別するために登録可能。用語「グレージング」は，排他的条件では不適当と考えられるが，十分に識別的な単語を伴っており，登録に適格であるセットを形成する。 グレージングとは，色調を和らげ，色彩を調整し，統一するために，絵画層上に透明な絵の具又は油の膜を施すことであり，特に油絵において使用される。

5.9.8　色彩及びその呼称

LPI 第 124 条第 VIII 項に定められているように，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「色彩及びその呼称。ただし，特別でかつ識別的方法により配置又は組み合わされているものを除く」。

したがって，色彩又はそのそれぞれの呼称からなる商標が登録不能であることに関しては疑問の余地がない。同様に，その拡大辞又は縮小辞の変形物の登録は，果物及び／又は野菜の名称に対応する色彩の名称など，何らかの種類の対象物に本質的に関連する色彩の呼称の場合であっても禁止されている。

しかしながら，色彩の特徴的な又は独特の組合せが存在する場合は，登録が可能となる。したがって，この法的条件を LPI 第 122 条の規定，すなわち，法律によって守られていないあらゆる識別的記号の登録の可能性と併せて解釈することが必要である。

色彩によって形成されているセットは，標章が登録可能と考えられるために，識別的であるべきである。この意味では，連想による色彩を示す，色彩に関連する一般名称から構成されている商標は，得られた文言が製品に関連しない場合は，登録に適格であると認められる。

審査は，個別にのみ評価することができる事実的事項を伴う。

しかしながら，多数の登録出願の過去の分析の結果として，幾つかの指針が定められた。

例：

	如何なる商品又はサービスを示すためにも登録不能。
青	単独の色彩の呼称であることから，如何なる商品又はサービスについても登録不能。
緑とピンク	単独ではないが，色彩の名称が商標が強調しようとする製品の固有の状

	態を指すことから，グァバを示すために登録不能。 記号が，示されたサービスに関連しない色彩の呼称の組合せから構成されていることから，ミュージカルショーを示すために登録可能。
緑のような色	縮小辞形の単独の色彩の呼称であることから，如何なる商品又はサービスについても登録不能。
カボチャ	「カボチャ」を示すためにクレームされた場合は，製品自体であることから，LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能。 単独の色彩の呼称であることから，如何なる商品又はサービス(「カボチャ」を除く)についても，LPI 第 124 条第 VIII 項に照らして登録不能。

5.9.9　識別性の審査における特別な事例

用語及び要素の組合せの一部，商標としてクレームされる頻度並びにその独自の構成は，その識別性を審査する際に特別な措置を必要とする。次のものは，一部のジャンルの記号の識別性を評価するための幾つかの特別な指針である。

その文字的要素が登録不能な用語又は文言である混成商標

十分に識別的であるとみなされるために，その言語的構成要素が登録不能な用語又は文言である商標の混成標章は，絶対的禁止の場合を除き，請求されたセットにおいて関連性を有する，十分に創造的な又は図案化された要素から構成されていなければならない。

原則として，登録不能な用語又は文言によって形成された文字的要素から構成されている記号に識別性を付与することができない図形的要素の中には，次のものがある：

a)平凡な枠；

b)平凡なタイポグラフィ；

c)標章が強調しようとする商品又はサービスと直接的かつ明確な関係を保持している写実的な図形要素。

例：

COURO MACIO	平凡な書体及び枠の使用を考慮して，「皮革衣類」を示すために登録不能。
COURO MACIO	平凡な書体で，かつ同様に平凡な配置で綴られた登録不能な文字的要素の使用を考慮して，「皮革衣類」を示すために登録不能。
	登録可能。当該セットの識別性は，平凡でない書体-フォントを使用することによって得られた，記号が提示する製品の模造的な図案化された画像への文字的要素の統合によって生じる概念的効果にある。セットが登録可能であるにも拘らず，そのような登録の所有者は，同一，類似又は関連の市場区分において，第三者が当該非識別的用語を別個の商標セットの一部として使用又は登録するのを妨げてはならないことに留意すべきである。
ÁGUA MINERAL	LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能。このセットは，その機能が純粋に装飾的かつ二次的である平凡な背景上に，平凡な書体で必須の

	文字が欠けている文言によって，形成されていることから，識別性が欠如している。
	登録可能。文字的要素が登録不能であるにも拘らず，混成表現は，十分に識別的なセットを構成する。この意味では，背景と結合された使用書体中に存在する動的効果により，記号が強調しようとする製品が喚起されることに注目すべきである。そのような登録の所有者は，同一，類似又は関連の市場区分において，第三者が当該非識別的用語を別個の商標セットの一部として使用又は登録するのを妨げてはならないことに留意すべきである。
	登録可能。当該記号は，記号が強調しようとする製品(「車両車輪」)を喚起する画像である二輪車の図案化された模造的図形に単語要素を統合するために，平凡でない書体を使用することによって生じる概念的効果に照らして，十分に識別的なセットを構成する。セットが登録可能であるにも拘らず，そのような登録の所有者は，同一，類似又は関連の市場区分において，第三者が当該非識別的用語を別個の商標セットの一部として使用又は登録するのを妨げてはならないことに留意すべきである。
	LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能。この記号は，平凡な書体で綴られた登録不能な文字的要素及び市場における製品自体の包装／外観の画像の組合せから構成されている。

その独自の意味を有する文言中の慣用の要素

登録不能と考えられる用語を含む文言によって形成されている記号の場合には，当該セットの意義を評価すべきである。文言及びそれを構成する個別要素がその独自の識別的意味を有する場合は，登録不能な単語に対して条件は適用されない。

例：

商標	明細	注記
HONEYMOON	蜂蜜	登録可能。「HONEY」は当該製品について登録不能であるが，文言はその独自の意味を有する。
SEBO NAS CANELAS	古本屋	登録可能。「SEBO(古本屋)」は当該サービスについて登録不能であるが，文言はその独自の意味を有する。
ペーパーマリッジ	紙及びボール紙	登録可能。当該製品は紙製であるが，文言はその独自の意味を有する。
ミルキーウェイ	乳製品	登録可能。当該製品は牛乳から作られているが，文言はその独自の意味を有する。
ポイント・ウィズアウト・ア・ノット	仕立業	登録可能。用語は示された市場区分において使用されているが，その独自の意味を有する。
レスヘア	脱毛サービス	文言がサービスの目的も想起させることから登録可能。
EM PONTO DE BALA	菓子屋	登録可能。用語「BALA(キャンディ)」

		は販売される製品を表すが，文言はその独自の意味を有する。
ライクディス・ロースト	レストラン，バー及び軽食堂	「ロースト」は商標が強調しようとする店舗で提供される料理の 1 つを示す可能性があるが，登録可能。

慣用における膠着要素

膠着とは，2 以上の別個の用語を結合して 1 語とし，この場合に，文字及び／又は音素が欠落することである。通常，そのような現象は，正しく綴られた登録不能な文言を音声的に変更し，LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録に適格である新たな用語を形成する。

例：

商標	明細	注記
GOSTOSOVO	栄養摂取のための卵	登録可能。
BOMEL	蜂蜜	登録可能。

本規則の例外は，識別的用語のない膠着により形成された商標であって，第 1 の用語が無強勢母音で終わり，かつ第 2 の要素が同一の同様に無強勢の母音で始まる商標である。そのような場合には，要素の集合にも拘らず，得られた用語は正しく綴られた単語と音声的に同一であり，したがって，十分に識別的な性格を有していないと理解される。

例：

商標	明細	注記
PURAVEIA	穀物	LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能。要素の膠着「PURAVEIA」は，用語「PURA AVEIA(ピュアオート)」と音声的に類似しているが，記号が強調しようとする製品の種類を特定しているため，「穀物」を示すために登録不能と考えられる。母音「A」が単語「PURA(ピュア)」の語尾に存在し，単語「AVEIA(オート)」の語頭が無強勢であることから，正しく綴られた単語との音声的同一性が生じる。

慣用の用語と創造的要素との膠着及び並置

創造的要素の存在により，登録不能な用語の但書は適用されない。

例：

商標	明細	注記
MOBILÓTICA	光学機器	登録可能。
COMAVES	食肉，家禽肉及び卵	登録可能。
comAves	食肉，家禽肉及び卵	登録可能。強調された用語「AVES(家禽肉)」は，クレームされた商品を示すためには不適当な排他的権利と考えられるが，全体に十分な識別性を与える付加的要素を伴っており，登録に適格となる。
FRANCÓLEOS	車両用潤滑油	登録可能。

MILKWAY	乳製品	登録可能。
DELICHEESE	チーズ	登録可能。
PNEUAC	自動車部品及び付属品の取引	登録可能。

新たな用語を形成する，喚起的語根の膠着又は並置

喚起的語根は，商標が示す商品又はサービスを指すものであるが，単独では意味を有さない。それらは，構成要素と考えられ，通常，接頭辞及び接尾辞から構成され，複数の別個の商標セットの一部となり得る。

例：

商標	明細	注記
AGROFERT	肥料	登録可能。
ORTOMED	医療機器	登録可能。
AGROMAQ	農業機械	登録可能。
CONSULTPLAN	ビジネスコンサルティングサービス	登録可能。

新たな用語を形成する，慣用の用語と喚起的語根との膠着又は並置

例：

商標	明細	注記
MICROTEC	ソフトウェア開発	登録可能。
DATAPRONTO	データ処理	登録可能。
MECAUTO	自動車整備	登録可能。

新たな用語を形成する，想起的用語と量又は品質を示唆する用語との膠着又は並置

例：

商標	明細	注記
ULTRACHOC	チョコレート	登録可能。
HIPERPHARMA	医薬品販売	登録可能。
MULTFLEX	チューブ及び金属パイプ	登録可能。

膠着又は並置による，創造的要素を伴う，一定の商品及びサービスを示す多くの商標セットを構成する用語／接頭辞／接尾辞／単語

例：

商標	明細	注記
AGROELIANE	未加工穀物	登録可能。
NUTRITOL	パスタ	登録可能
SUPRISERV	手動ラベル貼り機	登録可能
HIDROJAL	洗濯桶	登録可能
PRONTOCAR	車の修理及び整備	登録可能

INFODATA	データ処理分析	登録可能
REVIDIET	菓子及びキャンディ製造用パウダー	登録可能

慣用の文言及び創造的要素の組合せ

識別性の審査では，セットに識別性を与えるように一緒に又は他の要素と組み合わされると，非識別的な用語，文言又は画像を含む記号の登録に適しているセットの識別的特性が観察される。商標の非識別的要素の存在は，所有者に，同一，類似又は関連の市場区分において，第三者が当該非識別的要素を別個の商標セットの一部として使用又は登録するのを妨げる権利を与えるものではないことに留意すべきである。

例：

商標	明細	但書
BISCOITO PALHAÇO	ビスケット	登録可能。登録不能な用語「BISCOITO(ビスケット)」の存在にも拘らず，それを識別的要素「PALHAÇO(ピエロ)」と組み合わせることで，セットに十分に識別的な性質を与えている。
CLÍNICA DE OLHOS SEROPÉDICA	医療サービス	登録可能。登録不能な文言「CLÍNICA DE OLHOS(眼科)」の存在にも拘らず，それを識別的要素「SEROPÉDICA」と組み合わせることで，セットに十分に識別的な性質を与えている。
BANCO BRADESCO	銀行取引サービス	登録可能。登録不能な用語「BANCO(銀行)」の存在にも拘らず，それを識別的要素「BRADESCO」と組み合わせることで，セットに十分に識別的な性質を与えている。
CIDADE DO AUTOMÓVEL	新車及び中古車の売買	登録可能。登録不能な用語「AUTOMÓVEL(自動車)」の存在にも拘らず，そのような場所が存在しないことを考慮して，文言全体としての創造的性質から記号の識別性が得られる。
HOSPÍCIO DO CHOPP	バー及びレストラン	登録可能。登録不能な用語「CHOPP」の存在にも拘らず，そのようなジャンルの施設が存在しないことを考慮して，文言全体としての創造的性質から記号の識別性が得られる。
MR. PASTEL	食品サービス	登録可能。登録不能な用語「PASTEL」の存在にも拘らず，そのような愛称又は名称が存在しないことを考慮して，文言全体としての創造的性質から記号の識別性が得られる。
REI DOS FOGÕES	暖房設備の設置及び修理	登録可能。登録不能な用語「FOGÕES(ストーブ)」の存在にも拘らず，そのような称号が存在しないことを考慮して，文言全体としての創造的性質から記号の識別性が得られる。

慣用の用語と創造的要素との膠着及び並置

例：

商標	明細	但書
	食肉，家禽肉及び卵	登録可能。強調された用語「AVES(家禽肉)」は，クレームされた商品を示すためには不適当な排他的権利と考えられるが，全体に十分な識別性を与える付加的要素を伴っており，登録に適格となる。
COMAVES	食肉，家禽肉及び卵	登録可能。

慣用の要素の並置

例：

商標	明細	但書
BOMCAFÉ	コーヒー	文字商標：なし。LPI 第 124 条第 VI 項に基づいて拒絶される。 混成商標：クレームされた混成セットの識別性及び文字的要素の機能が，その登録可能性を決定するために，項目 5.9.9 識別性の審査における特別な事例において明記している指針に従って評価されなければならない。
BIGSACO	バッグ	文字商標：なし。LPI 第 124 条第 VI 項に基づいて拒絶される。 混成商標：クレームされた混成セットの識別性及び文字的要素の機能が，その登録可能性を決定するために，項目 5.9.9 識別性の審査における特別な事例において明記している指針に従って評価されなければならない。
CAMISANOVA	衣類	文字商標：なし。LPI 第 124 条第 VI 項に基づいて拒絶される。 混成商標：クレームされた混成セットの識別性及び文字的要素の機能が，その登録可能性を決定するために，項目 5.9.9 識別性の審査における特別な事例において明記している指針に従って評価されなければならない。
PURASOPA	スープ	文字商標：なし。LPI 第 124 条第 VI 項に基づいて拒絶される。 混成商標：クレームされた混成セットの識別性及び文字的要素の機能が，その登録可能性を決定するために，項目 5.9.9 識別性の審査における特別な事例において明記している指針に従って評価されなければならない。

登録不能な文言並びに「& Co.」，「& Co」及び「カンパニー」などの用語の組合せ

見解書 PROC/DIRAD/No.15/2009 に準拠して，登録不能な文言並びに「& Co.」，「& Co」及び「カ

ンパニー」などの用語を組み合わせることによって構成された商標記号は，原則として，LPI 第 124 条第 VI 項に関して登録可能である。

例：

商標	明細	但書
OSTRICH & CO	食肉，家禽肉及び卵	登録可能。単語「OSTRICH」及び文言「& CO」の組合せは，要素が単独では登録不能と考えられる場合であっても，登録に適格であるセットを形成する。
ザ・ヘアカンパニー	香水，化粧品及び美容製品	登録可能。用語「カンパニー」及び文言「ヘア」の組合せは，要素が単独では登録不能と考えられる場合であっても，登録に適格であるセットをともに形成する。
THE FOOT CO	履物	登録可能。頭文字「CO」及び文言「THE FOOT」の組合せは，要素が単独では登録不能と考えられる場合であっても，登録に適格であるセットを形成する。
PAPERS, TAPES & CO	文房具	登録可能。用語「PAPERS」,「TAPES」及び文言「& CO」の組合せは，要素が単独では登録不能と考えられる場合であっても，登録に適格であるセットを形成する。

その音声が商品又はサービスを指す記号

その綴りが非識別的用語と音声的に同等である記号を審査する場合には，それらの間の連携を形成するために知的努力を必要とせず，文言の意味が直接的に特定されるか否かに関して評価される。これらの場合には，標章は，正しく綴られた用語に直接的に相当し，その登録は，排他的基準では禁止される。

他方で，その綴りが説明的で，一般的な，慣用の，通俗的な文言等と直接的な対応を有していない記号，すなわち，その綴りがそのような文言を隠し得る記号は，登録に適格であると考えられる。

原則として，セットに十分に識別的な影響を与えるために，登録不能な用語又は文言中の文字の置換又は省略は，次のようであるべきである：

・意外な，個性的な若しくは恣意的なもの；又は

・用語若しくは正しく綴られた単語を特定するために，比較的知的及び解釈的努力を必要とするもの。

例：

商標	明細	但書
CAMYSA	衣類	文字商標：なし。第 124 条第 VI 項に基づいて拒絶される。 混成商標：クレームされた混成セットの識別性及び文字的要素の機能が，その登録可能性を決定す

		るために，項目 5.9.9 識別性の審査における特別な事例において明記している指針に従って評価されなければならない。
K-MYZZA	衣類	なし。この場合には，第 124 条第 VI 項は適用されず，その理由は，その正しい綴りの文言の特定は，直接的でなく，最初に知的連携の努力を必要とすると思われるからである。
KARRPETH	敷物	なし。この場合には，第 124 条第 VI 項は適用されず，その理由は，その正しい綴りの文言の特定は，直接的でなく，最初に知的連携の努力を必要とすると思われるからである。
KARRO	自動車	文字商標：なし。第 124 条第 VI 項に基づいて拒絶される。 混成商標：クレームされた混成セットの識別性及び文字的要素の機能が，その登録可能性を決定するために，項目 5.9.9 識別性の審査における特別な事例において明記している指針に従って評価されなければならない。

頭字語及び略称

識別性のない単語又は語句の略称及び頭字語は，言及される単語又は文言と同等なものとして，関連する公衆(消費者及び供給業者)によって一般に使用されている場合は，登録不能と考えられる。そのような頭字語又は略称が，種々の供給業者に使用されていること並びに／又は書籍若しくは学術論文及び技術論文に記述されていることは，それらが登録不能であることを特徴付けることができる。

例：

商標	明細	決定
TVF フレッシュレッドトマト	未加工トマト事業	登録可能。「レッドトマト」という文言は，排他的権利では不適格と考えられるが，十分に識別的な文字的要素を伴っており，登録に適格であるセットを形成する。そのような登録の所有者は，同一，類似又は関連の市場区分において，第三者が当該非識別的用語を別個の商標セットの一部として使用又は登録するのを妨げてはならないことに留意すべきである。
HTTP	ソフトウェア開発サービス及びインターネットページの作成	「HTTP」は，ウェブ上のデータの交換及び転送において使用される通信プロトコルである「HYPERTEXT TRANSFER PROTOCOL」という技術用語の頭字語であり，ソフトウェア開発業界の専門家及びインターネットアプリケーションによって一般に使用されることから，LPI 第 124 条第 XVIII 項に照らして登録不能。

ドメインネーム

頭字語「www」並びにトップレベルドメイン(.com，.gov，.org，.com 及び.uk)は，如何なる商品又はサービスについても登録不能である。国際トップレベルドメイン及びブラジルのトップレベルドメインの一覧は，インターネット番号割当機関(Internet Assigned Numbers Authority - IANA)及びブラジルネットワーク情報センター(point BR Information and Coordination Center - NIC.br)のウェブサイトで確認することができる。

例：

商標	明細	但書
PONTOFRIO.COM	家電製品，家具及び家庭用品店	登録可能。創造的文言「PONTOFRIO」とトップレベルドメイン「.COM」との組合せは，十分に識別的なセットを形成する。
	フィットネス器具	登録可能。創造的文言「SURRA」とトップレベルドメイン「.com」との組合せは,十分に識別的なセットを形成する。
WWW.INTERNET.COM	電気通信サービス	LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能。
WWW.BISCOITO.COM.BR	ビスケット，クッキー，ケーキ及びパスタ事業	LPI 第 124 条第 VI 項に照らして登録不能。

慣用の文言及び図形の組合せ

慣用の文言及び図形のみから構成されている混成商標の場合には，出願は，LPI 第 124 条第 VI 項に基づいて拒絶される。

例：

商標	明細	但書
FUTEBOL	サッカーボール	登録不能

5.10　商標記号の真実性要件の分析

商標記号の真実性の原則は，LPI 第 124 条第 X 項に示されており，これは，記号が強調しようとする商品又はサービスについて，その原産地，出所，性質，目的又は使用に関して誤解を生じる標章登録を禁止するものである。

5.10.1　その誤解を生じる性質により登録不能な記号

LPI 第 124 条第 X 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：

「(...)記号が対象とする商品又はサービスについて，その出所，原産地，性質，品質又は使

用に関する虚偽の表示となる標章」。
本規則は，商標の真実性の原則を含んでおり，文字的，図形的又は混成表現の何れの形態であるかを問わず，対象とする商品又はサービスについて，その出所，原産地，性質，品質又は使用に関して，公衆に誤解を生じさせて混同を招くあらゆる記号であると理解される，欺瞞的性格の登録を禁止している。
本項に記述されている禁止は，その公共性を考慮して，識別的特性を有さない。

原産地又は出所に関する虚偽の表示からなる記号
本法的規定は，地理的表示には言及しておらず，これらは，LPI 第 124 条第 IX 項において具体的に取り上げられていることに注目すべきである。しかしながら，本規則は，ブラジルにおいて登録されていない地理的表示の複製又は模造の場合には適用される。
審査においては，記号が，事業を行う市場区分において取得した知識により，公衆消費者に誤解を生じさせて，事実ではない特定の原産地又は出所に由来するという誤った思い込みで，製品を購入させ，又はサービスを利用させる虞があるか否かに関して確認される。
その規定に基づいて，商品又はサービスが由来する場所を識別しようとする国の名称又は商品若しくはサービスの公知の原産国が，当該商品が実際にその場所に由来していない場合には，商標記号として登録することが禁止されている。

例：

商標	明細	注記
フランスぶどう酒	アルコール飲料，ビールを除く	フランスがぶどう酒の生産で知られている国であることに起因して，ブラジルの出願人である場合は，虚偽の出所／原産地を想起させることから登録不能。
SWISS MILITARY	腕時計	スイスが腕時計の生産で知られている国であることに起因して，北米の出願人である場合は，虚偽の出所／原産地を想起させることから登録不能。
ピュアオリーブ油スペインオリーブ油	オリーブ油	スペインがオリーブ油の生産で知られている国であることに起因して，イタリアの出願人である場合は，虚偽の出所／原産地を想起させることから登録不能。

LPI 第 124 条第 X 項に規定されている法的基準はさらに，政府の及び類似のプログラムの名称が第三者によって専有されるのを抑止する。この意味では，第三者の商標におけるそのような名称の使用は，示された商品及びサービスの出所に関して消費者を錯誤させると理解される。

例：

商標	明細	注記
LUZ PARA TODOS	基本的電気素子及び照明	「LUZ PARA TODOS(みんなの電気)」は，2003 年 11 月 11 日付の大統領令 NO.4,873 によって作成され，鉱物エネルギー省(Ministry

		Mines and Energy)によって組織された，電気の普遍的アクセス及び使用のための国家プログラム(National Program for Universal Access and Use of Electricity)の名称であることから，連邦政府の請求がない限り登録不能。第三者による照明器具を示すためのその使用は，クレームされた商品の出所に関する虚偽の表示として特徴付けられる。

性質，品質又は使用に関する虚偽の表示からなる記号

性質，品質又は用途についての虚偽の表示の審査は，商品又はサービスが有していない特徴の表示の存在を確認することに限定される。

例：

商標	明細	注記
キュアフル	医薬品	インフルエンザを治癒させることができる薬物は存在しないことから登録不能。
ソーダ	サトウキビ酒	アルコールは炭酸飲料のカテゴリーに該当しないことから登録不能。
天然	トマトソース	製造品は天然であるはずがないことから登録不能。
VIRGIN Again	局所塗布用クリーム	この性質の製品は存在しないことから登録不能。
割れない	陶器	全く割れない陶器は存在しないことから登録不能。
ノンフライ	フライドポテト	フライドポテトは揚げることなしには存在しないため登録不能。

しかしながら，品質表示が仮に正しい場合は，記号がLPI第124条第VI項によって課される禁止に関連しないように，十分な識別性を有するべきである。

例：

商標	明細	注記
	果物，野菜及び穀物	登録可能。クレームされた商品を示すための用語「IN NATURA(天然)」及び「NUTRIÇÃO(栄養)」の識別性の欠如にも拘らず，スクリーン上の記号は，十分に識別的な性格を備えている。

5.11　商標記号の利用可能性要件の分析

利用可能性条件は，商標権が付与されるために不可欠である。記号は，商標として自由に専有できるものでなければならず，そのような法的利用可能性は，先の登録を見出すことに限定されない：記号は，法律 No.9,279/96 によって裏付けられるもののみではなく，何らかの方法で保護される別の識別的記号における如何なる障害にも遭遇してはならない。

記号の利用可能性要件の保護は，LPI 第 124 条第 IV 項，第 V 項，第 IX 項，第 XII 項，第 XIII 項，第 XV 項，第 XVI 項，第 XVII 項，第 XIX 項，第 XX 項，第 XXII 項及び第 XXIII 項並びに第 126 条に規定されている。

5.11.1　記号間の抵触の分析

抵触している記号間の衝突の可能性の分析は，類似性により混同又は不当な連携の危険性が生じることを検証するために，その図形的，音声的及び観念的局面を評価することを含む。したがって，この工程は，項目 5.11.2 マーケティング・アフィニティの審査において論じているマーケティング・アフィニティの分析とともに，利用可能性要件を審査するために不可欠である。

原則として，記号間の抵触の分析は，比較される標章の図形的，音声的及び観念的局面の何れをも考慮して，その個別要素のみではなく，セットの全体的印象を評価することに基づく。

図形的局面

類似の幾何学的形状，画像，色彩及び／又は色彩の組合せの使用は，商標セット間の混同又は不当な連携の危険性を生じ，又は高める一因となり得る。したがって，記号の図形的局面の比較は，抵触の可能性を検討する際に極めて重要である。

図形的類似性の評価は図形的商標，混成商標及び立体商標の審査において明らかに重要であるが，また，文字記号の審査においても関連性があり，この場合，文字配列の繰返し，単語数並びに文の構造及び文言が，場合によっては混同又は不当な連携の一因となり得る。

音声的局面

音声的な複製又は模造の発生は，2 つのセット間の抵触を特徴付ける際の決定要因の 1 である。商標は，混成表現の商標であっても，その言語的形態で記憶され，言及されることが多いことに留意されたい。

音声的比較においては，照合される記号中に存在する音節の配列，単語のイントネーション

並びに語句及び文言のリズムにおける類似性及び相違が評価される。しかしながら，視覚的に類似の用語又は文言が，全く異なる音声的印象を与え得ることに留意すべきである。

観念的局面

聴覚的及び／又は図形的に識別的であるにも拘らず，同一又は類似の思想を喚起する記号が，公衆消費者の混同又は不当な連携を招く虞もある。この現象は，概念の複製又は模造であることから，異なる表現形式を有する商標(文字記号 X 図形的記号)の場合であっても生じ得る。

異なる言語の単語又は語句の場合には，関連する公衆の言語領域並びに記号及び喚起される思想の類似性を検討することが必要である。

主要素及び二次的要素

1 の重要な留意点は，評価される記号上の一定の要素の支配的役割であり，その理由は，当該要素は，より記憶に定着することによって公衆の注意を引く傾向があるからである。そのような用語，語句又は画像は，消費者によって商標及び／又は商品を示すために一般に使用され，商標記号の他の言語的及び図形的構成要素を害し，その結果，その模造又は複製により，抵触している記号間の混同又は不当な連携の可能性が高まる。

要素の支配性は，セットの顕著性，サイズ，レイアウト及び寸法によって，又はそれを強調する色彩及び他の図形的手段の使用によって一般に決定される。要素が登録不能と考えられることは，それが商標において支配的役割を果たすのを妨げることはなく，その理由は，その配置又はハイライトにより，全体として視覚的に目立つ可能性があるからであることに注目すべきである。同様に，画像は，その構成，配置又はハイライトに依存して，混成商標において主要な役割を果たし得る。

最後に，セットの異なる要素が同等の影響及び視覚的訴求をもたらす場合には，支配性が記号の種々の構成要素間で分配されることから，「主要素」について言及する必要はない。

例：

登録	明細	注記
Flores da PAZ max	化粧品	文言「FLORES DA PAZ(平和の花)」は，図形的に強調されていることに加えて，その独自の創造的意味を有する，当該セットの主要素である。しかし，用語「MAX」は，それ自体登録可能であるが，セットにおいて二次的役割を果たしており，強調された文言を補完しているにすぎない。

したがって，2 以上の記号間の抵触の可能性を分析する際には，商標の種々の構成要素の図形的及び観念的機能に従い，生じた印象のセットが，ターゲット・オーディエンスの混同又は不当な連携を招き得ることを確かめることが不可欠である。

例：

先の登録	審査中の出願	注記
GUARAPIRANGA ステーキハウス ステーキハウスサービスを示す	Castelo de Pedra Guarapiranga 食品サービスを示す	十分に識別的な記号。用語「GUARAPIRANGA」は，陳腐化したものとは認められず，両方の記号の一部であるが，当該セットは観念的及び図形的に識別的であり，消費者に混同又は不適切な連携の危険性をもたらさない。第1の記号においては，地名「GUARAPIRANGA」は商標セットの中核であることに注目すべきである。第2の標章においては，当該用語はサービスが提供される位置の表示にすぎず，したがって，二次的機能を有する。
GUARAPIRANGA ステーキハウス ステーキハウスサービスを示す	comida caseira Guarapiranga 食品サービスを示す	抵触する記号。何れのセットにおいても，用語「GUARAPIRANGA」は主要素の機能を果たしており，記号によって生じる観念を変更しない単に説明的な用語又は文言を伴っている。最後に，第2のセットの連結表現は，それを先の商標から十分に識別する要素を何ら付加していない。

記号間の抵触の確定

記号間の抵触は，その図形的，音声的及び観念的局面に留意して，セットの全体的印象を比較することから導出される。この記号の全体的視覚による分析は，同一又は類似の要素の組合せが，抵触している商標が混同又は不当な連携に従うこととなるか否かを決定するためである。

例：

先の登録	審査中の出願	注記
Vale do Luar	Vale da Lua	当該セットは，図形的及び観念的に類似している。単語「LUAR(月光)」は，地球の天然衛星(LUA(月))が発する光を特定することから，何れも，意味的に関連する形容詞句によって修飾される地理的特徴の種類(「VALE(谷)」)に言及していることに留意すべきである。
		抵触している記号は，単語「LUAR(月光)」を共有しているが，全く異なるセットの印象を形成する。異なる色

Vale do Luar	Luar do Sertão	彩，図形的要素及び配置の使用により，図形的観点からセットを隔離している。単語要素は，識別的意味を有する。この意味では，第 1 の記号においては，単語「LUAR(月光)」が，文言の中心となる名詞「VALE(谷)」を修飾する形容詞句を形成していることに留意すべきである。第 2 のセットにおいては，用語「LUAR(月光)」の役割が逆転しており，文言の意味的中核として機能し，形容詞句「DO SERTÃO」(セルトンの)によって修飾されている。

比較される記号の要素の識別性もまた，商標セット間の抵触の可能性を評価する際の重要な要因であり，その理由は，単語又は語句がより識別的である程，その模造又は部分的若しくは付加的複製が，混同又は不適切な連携を生じさせる可能性が高くなるからである。
最後に，項目 5.11.3 第三者の登録商標において取り上げているように，当該市場区分において第三者の商標中に一定の用語，構成要素又は図形が出現する頻度(「記号の陳腐化」と呼ばれる)もまた，記号間の混同又は不当な連携の可能性に影響する。
セットの抵触によって特徴付けられたら，評価は，市場における記号の混同又は不当な連携の可能性を特定するためのマーケティング・アフィニティの程度へと移り，この主題は，項目 5.11.2 マーケティング・アフィニティの審査において取り上げている。

5.11.2　マーケティング・アフィニティの審査

マーケティング・アフィニティは，種類は異なるが，属するジャンルの点で，又はその目的，その用途若しくは更に新たな技術に起因して，相互に密接な関係を維持している商品及びサービスの類似性によって生じる。
マーケティング・アフィニティは，類似性という思想よりも隔たりがあることを示唆しているが，商品又はサービス間の関係が，その出所に関して不当な連携を生じさせる虞があるという点において抵触を正当化する。

例：

野菜	x	穀物	ジャンルに関連する類似性。
スポーツウェア	x	テニスラケット	目的に起因するアフィニティ。
繊維産業機械	x	産業機械の修理	特定の目的によるアフィニティ。
携帯電話	x	腕時計	両方の機能を有する単一の製品の存在によるアフィニティ。

相互にアフィニティを保持している市場区分の例：
・衣類 x 香水；
・出版物(新聞，雑誌等) x 電気通信；
・電気通信 x 情報技術；

・装身具(眼鏡，宝飾品，ハンドバッグ等) x 化粧品及び衣類；
・電子製品の製造 x 電子機器修理 x エレクトロニクス事業；
・産業機械の輸出入 x 産業機械；
・ラジオ及びテレビ番組の制作 x その放送；
・スポーツウェア x スポーツ用品；
・医薬製品 x 獣医用製品(薬物)。

商品又はサービス間のマーケティング・アフィニティの特定のために，次の事項が累積的に観察される：

a)**商品又はサービスの特徴：**用いられる技術，特定のサービス及び市場行動。

例：

KACTON ミサイルを示す	x	KACTON トラクターを示す	同一の記号；マーケティング・アフィニティなし；製品の技術的特徴，その特定の使用及び個別化された市場行動に照らして，混同の可能性なし。

医薬品など，消費者の健康に直接的に干渉する製品の場合には，標章間の混同により生じ得る深刻な危険性に起因して，抵触審査が特に慎重なものになることに注目すべきである。

例：

LIQUOVEM 神経薬を示す	x	LYKORVEN 心血管薬を示す	類似の記号；市場の同一性；混同の可能性(製品の特定の目的及びターゲット・オーディエンスの多様性を考慮して，消費者に危険性をもたらす)。

b)**ターゲット・オーディエンスの専門性の程度：**製品及び／又はサービスの平均的な消費者がそれら及び当該市場区分に関して有している知識のレベル。

例：

PHATO 腕時計を示す	x	FATO 計量器具を示す	類似の記号；特定の製品，特定の消費者；抵触の可能性なし。

c)**製品の販売手法又はサービスの提供における商標の重要性：**製品の個別化における商標の役割(主要な個別化要素としての商標 x 個別化要素としての商標及び技術データ)。

例：

MIOTO 通信装置を示す	x	MYOTTO コンピューターを示す	類似の記号；特定の製品；他の混同する個別化要素が存在する。第1審の審査において，明細「通信装置」の不正確性を考慮して，記号は衝突する。

特に記号間のマーケティング・アフィニティ及び類似性の境界領域にかかわる場合には，消費者市場の特徴，セットの識別性並びに用語及び共通要素の陳腐化などの局面を特別に考慮

して，不適切な連携の危険性を慎重に評価することが必要である。

例：

PHATO 陸上車両を示す	x	FATO 陸上車両の整備を示す	抵触記号。類似のセット；商品及びサービス間のアフィニティ；聴覚的印象(音声的局面)のため混同の可能性。
GATO スイートコンポートを示す	x	PATO 菓子を示す	十分に識別的な記号。製品の同一性；これらの異なる意味により，記号間の混同の可能性なし(観念的局面)。
BONE 建築サービスを示す	x	CONE 建築サービスを示す	十分に識別的な記号。サービスの同一性；これらの異なる意味により，記号間の混同の可能性なし(観念的局面)。 BONE(英語)＝骨
オートシティ 自動車を示す	x	カーシティ 自動車を示す	抵触記号。同一及び類似のサービス；共通の公衆消費者；類似の意味(観念的局面)。

5.11.3　第三者の登録商標

LPI 第 124 条第 XIX 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「同一，類似又は関連の商品又はサービスを識別又は証明するために第三者の登録商標の全部又は一部，さらに付加があればそれを含めて複製又は模造したものであって，第三者の商標と混同又は連携を生じさせる虞があるもの」。

本法的規則の適用上，次の事項が考慮される：

模造

商品又はサービス自体に関して，その原産地又は出所について，第三者の先の商標と混同又は連携を生じさせる虞がある，そのような第三者の商標に対する図形的，音声的，視覚的及び／又は観念的類似性。

模造という概念は，第三者の商標が想起させる形式，様式，型又は思想を複製しようとする記号を指す。したがって，模造の特徴付けは，第三者の商標との類似性によって混同又は連携の虞がある，先の第三者に関してクレームされた商標の図形的，音声的及び／又は観念的標章のすべてのアプローチを網羅する。

全体的模造

これは，第三者のセットに不可欠な図形，音声又は観念の模造である。

例：

CAVALINHO AZUL 子供服を示す	x	CAVALINHO BLUE 又は CAVALO AZULADO 又は KAVALLO AZULADO 衣類を示す
JOLY 乳製品を示す	x	JOLLI 又は JOLIE ヨーグルトを示す

部分的模造

このカテゴリーに含まれるのは，そのような第三者の商標の図形的，聴覚的又は観念的部分を模倣している記号である。

例：

マイ MANDACARU 衣類を示す	x	MANDAKKARU 履物を示す
INDALT BRAS VR2 化学製品を示す	x	NDALBRAZ 化学製品を示す

付加的模造

第三者の記号の音声的，図形的又は概念的模造に加えて他の要素によって形成されているセットである。

例：

RAPHA'S 家具を示す	x	RAFAS T 家具製品を示す
VERCOL 絶縁ゴム製品及びプラスチック材料を示す	x	VERKOLL ADD プラスチックを示す

観念的模造

第三者の先の商標を観念的に模造しており，すべての記号が先の商標の対応する意味を維持している。

例：

オートモービルシティ 車両事業を示す	x	カーシティ 車両及び自動車部品事業を示す
 手工具を示す	x	BLACK HORSE 金属製品事業を示す
3 つの教会 牛乳を示す	x	 チーズを示す

これは，先の商標の翻訳－別の言語での模造又は複製－の場合における観念的模造という概

念を含む。翻訳は，個別的に審査され，当該言語がブラジルで使用されている限り，記号間の抵触を適用する。

例：

REI DO CHÁ 食品サービスを示す	x	KING OF TEA 食品サービスを示す
SOTTO ZERO アイスクリームを示す	x	氷点下 アイスクリーム及び氷菓を示す

複製

完全な同一性(創意のない／忠実なもの)を含むことに加えて，その記号の識別的要素の部分的又は付加的複製の場合もある，先の第三者の商標の同一の複写である。
これに関しては，新たな商標の部分的又は付加的複製をその適切な意味とともに識別するために，セットに意味を与える商標の記号の意味的中核が評価される。

全体的複製

先の第三者の商標の完全な又は忠実な複写。

例：

ゲーム・オブ・ラブ 香水を示す	x	ゲーム・オブ・ラブ 化粧品を示す
サンデー・イン・ザ・パーク テレビ番組の組織を示す	x	サンデー・イン・ザ・パーク イベントの組織を示す
MISTER EGO 美容院サービスを示す	x	MISTER EGO パーソナルエステティックサービスを示す
SPREEM 電子機器を示す	x	SPREEM 電子機器を示す

部分的複製

先の第三者の商標と同一の部分的な複写又はその音声部分の全体的複製。

例：

PLIN BOST 化学製品を示す	x	BOST 化学製品を示す
ETIMERT 腕時計を示す	x	TIMERT スポーツ用ストップウォッチを示す
ADVANTAGE スポーツ製品を示す	x	VANTAGE スポーツ製品を示す
RIMÃO CHIC 娯楽サービスを示す	x	RIMÃO ショーの組織を示す

付加的複製

登録された記号の主要部における，先の第三者の商標の完全な複製。

例：

LIZON 衣類を示す	x	TOUT LIZON 皮革衣類を示す
ITAPUCA アルコール飲料を示す	x	ITAPUCA INN ジュースを示す
ETIMERT 腕時計を示す	x	ETIMERT PLUS 腕時計を示す
Flor de Mandacaru 衣類を示す	x	Mandacaru 衣類を示す

他者の登録商標

記号は，INPI によって付与される登録により保護される。

類似又は関連の商品及びサービス

商品及びサービスであって，種類は異なるが，属するジャンルの点で，又はその目的，その用途若しくは更に新たな技術に起因して，相互に密接な関係を維持している商品及びサービス。

LPI 第 124 条第 XIX 項の侵害の審査についての指針

記号の抵触

LPI 第 124 条第 XIX 項の侵害の審査時には，全体的，部分的又は付加的な模造又は複製の発生が，次の規準に則って確認される：

・セット中の抵触記号が人間の感覚(視覚及び聴覚)に与える印象；

・文言が，外国語で綴られている場合であっても，類似しているが，その独自の識別的意味を有するか否か；

・クレームされた記号が，先の商標との観念的又は知的抵触を有するか否か；

・当該商標が，先の商標を部分的に複製しているが，その文脈を考慮して，先の商標と異なるか否か。

商標記号間の抵触の可能性の分析は，項目 5.11.1 記号間の抵触の分析において取り上げている。

商品及び／又はサービスのアフィニティ

商標記号間の抵触の審査は，特殊性の原則に限定され，それにより，商品又はサービスの同一性，類似性又はアフィニティの存在又は不存在が検証される。商標は，消費者の心に混同又は連携を生じさせる虞がある市場区分の商品又はサービスを示していないのであれば，すべての活動分野において保護を受ける高度著名商標を除いては同一であってもよい。

何らかの種類の模造又は複製によって抵触を確定する場合は，請求された記号の感受性が先の商標との混同(相違若しくは区別を認識できないこと)又は連携(対応の確立)を招くか否か

を確認するために，当該標章がそれらを招く可能性を評価し，この場合，それらは次の事項について累積的に観察される：
・商品又はサービスの特徴(用いられる技術，サービスの詳細，市場行動)；
・ターゲット・オーディエンスの特徴(平均的な消費者 x 特殊な消費者)；
・商品における又はサービスの提供における商標の重要性(主要な個別要素としての商標 x 個別要素としての商標及び技術データ)。
マーケティング・アフィニティの審査は，項目 5.11.2 マーケティング・アフィニティの審査において更に取り上げていることに留意されたい。

陳腐化した要素
2 の記号間の共通要素が既に異なる所有者の複数の商標の一部である場合には，それらの間の混同又は不当な連携の可能性は低くなり，その理由は，公衆消費者が，当該市場区分における異なる製造業者／供給業者の商標中にそのような要素が存在することに慣れていると想定することが合理的であるからである。
そのような状況においては，標章間の抵触の危険性は，先の第三者の標章との図形的，音声的又は観念的な全般的類似性を生じ得る複製又は模造の場合にのみ特徴付けられる。

リオデジャネイロ整形外科クリニック 医療サービスを示す	x	**リオデジャネイロホスピタルクリニック** 医療サービスを示す	十分に識別的な記号。アフィニティにも拘らず,記号は十分に識別的である。マーケティング・アフィニティ及び識別的文言「リオデジャネイロ」の複製に拘らず，文言「リオデジャネイロ」が，医療区分における複数の商標記号中に含まれており，商標が識別的なセットを有することにより，記号間の抵触は存在しない。
MAX BRASIL 航空機タービンを示す	x	MAXXI BRAZIL タービン及び航空機部品を示す	抵触記号。要素「MAX」及びその変形物が異なる所有者の種々の商標の一部であることにも拘らず，当該セットは，観念的，音声的及び図形的に相互に類似しており，同一及び関連の製品を示すことを目的としていることから，抵触する虞がある。
PLANTUR 小旅行，クルーズ[船旅]及び旅行予約の手配に関連するサービスを示す	x	TURPLAN 観光，ガイド付きツアー，旅行代理店(ホテル予約を除く)を示す	十分に識別的な記号。示されたサービス間のマーケティング・アフィニティ及び音節の反転によって形成されていることにも拘らず，当該セットは，当該区分における異なる所有者の複数の商標に共通する喚起的語根の組合せから構成され，図形的及び音声的に識別的な単語を形成することに留意すべきである。

但書を含む第三者の商標
第三者の商標における但書付き文言の存在のみでは，当該文言が商標セットにおいて主要な役割を果たしていても，LPI 第 124 条第 XIX 項において言及されている混同又は連携の可能

性に基づく評価からそれを除外することが自動的に必要となることはない。この意味では，考慮されるのは，前記法律文書の規定の分析は，それが先の第三者の登録において但書付きの特定の用語であるか否かということとは無関係であること；及びやはり商標セット間の類似性又は相違の程度であり，これは，項目 5.11.1 記号間の抵触の分析において列記している規準を常に念頭に置いて審査される。
最後に，2013 年 5 月 14 日付の決議 No.88/2013 第 6 条第 2 項に準拠して，当該商標がとりわけ識別性要件を侵害している場合には，出願は，前記記号の利用可能性を検証することなく拒絶されることに言及すべきである。

例：

先の登録		審査中の出願
 衣類を示す，条件付きで付与	x	 制服を示す

承認。さらに，両セットは区別でき，審査出願における用語「UNIFORMS」の存在は，商標が強調しようとする製品を示しているにすぎないことを考慮すると，抵触における記号間の混同又は不当な連携の危険性をもたらさない。

先の登録	x	審査中の出願
 衣類を示す *条件付きで付与*		 業務用の制服を示す

LPI 第 124 条第 XIX 項に従って拒絶される。先の登録における用語「UNIFORM」の但書にも拘らず，分析中の記号は，LPI 第 124 条第 XIX 項の規定に違反していると理解され，その理由は，文字的要素を複製し，かつ第三者の先に登録された混成表現を模倣しており，同一の製品を指し示そうとしているからである。この意味では，類似の書体及び概念的に類似の図形(図案化された鳥)の存在が相まって，セット間の抵触の可能性が高まり，その結果，それらの共存は，公衆消費者に混同の危険性を示すと思われる。

先の登録		審査中の出願
 菓子屋を示す 条件付きで付与	x	 食品事業を示す

LPI 第 124 条第 XIX 項に従って拒絶される。先の登録における文言「CASA DA BALA」の但書にも拘らず，当該記号は，LPI 第 124 条第 XIX 項の規定を侵害していると理解され，その理由は，文字的要素を複製し，かつ第三者の先に登録された混成表現を模倣しており，類似のサービスを指し示そうとしているからである。同一の書体及び色彩の使用並びに図形的要素の模造が相まって，セット間の抵触の可能性が高まり，その結果，それらの共存は，公衆消費者に混同の危険性を示すと思われる。

先の登録		審査中の出願
 衣類を示す，条件付きで付与	x	 子供服を示す

承認。何れの記号中にも用語「UNIFORM」が存在するにも拘らず，それらの表現は十分に識別的であり，混同又は不当な連携の危険性をもたらさない。

先の登録		審査中の出願
 鮮魚を示す，条件付きで付与	x	魚 鮮魚を示す

LPI 第 124 条第 VI 項に照らして拒絶される。当該商標は，必然的な用語のみからなることから，識別性の基本要件を満たしておらず，2013 年 5 月 14 日付の決議 No.88/2013 第 6 条に準拠して，記号の利用可能性を評価することなく拒絶される。

廃止になったが，過去に複数の商標が「セット」の注釈付きで付与されている。条件付きの商標対象物との抵触の可能性を評価する際には，その個別要素ではなく，全体としてのセットの複製又は模造が考慮される。

例：

ブラジルテレコム 電気通信サービスを示すために「セット」の但書付きで付与	x	CLARO ブラジルテレコム 電気通信サービスを示す文字商標	出願は，セットとして先に付与されたものに対する付加的複製であることから，LPI 第 124 条第 XIX 項によって拒絶される。
ブラジルテレコム 電気通信サービスを示すために「セット」の但書付きで付与	x	OI テレコム 電気通信サービスを示す文字商標	先の「ブラジルテレコム」の登録によってセットが保護されていることから承認。単独の用語「テレコム」は，通信サービスについて登録不能と考えられる。
LEATHER & CO 皮革衣料を示すために「セット」の但書付きで付与	x	COMENDADOR LEATHER & CO 皮革商品及び衣料品店を示す文字商標	出願は，セットとして先に付与されたものに対する付加的複製であることから，LPI 第 124 条第 XIX 項によって拒絶される。

5.11.4　出願人が当然に知っているはずの第三者の商標

LPI 第 124 条第 XXIII 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「出願人が事業活動上当然に知っているはずの商標であり，その所有者がブラジル国内又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有する商標の全部又は一部を模造又は複製した記号。ただし，その商標が，そのような第三者の商標との混同又は連携を生じさせる虞がある同一，類似又は関連の商品又はサービスを識別することを意図したものである場合に限る」。

本項は，あまり知られていない外国商標を模造又は複製した記号であり，出願人が，同一，類似及び／若しくは関連の市場区分における事業活動上，又は両当事者間に法律，契約若しくはその他による事業上の関係があったことにより，当然に知っているはずの標章は，パリ条約－CUP 第 6 条 a に従って，登録に適格でないと定めている。

LPI 第 124 条第 XXIII 項に含まれる法的基準は，職権をもって適用されるものではなく，またブラジルにおいて登録されている商標については適用されず，この場合には，LPI 第 124 条第 XIX 項に定められている規定が適用されることに留意することが重要である。

LPI 第 124 条第 XXIII 項における規則の適用は，次の累積的前提の存在を条件とする：

a)保護が主張される商標の所有者が，ブラジル又はブラジルが条約を締結しているか若しくは相互主義の待遇を保証している国に本拠又は住所を有すること；

b)保護が主張される商標の所有者が，異議を唱えている登録出願又は商標登録がブラジルにおいて提出されたよりも前の日付で，ブラジルが条約を維持しているか又は相互主義の待遇を保証している国において商標が保護されていたことを証明したこと；

c)登録出願又は異議を受けた登録の対象である商標が，保護が請求される商標の全部又は一部を複製又は模造していること；

d)商標として出願された記号によって識別される商品又はサービスが，保護が請求される商標が示すものと同一，類似又は関連の商品又はサービスであり，その商標との混同又は不当な連携を生じさせる虞があること；

e)登録出願の出願人又は異議を受けた商標登録の所有者が，保護が主張される商標の従前の存在を事業活動上当然に知っているはずであること；

f)保護が主張される商標の所有者が，登録出願の出願人がブラジルにおける提出の時点でその商標の存在を事業活動上当然に知っていたはずであることを示すのに十分な証拠を提示したこと；
g)保護を主張している商標の所有者が，法律 No.9,279/96 第 158 条(2)に従って，登録出願に反論が提起された日から 60 日の期間を遵守して，ブラジルにおいてその商標登録の出願を INPI に提出したこと。

5.11.5　周知商標

他国において登録されている商標であって，消費者による相当程度の認識により，市場において非常によく知られており，かつ，パリ条約－CUP 第 6 条 a 及び LPI 第 126 条の条件に基づいて，ブラジルにおいて先に出願又は登録がされているか否かに拘らず，特別の保護を享受する商標である：
パリ条約－CUP
「第 6 条 a (1)－条約の締約国は，一の商標が，他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその締約国において広く認識されているとその権限のある当局がみとめるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には，その法令が許すときは職権をもって，又は利害関係人の請求により，当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし，及びその使用を禁止する措置を講ずる。一の商標の要部が，そのような広く認識されている他の一の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も，同様とする」。
産業財産法－LPI
「第 126 条... 工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条 a(1)により，その活動分野において周知である標章は，ブラジルにおいて先に出願又は登録がされているか否かに拘らず，特別の保護を享受する。
(1) 本条における保護は，サービス標章にも適用される。
(2) INPI は，周知の商標の全部又は一部を複製又は模造した商標登録出願を，職権をもって拒絶することができる」。
LPI 第 126 条及び CUP 第 6 条 a に記載されている禁止の適用に関する情報は,項目 5.12.4 LPI 第 126 条に基づく異議申立において見出すことができる。

5.11.6　二重商標

LPI 第 124 条第 XX 項によれば，次のものは，商標としての登録を受けることができない：
「単一所有者が同一の商品又はサービスに関して有する二重商標。ただし，同一の性質の商標の場合は，十分に識別的形状で提示されているときを除く」。
本法的規則は，同一の商品又はサービスについての同一商標の連続する提出によって，所有者が満了の機関に対して不正を働くことを防止することを意図したものであり，その理由は，その最初の登録が消滅しているにも拘らず，新たな登録により，その商標の新規登録を妨げることになるからである。
これらの記号の登録可能性を審査する際には，次の事項が累積的に確認される：
a)標章が同一であるか否か；

b)識別又は証明される商品又はサービスが同一であるか否か。

例：

登録	審査中の出願	手続
MARIANNE 文字商標，国内分類30:10，コーヒーを示す	MARIANNE 文字商標，分類NCL30，コーヒーを示す	登録不能。同一の製品を示す同一所有者による登録記号の全体的複製である。
MARIANNE 文字商標，国内分類30:10，コーヒーを示す	MARIANNE 文字商標，分類NCL30，コーヒー，小麦粉及びビスケットを示す	製品「コーヒー」は同一所有者による同一標章の先の登録によって既に保護されているため，「コーヒー」を除外すれば登録可能。
MARIANNE 文字商標，国内分類30:10，コーヒーを示す	MARIANNE 分類NCL30，コーヒーを示す	登録可能
MARIANNE 国内分類30:10，コーヒーを示す	MARIANNE AZUL VERMELHO 分類NCL30，コーヒーを示す	登録可能

5.11.7　事業体名称の特徴的又は識別的要素

LPI 第 124 条第 V 項は，次のものは，商標としての登録を受けることができないと定めている：

「第三者の事業体名称又は企業名称の特徴的又は識別的要素の複製又は模造であって，そのような識別的記号との混同又は連携を生じさせる虞があるもの」。

したがって，事業体名称又は企業名称自体は，商標としての登録に適格でない。しかしながら，事業名称又は企業名称の主要部に含まれる創造的要素は，法律によって課される登録の有効性の条件に従うことを条件として，商標としての登録を受けることができる。

企業名称とは，その下で会社がその活動を行い，それに関連する行為を引き受ける名称である。

例：

João Xavier de Jesus MEI	個別企業
Casas Bahia	事業体名称
Casa Bahia Comercial Ltda	企業名称
Globex Utilidades S.A.	企業名称

規範見解書 AGU/PGF/PEF/INPI/COOPI No.005/2012 に定められているように，商標記号及び企業名称の間の混同又は連携の可能性を審査する場合には，次の事項が観察されるものとする：

a)事業体名称又は企業名称の不可欠な要素が識別的であるか否か；
b)分析中の記号が，識別性，合法性及び真実性の条件を満たすか否か；
c)当該セット間の類似性により，混同又は不当な連携が生じ得るか否か；
d)競合企業が行う活動が，商標記号が強調しようとする商品及び／又はサービスとのマーケティング・アフィニティを有するか否か；並びに
e)事業名称の登録が，商標の提出／登録より前の日付であるか否か。
競合当事者は，反論を申し立てる行為の証拠を提示しなければならないことから，企業の設立日又は事業体名称の証拠を求める方式指令は設定されないことに注目すべきである。
異議を受けた商標出願において示された商品又はサービスが，主要な競合活動と明確に一致しない場合は，INPI は，当該活動の有効な実施を証明することを求める方式指令を発令することができる。
異論のあった商標記号が両方の企業の事業名称中に存在する場合には，商標の登録及び使用に関する権利は，法人の設立日に拘らず，出願を INPI に提出した最初の当事者に属するが，LPI 第 129 条(1)に従って，両当事者による先使用の証明の可能性がある。異議申立当事者による標章の先使用に基づく主張が，十分な根拠があると考えられる場合は，登録請求は，LPI 第 124 条第 V 項及び第 129 条(1)に基づいて拒絶されることに注目すべきである。審査中の請求の出願人及び競合当事者が，商標記号について出願日より前の少なくとも 6 月間の先使用を証明した場合は，誰がより長く使用していたかに拘らず，LPI 第 129 条(1)に定められている規則の適用は取り下げられる。
企業名称に関しては，別の肯定的基準もまたその保護を規制しており，属地性の原則から逸脱し，ブラジルにおける正式な登録を免除する。したがって，CUP 第 8 条は，次のように規定している：
「第 8 条商号は，商標の一部を形成するか否かを問わず，出願又は登録の義務を負うことなく，条約のすべての締約国において保護されるものとする」。
外国の異議当事者の場合には，上記の手続に加えて，識別的記号間の混同又は連携の可能性を特徴付けるために，メディアにおける宣伝広告又は法律で許容される他の証拠手段を用いてブラジル国内市場におけるその活動を証明することが必要である。

例：

NECCHI 産業用冷凍機を示す	商標「NECCHI」は，競合企業の名称 NECHI MÁQUINAS INDUSTRIAIS LTDA の特徴的又は識別的要素と音声的に同一であり，かつ図形的に類似しており，当該企業は，同一，類似及び／又は関連の市場区分において取引を行い，商標登録の出願より前の日付の貿易委員会への登録が書類によって証明されることから登録不能。
 銀行取引及びクレジットカー	商標「ALVORADA CARD」は，競合企業 BANCO ALVORADA S.A. の識別的名称要素の付加的複製であり，当該企業は，同一／類似／関連の市場区分において取引を行い，商標登録出願より前の日付の貿易委員会への登録が書類によって証明されることから登録不能。

ドサービスを示す	
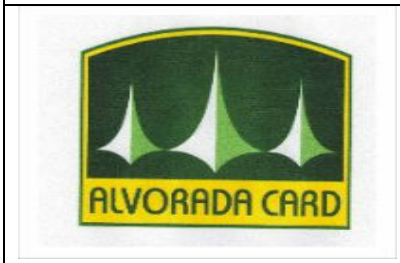 ALVORADA SERVIÇOS FINANCEIROS LTDA.によって出願された，銀行取引及びクレジットカードサービスを示す	登録可能。この標章は，その設立日が出願人の設立日より前である競合企業の名称BANCO ALVORADA S.A.の識別的要素に対する付加的複製であるが，提出された記号に対する優先権によって出願人に有利に働く。

5.11.8　公共の団体又は機関の名称又は頭字語

LPI 第 124 条第 IV 項は，「公共の団体又は機関の名称又は頭字語であって，当該公共の団体又は機関自身によって登録請求がされていないもの」は，商標としての登録を受けることができないと定めている。

本項の適用上，公共機関は，連邦，州又は地方自治体の何れであれ，公共行政に分割される直接的行政単位の各々であると理解される。直接的(又は集権的)行政は，政府自体によって，政府の名において政府の責任の下で提供されるか，又は連邦の三権，連邦区，州及び地方政府の行政機構と直接的に関連している行政であると理解される。次のものは，非網羅的な一覧である。

・**行政権**：大統領府，省，そのそれぞれの部局，州政府，市。

・**立法権**：国民会議，上院，下院，市議会，連邦会計裁判所(TCU)。

・**司法権**：高等司法裁判所(STJ)，連邦最高裁判所(STF)，地方労働裁判所(TRT)，地方連邦裁判所(TRF)，地方選挙裁判所(TRE)，高等労働裁判所(TST)，高等選挙裁判所(TSE)。

次の機関(例の非網羅的な一覧)は，公法又は私法に基づく法的性質を有する間接的(又は分権的)行政の分野に属する公共団体であると考えられる：

・**地方当局**(公法に基づく法的性質)：INPI，INMETRO，INSS，RADIOBRÁS，UFRJ，UFF，ANCINE，ANVISA，IBAMA，INCRA，BACEN。

・**公的企業**(私法に基づく法的性質)：BNDES，Correios，Caixa Econômica Federal，DATAPREV，SERPRO。

・**混合経済会社**(私法に基づく法的性質であり，議決権を有する株式の大部分が，連邦又は間接的行政主体に属する)：FURNAS，PETROBRÁS，ELETROBRÁS，BANCO DO BRASIL。

・**公共財団**(公法に基づく法的性質)：FIOCRUZ，FUNAI，IBGE，国立図書館。

本規則の対象とならないものは，民間の自治機関，例えば，スポーツ連合(とりわけ，CBF，CBDA，CBV)，民間財団，政党，非政府組織(NGO)並びに独立社会事業(州と平行して配置された私法に基づく法人であって，私益ではない利益の責任を果たす法人，例えば，SESI，SESC，SENAI，Senac 及び SEBRAE)である。

本項において言及されている禁止は，絶対的なものではなく，当該公共の団体又は機関によってクレームされた場合には，記号の登録が可能となり得る。

本項において言及されている禁止は，記号が適用される商品又はサービスから独立している。

同じく本項の禁止に含まれるのは，外国政府の組織又は機関の名称又は頭字語を含んでいる記号の登録の禁止である。保護は，政府間機関，例えば，MERCOSUR，UN，UNESCO 及び WIPO などに及ぶ。
既に消滅した機関及び団体の名称及び頭字語又は廃止になった(同一の機関若しくは団体を特定する他のもので代替された)名称及び頭字語は，もはや保護対象とはならない。
自治規制／監督団体の類は，公共の利益の機能を果たす(そのそれぞれの区分内で絶対的役割を果たす)ことに加えて，地方自治体に相当する法的性質を有することを考慮して，保護される。例：OAB(ブラジル弁護士会)，CREA(地方工学・建築審議会)，CRM(地方医師審議会)など。
本法的基準の適用に関しては，公共の団体又は機関の頭字語又は名称とクレームされた記号との間の連携の可能性が存在するか否かを評価することが重要である。存在しない場合は，本法的規則は適用されない。
a)公共の団体又は機関の頭字語と同一であるが，要素分解されて公の頭字語に相当する名称とは全く異なる形態となる記号。

例：

BACEN あらゆる商品又はサービスを示す	ブラジル中央銀行(Banco Central do Brasil)に関連する頭字語を複製していることから登録不能。
CRP 心理相談を示す	地方自治体に相当する法的性質を有する民間団体である「地方心理学審議会(Conselho Regional de Psicologia)」の頭字語を複製していることから登録不能。
IBC 農業研究を示す	連邦機関「ブラジルコーヒー院(Instituto Brasileiro do Café)」が 1990 年に廃止されたことを考慮して登録可能。
INSS 医療サービスを示す	国家社会保障院(Instituto Nacional da Seguridade Social)に関する頭字語を関連する活動を特定するために複製しており，したがって，それらの間の混同又は不当な連携の可能性を有するので登録不能。
INMETRO 物体高速材料試験機関(Instituto de Materiais e Testes Rápidos de Objetos) 材料試験サービスを示す	「国家度量衡・規格・工業品質院(Instituto Nacional de Metrologia, Normatização e Qualidade Industrial)」に関連する頭字語「INMETRO」を，当該団体の名称とは異なる形で要素分解しているが，複製していることによって登録不能。
MACHADO DE ASSISI 州立学校 学校制服を示す(第三者による請求)	州立又は市立学校は公共団体であるため登録不能。
TOCANTINS 連邦大学 教育サービスを示す(当該団体による請求)	登録可能。

b)公共の機関又は団体の頭字語と同一であるが，同頭字語との連携の可能性がない記号(公共の機関又は団体が企業によってその頭字語を用いて同一視されない場合)。

例：

MPE－オフィス家具(MÓVEIS PARA ESCRITÓRIO) 家具を示す	登録可能。この記号は，公共機関「選挙公共省(Ministério Público Eleitoral)」に関連する頭字語「MPE」を複製しているが，それらの間の混同又は不当な連携の可能性は存在しない。
PHIO-KRUS 医学研究を示す	頭字語 FIOCRUZ－オズワルド・クルス財団(Fundação Oswaldo Cruz)の音声的複製に起因して登録不能。
PHIO-KRUS 自動車整備士を示す	頭字語 FIOCRUZ－オズワルド・クルス財団(Fundação Oswaldo Cruz)の音声的複製に起因して登録不能。

5.11.9　地理的表示

LPI 第 124 条第 IX 項には，「地理的表示，混同を生じさせる虞があるその模造又は地理的表示を偽って示唆する可能性がある記号」は，商標としての登録を受けることができないと記述されている。

この指令を含んでいる基準を適用する際には，次の事項を確認する：

a)記号が，出所表示，すなわち，一定の製品の抽出，生産若しくは製造又は特定のサービスの提供に係る中心地として知られている位置を示す地理的名称を構成するか否か；

b)記号が，原産地名称，すなわち，場所を示す地理的名称であって，主として又は専ら，人的及び自然的要因，例えば，土壌，下層土，気候又は植物によって影響された品質又は特徴を有する商品又はサービスに本質的に関連する名称を構成するか否か。

本項では，真偽を問わず，地理的表示(GI)を含んでいる商標登録の禁止を取り上げている；つまり，本法的規定は，その場所に本拠を有する又は有さない出願人による地理的表示からなる商標登録を禁止している。ブラジルにおいて登録されていない地理的表示の複製の場合には，LPI 第 124 条第 X 項における禁止が適用可能である。

GI の対象となる製品と類似の製品を示す，地理的表示の複製又は模造によって形成されている商標の場合には，次の指針を遵守するものとする：

・出願人が地理的表示において言及されている地方の者である場合は，出願は，LPI 第 124 条第 IX 項によって拒絶される。

・他の地方を拠点とする出願人の場合には，出所についての虚偽の表示であるため，出願は，LPI 第 124 条第 X 項によって拒絶される。

限定された位置に本拠を有する生産者又はサービス提供者に限り，地理的表示を使用する権利を有し，その許可は，使用規約に準拠する。

例：

VINHOS VERDES DE LA SIERRA ぶどう酒を示す(アルゼンチンの出願人)	ぶどう酒の原産地名称である「VINHOS VERDES 地方」を有するので登録不能。
SACRAMENTO FRANCIACORTA 飲料を示す(イタリアの出願人)	ぶどう酒の原産地名称である「FRANCIACORTA」を有するので登録不能。
CAMPANHA MERIDIONAL 加工肉を示す(ブラジルの出願人)	食肉の原産地に関する表示である「PAMPA GAÚCHO DA CAMPANHA MERIDIONAL」に起因して登録不能。

地理的表示の模造もまた，登録を受けることができず，本項に含まれる。

例：

VINHEDOS VERDES 地方 ぶどう酒を示す	ぶどう酒の原産地名称を「VINHOS VERDES 地方」産であるように模造していることによって登録不能。
CAMPAÑA MERIDIONEL 加工肉を示す	「PAMPA GAÚCHO DA CAMPANHA MERIDIONAL」のような食肉の出所表示の一部を模造していることによって登録不能。
VAL DEL VIÑEDOS 発泡性ぶどう酒を示す	ぶどう酒の出所表示「VALE DOS VINHEDOS」を模造していることによって登録不能。

虚偽の地理的表示につながる虞がある記号もまた，登録を受けることができず，本項に含まれる。

例：

FRANCIACORTE ぶどう酒を示す(パラグアイの出願人)	FRANCIACORTA はイタリア産ぶどう酒の原産地名称であるため,虚偽の地理的表示となる記号であるので登録不能。
CAMPANHA MERIDIONÊS ミート 食肉を示す(ポルトガルの出願人)	「PAMPA GAÚCHO DA CAMPANHA MERIDIONAL」はブラジル産食肉の原産地名称であるため，虚偽の地理的表示となる記号であるので登録不能。

団体商標 x 係属中の地理的表示

最終決定がなされず係属中の地理的表示の模造又は複製を含む団体商標出願の審査は，ブラジルにおける GI の登録を INPI が表明するまで中止される。

カシャッサ

「サトウキビ酒」を示す用語「カシャッサ」,「ブラジル」及び「ブラジルのカシャッサ」もまた，大統領令 No.4,062/2001 の規定に基づいて，登録を受けることができず，本項に含まれることに留意すべきである。

方式指令

ブラジルにおいて登録されている地理的表示の複製又は模造を含み，他の識別的要素を伴う記号の場合には，出願人に対して，商標として請求されたセットについて当該用語を除外して登録出願を継続することを望む旨の宣言を求める方式指令の対象となる。

しかしながら，そのような要件の設定は，商標記号の残存部分が，当初請求された記号の主要な特徴を変更しないことを条件とする。加えて，残存するセットは，それ自体登録可能と考えられなければならず，LPI の他の如何なる規定にも，特に LPI 第 124 条第 XX 項に違反してはならない。

例：

Cachaça BACAMARTE	大統領令 No.4,062/2001 に基づいて地理的表示とみなされた，用語「カシャッサ」を含んでいることによって登録不能。出願人に対して，用語「カシャッサ」を除外し，登録出願を継続することを望むか否かを問う方式指令が設定される。しかしながら，残存する記号の利用可能性，合法性，真実性及び識別性が観察される。

地理的名称の登録可能性

LPI 第 181 条は，次のように定めている：

「出所表示又は原産地名称となっていない地理的名称は，それが虚偽の出所を示唆するものでないことを条件として，商品又はサービスの商標の特徴的要素として使用することができる」。

したがって，場所，都市，地方又は国の名称である地理的名称は，虚偽の地理的表示につながらないことを条件として，LPI 第 124 条第 IX 項に含まれる禁止に該当しない。

例：

パリ アイスクリームを示す	登録可能
NOVA FRIBURGO 塩を示す	登録可能
CAMPOS DOS GOYTACAZES 履物を示す	登録可能

5.11.10　消滅から 5 年に満たない団体商標又は証明商標

LPI 第 124 条第 XII 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：

「第 154 条の規定に従うことを条件として，第三者が団体商標又は証明商標として登録している記号の複製又は模造」。

LPI 第 154 条は，次のように規定している：

「既に使用され，かつ，その登録が消滅している団体商標及び証明商標は，その登録の消滅から 5 年の期間が満了する前には，第三者の名義で登録を受けることができない」。

本法的基準においては，次のように理解される：

a)消滅から 5 年に満たない団体商標又は証明商標と抵触する出願は，拒絶されることになる；

b)消滅した登録の元の所有者に限り，5 年の期間を遵守することなく，団体商標又は証明商標の新たな出願を請求することができる；

c)抵触は，商標が同一，類似又は関連の商品又はサービスを特定又は証明しようとしている場合にのみ適用される；

抵触の決定のためには，項目 5.11.3 第三者の登録商標，項目 5.11.1 記号間の抵触の分析及び項目 5.11.2 マーケティング・アフィニティの審査に記載している手続が使用される。

5.11.11　公の又は公に認められた行事の名称，賞牌又は標章

LPI 第 124 条第 XIII 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「公の又は公に認められた運動，芸術，文化，社会，政治，経済又は技術に係る行事の名称，賞牌又は標章及びその模造であって，混同を生じさせる虞があるもの。ただし，管轄の当局又はその行事を推進する団体の許可を得ている場合を除く」。

本法的基準の適用上，次の定義が考慮されるものとする：

a)公の又は公に認められている性質；

b)管轄の当局又はその行事を主催する団体の同意の提示。

公の行事とは，公共の，ブラジル又は外国の団体又は機関によって実行又は推進される行事である。一方で，公に認められていると考えられる行事とは，特定の性質のものであるが，公的当局によって認められている行事である。

本法的基準の適用上，次の局面が考慮されるものとする：

a)公の又は公に認められた行事であれば，その行事を実行若しくは推進する公共の団体若しくは機関又はその許可を得ている第三者によってクレームされた場合は，標章が適用される商品又はサービスに拘らず，記号の登録が可能である。

b)公の又は公に認められたものでなければ，出願は，最初に利用可能となった記号として審査されるものとする。

第三者によって提出された，公の又は公に認められた行事の名称，賞牌又は標章によって形成されている商標登録出願の場合には，LPI 第 124 条第 XIII 項に記述されている例外(その行事の管轄の当局又は主催団体の同意)を考慮して，主催者の適切な許可を求める方式指令が設定される。

例：

F1 グランプリ	行事の主催者(FIA 国際自動車連盟)又は許可を得ている第三者によって請求されていない場合は，(商品又はサービスに拘らず)登録不能。
	行事の主催者(映画芸術科学アカデミーーAMPAS)又は許可を得ている第三者によって請求されていない場合は，(商品又はサービスに拘らず)登録不能。
	行事の主催者(オールイングランド・ローンテニス・アンド・クローケー・クラブ社)又は許可を得ている第三者によって請求されていない場合は，(商品又はサービスに拘らず)登録不能。
	2000 年 7 月 17 日付けの官報で公布された法律 No.9981/2000(Maguito Vilela 法)第 15 条(2)に従って登録不能：(2)ー「オリンピック及びパラリンピックの旗章，標語，賛歌及び

	標章を使用する独占権を有するのは，ブラジルオリンピック委員会－COB 及びブラジルパラリンピック委員会－CPOB であり，名称「オリンピック競技大会」，「オリンピック」，「パラリンピック競技大会」及び「パラリンピック」も同様であるが，教育的スポーツ及び参加に関連する行事の場合には，後者の使用が許可される。」

5.11.12　第三者の意匠

LPI 第 124 条第 XXII 項に従って，「第三者の意匠登録によって保護されている対象物は，商標としての登録を受けることができない」。

LPI 第 95 条に準拠して，意匠は，「対象物の装飾的塑造形態又は製品に適用することができる線及び色彩の装飾的セットであって，その外形に新規かつ独創的な視覚的成果をもたらし，工業生産の型に使用することができるもの」であるとみなされる。

LPI 第 124 条第 XXII 項における禁止は，絶対的性質のものであり，商品又はサービスのあらゆる分類における第三者の意匠の対象物を構成する商標登録は，抵触する要素が原則として登録可能な他の商標に関連する場合であっても禁止されている。しかしながら，本基準は，請求の出願人が意匠の所有者である場合には適用されず，これは，記号が合法性，識別性及び利用可能性という他の要件を満たすことを免除しない。

抵触する記号間の抵触を審査する際には，図形的標章間の抵触の審査について定めたものと同一の手続を遵守する。

例：

	(なお有効な)意匠登録の所有権の証拠に関する異論があった場合には登録不能。異議申立がない場合は，同一のものが登録可能であると考えられる。
	商標出願について，(なお有効な)意匠登録の所有権の証拠に関する反論があった場合は，LPI 第 124 条第 I 項及び第 XXII 項に基づいて拒絶される。異議申立がない場合は，この記号は，ブラジル国旗の複製により，LPI 第 124 条第 I 項に基づいて拒絶される。

注記

意匠登録は，出願日から 10 年間有効となり，5 年を単位として連続する 3 回の期間更新可能である。

5.11.13　第三者の名称，姓及び肖像

LPI 第 124 条第 XV 項に定められているように，次のものは，商標としての登録を受けること

ができない：
「第三者の個人名称若しくはその署名，姓又は父称の名称及び肖像。ただし，その所有者，相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く」。
当該法的基準の適用上，次の事項が考慮されるべきである：
・**個人名称**：自然人の民事登記簿による，個人の名称の，洗礼名及び姓を含む完全な構成又はその省略形。

例：

JOÃO SILVESTRE	人格権の所有者自身,その相続人及び承継人によって又は許可に基づいて提出された場合は,登録が可能である。
ANTÔNIO PACHECO	
JOÃO PACHECO SILVESTRE	

・**署名**：その所有者の独自の識別的性質を有する，文字による又は図案化された個人名称。署名は，個人名称と併せて理解され，したがって，個人名称の完全名称及び／又は省略形を構成することができる。

例：

	登録請求の出願人が人格権の所有者である場合又は商標としての登録の許可が存在する場合は，当該法的禁止は適用されないものとする。

・**姓**：同一家系の祖先に由来する姓。

例：

PACHECO	妨害的な先行が存在しない場合は，登録が可能となる。
SILVA	

・**父称の名**：意味的構成で誰かの息子を指す意味をもたらす家系の姓の名称。

例：

PEREIRA	妨害的な先行が存在しない場合は，登録が可能となる。
GONÇALVES	
SENNA	登録請求の出願人が人格権の所有者である場合又は商標としての登録の許可が存在する場合は，当該法的禁止は適用されないものとする。そうでなければ，出願は，本法的規定に基づいて拒絶される。妨害的な先行が存在する場合は，登録は可能とならない。

・**第三者の肖像**：あらゆる手段による似姿及び／又は描写であり，商標出願人とは異なる自然人の肖像。

例：

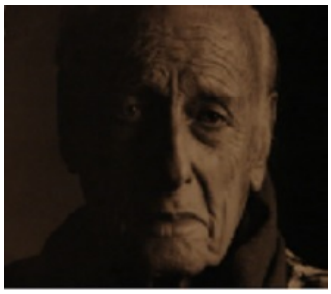	出願人が，当該人格権の所有者であるか又はそれを商標として登録する許可を得ている場合は，法的禁止は適用されないものとする。

LPI 第 124 条第 XV 項に定められている法的規定は,民法によって規制される人格権に基づく。したがって，第三者(周知であるか否かを問わず)の個人名称，署名及び肖像から構成されている記号を提示する登録出願で，その出願人が人格権の所有者自身でない出願は，それを商標として登録することに対する権利所有者の許可を伴わなければならない。
同法の規定の適用上，人格権の商標としての出願，請求，提出又は登録の許可は受理されることに注目すべきである。しかしながら，人格権の「使用」のみを含む許可は受理されない。
個人又は個別企業は，人格権の所有者と考えられ，商標が個人又は個別企業によって提出される場合には，登録の許可を得る必要はない。人格権の所有者がパートナーの 1 つである企業の場合には，出願人の代表としてその名称，署名又は肖像を商標として登録するために，所有者の明示的な許可が必要となる。
周知の人物の人格権をそのような権利の所有者の同意を得ずに出願することは，便乗利用又は不正競争となる可能性があり，これらの事項はブラジル国の法規及び CUP(パリ条約)の両方によって拒絶されることから，周知である場合に限り，父称の名及び姓の登録の許可の提示を求める要件が設定され，要件の理由を発送の時点で正当化すべきであることに留意すべきである。

死亡者の人格権

LPI 第 124 条第 XV 項によって定められているように，死亡者の個人名称，姓又は肖像を商標として登録し，又はその登録を許可することは，権利の相続人及び承継人に委ねられる。許可又は登録の合法性は，民法第 1,829 条に規定されている承継順位を遵守していなければならない：
第 1,829 条－合法的承継は，次の順位で優先される：
I－生存配偶者と競合して，直系卑属へ。ただし，生存配偶者が，死亡者と，普通財産共有制若しくは強制分離財産制で結婚した場合(第 1,640 条，補項)；又は一部財産共有制で，被相続人が私有財産を残さなかった場合を除く；
II－配偶者と競合して，直系尊属へ；
III－生存配偶者へ；
IV－他の傍系親族へ。

注記

民法第 1,592 条に規定されているように，4 親等までの傍系の親族とは，単一の系統から分かれ，互いに直系血族でない者(兄弟，叔父及び従兄弟)である。傍系において，親等は，共通の祖先にさかのぼり，他方の親族に達するまで下る，世代数によって数えられる。

このように，民法第 1,829 条第 I 項において列記されている関与者は，商標登録を行い，又は許可するために，機会均等的に争う。第 II 項，第 III 項及び第 IV 項において列記されている潜在的相続人は，前項までに示されている他の関与者がいない場合に限り，登録を行い，又は許可する権利を有する。

同項において列記されている関与者の場合には，権利の帰属原則に基づいて，商標登録の出願を提出した最初の承継人又は相続人の登録する権利が優先するが，ただし，LPI の条件に基づく異議がないことを条件とする。

商標登録出願の出願人は，プロセスに対し，相続人若しくは承継人の合法性の検証を目的とする人格権の所有者の死亡証明書の写し若しくは最終の財産目録並びに／又は親族関係及び相続資格の順位を示す他の書類をもって指示するものとする。

LPI 第 124 条第 XV 項の規定に関して，出願人自身を相続人／承継人と称する，商標登録出願についての出願人による宣言は，異議申立又は行政上の無効による反論がない限り，INPI によって真実として扱われるものとする。しかしながら，相続順位が同等以上の別の相続人による適時の異議申立があった場合には，LPI 第 124 条第 XV 項の侵害の申立は，十分な根拠があると考えられ，結果として出願は拒絶されるものとする。

同一の規則が，死亡者の相続人／承継人によって署名された個人の人格権を特定する記号を登録する許可が，第三者によって提示された状況にも適用されることに注目すべきである。

18 歳未満の未成年者の個人名称

18 歳未満の未成年者の個人名称を商標として登録することは，未成年者自身の名において請求された場合に限り可能であり(項目 5.5.4 18 歳未満の所有者のとおり)，親又は法定後見人によって署名された登録の許可は受理されない。本規則は，民法第 3 条第 II 項及び第 III 項に規定されている，完全な無能力者にも適用される。

抵触の事例

人格権及び商標権は，憲法によって規制され，したがって，コモン・ローの適用を受ける。民法の範囲では，何人も，その名称を使用する権利を有するが，商標の世界では，人格権は限定されるべきであり，そうでなければ，消費者及び最初の商標登録の実際の所有者の権利が損なわれる。

父称の名，姓及び個人名称から構成されている商標の場合には，登録は先着順方式で付与される。したがって，同一，類似又は関連の商品又はサービスを示す同一又は類似の父称の名，姓又は個人名称からなる商標の登録出願は，LPI 第 124 条第 XIX 項に含まれる法的基準によって拒絶される。

民法の範囲では，父称の名，姓又は個人名称の所有者は，その人格権を保持するが，商標の世界では，クレームはそれを最初に提出した者に有利となる。

例：

登録		審査中の記号	注記
PEREIRA 空調の修理を示す	x	PEREIRA 家電製品の修理及び設置を示す	LPI 第 124 条第 XIX 項に照らして拒絶される。「PEREIRA」は商標として請求の所有者の父称の名であるが，LPI 第 124 条第 XIX 項において法的妨害を有し，その結果，登録所有者及び消費者の利益により，商標を構成することはできない。
GOMES 非アルコール飲料を示す	x	MACIEL GOMES 非アルコール飲料を示す	新たな商標セットを構成する父称の名の連結により，先の登録とは異なる人物の印象を創出していることから承認される。
CLARA 香水を示す	x	ANA CLARA 化粧品及び香水類を示す	2 つの名の結合により，先の登録の所有者とは異なる人物の印象を創出していることから承認。
CLAUDIA 教育サービスを示す	x	CLAUDIA! 教育サービスを示す	LPI 第 124 条第 XIX 項に照らして拒絶される。「CLAUDIA」は商標出願人の洗礼名であるが，この記号は，第 124 条第 XIX 項に含まれる規則に対して法的妨害に遭遇し，登録の最初の所有者及び公衆消費者の利益のため，商標を構成することはできない。

5.11.14　雅号又は芸名

LPI 第 124 条第 XVI 項に定められているように，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「周知の個人又は団体の芸名，雅号又は愛称。ただし，その所有者，相続人又は承継人の同意を得ている場合を除く」。

本法的基準の適用上，次の定義が考慮されるものとする：

・**著名な雅号：**個人がその正体を偽装し，又は隠すために選択した名称であって，その名称でよく知られているもの。

例：

PIXINGUINHA	Alfredo da Rocha Viana Junior の雅号
TRISTÃO DE ATAÍDE	Alceu Amoroso Lima の雅号
MADAME SATÃ	João Francisco dos Santos の雅号

・**周知の愛称：**愛称又は別名，個人に与えられた特別な名称であって，その名称でよく知られているもの。

例：

ZECA PAGODINHO	Jessé Gomes da Silva の芸名
CHITÃOZINHO E XORORÓ	2 人組 José de Lima Sobrinho 及び Durval de Lima の芸名
チタンス	音楽グループの団体の芸名

芸名が識別的な(特別な，有名な)ものであり，語彙に共通する用語又は文言がない場合には，

その登録は如何なる商品又はサービスについても禁止され，これは例えば，Chitãozinho e Xororó 及び Zeca Pagodinho の場合であり，その理由は，そのような文言が 2 人組歌手又はパゴーヂ(サンバ)歌手のみを指すからである。
一方で，芸名(団体又は個人)が国語に存在する用語又は文言からなる場合には，当該芸術家によって展開された活動との連携を確立する商品又はサービスを示していないことを条件として，その登録は合法である。

例：

GUGA (テニス選手 Gustavo Kuerten の愛称) テニス競技に関連する商品又はサービスを示す	テニス選手 Gustavo Kuerten の許可がない場合は登録不能。
PELÉ (サッカー選手 Edson Arantes do Nascimento の愛称) あらゆる商品又はサービスを示す	Edson Arantes do Nascimento の許可がない場合は登録不能。
ZECA PAGODINHO (Jessé Gomes da Silva の芸名) レコード及びテープ又は他のあらゆる製品若しくはサービスを示す	Jessé Gomes da Silva の許可がない場合は登録不能。
チタンス (音楽グループの団体の芸術上の名称) 「レコード及びテープ」を示す	正当な許可がない場合は登録不能。
チタンス 「産業機械」を示す	芸名が国語に存在する用語(ギリシャ・ローマの神話上の人物の名称)からなり，示された商品が音楽グループのチタンスによる活動を指していないことを考慮して登録可能。

LPI 第 124 条第 XVI 項の適用上，個人の周知の洗礼名及び著名な父称の名称は，著名な雅号及び愛称に相当する。

ROMÁRIO サッカー教室を示す	示されたサービスは Romário de Souza Faria によって展開された活動に関連し得ることを考慮して，当該スポーツ選手の適切な許可がなければ登録不能。
PORTINARI あらゆる商品又はサービスを示す	父称の名であり，Cândido Portinari の芸名となったことを考慮して，人格権の所有者による正当な許可がなければ登録不能。

記号の登録可能性を審査する際には，出願人が，記号に起因して，雅号，愛称又は芸名を登録する権利を有するか否かに関して確認される。出願人がそれぞれの所有者である場合には，本規則は適用されない。しかしながら，出願人と記号によって指定又は特定される者との間に関係が存在しない場合は，所有者又はその相続人及び承継人の同意の提示を求める方式指令が設定され，要件が満たされなかったときは，出願は拒絶され，又は登録は無効とされる。
同法の規定の適用上，人格権の商標としての出願，請求又は登録の許可は受理されることに

注目すべきである。しかしながら，人格権の「使用」のみを含む許可は受理されない。
個人又は団体の芸名からなる記号の場合には，登録が個人によってこの目的のために合法的に出願された場合は，本法的規則は適用されない。

死亡者の人格権

死亡者の著名な雅号又は愛称及び芸名を商標として登録し，又はその登録を許可する権利は，相続人及び承継人に委ねられる。許可又は登録の合法性は，民法第 1,829 条に規定されている承継順位を遵守していなければならない：
第 1,829 条－合法的承継は，次の順位で優先される：
I－生存配偶者と競合して，直系卑属へ。ただし，生存配偶者が，死亡者と，普通財産共有制若しくは強制分離財産制で結婚した場合(第 1,640 条，補項)；又は一部財産共有制で，被相続人が私有財産を残さなかった場合を除く；
II－配偶者と競合して，直系尊属へ；
III－生存配偶者へ；
IV－他の傍系親族へ。

注記

民法第 1,592 条に規定されているように，4 親等までの傍系の親族とは，単一の系統から分かれ，互いに直系血族でない者(兄弟，叔父及び従兄弟)である。傍系において，親等は，共通の祖先にさかのぼり，他方の親族に達するまで下る，世代数によって数えられる。
このように，民法第 1,829 条第 I 項において列記されている関与者は，商標登録を行い，又は許可するために，機会均等的に争う。第 II 項，第 III 項及び第 IV 項において列記されている潜在的相続人は，前項までに示されている他の関与者がいない場合に限り，登録を行い，又は許可する権利を有する。
同項において列記されている関与者の場合には，権利の帰属原則に基づいて，商標登録出願を提出した最初の承継人又は相続人の登録する権利が優先するが，ただし，LPI の条件に基づく異議がないことを条件とする。
商標登録出願の出願人は，プロセスに対し，相続人若しくは承継人の合法性の検証を目的とする人格権の所有者の死亡証明書の写し若しくは最終の財産目録並びに／又は親族関係及び相続資格の順位を示す他の書類をもって指示するものとする。
LPI 第 124 条第 XVI 項の規定に関して，出願人自身を相続人／承継人と称する，商標登録出願についての出願人による宣言は，異議申立又は行政上の無効による反論がない限り，INPI によって真実として扱われるものとする。しかしながら，相続順位が同等以上の別の相続人による適時の異議申立があった場合には，LPI 第 124 条第 XVI 項の侵害の申立は，十分な根拠があると考えられ，結果として出願は拒絶されるものとする。
同一の規則が，死亡者の相続人／承継人によって署名された個人の人格権を特定する記号を登録する許可が，第三者によって提示された状況にも適用されることに注目すべきである。

5.11.15　著作権によって保護されている著作物

LPI 第 124 条第 XVII 項に定められているように，次のものは，商標としての登録を受けることができない：

「文学，芸術又は科学の著作物並びにその題名であって，著作権によって保護されており，かつ，混同又は連携を生じさせる虞があるもの。ただし，それにかかわる著作者又は所有者の同意を得ている場合を除く」。
文学の著作物は，言語により具体化されたものであり，詩，歌詞，散文，叙事詩，物語，小説，説教，講演，民話等を含む。
芸術の著作物という概念は，より広範であり，種々の思想を具現化したもの，例えば，絵画，印刷物，彫刻，音楽(旋律)，建築の著作物，映画の著作物，写真の著作物，無言劇及び文学の著作物という概念に含めることができないすべてのものを包含する。科学の著作物は，文学の著作物として分類されることから，多くの場合熟慮される。
1998 年 2 月 19 日付の法律 No.9,610－著作権法第 7 条に定められているように,「知的著作物は，如何なる方法であれ外面的に表現された精神的創作物である」。
したがって，思想は保護されず，有形の具体化された表現形式のみが保護される。
ベルヌ条約による著作権法及びパリ条約は，知的創作物の保護の最低基準を定め，自身の創作物に対する著作権を取得するための従前の手続のような登録を免除している。著作権のある著作物の登録は任意であり，著作権によって保護されているものについて権限のある主体に対して，INPI が登録出願の要請を推進する義務はない。著作権によって保護されている一定の要素が請求者に属するか否かの検証に関して一貫した証拠が提示されるように，方式指令を実際に設定することができる。
したがって，著作権によって保護されている著作物からなる標章の場合には，LPI 第 124 条第 XVII 項に定められている例外(著作者又は所有者の同意)を考慮して，権利所有者の許可の提示を求める方式指令を設定すべきである。
著作権法によって与えられる保護は，著作者の死亡の翌年の 1 月 1 日から 70 年の期間効力を有する。

注記
・例えば，Maurício de Souza 又は Walt Disney によって創作された，著作権によって保護されている描画を，あらゆる分類の第三者が請求する場合は，出願人に対して，それを商標として登録することに対する著作権所有者による許可の提出を求める方式指令が設定される。
・著作権所有者から反対の回答があった場合には，商標出願は拒絶される。
・商標出願の出願人であ記録上，著作権の実際の所有者(又はその同意を得ている第三者)が，著作権によって保護されている著作物を含む商標出願の出願人であると判断された場合は，要件は撤回される。

個別の題名及び登場人物の名称の保護
著作権によって保護される題名は，独自で間違えようのないものでなければならず，その理由は,「個別の題名」には保護が付与されないからである。LPI は，その項において，そのような題名が独自のものである必要があるか否かを定めていないが，著作物の題名が混同又は連携を生じさせる虞がある場合は拒絶が行われると指摘している。
著作物の題名からなる標章を審査する際には，次の事項が観察される：
a)著作物の名称又は題名が，求められる商品又はサービスに関連して，その題名となる芸術の著作物と直接的に連携される場合は，許可を得ていない第三者の場合には，方式指令が設

定される。著作権所有者による異論があった場合には，出願は拒絶される。
b)単独で提出された著作物の名称又は題名が，外国語で綴られているが，指定された著作物との直接的な混同又は連携の虞がある場合は，許可を得ていない第三者の場合には，方式指令が設定される。著作権所有者による異論があった場合には，出願は拒絶される。
c)著作物の名称又は題名が独自で間違えようのないものでない場合は，LPI 第 124 条第 XVII 項における法的規定に照らして目的が可能であることを考慮して，クレームされた商品又はサービスにおいて関連する著作物が特定される可能性が存在しないことを条件として，登録出願の審査を進める。その場合，慣用の単語，名称又は語句によって形成されている題名は，関連する商品又はサービスによっては，文学，芸術又は科学の著作物に対する如何なる種類の想起も関連性も生じさせない。
登場人物の名称は,LPI 第 124 条第 XVII 項によっても,また著作権法によっても保護されず，過度の保護を受けるに値しない。保護されるものは，その名称に関連する又は関連しない登場人物の描画である(芸術の著作物であることによる)。しかしながら，登場人物の名称が著作物のみを指し，それとの混同又は連携を生じさせる虞がある場合には，所有者又はその許可を得ている第三者でなければ，著作権所有者の許可の提示を求める方式指令が設定される。

例：

	著作権所有者自身又は許可を得ている他者によって登録可能。所有者でなく，かつ許可を得ていると思われない場合は，方式指令を設定しなければならない。
MÔNICA	著作権所有者によって又はその許可を得て請求されていない限り，子供向け雑誌を示すために登録不能。 著作物(子供向け雑誌)の題名は独自のものでないため，産業機械を示すために登録可能。
SUPERMAN	著作権によって保護されるべき著作物となる登場人物との明瞭な連携を考慮して，如何なる商品又はサービスについても登録不能。
THE ATHENEUM, THE ALIENIST 又はブラス・クーバスの死後の回想	著作者の死亡から 70 年が経過していることから，書籍出版社について登録可能。
イパネマの娘	題名が商品／サービスとの関係を維持していることから，著作権所有者の同意を得ている場合を除き，CD, DVD 及びショーの企画を示すために登録不能。
ANAKIN SKYWALKER	登場人物の名称が著作物のみを指し，それとの混同又は連携を生じさせる虞がある場合には，記号は，著作権所有者によって又はその許可を得て請求されていない限り，登録不能である。

5.11.16　識別性の審査における特別な事例

一部の種類の記号は，商標としてクレームされる頻度によって，又はその性質そのものによ

って，その利用可能性を評価する場合に格別の注意を必要とする。次のものは，一部のジャンルの記号間の抵触の可能性を評価するための幾つかの特別な指針である。

地名

第三者の商標中に複製された地名が存在する頻度(「陳腐化」)及び当該セット間の観念的類似性が観察される。

例：

登録	審査中の出願	注記
サンパウロホテル ホテルサービスを示す	**サンパウロ州リゾート** ホテルサービスを示す	十分に識別的な記号。マーケティング・アフィニティ及び識別的文言「サンパウロ」の複製にも拘らず，文言「サンパウロ」が，識別的なセットを有するホスピタリティ及び観光分野の商標における複数の商標記号中に含まれていることにより，記号間の抵触は存在しない。
PINDAMONHANGABA 大学 教育サービスを示す	**PINDAMONHANGABA 学校** 高等教育サービスを示す	用語「PINDAMONHANGABA」は多くの商標記号中に存在するものではなく，1 所有者のみのセットの一部であることから，抵触する記号。

地名に使用されるものと同一の原則が，居住者(リオデジャネイロ市民，サンパウロ州民，ミナスジェライス州民)にも適用される。複数の商標記号中に出現するものについては，標章が識別的なセットを有することを条件として，共存が容認され，登録不能な用語にのみ但書を適用する(登録可能な用語である居住者には適用されない)。居住者が複数の商標記号中に含まれていない場合は，用語の使用についての排他性のためには，最初に登録を取得しなければならず，セット間の図形的，聴覚的及び観念的類似性の程度並びにそれらの間の不当な混同又は連携の可能性に留意すべきである。

父称の名，姓及び個人名称

父称の名，姓及び個人名称から構成されている商標の場合には，LPI 第 124 条第 XV 項に記されている条件に従うことを条件として，登録は先着順方式で付与される。したがって，同一，類似又は関連の商品又はサービスを示す同一又は類似の父称の名，姓又は個人名称からなる商標登録出願は，LPI 第 124 条第 XIX 項に含まれる法的基準によって拒絶される。

父称の名，姓及び個人名称から構成されている商標の場合には，登録は先着順方式で付与される。

例：

登録	審査中の記号	注記
PEREIRA	PEREIRA	LPI 第 124 条第 XIX 項による拒絶。

空調の修理を示す	家電製品の修理及び設置を示す	「PEREIRA」は商標として請求する所有者の父称の名であるが，LPI 第 124 条第 XIX 項の規則において法的妨害に遭遇し，その結果，登録所有者の利益及び公衆消費者の利益により，標章を構成することはできない。
GOMES 非アルコール飲料を示す	MACIEL GOMES 非アルコール飲料を示す	新たな商標セットを構成する父称の名の連結により，先の登録とは異なる人物の印象を創出していることから承認される。
CLARA 香水を示す	ANA CLARA 化粧品及び香水類を示す	2 つの名の組合せにより，先の登録とは異なる人物の印象を創出していることから承認される。
CLAUDIA 教育サービスを示す	CLAUDIA! 教育サービスを示す	LPI 第 124 条第 XIX 項に照らして拒絶される。「Claudia」は商標としての出願の所有者の名であるが，第 124 条第 XIX 項に含まれる規則において法的妨害に遭遇し，登録の最初の所有者及び公衆消費者の利益のため，商標とすることはできない。

頭字語

頭字語である標章の審査については，異議申立請求があった場合であっても，抵触は，図形的同一性の場合にのみ適用すべきである。しかしながら，観察対象とする他の要素が存在する：

登録	審査中の出願	注記
XMTP コンピューターを示す	XMTP ノートパソコン及び CD を示す	LPI 第 124 条第 XIX 項に照らして拒絶される。類似の製品を示す同一の頭字語。
YSL 世論調査サービスを示す	ISL マーケティングサービスを示す	承認。図形的に識別的な記号。
ZRP - Zilda Rodrigues Pinto 法律サービスを示す	ZRP - Zacarias Rezende Pereira 法律サービスを示す	承認。頭字語が図形的及び音声的に同一であるにも拘らず，何れも完全な形で要素分解されている(異なる意味を有する)ことにより，混同が防止される。
ZRP Zilda Rodrigues Pinto 法律サービスを示す	ZRP Zacarias Resende Pereira 法律サービスを示す	LPI 第 124 条第 XIX 項に照らして拒絶される。何れの頭字語も異なる形で要素分解されているが，後の出願における頭字語の比率(表現形式)により，商標が全体として先の既存商標と混同しやすいものになる。
ZRP - Zilda Rodrigues		LPI 第 124 条第 XIX 項に照らして拒絶される。新しい方の記号は，先に登録された商標を部分的に

Pinto 法律サービスを示す	ZRP 法律サービスを示す	複製している。
AATT 法律サービスを示す	AATT－労働弁護士協会(ASSOCIAÇÃO DOS ADVOGADOS TRABALHISTAS) 法律サービスを示す	LPI 第 124 条第 XIX 項に照らして拒絶される。新しい方の記号は，先の商標に付加することにより複製している。

5.12　異議申立を受けた出願の分析

異議申立は，法律によって規定されている禁止の侵害を考慮して，商標登録出願の全部又は一部の拒絶を目的として，第三者が商標登録出願に対するその異議を提出することができる手段である。異議申立に対する回答として，任意的性質を有する請求の出願人による抗弁書があり，それによって競合当事者の主張に対する反論を提示することができる。

異議申立の分析は，その手続期限を確認し，出願の公告から 60 日の法定期間内に提出されたか否かを確認することから開始する。申請が期限の後に提出された場合は，LPI 第 219 条第 I 項の規定を考慮して，認められない。適時に提出された場合は，審査は継続する。

異議申立に対する抗弁の期限もまた確認され，この異議申立手続の法定期限は，RPI における異議申立の通知から 60 日後に満了する。同様に，不適時の抗弁は，LPI 第 219 条第 I 項に含まれている規定により，認められない。抗弁の適時性が確認されたら，登録において提出された主張及び書類の評価並びに調査結果の分析による，適正な審査プロセスが行われる。

5.12.1　異議申立を受けた出願の審査についての一般的指針

法定期限の後に提出された，異議申立の特徴を有する申請

LPI 第 158 条の冒頭にある期限の後に提出された論点及び特徴的異議申立の主張は，同法第 219 条第 I 項の規定を考慮して，認められない：

第 219 条－申請，異議申立及び審判請求は，次の場合においては，認められない：

I－本法によって規定されている期限の後に提出されたとき；

申請がその期間内に提出された場合は，異議申立手続に関する手数料の実際の納付が確認され，必要に応じて，過少納付の場合には追加手数料を求める方式指令を設定する必要がある。

異議申立当事者に対する指令

競合当事者がその主張を明瞭かつ客観的な方法で提示し，その請求を適切な書類により証明することは，競合当事者に委ねられる。したがって，付加的証拠の提出又は議論上の相違の明瞭化を求める方式指令の原則は設定されない。

なされた申立が審査されたプロセスとは異なる案件に言及している場合は，異議申立当事者が申請により誤りの訂正を請求しているか否かがが確認される。訂正の請求について言及されていない場合は，対象の出願が，異議申立が提出された出願と異なっているので，異議申

立は却下される。
プロセスの精査を目的として，判読不能な委任状，不完全な情報又は不一致を含んでいる情報などの方式問題を含む指令が作成されることに注目すべきである。

異議申立を受けた請求の審査についての調査

異議申立を受けたプロセスにおける先の登録についての調査では，特に LPI 第 124 条第 XIX 項の侵害の申立の場合には，競合当事者及び異議申立人によって持ち込まれた主張を判断するために，関連する市場分類における抵触を考慮することができる。

商標の登録不能部分の取下げ

INPI/PROC 見解書 No.48/03 によれば，出願人が，その抗弁において，当該記号の登録不能な用語又は要素の取下げを請求した場合は，次の条件が満たされるときは記号を変更する可能性が許可される：
a)登録不能な要素の取下げは，当初請求された記号の主要な特徴を変更し，又は出願を再公告する必要性を生じさせるものであるべきではない。
b)得られた記号は，当初請求された標章の残りの要素のみからなるべきであり，図形又は単語要素の追加又は置換及び文言又は画像の意味を変化させる一切の変更は許容されない。
変更は，使用者によって請求された場合に限り受理され，図形的又は文字的要素の追加を含んではならないことに注目すべきである。登録不能な要素の取下げが進められるときは，残存する記号は，法律に定められている他の禁止に照らして分析される。

例：

元の商標	出願人の請求によって変更された商標	決定
PÉ-DE-MOLEQUE	PÉ	語句「DE-MOLEQUE」の削除は，請求された記号の主要な識別的特徴を，その意味を変更することによって変化させたことから，変更は受理することができない。
Passaredo confecções	Passaredo confecções	変更は受理される。残存する記号は，他の法的禁止に照らして分析される。
Passaredo	Passaredo	変更は受理される。残存する記号は，他の法的禁止に照らして分析される。
1 Nelson Rodrigues	1	変更は受理される。しかしながら，この記号は，LPI 第 124 条第 II 項の侵害を考慮して拒絶される。

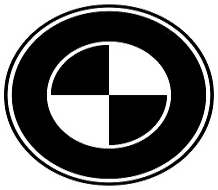		図形的要素の差替は，出願された記号の主要な識別的特徴を変更することから，変更は受理することができない。

5.12.2　不正競争に基づく異議申立

不正競争の防止は，下記の LPI 第 2 条第 V 項及び CUP 第 10 条 a において言及されている：

1996 年 5 月 14 日付の法律 No.9,279－LPI

「第 2 条－工業所有権に関する保護は，ブラジルの社会的利益並びに技術及び経済発展を考慮し，次の方法によって実行される：

(...)

V－不正競争の防止」。

パリ条約－CUP

「第 10 条 a

1)条約の締約国は，当該締約国の国民に対し，不正競争に対する有効な保護を保証する。

2)工業上又は商業上の公正な慣習に反するすべての競争行為は，不正競争行為を構成する。」

これらの規則は，記号が標章として登録不能であることを取り上げている特定の法的規定，すなわち，LPI 第 124 条，第 125 条及び第 126 条において列記されている規定の適用の持続性の法的原則という役割を有する。したがって，INPI/PROC/DIRAD 規範見解書 No.20/08 の指針，LPI 第 2 条第 V 項及び CUP 第 10 条 a によれば，不正競争の防止に言及することは，商標登録出願の拒絶理由として選び出されない。

5.12.3　LPI 第 125 条に基づく異議申立

決議 No.107/2013 の施行により，2014 年 3 月 10 日以降，高度著名商標の認識は，反論による抗弁事項としてではなく，自立した工程を構成する，特定の申請によって請求されることになった。したがって，「著名性に基づく異議申立」及び「著名性に基づく商標登録の行政上の無効化」の手続は存在しなくなった。

したがって，所有者が異議申立又は行政上の無効において LPI 第 125 条に基づいて請求を行うには，その既存の標章の著名性が INPI により既に認められているか，又はその状態の認識を請求する申請が既になされていなければならない。

5.12.4　LPI 第 126 条に基づく異議申立

LPI 第 126 条及び CUP 第 6 条 a は，属地制の原則に対する例外を含んでおり，次のように記述している：

1996 年 5 月 14 日付の法律 No.9,279－LPI

第 126 条－工業所有権の保護に関するパリ条約第 6 条 a(1)により，その活動分野において周

知である標章は，ブラジルにおいて先に出願又は登録がされているか否かに拘らず，特別の保護を享受する。

パリ条約－CUP
第 6 条 a
条約の締約国は，一の商標が，他の一の商標でこの条約の利益を受ける者の商標としてかつ同一若しくは類似の商品について使用されているものとしてその締約国において広く認識されているとその権限のある当局がみとめるものの複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣若しくは翻訳である場合には，その法令が許すときは職権をもって，又は利害関係人の請求により，当該一の商標の登録を拒絶し又は無効とし，及びその使用を禁止する措置を講ずる。一の商標の要部が，そのような広く認識されている他の商標の複製である場合又は当該他の一の商標と混同を生じさせやすい模倣である場合も，同様とする。
パリ条約が周知性について何ら定義しておらず，その審査についての規準も定めていないことを考慮して，INPI は，この性質の事項を処理する権限のある当局として，その商標が，ブラジル国内で，同一又は類似の市場区分において，一定の認識度を有するか否かを観察して問題を検討する。
反論によって本規則を適用する際には，次の事項が確認される：
a)競合当事者が，ブラジルの居住者又はパリ条約の締約国に住所を有する者であるか否か；
b)競合当事者が，反論を唱える*提訴権*を有するか否か；
c)競合当事者の申請が，同一又は類似の市場区分における商標の認知度を特徴付けるのに十分な証拠に基づいており，かつ十分な証拠を伴っているか否か。
これらの指針は，サービス標章の場合にも遵守され，その理由は，CUP の基準はそのような商標を含んでいないが，ブラジル国の法律は，それらもまた周知性及び認識度を有する可能性があり，領土制限を越えて保護を受けると認めているからである(LPI 第 126 条(1))。
しかしながら，CUP 第 6 条 a の法的規制に基づく反論が認められるには，次の LPI 第 158 条(2)の規定を遵守する必要がある：
「(2)　第 124 条第 XXIII 項又は第 126 条を根拠とする異議申立，行政上の無効又は無効訴訟は，その提起日の後 60 日以内に，商標登録出願が本法に基くものであることが証明されない限り，認められない」。

5.12.5　LPI 第 124 条に基づく異議申立
LPI 第 124 条第 V 項は，次のものは，商標としての登録を受けることができないと定めている：
「第三者の事業体名称又は企業名称の特徴的又は識別的要素の複製又は模造であって，そのような識別的記号との混同又は連携を生じさせる虞があるもの」。
したがって，事業体名称又は企業名称自体は，商標としての登録に適格でない。しかしながら，事業名称又は企業名称の主要部に含まれる創造的要素は，法律によって課される登録の有効性の条件に従うことを条件として，商標としての登録を受けることができる。
5.11.7 事業体名称の特徴的又は識別的要素に記しているように，また規範見解書 AGU/PGF/PEF/INPI/COOPI No.005/2012 の指針を遵守して，商標記号及び事業名称の間の混同又は連携の可能性を審査する場合には，次の事項が観察されるものとする：

a)事業体名称又は企業名称の不可欠な要素が識別的であるか否か；
b)分析中の記号が，識別性，合法性及び真実性の条件を満たすか否か；
c)当該セット間の類似性により，混同又は不当な連携が生じ得るか否か；
d)競合企業が行う活動が，商標記号が強調しようとする商品及び／又はサービスとのマーケティング・アフィニティを有するか否か；並びに
e)事業名称の登録が，商標の提出／登録より前の日付であるか否か。
競合当事者は，反論を申し立てる行為の証拠を提示しなければならないことから，企業の設立日又は事業体名称の証拠を求める方式指令は設定されないことに注目すべきである。
異議を受けた商標出願において示された商品又はサービスが，主要な競合活動と明確に一致しない場合は，INPI は，当該活動の有効な実施を証明することを求める方式指令を発令することができる。
異論のあった商標記号が両方の企業の事業名称中に存在する場合には，商標の登録及び使用についての権利は，出願を INPI に提出した最初の当事者に属するが，当事者が LPI 第 129 条(1)に基づいて先使用を証明する可能性がある。異議申立当事者による標章の先使用に基づく主張が，十分な根拠があると考えられる場合は，登録請求は，LPI 第 124 条第 V 項及び第 129 条(1)に基づいて拒絶されることに注目すべきである。出願人の審査中の請求及び商標記号の先使用を主張する証拠が，出願日より少なくとも 6 月間前であった場合は，より長く使用していた者に拘らず，LPI 第 129 条(1)に定められている規則の適用は取り下げられる。
企業名称に関しては，別の肯定的基準もまたその保護を規制しており，属地制の原則から逸脱し，ブラジルにおける正式な登録を免除する。CUP 第 8 条は，次のように規定している：
「第 8 条　商号は，商標の一部を形成するか否かを問わず，出願又は登録の義務を負うことなく，条約のすべての締約国において保護されるものとする」。
外国の異議当事者の場合には，上記の手続に加えて，識別的記号間の混同又は連携の可能性を特徴付けるために，輸入，メディアにおける宣伝広告又は法律で許容される他の証拠手段を用いてブラジル国内市場におけるその活動を証明することが必要である。

5.12.6　LPI 第 129 条(1)に基づく異議申立

商標権の帰属原則に対する例外は，　LPI 第 129 条(1)に基づいて，同一の目的のために混同又は不当な連携を生じさせる可能性がある，同一又は類似の標章を少なくとも 6 月間従前に使用していたことを証明した善意の使用者である：
第 129 条(...)
(1)出願の優先日又は出願日に，ブラジル国内において少なくとも 6 月間，同一，類似又は関連の商品又はサービスを識別又は証明するために，同一又は類似の標章を善意で使用していた者は，登録についての優先的権利を享受するものとする。
したがって，ブラジル国内において少なくとも 6 月間，同一又は類似の目的のために同一又は類似の標章を善意で使用していた者は，登録について優先の権利を主張することができ，このために，
a)第三者による登録請求に対する異議申立の権利を守ることのみを請求の根拠として,LPI 第 129 条(1)の規定を遵守して，ブラジル国内での使用を特徴付けるのに十分な証拠を提供することを指示し；
b)LPI に従って，商標登録の出願の証拠を提供する。

5.13　立体商標出願の分析

立体標章は,「非伝統的」記号の一覧中に存在し，商品又はサービスを特定する対象物の塑造形態のみを指す。しかしながら，その審査は，該当する場合，セットに対する認知，法的禁止の遵守及びそれを構成する要素の調査のような，これらの「伝統的」標章に適用されるすべての規則及び登録可能性の指針も遵守する。

5.13.1　立体商標出願の審査についての指示

LPI 第 124 条第 XXI 項に従って，次のものは，商標としての登録を受けることができない：「製品，その包装若しくは販売体裁の必然的な，共通の若しくは通俗的な形状，又は更に技術的効果から切り離すことができない形状」。

本項は，主として，商標としての登録を受けることができない立体記号を取り上げている。本法的規定は，その業界において必然的でもなく一般に使用されてもいない又は技術的機能に本質的に関連していないすべての塑造形態の対象物は，商標としての登録を受けることができることを示唆している。

したがって，立体記号は，それが対象とする製品若しくはその包装又はサービスの特定の非機能的かつ特別な形状によって構成されている場合にのみ，登録に適格となる。

本法的基準の適用上，次の定義が考慮されるものとする：

a)**塑造形態：**対象物の立体的形式及び物理的構造／形状。

b)**製品又は包装の要求された形状：**それなしには対象物を生産することが不可能である，対象物の実際的性質の形状。

例：

 サッカーボールを示す	球形状は必然的なものであることから登録不能。
 タイヤを示す	円形状は必然的なものであることから登録不能。

c)**製品又は包装の共通の又は通常の形状：**提出の時点で製品又はその包装に固有のものではないが，そのそれぞれの市場区分において複数の製造業者によって既に一般に使用されてい

た形状。

例：

 ボトルを示す	ペットボトルの円筒形状は，飲料の包装に共通のものであることから登録不能。
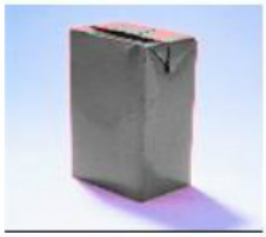 食品及び飲料用の箱を示す	平行 6 面体形状は，乳製品及び他の食品の包装に共通のものであることから登録不能。

d) **技術的効果から切り離すことができない形状：**技術的機能によって決定付けられる，対象物の機能に不可欠な又は性能を補助する，技術的機能に本質的に関連している形状。

例：

 玩具を識別する	突起は玩具が提案される機能を果たすのに不可欠であることから登録不能。
 洗浄用品を示す	くぼみは首部の性能を補助して手へのフィット感を向上させるが，噴霧ノズルは製品の機能に不可欠であることから，登録不能。

したがって，消費者に商品を競合者から区別し特定するために識別的な印象を示す対象物の塑造形態は，塑造形態が技術的効果から切り離されることを条件として，たとえ商品自体又は梱包体／包装体の形状を構成していなくても，登録に適格となる。すなわち，すべての識別的な塑造形態は，商品を特定することができるものであり，必ずしもそれ自体又はその包装「である」必要はない。

例：

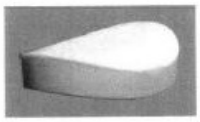 石けんを識別する	**登録可能**
 チョコレートを示す	**登録可能**
 眼鏡又は衣料品を示す	**登録可能**

消費者にサービスを特定するために十分に識別的な印象を与え，それをその競合者から個別化する塑造形態は，それ自体を技術的効果から切り離すことができるのであれば，登録に適格であると考えられる。

例：キャラクター，トーテム，建物又はスタンドの形式。

 金融及び不動産サービスを示す	**登録可能**

 電気通信サービスを示す	**登録可能**

そのため，立体記号は，それが対象とする製品／包装又はサービスの独自の，特別な，かつ厳密には機能的でない塑造形態からなる場合にのみ，商標としての登録を受けることができることになる。
立体商標の審査では，主として，当該対象物が，示された商品又はサービスに関連して，消費者による認識を可能にする物理的特徴を満たす潜在的に識別的な塑造形態を有するか否かが，その記号が市場において既に使用されているかに拘らず，評価されることに留意されたい。
立体商標の審査は，形状の安定性の原則を遵守するものとする。換言すれば，その物理的構成が最低限の硬度及び安定性を有していない，容易に変形する材料から構成されている対象物に関連する記号は，登録に適格とはならない。

例：

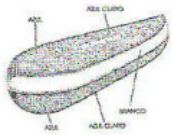 練り歯磨きを示す	対象物が安定な形状を有しておらず，極めて柔軟でペースト状の稠度を示すことから登録不能。練り歯磨きは，包装されているチューブから押し出されるたびに異なる塑造形態を呈する。

立体商標の審査時には，次の規則が適用されるものとする：
a) クレームされた立体的形状が，商品又はサービスとしてのその認識又は特定を可能にし得る一定の構造的特徴を提示しており，その結果，当該商品又はサービスを，特定の生産者又はサービス提供者に関連付けて，異なる出所の他の商品又はサービスから識別することができ，したがって，商品又はサービスを特定するという市場におけるその役割を果たしているか否か；
b) クレームされた立体的形状が，適用される商品又はサービスについての識別性要件を網羅するか否か；
c) クレームされた立体的形状が，適用される商品，その包装若しくは販売体裁の必然的な，共通の若しくは通常の形状，又は商品若しくはサービスに関する技術的効果から切り離すことができない形状でないか否か；

d)クレームされた立体的形状が，他の法的禁止に影響を与えないか否か(例えば，記念物の形状又は道徳を害する形状の瓶）；
e)何らかの法的禁止に関連する他の記号要素，例えば，第三者の権利を侵害する文字部分が存在するか否か；及び
f)クレームされた立体的形状が安定しているか否か。
伝統的商標の審査の場合と同様に，立体商標の分析は，その一部に対してではなく，セット全体に対して，この場合には，市場に提示される審査対象物の塑造形態の一部ではなく全体に対して行われる。

例：

	香水を示す	携帯用瓶の蓋であって，単独でクレームされていないもの。 蓋は瓶の一部にすぎず，全体としての瓶に限り，立体商標としての分析に適格であると考えられる。

商標登録出願の明細は，立体商標の目的を正確に示すものでなければならず，伝統的な商標とは異なり，その塑造形態に起因して，より狭い範囲の商品又はサービスに限定され得る。換言すれば，立体物は，その形状に内在する制限に起因して，商品又はサービスの分類の全範囲を示すことが常に可能となるとは限らない。

例：

	「口紅」及び「アイブローペンシル」を含む，分類 03 の複数の品目を示す毛髪用コーミングクリームのボトル。	製品自体又はその包装を構成する形状の場合には，記号は，クレームされた形状についての適切な明細が存在する場合にのみ登録可能である。
	「綿棒」，「ウェットティッシュ」及び「顔ふき」を含む，分類 03 の複数の品目を示す商品（石けん）の形状。	

立体記号に識別性を付与しない要素

a)対象物に添付された色彩，画像及びラベル：立体商標の分析は，常に審査中の対象物の塑造形態に依拠し，その形式が，共通の形状に関連して何らかの独特の特徴を示すことが不可欠である。したがって，立体物の表面に印刷することによって付加される文字的又は図形的要素－画像，ラベル又は色彩情報－は，その塑造形態に干渉しないことから，それに識別的性質を与えることができる要因とは考えられない。

b)浮彫：その表面が浮彫の図形的要素(描画，模様又は質感)を含んでいる立体商標は，そのような要素が，その独自性及び強さに応じて，分析中の対象物の塑造形態に程度を問わず干渉し得る限りにおいて，その識別的な印象が個別的に評価される。

c)隠れた要素又は直ちに明らかでない要素：標章の詳細の識別的特徴であって，認知／観察することができず，したがって，消費者が特定することができず，示された商品又はサービスを購入する行為に干渉しない特徴は，考慮されない。

5.14　団体商標出願の分析

LPI 第 123 条は，団体商標を，「特定の実体の構成員による商品又はサービスを特定するために使用される商標」であるとみなしている。

したがって，団体商標は，特定の集合体(団体，ユニオン，協同体，友愛組織又は集合的に組織される他の群)の構成員によって提供される商品又はサービスを特定し，それらを同共同体の構成員でない他の出所に由来する他の同一又は類似の商品又はサービスから識別することを目的とする記号である。

したがって，団体商標の登録は，集合体を代表する実体によって所有されなければならないが，この商標は，出所を個別に識別する商品又はサービスの商標とは異なり，この集合体との関連の表示としてその構成員によって使用されることに留意すべきである。

団体商標の出願は，LPI 第 147 条及び第 149 条に示されている条件を遵守して分析され，そこでは，記号の使用の条件及び使用の禁止を規定する，標章の規約の登録が記録中に含まれていなければならないと定められている。使用規約の変更は，加えられた変更を含む申請手続によって INPI に連絡しなければならず，連絡がないときは，そのような変更は考慮されない。

審査では，提出された書類がこの情報をすべて含んでいるか否かを確認し，適切な場合には方式指令を発令する必要があり，その公告日から 60 暦日以内に応答を受けるべきである。方式指令に対する不履行の場合には，出願は，確実に棚上げされることになる。方式指令に対して履行されているが，問題が解決されない場合又はその設定に異議が唱えられた場合は，使用規約に関する評価についての審査が行われる。

5.14.1　団体商標の審査についての指示

団体商標の登録可能性の審査は，商品又はサービス商標の登録可能性の審査と相違なく，この性質の登録に必要なものと同一の条件及び属性を含む。しかしながら，LPI 第 154 条の規定に留意すべきである：

「既に使用され，かつ，その登録が消滅している団体商標及び証明商標は，その登録の消滅

から5年が満了する前には，第三者の名義で登録を受けることができない」。
したがって，上記の条件を妨げる先の登録の存在は，次のように規制しているLPI第124条第XII項に基づく拒絶を生じさせる：
「第154条の規定に従って，第三者によって団体商標又は証明商標として登録されている記号の複製又は模造は，商標としての登録を受けることができない」。
同様に，任意の種類の商標の登録可能性の審査は，LPI第124条第XII項の規定に基づくものを除き，団体的性質の事前の妨害に関して特別な法的規定を有していない。団体商標に係る抵触の提起は，特殊性の原則に従い，相互に異なる市場区分に由来する商品／サービスを示そうとする商標間の誤った連携の可能性を排除することにも留意すべきである。

出願人

この種類の商標の定義によれば，またLPI第128条(2)の規定に従って，団体商標登録の出願は，団体を代表する法人であって，その構成員の活動とは異なる活動を実施することができる法人によって提出されなければならない。上記の法的規定の遵守を決定するためには，団体商標登録を請求する実体が代表的実体として特徴付けることができること又はそれが組合員／参加者から構成されるか否かを検証するために，ファイルに添付されている表明された法人の目的又は定款一式において提示された証拠が考慮される。
手数料又は団体維持費の存在，会員証明書の発行，団体の条件及び構成員間の定期会合が行われていることは，出願人による団体商標登録の出願の合法性の裏付けとして提示することができる要素である。記録に含まれる情報が，出願人による団体商標登録の出願の性質に関する疑義を解決するのに十分でない場合は，決定的な分析のために付加的要素が必要となり得る。
出願人の活動は，共同体の構成員の活動及び示そうとする商品又はサービスと異なっているものの，アフィニティを保持していなければならないことに言及すべきである。

団体商標の使用を規制する規約

LPI第147条の規定に従って，また2013年3月18日付の規範命令No.19/2013により，団体商標登録出願には，標章の使用を規制する規約を添付しなければならない。規約は，願書に添付しない場合は，商標の出願から60日以内に提出すべきである。提出がないときは，同条補項の規定に従って，出願は最終的に却下される。
出願人によって提出された規約は，次の項目を含んでいなければならず，含んでいないときは，あり得る訂正又は明瞭化を求める方式指令が設定される：
a)団体の出願人の説明であって，その分類，法人の目的，住所及びそれを代表する権限を有する個人又は法人を示す説明；
b)LPI第152条を遵守して，定款に規定されていない場合は，登録出願の最終的な取下げ又は商標登録の放棄(一部若しくは全部)のための条件；
c)当該記号を使用することが許可される者(自然人又は法人)を，記号を使用するための要件又は条件に関して記載しなければならない；
d)存在する場合は，記号を使用するための条件。記号の使用の条件に関する詳細が欠如している場合には，適用可能な条件は，法規によって定められている条件に限定されると理解される；

e)存在する場合は，記号の不適切な使用の場合に適用可能な制裁。出願人が不適切な使用の定義を詳述していない場合は，これは，項目「d」に記載されている条件に反する方法での団体商標の使用と認知される。
他の一般的規定は，出願人／所有者が随意に追加することができる。使用規約がこの規約の適用可能性に関する何らかの関連書類に言及している場合は，書類はそれらを添付物として含めるものとし，含めないときは，本規則に適合することを求める方式指令が設定されることに留意すべきである。
LPI 第 149 条の規定に従って，使用規約の変更は，そのような変更を記載した申請によってINPI に連絡しなければならず，連絡がないときは，それらの変更は考慮されないことに留意すべきである。
変更を含む規約は，上記の事項に従って分析され，そのような制限の適合性を求める要件の設定に従うことを条件とする。規約の適合性に関する要件が満たされていなければ，適切な規約がファイルされていない場合，登録出願が却下され，又は上記に示した適切な様式を使用した，ファイル上の規約を補正する申請の提出を伴う。
使用を規制する規約に対する補正が上記の規定に従っている場合は，補正は受理され，RPI における適切な通達によって公表される。

5.15　証明商標出願の分析

証明商標の出願は，LPI 第 148 条に示されている条件を遵守して分析される：
第 148 条－証明商標登録出願は，次の事項を含むものとする：
(I) 証明される商品又はサービスの特徴及び
(II) 所有者が採用する予定の管理措置
したがって，証明商標出願の出願人は，次の事項を含む書類を提出しなければならない：
・証明対象とする商品又はサービスの特徴であって，出願人が重要と考える，品質，性質，使用される材料，生産手順又はサービス提供などに関する商品又はサービスの説明を記述するもの。証明対象とする商品又はサービスに利用可能な特定の法規，規制又は技術的仕様が存在する場合は，プロセスに添付しなければならない。
・商標所有者が証明対象とする商品又はサービスを証明するために使用する管理措置及び商標の誤使用の場合に適用される制裁。
そのような書類は，出願時に願書に添付するか，又は出願の後 60 日以内に提出しなければならず，提出がないときは，出願は却下されることに注目すべきである。証明商標の出願人は，証明の対象とする商品又はサービスと商業的又は工業的関係を保持している活動に携わってはならないことに留意することが重要である。
証明商標登録出願の審査は，これらの条件を満たすことを基本とする。審査では，提出された書類がこの情報をすべて含んでいるか否かを検証し，適切な場合には方式指令を設定する必要があり，60 暦日以内に回答を受けるべきである。方式指令に対する不履行の場合には，出願は最終的に却下される。方式指令に対して履行されているが，問題が解決されない場合又はその設定に異議が唱えられた場合は，審査は継続される。

5.16　調査

先行登録についての調査

妨害する先行登録についての調査においては，コンピューターシステムによって提供される代替法が使用され，潜在的な観念的抵触に注意を払い，文字の可能性及び組合せ，音声的類似性を探索する。2013 年 5 月 14 日付の決議 INPI/PR No.88/2013 によって定められているように，先の登録についての調査は，異なる分類体系の分類間の対応する場合を除き，当該出願においてクレームされた分類のみに限定されることに注目すべきである。
異議申立を受けた出願の場合の調査についての特別な指示は，項目 5.12.1 異議申立を受けた出願の審査についての一般的指針において見出すことができる。

インターネットによる調査

インターネットは，商標登録出願の審査のための別の有益な情報源であり，疑義を解決し，又は理解を強化することができる。しかしながら，多くの結果は誤ったデータを提供し，誤解を生じ得ることから，この手段によって得られた情報の関連性及び信頼性を常に観察することが必要である。

辞書による調査

外国語による記号の場合には，その登録可能性を分析する際にその意味が考慮される。特に拒絶の場合には，標章が識別しようとする商品又はサービスに関する平均的な消費者の知識のレベルが考慮される。この推奨は，一般に使用され，標章が対象とする公衆に知られている言語についてのみ有効であることに留意することが重要である。

5.17　商標の共存

共存合意書

INPI/CPAPD 技術見解書 No.001/12 によれば，標章の「共在合意書」又は「共存合意書」と表示された書類は，商標登録出願の審査を支援する要素としてのみ機能し，標章の登録可能性に関して確信を得るための付加的要素と考えられる。
すなわち，庁がそのような書類が十分に説得力を有するか否かを評価することができるように，当該標章と他人の先に登録された商標との連携又は混同の可能性を排除することに加えて，この意味での先の権利の所有者による抗議の提出の可能性を排除して，その記された市場区分において抵触する標章が共存することを可能にすることが歓迎される。
そのような合意書の存在にも拘らず，当該記号について，抵触している商品若しくはサービス又は当該記号の構成に依存して，共存が実現不可能であるとみなされる場合は，当該記号間の混同又は連携の危険性を十分に回避する手段として，出願人又は先の権利の所有者に対して，所望の保護の範囲を制限するように，方式指令を設定することができる。例えばその商標として意図された記号に関連して，そのような指令を設定することができるが，ただし，項目 9.1 商標の変更(自己の権利を守るための商標の登録不能部分の取下げ)に記載している指針に従って，一定の商標要素の削除により，記号の識別的性質を変更することなく，先の商標に対して十分な隔たりが生じる場合に限る。

同一の経済集団の所有者による商標の共存

INPI/PROC/DIRAD 見解書 No.12/08 は，同一の経済集団に属する所有者による類似の標章が，示された商品又はサービス間にマーケティング・アフィニティが認められる場合であっても，先の登録の所有者の事前の許可なしに共存する可能性を定めている。同一の経済集団の企業間の関係は，適切な許可書類によって証明されなければならず，単なる宣言又は更に両方の企業が共通のパートナーを有することのみでは受理されないことに注目すべきである。そのような書類が存在しない場合は，利害関係人に対して，方式指令が設定される。

最後に，同一所有者による二重商標を禁止している，LPI 第 124 条第 XX 項の違反の可能性に留意することが必要である。

5.18　登録可能性に関する決定

商標記号の登録可能性に関する決定は，事案に関連するすべての要因，効力を有する法規及び基準並びに同一又は類似の記号又は状況に係る従前の行政上及び司法上の決定を考慮する。

従前の決定

機関の過去の決定は，登録可能性の審査を補助する上で有益な資源となる。したがって，当該商標と同一又は類似の記号(出願人又は第三者による)に係る従前の決定は，却下された又は消滅した請求又は登録の場合であっても遵守及び考慮され，行政の二次レベル又は司法上の決定に特に重点が置かれる。

しかしながら，そのような決定の時点で効力を有する種々の法律，指令及び基準に注意を払うべきである。

5.19　適用可能な通達

実体審査は，商標登録出願自体の分析であり，この時点で，審査中の記号が産業財産法の規定に従っているか否かに関して確認される。この工程では，出願を次の何れかとして分類する：方式指令，保留，承認及び拒絶。

5.19.1　方式指令

方式指令は，当事者に対して，情報を提供し，変更を加え，又は事案の審査を進めるのに必要な書類を提出するよう要請する，中間的性質の命令である。これは，LPI 第 159 条に従って，その公告から 60 日以内に回答を受けるべきである。

第 159 条　異議申立の期限が満了した後に，又は提出された場合は抗弁の期限が満了した後に審査が行われるものとし，その間において方式指令を設定することができ，これは 60 日以内に回答を受けるべきである。

(1) 方式指令に対して応答がなかった場合は，請求は確実に却下される。

(2) 一旦回答が行われると，たとえ方式指令が未だ満たされていない又はその設定に異論が唱えられている場合であっても，更なる審査が進められる。

次の場合には，方式指令が発令される：

a)商品又はサービスの不適切な明細

商品若しくはサービスの明細が一般的であると思われる場合，異なる分類の商品及びサービスを含んでいると思われる場合，違法と考えられる商品若しくはサービスと同等の用語を含

んでいると思われる場合又は更にもしあれば，条約優先権の証拠書類に含まれる明細の範囲を拡大すると思われる場合には，方式指令が必要となる。要件の設定につながる明細及び状況を検討するための特別な指針は，項目 5.4 商品及びサービスの明細の分析において見出すことができる。

b)**第三者の個人名称，署名，肖像，雅号及び芸名の登録に対する許可の欠如**

LPI 第 124 条第 XV 項及び第 XVI 項に規定されているように，クレームされた標章が，第三者の個人名称，肖像，雅号又は芸名から構成されている場合には，人格権の所有者の許可を提出することが必要であることから，データの補完が必要である。

c)**第三者によって主催される公の若しくは公に認められた行事の名称，賞牌若しくは標章又は第三者の著作権によって保護されている著作物の登録に対する許可の欠如**

LPI 第 124 条第 XIII 項及び第 XVII 項に規定されているように，クレームされた標章が，第三者によって主催される公の若しくは公に認められた行事の名称，賞牌若しくは標章又は第三者の著作権によって保護されている著作物から構成されている場合にも，所有者の許可を提出することが必要であることから，データの補完が必要である。

d)**明細においてクレームされた商品又はサービスについて宣言された活動と異なる活動**

方式指令が発令される別の例は，報告された活動に関してである。商標出願様式は，LPI 第 128 条に基づいて，商標の使用者に対して，法律上の処罰に従うことを条件とし，活動がクレームされた商品又はサービスと適合する機会を与えているにも拘らず，分析の時点で，クレームされた商品又はサービスと適合する活動の実施に関する疑義を明瞭化するよう出願人に要請することがある。

e)**委任状が判読不能である，不完全である，異なる情報を含んでいる又は存在しない(紙面によって提出された出願の場合)**

項目 5.6.1 委任状における指針に詳述しているように，委任状が判読不能である場合，消し跡がある場合，翻訳文が添付されていない場合，日付が古い場合，所要の情報が脱漏している場合又は異なる情報を提示している場合には，方式指令が発令される。

委任状が添付されていない紙面によって提出された出願であって，委任状に関するボックス(「添付書類」欄)にチェックされ，ページ数に関する受領記録を含んでいない出願もまた，方式指令に従うことを条件とする。

外国の所有者の出願の場合には，LPI 第 217 条により，出願人は，ブラジルにおける法律上の代表者を定め，弁護士又は代理人に権限を付与して，最初の行為から 60 日以内に委任状を提出することが必要となる。これらが満たされていないときは，却下される。

f)**条約優先権の証明書類が不完全である，判読不能である，翻訳文が添付されていない又は翻訳文が欠如している(紙面によって提出された出願の場合)**

条約優先権を伴う出願の場合には，項目 5.6.2 条約優先権を証明する書類に含まれる指針のとおり，提出された書類が不完全(翻訳文，明細若しくは商標データの何れか)又は判読不能であり，その結果，必要な情報の特定を妨げるときには，方式指令が設定され得る。

条約優先権の証明書類が添付されていない紙面によって提出された出願であって，「優先権主張に関する書類」又は「本国における提出の証明」に関するボックス(「添付書類」欄)にチェックされ，ページ数に関する受領記録を含んでいない出願もまた，方式指令に従うことを条件とする。

g)**ブラジルにおいて登録されている地理的表示を含む標章**

審査中の記号がブラジルにおいて登録されている地理的表示の複製又は模造を含んでいる場合は，項目 5.11.9 地理的表示に記述している条件に従って，出願人に対して，そのような用語を除外してその出願を進めることを望む旨の宣言を求める方式指令が定められる。

h)判読不能，不完全又は不適切な団体商標の使用規約

判読不能な団体商標の使用規約又は項目 5.14.1 団体商標の審査についての指示に詳述している要件を満たしていない使用規約は，方式指令に従うことを条件とする。その後に所有者によって提出された規約の修正についても同様である。

i)判読不能，不完全又は不適切な証明商標の技術書類

判読不能，不完全又は不適切な技術書類を含む証明商標出願についても，項目 5.15 証明商標出願の分析の規定により，方式指令の発令が必要となる。

j)共存合意書及び同一の経済集団の企業

項目 5.17 商標の共存における指針のとおり，共存が実現不可能とみなされる関与する記号についての共存合意書の適用に関しては，明細又は商標記号の適合を求める方式指令が必要となる。同一の集団における企業が所有している商標の場合には，両当事者に対して，そのような事業上の関係を適切な書類によって証明することを求める方式指令を発令することができる。

k)LPI 第 124 条第 V 項に基づく異議申立者に対する方式指令

LPI 第 124 条第 V 項に基づく異議申立を審査する際には，項目 5.12.5 LPI 第 124 条に基づく異議申立における指示に従って，異議申立を受けた出願においてクレームされた商品又はサービスが，競合当事者の主要な活動と明確に一致しない場合には，主張された活動の有効な実施を証明するために，方式指令を発令することができる。

方式指令への回答又は反論の範囲における商標の登録不能部分の取下げ

方式指令に対する回答として，出願人が，その抗弁において，記号の登録不能な用語又は要素の除外を請求した場合は，INPI/PROC 見解書 No.48/03 に基づいて，次の条件が満たされるとき商標を変更する可能性が許可される：

a)登録不能な要素の取下げは，当初請求された記号の主要な特徴を変更し，又は出願を再公告する必要性を生じさせるものであるべきではなく；

b)得られた記号は，当初請求された標章の残りの要素のみからなるべきであり，図形又は単語要素の追加又は置換及び文言又は画像の意味を変化させる一切の変更は許容されない。

変更は，出願の承認又は拒絶の前に使用者によって請求された場合に限り受理され，図形的又は文字的要素の追加を含んではならないことに注目すべきである。登録不能な要素の取下げが進められるときは，残存する記号は，法律に定められている他の禁止に照らして分析される。

例：

元の標章	出願人の請求によって変更された標章	決定
Passaredo	Passaredo	芸術の著作物の商標の登録に対する許可の提出を求める方式指令に対する回答として，出願人が，クレームされた記号について，第三者の著作権によって保護されている画像の取下げを請求している。残存する記号は，他の法的禁止に照らして分析される。
1 Nelson Rodrigues	1	フォントサイズ：80%}。変更は受理される。しかしながら，この記号は，LPI 第 124 条第 II 項の侵害を考慮して拒絶される。

サービスの請求方法	
サービス：	方式指令に対する履行
コード：	340
付加的情報：	3.7.1 方式指令に対する履行に関する申請 納付表

5.19.2　保留

保留は，登録出願の実体に関する宣告の前に，まだ最終的に決定されていない先行案件の処理が終了するまで審査を延期することを決定する，予備的性質の通達である。

そのような事情としては，先行案件の次の状況を挙げることができる：

a)最初の 10 年の登録期間に関する手数料の納付及び登録証の発行待ちである請求；

b)全部又は一部の拒絶に対する審判請求の期間待ちである請求；

c)全部又は一部の拒絶に対する審判請求の審査待ちである請求；

d)移転手続に関する最終決定待ちである請求；

e)行政上の無効手続(PAN)に関する最終決定待ちである登録；

f)審理中の出願又は登録。

保留の例外

2013 年 5 月 14 日付の決議 No.88/2013 第 4 条(3)に規定されているように，調査において特定された先の登録の少なくとも 1 つが既に正当に登録されている場合は常に，この一覧が係属中の他のクレーム又は登録を含んでいても，拒絶に対する審判請求をすることを支援するために，複数の法的禁止の波及を観察しつつ，RPI において公告される決定内容において示されるべき他の先の登録を残して，分析中の記号はこの登録商標によって拒絶される。

5.19.3　承認

登録出願の承認は，審査された記号が如何なる法的規定にも違反せず，規定された登録可能性の条件を満たしている場合に行われる。したがって，出願が承認を受けたら，商標の最初の 10 年の有効性及び通常期間(RPI における決定の公告後 60 日)又は特別期間(通常期間の終了後 30 日)の何れかにおける登録証の発行についての手数料を納付するのは所有者次第である。納付が果たされないときは，登録出願は却下される。

商標登録の付与に関する付加的な情報は，項目 6.1 登録の付与において見出すことができる。

5.19.4　拒絶

拒絶は，法律に定められている禁止の違反により商標登録出願を否定する，決定的性質の通達である。但書の適用又は指定された品目の職権による取下げもまた，商標に付与される保護の範囲を決定するために，権利を制限するものである。したがって，2001 年 2 月 1 日付の INPI/PROC/DICONS/規範見解書 No.004/2001 によって規定されているように，記号が但書付きで承認された場合又は明細が職権をもって補正された場合には，一部拒絶が行われ，審判請求に従うことを条件とする。

全部又は一部拒絶された出願の所有者は，LPI 第 212 条の条件に留意して，決定に対する審判請求をすることができる：

第 212 条　別段の規定が明示されている場合を除き，本法の決定は審判請求に従うことを条件とし，60 日以内に申し立てるべきである。

(1)　受領された審判請求は，完全な停止及び移審の効果を有し，該当する場合，第 1 審の審査に関するすべての規定が適用される。

(2)　特許出願又は登録の最終的却下を決定する旨の決定及び出願，追加証明書又は商標登録を承認する旨の決定に対しては，審判請求をすることができない。

(3) 審判請求は，INPI 長官によって決定され，それによって行政段階は終了する。

5.19.5　他の通達

実体審査においては，登録出願及びそれに関連する申請は，次のような他の種類の通達に従うことを条件とし得る：

再公告

再公告は，既に公告され，その書誌データに重大な変更のあった登録出願に対して，第三者が抗議することを可能にするという機能を有する。登録出願の再公告を生じさせる状況としては，次のものがある：

a)項目 9.2 商品及びサービスの分類及び明細に関する変更に規定している，方式指令に従って請求された一般的な明細の変更；

b)項目 5.4.5 違法と考えられる商品又はサービスに相当する用語を含む明細の条件に基づく，方式指令に従って請求された違法行為と類似の商品又はサービスを含む明細の補正；

c)項目 5.6.2 条約優先権を証明する書類及び項目 5.4.6 条約優先権を伴う出願の明細において取り上げている，条約優先権の喪失(職権による除外又は取下げによる)；

d)項目 9.1 商標の変更に規定している，文字商標中の誤植の訂正；

e)項目 9.1 商標の変更に示している訂正を考慮した，色彩クレームにおける誤り又は脱漏の

訂正；
f)出願人の名称における訂正；
g)先の公告において脱漏した条約優先日の詳細の挿入；
h)条約優先日の詳細の訂正；
i)システムへのデータ入力中に脱漏した明細品目の挿入(先に提出された紙面出願及び添付物を含む自由形式の明細の電子出願)；並びに
j)不正確なスキャンにより誤って白黒で公告された，クレームされた商標画像の色彩の訂正(紙面出願)。
原則として，明細品目の削除(職権又は請求による)及び文字部分の記述と商標画像との相違の訂正は，出願の再公告を生じさせないことに注目すべきである。

委任状の欠如による却下
LPI 第 216 条(2)に規定されているように，出願／手続の日から 60 日以内に，委任状をファイルに添付しなかった代理人によって提出された出願又は申請は，却下される。判読不能な又は消し跡がある委任状は，その期間内に所要の対象物が添付されるよう方式指令に従うことを条件とすることに留意されたい。

通達の無効
次のような手続上の誤りによる誤って下された命令は，審判請求に従うことを条件とする：
a)法定期限の不遵守；
b)適時の申請の不遵守；
c)必須書類，とりわけ，委任状，団体商標の使用規約などの不在の見落とし；及び
d)方式指令を生じさせるか又は関与する出願若しくはファイルの審査の進捗に影響を与える，他の手続上の問題。

通達の修正
とりわけ，不正確又は不完全な文章を含む通達及び法的決定に基づいて以前に排除された登録などの情報が脱漏している通達は，修正を受けることができる。通達の修正は，プロセスの進捗を変更しないことから，無効とは異なる。

申請を認めない旨の決定
LPI 第 219 条に準拠して，次の申請，異議申立又は審判請求は認められない：
a)法定期限の後に提出されたもの；
b)法的根拠のないもの；又は
c)対応する手数料の納付受領書が添付されていないもの。
項目 5.12.1 異議申立を受けた出願の審査についての一般的指針に示しているように，法定期限の後に提出された異議申立の特徴を有する申請及び申立は，LPI 第 219 条第 I 項の規定を考慮して，認められないことに留意すべきである。

申請に不利な事前判断を下す旨の決定
対象物が欠如している申請の審査，すなわち，出願，登録又は申請が請求手続の時点である

手続状況により意図した行為が適用可能でない申請の審査は不利な事前判断を下され，そのような状況としては，次のものがある：
a)委任状の欠如，取下げ又は要件の不遵守により却下された出願に対する異議申立申請；
b)却下された，認められない，又は不利な事前判断を下された異議申立に対する抗弁申請；
c)手続の時点で審判請求が申し立てられていない却下／拒絶された出願に対する移転申請；及び
d)手続の時点で消滅している登録に対する移転申請。

申請に応じる／応じない旨の決定
最終的に，出願又は登録の処理に係る当事者は，申請によって，事案に関連するデータ又は証書の訂正を請求することができる。申請人の請願に応じるか否かに関しては，請求された訂正の有効性が評価される。
決定の実体に関する議論に係る疑義(審判請求，実証等)は，特定のサービスに従うことを条件とし，方式的又は実質的な誤りの訂正のみを意図している誤りの訂正の INPI カテゴリーには該当しないことに留意されたい。

申請を承認／拒絶する旨の決定
実体審査においては，次の申請は，承認又は拒絶に従うことを条件とし得る：
a)登録出願の取下げ；
b)申請の取下げ；
c)代理人の選任，解任又は改任；
d)条約優先権の主張の追加；
e)委任状の放棄；
f)商標登録の放棄；
g)回復期限；及び
h)利害関係人の過失によるプロセスにおけるデータの訂正。
LPI 第 212 条に規定されているように，そのような申請を承認又は否認する旨の決定は，審判請求に従うことを条件とする。

5.20　登録出願の取下げ
商標登録出願又は異議申立申請を取り下げるためには，出願人は，申請を提出するものとし，該当する場合，受諾者が INPI にそのような手続を実施する権限を有することを証明する委任状を添付するものとする。取下げ申請を提出する方法に関する情報は，項目 3.7.8 取下げ又は権利放棄の申請に記載している。

登録出願
登録出願を取り下げることを望む出願人は，出願人自身の申請によってそれを行わなければならず，申請は，商標の付与より前の任意の時点で提出することができる。取下げ申請が代理人によって提出された場合は，代理人が取下げを行う明示的権限を有することが必要である。

取下げ申請

取下げ申請は，登録の付与又は移転などの他の手続の前の任意の時点で提出することができ，必要に応じて，取下げが法律上の代表者によって提出された場合は，取下げを行う明示的権限を有する委任状を添付する。

取下げの明示的権限を有する委任状

代理人によって提出された取下げ申請の場合には，そのような書類がファイル上に存在することが必要である。取下げの権限を付与する委任状がまだ登録されていない場合は，取下げ申請に添付する必要がある。

サービスの請求方法	
サービス：	登録の取下げ請求
コード：	383
付加的情報：	3.7.8 取下げ又は権利放棄の申請 納付表

6.　登録の付与，維持及び消滅

6.1　登録の付与

登録は，出願人が商標の最初の 10 年に関する手数料の納付を行い，登録証が発行されたときに付与される。商標は，RPI における付与の公告日から 10 年間有効である。この期間の終了時に，所有者は，その商標の登録を維持することを望む場合は，存続期間の延長を手配するものとする。

6.1.1　登録証の閲覧

登録証は，対応する手数料の納付後に発行される，商標登録の付与を証明する書類である。通達が公告され，最初の 10 年及び登録証の発行(通常又は特別期間の何れか)についての手数料が納付されたら，出願が許可され，RPI において公告され，公告日が付された登録証が発行される。

登録証は，標章，登録番号及び登録日，所有者の名称，国籍及び住所，商標が示す商品又はサービス，登録の特徴並びにもしあれば，外国の優先権を含むものとする。

REPÚBLICA FEDERATIVA DO BRASIL
Ministério do Desenvolvimento, Indústria e Comércio Exterior
Instituto Nacional da Propriedade Industrial
Diretoria de Marcas

Certificado de registro de marca

Processo nº:

O Instituto Nacional da Propriedade Industrial, para garantia da propriedade e do uso exclusivo, certifica que a marca abaixo reproduzida encontra-se registrada nos termos das normas legais e regulamente em vigor, mediante as seguintes características e condições:

Data de depósito:
Data da concessão:
Fim da vigência:

Titular:
CNPJ:
Endereço:

Apresentação: Mista
Natureza: Marca de Produto
CFE(4): 2.1.25 e 27.5.1
NCL(9): 25
Especificação: Chapéus, bonés etc;Calçados em geral *;Vestuário *

Rio de Janeiro, 05/08/2014

Vinicius Bogéa Câmara
Diretor

INPI Assinado digitalmente por VINICIUS BOGEA CAMARA:68128653750
Em:18/09/2014

2014 年 9 月 15 日付の決議 No.136/14 によって定められているように，商標登録証及びその複写は，ブラジル公的個人認証サービス(ICP-Brazil)の基準に定められているように，認証局によって発行された電子署名を用いて，デジタル形式でのみ発行される。登録証へのアクセスは，INPI のウェブサイト上でなされる。

商標登録証の閲覧は，その所有者又はその代理人のみが，e-INPI(検索モジュール)サービスへアクセスするためのログイン及びパスワードによってのみ可能であることに注目すべきである。所有者又はその代理人は，登録証を取得するために，デジタル証明書を有する必要は

ないことに注目すべきである。
登録証が入手可能である場合は，次の例のとおり，登録証の発行サービスに対応する行に，PDF ファイルのダウンロードアイコンが含まれる：

発行された商標登録証は，INPI のウェブサイトで，RPI における公告日から 60 日以内にダウンロード可能である。

サービスの請求方法	
サービス：	商標登録の最初の 10 年の有効性及び登録証の交付(通常期限)
コード：	372
サービス：	商標登録の最初の 10 年の有効性及び登録証の交付(特別期限)
コード：	373
サービス：	商標登録証の複写
コード：	351
付加的情報：	3.9 免除されるサービス様式 納付表

6.1.2　登録証の再発行

登録証は，INPI の誤り又は脱漏によって生じた不正確な書誌データがある場合には，再発行されるものとする。不正確な旧登録証は，新たな登録証に差し替えられる。

サービスの請求方法	
サービス：	RPI における公告の誤りの修正
コード：	366
付加的情報：	3.7.6 訂正及び修正に関する申請 納付表

6.2　所有者の権利

LPI 第 129 条によれば，商標の所有権は，有効に付与された登録によって取得され，所有者には，ブラジル国内全域における登録された記号の排他的使用が保証される。
本法規はまた，優先日又は出願日に，ブラジル国内において，クレームされたものと同一又

は類似の商品又はサービスを示し，又は証明するために，INPI に提出された別の標章と同一又は類似の標章を善意で使用していた者は，登録についての優先の権利を有すると規定している。この権利の譲渡は，商標の使用と直接的な関係を維持している企業の事業又はその一部の移転でのみ，売却又はリースによって，行うことができる。
これはまた，所有者に，その登録又は出願を譲渡し，かつ，それを使用するライセンスを許諾する権利を与え，その本質的な信頼性又は名声を確保することにより，その商標が市場において不利な取扱いを受けるのを防止する。
本法によって保証されている保護は，合法的かつ適切に規制された方法で実施される所有者の活動に関連する紙面，印刷物，広告及び書類における商標の使用に及ぶ。
しかしながら，本法は，商標所有者に対し，その絶対的所有権を保証するものではなく，所有者によってクレームされた商品及びサービスのみを示すためにそれを使用する権利を保証するものである。したがって，所有者は，次の事項を妨げる権利を有さない：
・その商標が，代理店又は販売業者によって，示される製品の販売促進又はマーケティングにおいて，その者の記号とともに使用されること。例：ガソリンスタンド「SANTA TERESA」は，そこで販売されるガソリンが，燃料供給業者が所有権を有する「ESSO」商標のものであると表示することができる。
・その商標が，付属品製造業者によって，製品の目的を表示するために使用されること。ただし，製造業者が公正な競争慣行に従うことを条件とする。例：ブレーキディスクの製造業者 XYZ は，製品が，車両製造業者の所有商標である「UNO」及び「PALIO」車を対象とすると表示することができる。
・その商標が，所有者自身又はその同意を得ている第三者によって国内市場に出された製品について，その自由な流通の妨害となること。例：自転車の製造業者「ABC」は，これらの製品が国内市場で自由に販売されるのを妨げることはできない。
・その商標が，講演，科学若しくは文学の著作物又はその他の出版物において引用されること。ただし，商業的な含意がなく，かつ，その識別的性格を損なって通俗化させることがないことを条件とする。

6.3　所有者の義務

商標所有者の義務は，次の事項である：
a)10 年ごとに登録を更新すること。更新しないときは，LPI 第 133 条に準拠して，登録が消滅する；
b)商標が付与された対象である商品又はサービスを特定するために，その付与日の後 5 年以内に商標を使用すること。使用しないときは，登録の取消が命じられる虞がある；及び
c)LPI 第 217 条に記述されているように，外国に住所を有する所有者の場合には，正当な資格を有するブラジルに住所を有する代理人を指名し，かつ，維持し，代理人には，召喚の受諾を含め，行政的及び司法的に所有者を代理する権限を付与すること。これらが満たされていないときにも，登録が消滅する。

6.4　登録の更新

LPI 第 133 条に規定されているように，「登録は，その付与日から 10 年間有効となり，連続する同一の期間ずつ更新可能である」。

更新の付記を受けるためには，次の条件を満たさなければならない：
a)LPI 第 133 条(1)に規定されているように，更新申請は，登録期間の最終年度中に提出しなければならず，又はこの期間中に提示されなかった場合は，所有者は，それが使用されていない場合であっても，追加手数料の納付により，登録の有効期間の最終日の翌日から 6 月以内にそれを行うことができる(同法第 133 条(2))；
b)更新請求は，権利所有者が行わなければならない；
c)INPI サービスの手数料表に記述されている正確な額で手数料の納付を実施すること，紙面による又は電子的な特定の申請による納付証明は必要でない；
d)GRU の発行時に，登録に表示されている商品又はサービスから構成される所有者の事業活動が継続している旨を宣言すること；及び
e)団体商標登録及び証明商標登録の所有者は，それぞれ LPI 第 128 条(2)及び(3)に記述されている法的条件を引き続き遵守するものとする。遵守しないときは，延長は承認されない。
2014 年 9 月 15 日付の決議 No.136/14 によって定められているように，延長を受けた商標登録の登録証は，ブラジル公的個人認証サービスによって定められている基準に従って，認証局によって発行された電子署名を用いて，デジタル形式でのみ発行される。登録証へのアクセスは，INPI のウェブサイト上でなされる。
商標登録証の閲覧は，その所有者又はその代理人のみが，e-INPI サービスへアクセスするためのログイン及びパスワードによってのみ可能であることに注目すべきである。登録証が入手可能である場合は，登録証の発行サービスに対応する行に，PDF ファイルのダウンロードアイコンが含まれる。

サービスの請求方法	
サービス：	商標登録の更新及び登録証の発行(通常期間)
コード：	374
サービス：	商標登録の更新及び登録証の発行(特別期間)
コード：	375
付加的情報：	3.9 申請免除のサービス 納付表

6.5　剥奪

登録の更新に加えて，所有者は，商標が登録された対象である商品又はサービスを特定するために，付与されたとおりに又はその元の識別的性格の変更なしに商標を使用し，そうでなければ，不使用を正当な理由によって正当化する義務を有する。義務が果たされないときは，LPI 第 142 条第 III 項に準拠して，その登録が剥奪される。
この手続は剥奪と呼ばれ，詳細は LPI 第 143 条に記載されている。
第 143 条　正当な利害関係を有する者は，その付与から 5 年後の申請日時点において，次の場合は，登録の剥奪を申請することができる：
(I) 商標の使用がブラジルにおいて開始されなかった場合；又は
(II) 商標の使用が 5 年を超えて連続して中断されていたか，又はそれと同一の期間において，標章が，登録証に含まれるその元の識別的性格の変更を含意する修正形態で使用されていた場合。
(1) 所有者が，商標の不使用を正当な理由によって正当化した場合は，剥奪を行わない。

(2) 所有者は，60 日以内に回答するよう通知され，商標の使用の証明又は正当な理由によるその不使用の正当化については，所有者がその義務を負う。
この文章を読めば，本法は，登録は，付与日から 5 年が満了した後に初めて調査に使用することができると定めており，かつその使用の中断については最大の 5 年の期間と定めていることが分かる。
LPI 第 143 条(2)に定められているように，登録の剥奪が請求された場合は，所有者は，剥奪通知から 60 日以内に回答するものとし，剥奪の申請日前 5 年以内の商標の使用を示すこと，又は正当な理由によるその不使用の正当化については，所有者がその義務を負うものとする。

6.5.1　正当な利害関係

剥奪手続の申請人は，その正当な利害関係を正当化しなければならない。正当化しないときは，剥奪申請が拒絶される。この正当化は，既に取得された権利，予期される権利又は同一若しくは類似の記号の提出による利害に基づくことができ，特殊性の原則が常に遵守される。
正当な利害関係を特徴付けるための条件としては，次のものが挙げられる：
・同一の商品又はサービスなどを示す同一又は類似の商標；
・同一又は類似の製品を示す同一又は類似の係属中の商標登録出願；
・人格権；
・著作権；
・剥奪される商標が示す商品及びサービスの市場区分と同一又は類似の市場区分における申請人の活動を特徴付ける他の権利。

6.5.2　許容要件

剥奪の宣言の請求は，次の場合においては，認められない：
a)申請日時点において，登録が付与された日から少なくとも 5 年が経過していない場合；
b)申請日時点において，過去 5 年間に請求された先の手続において，使用が証明されているか，又はその不使用が正当な理由によって正当化されている場合；
c)対応する手数料の納付証明書が添付されていない場合。
期限までに委任状が添付されなかった剥奪申請は，その所有者によって提示された場合を除き，LPI 第 216 条(2)に従って，却下されるものとする。

登録が剥奪の対象となる期限

登録は，付与日から 5 年が満了した後に剥奪の対象となる。

6.5.3　商標の使用調査及び使用証明

商標の使用に対する調査は，剥奪の申請日より前の 5 年の期間を対象とするものとする。
したがって，所有者は，調査期間中に，LPI 第 143 条第 I 項及び第 II 項の条件を満たしていたこと，すなわち，ブラジルにおいて商標の使用を開始したこと(第 I 項)又は商標の使用を 5 年を超えて連続して中止しなかったこと(第 II 項)を証明する書類を添付しなければならない。
何れの場合にも，使用証明として提出された書類中の標章は，登録証に含まれるその元の識別的性格の変更を含意する修正を含むことはできない。

証明手段
商標の使用を評価する際には，法律によって許容されるすべての証拠が考慮されるものとする。

ライセンス許諾商標又は許可を得ている第三者による使用
ライセンシー又は商標を使用する許可を得ている第三者によって提出された証拠の場合には，商標の使用者に対して所有者が単一の許可を付与していることを前提として，そのライセンス契約を INPI に登録する必要はない。

判読不能な又は日付が付されていない書類
専門証拠は，判読不能な，消し跡がある又は日付が付されていない書類を一切含んではならない。

会計書類
提出された会計書類は，次のようであるものとする：
・登録所有者，ライセンシー又は許可を得ている第三者によって発行されていること；
・調査期間内の日付が付されていること；更に
・付与されたとおりの商標及びそれが示した商品／サービスに言及していること。
請求書からなる証拠については，原則として，1 枚目は，取引先に渡されることから提供することができない。商品の配送又はサービスの提供の正当化及び証明を伴っている場合は，1 枚目の提示が例外的に証拠として受理され得る。

印刷物
提出された印刷物は，調査期間内の適切な日付が付されていなければならず，また，付与されたとおりの商標及びそれが示した商品／サービスに言及しているべきである。

海外に住所を有する所有者又は外国で製造された製品
海外に住所を有する所有者及びブラジルで製造されていない製品の場合には，商標の使用証明は，ブラジルにおける製品の輸入許可又は国内化の書類による証拠によって行うべきである。

外国語による書類
外国語による書類には，その簡単な翻訳文を添付しなければならないが，領事認証は免除される。

輸出製品
使用を調査している対象商標の印が付いた有効な輸出製品は，ローカル・マーケティングであると考えられる。

複数の商標の同時使用
同一所有者の名義による複数の商標の連結使用は，各々がそれ自体で示そうとする商品又はサービスを特定することが可能であることから，それらの各々の使用についての専門証拠として許容される。

混成商標，図形商標又は立体商標の使用を証明するための補足書類
混成商標，図形商標又は立体商標の場合には，会計的性質でなく，正当な日付が付され，当初登録された商標を含んでいる任意の補足書類が，使用証明として許容される。

譲渡された商標
譲受人である所有者によって発行された使用証明の場合には，この譲受人によって発行された書類は，移転契約に指定されている日から考慮されるものとする。

示された商品又はサービスの一部についての商標の使用証明
多様な商品又はサービスを識別しようとする商標を扱う際には，LPI 第 144 条に定められているように，その使用が証明されていない，登録証に指定されている類似又は関連していない商品又はサービスについて，失効が宣言される。

団体商標
団体商標を扱う際には，商標の使用は，所有者によって代表される実体の正当な構成員のみによって，かつ，LPI 第 151 条第 II 項に準拠して，標章の使用を規制する規約に従って，証明されなければならない。

証明商標
証明商標を扱う際には，商標の使用は，権利所有者によって，かつ，LPI 第 151 条第 II 項における標章の使用を規制する規約に定められている条件に基づいて，証明されなければならない。

商品及びサービスの国内分類(AN051/81)
明細のない商品及びサービスの国内分類(規範法 No.051/81)の条件に基づいて付与された登録商標の剥奪の通知時には，所有者は，剥奪される商標の国内分類及びサブクラスと適合する明細を提出するよう請求される。この意味では，提出された使用証拠は，剥奪される登録の国内分類及びサブクラスと適合する関連する明細の詳細を伴うべきであり，これは，登録期間が維持される場合には，登録に表示される。
商標の使用の審査は，登録に表示され，所有者によって提示された明細の詳細に基づいて行われる。新たな明細及び国内分類において列記されている商品又はサービスのアフィニティがあれば，それらの 1 つの使用証明が，それらすべてを維持するのに十分であることに注目すべきである。

例：

国内分類	詳細な明細	注記
29.10， 29.20 及び 29.30	食肉，缶詰肉，冷凍肉，鮮魚及び缶詰魚，野菜及び生野菜	食肉(29.10)を示すための商標の使用が証明された場合は，他の製品についての一部失権は宣言されず，その理由は，同一の製品市場区分であることから，当該記号は，第三者の登録に利用可能とならないからである。

他方で，コードが，商標が関連しない国内分類のものである場合は，同一の分類の場合であっても，使用証拠は，各国内サブクラスの少なくとも 1 つの品目について示さなければならない。

例：

国内分類	詳細な明細	注記
07.10 及び 07.25	自動車産業用機械，旋盤，自動車及びオートバイ	詳細な明細において列記されているすべてのサブクラス／製品についての使用証拠を示さなければならない。示さないときは，証明されていないコード及び製品に関して，一部剥奪が宣言される。登録の一部剥奪を命じる旨の決定は，審判請求の対象となる。

商標の特徴的要素に起因する商標の使用

文字商標

原則として，使用される文字商標は，手書き形式又は印刷文字の何れかでなければならない。しかしながら，混成表現の形式での商標の使用証明もまた，元の文字的要素を保持していることを条件として，許容される。

混成商標

混成商標の場合には，使用は，当初登録された形式又はその識別的性格の本質的変更がない形で証明されなければならず，他の如何なる表現形式も許容されない。

図形商標

図形商標は，登録されたとおりに使用すべきであるが，混成形式の表現もまた，保護されている図形的要素の識別的性格の根本的変更がないことを条件として，使用証明として許容される。

立体商標

立体商標の使用証明は，当初登録された塑造形態の使用を証明する書類によって行わなければならない。

6.5.4　一部剥奪

LPI 第 144 条に規定されているように，登録の剥奪は，一部とすることができる：

「商標の使用は，登録証中の商品又はサービスを含んでいなければならない。含んでいないときは，商標が使用されたことが証明されている商品又はサービスと類似しておらず又は同種ではない商品又はサービスに関して，登録が一部剥奪される」。
したがって，多様な商品又はサービスを特定する登録商標の使用証明の場合には，使用を証明していない商品又はサービスについて，これらが同一の市場区分に属していないことを条件として，又は更にそれらが使用証拠が存在した商品若しくはサービスとのアフィニティを維持していない場合は，一部剥奪が宣言される。

6.5.5　正当な理由による不使用

ブラジルにおける商標の不使用又はその使用の中断に関して，権利所有者の不活動の正当な理由が存在していた場合には，登録の剥奪は拒絶される。
商標の不使用又はその使用の中断の証拠は，証拠の自由の原則に従って所有者によって提示された，記録上に存在する広範かつ自由に利用可能な証拠に従って評価され，民事訴訟法第332条の意味に従って，道徳的に正当である限り，証拠の提示のためのあらゆる合法的手段によるものが許容される：
「すべての合法的かつ道徳的に許容される手段は，本法に指定されていない場合であっても，訴え又は抗弁の根底にある事実の真実性を証明するために使用することができる。」
1999年1月29日付けの法律No.9,784第30条の指針も同様である：
「違法な手段によって得られた証拠は，行政手続において許容されない。」
したがって，これらの指針に規定されている証明手段に加えて，道徳的に正当でない方法で得られていないことを条件として，あらゆる証明手段が許容される。
ブラジルにおける商標の不使用又はその使用の中断を証明するために権利所有者が示した理由の正当性を評価する際には，次の指針を遵守しなければならない：
・権利所有者によってなされた申立が，ブラジルにおける商標の不使用又はその使用の中断を正当化するための正当な理由であるか否か；
・権利所有者によって提示された証拠が，事実上及び法律上，ブラジルにおける商標の不使用又はその使用の中断を正当化するためになされた主張を証明しているか否か；
・提示された証拠が，ブラジルにおいて商標を使用するための権利所有者による真剣かつ有効な措置の使用を証明しているか否か。

6.5.6　団体商標の剥奪

LPI第153条は，団体商標は，第143条から第146条までに記載されている条件を遵守して，許可を得ている2以上の者によって登録が使用されていない場合は，剥奪され得ると定めている。団体商標の使用は，団体の構成員が利用可能であり，代表的実体又は第三者がその使用の証拠として使用した場合は排除されることに留意しなければならない。

6.5.7　剥奪の審査

剥奪の分析では，その初期段階において，項目6.5.2許容要件に記述している条件及び項目6.5.1正当な利害関係に詳述している出願人の正当性の評価を考慮する。
消滅する登録の所有者によって提出された書類及び意見書は，適切な場合には，項目6.5.3商標の使用調査及び使用証明並びに項目6.5.5正当な理由による不使用において明記してい

る指針に従うことによって理解される。審査においては，剥奪手続に係る申請における方式的な不一致，脱漏又は矛盾の可能性に対処するために，指令を設定することもできる。
事案の分析及び該当する場合，方式指令に対する履行の後に，商標登録の剥奪の宣言又は否認に関して決定が下される。何れの決定も，審判請求の対象となることに注目すべきである。

剥奪申請の取下
INPI/PROC/CJCONS 見解書 No.02/10 に準拠して，剥奪請求の取下は，第 1 審の決定の前に請求された場合に限り承認される。

6.5.8　適用可能な通達

剥奪通知
明細のない商品及びサービスの国内分類(規範法 No.051/81)の条件に基づいて付与された登録商標の剥奪の通知時には，所有者は，剥奪される商標の国内分類及びサブクラスと適合する明細を提出するよう請求される。

剥奪の宣言又は否認
商標の剥奪は，登録所有者によって提供された書類に従って，全部若しくは一部について宣言され，又は否認され得る。
剥奪の宣言は，LPI 第 143 条に準拠して，60 日の法定期間内に使用証拠を提出しなかった所有者による抗弁がないこと，商標の有効な使用が欠如していること又は登録された記号の不使用が正当化されていないことの何れかに起因して行うことができる。
剥奪を宣言又は否認する旨の決定は，審判請求の対象となることに注目すべきである。

一部剥奪
一部剥奪の場合には，示された商品又はサービスの一部について，調査期間中の商標の使用が証明されないとき又は記号の不使用が正当化されないときには，指定された品目のみについて剥奪が宣言され，他のものについては登録が有効なままである。
登録の一部剥奪を宣言する旨の決定は，審判請求の対象となることに言及すべきである。

方式指令
剥奪の審査においては，提出された書類に関する疑義を明瞭化するために，方式指令を設定することができる。そのような指令は，他の本案審査における方式指令のように，60 日以内に履行されなければならない。

剥奪申請を認めない旨の決定
LPI 第 145 条に準拠して，過去 5 年以内に請求された先のプロセスにおいて，使用が証明されているか，又はその不使用が正当化されている商標の剥奪請求は，認めるべきではない。
その付与日から 5 年の期限が満了する前に提示された剥奪申請もまた，認められない。

6.6　登録の消滅

LPI 第 142 条に定められているように，登録商標は，期間の満了，全部若しくは一部の放棄，

剥奪又は同法第 217 条の規定の不遵守により消滅するものとする。

有効期間の終了

LPI 第 142 条(I)に記述されているように，登録期間の最終年度中に又は 10 年間の末日の後 6 月以内に，権利所有者が更新申請を提出しなかった場合には，商標は消滅する。

全部又は一部の放棄

LPI 第 142 条(II)に規定されているように，登録の放棄は，全部又は一部とすることができ，権利所有者は，そのような手続のための特定の申請書及び該当する場合，その商標又はそれが示す商品若しくはサービスの一部を放棄するための特定の権限を付与する委任状を提出する義務を有する。

全部放棄の際には，権利所有者は，明細においてクレームされたすべての商品又はサービスに対する権利を手放す。一部放棄の際には，所有者は，明細においてクレームされたサービス又は商品の一部に対する権利を手放す。

サービスの請求方法	
サービス：	商標登録の放棄
コード：	388
付加的情報：	3.7.8　取下又は権利放棄の申請 納付表

団体商標の全部又は一部の放棄

LPI 第 152 条によれば，団体商標登録の権利の放棄は，団体を代表する実体自身の定款又は規定の条件に従って，又は記号の使用規約に規定されているようにのみ請求することができる。

剥奪

商標登録はまた，剥奪請求の審査により，調査期限内に，登録された記号がブラジルにおいて使用されなかったこと若しくはその使用が中断されたことが証明された場合，又は更に，登録証に含まれる記号から重大な変更を伴って記号が使用されたことが証明された場合は，消滅し得る(LPI 第 143 条)。

この場合には，登録は剥奪によって消滅し，その記号が再び登録に利用可能となる。

サービスの請求方法	
サービス：	剥奪
コード：	337
付加的情報：	3.7.2　異議申立，行政上の無効手続及び抹消手続 納付表

LPI 第 217 条の不遵守

権利所有者が，ブラジルに住所を有していない者であり，司法的及び行政的に所有者を代理するブラジルにおける代理人を有していない又は維持していない場合は，登録を終了させる

ことができる。

団体商標及び証明商標の消滅

団体商標及び証明商標の登録は，LPI 第 142 条に記載されている理由に加えて，同法第 151 条に規定されている状況においても消滅し得る：

・当該実体が存在しなくなった場合；

・使用規約に規定されている条件とは異なる条件の下で商標が使用された場合。

7.　審判請求及び行政上の無効手続

7.1　一般的規定

LPI 第 171 条及び第 212 条に規定されているように，審判請求及び行政上の無効手続に関する決定は，INPI 長官のみによって下され，行政段階を終了させる：
第 171 条－前条に指定されている期間の後に，回答が提出されなかった場合であっても，その事案は INPI 長官によって決定され，それによって行政段階は終了する。
第 212 条(...)
(3) 審判請求は，INPI 長官によって決定され，それによって行政段階は終了する。
商標の審判請求及び行政上の無効手続の技術部(DIREM)は，審判請求及び行政上の無効手続のための総合調整部門(CGREC)であり，INPI 長官が下す決定に必要な支援を提供するために，現行の法規に従って提起された商標登録の審判請求及び行政上の無効手続についての審査及び技術的指示，並びに提起された技術的事項に関する助言の提供をつかさどる。
DIREM はまた，訴訟指示において INPI 連邦公訴官を支援するための技術的助言を作成する働きをする。

7.2　審判請求

LPI 第 212 条に基づいて，別段の規定が明示されている場合を除き，LPI に記述されている決定は，審判請求の対象となり，これは，RPI における異議対象の行為の公告から 60 日以内に申し立てるべきである。
審判請求は，完全な停止及び移審の効果をもって受領され，その決定は，INPI 長官の単独の責任で行われ，それによって行政段階は終了する。
完全な移審の効果に基づいて，その指示においては，行政の一次レベルの審査に関するすべての規定が適用され，拒絶の新たな根拠を含めることもできる。

7.2.1　審判請求の種類

・商標登録出願の拒絶に対する審判請求；
・剥奪請求の承認又は拒絶に対する審判請求；
・所有権の移転の付記に対する審判請求；
・行政上の却下／取消に対する審判請求(LPI 第 135 条)；
・延長請求の承認／拒絶に対する審判請求；及び
・他の申請の否認に対する審判請求。

7.2.2　登録出願の一部拒絶に対する審判請求

2001 年 2 月 1 日付けの INPI/PROC/DICONS 規範見解書 No.004/2001 によって定められているように，決定は，但書付きで又は明細の何れかの品目を削除して付与される可能性があり，所有者は，一部拒絶に対する審判請求によって，これに反論を唱えることができる。

7.3　行政上の無効手続

商標登録が産業財産法－LPI の規定に抵触して付与された場合は，商標登録の無効を行政的に宣言することができ，その期間及び条件は，LPI 第 168 条に定められている。

行政上の無効手続(PAN)は,登録証の日付(RPI におけるその付与の公告日)から 180 日以内に,職権をもって又は正当な利害関係を有する者による請求により，開始することができる。
行政上の無効手続に関する決定は，INPI 長官のみによって下され，行政段階を終了させる。LPI 第 172 条の規制に準拠して，開始された行政上の無効手続は，登録が消滅しても，又は登録が所有者によって放棄された場合であっても，継続しなければならない。

7.3.1　行政上の無効手続の取下

行政上の無効手続の取下は，申請に含まれる登録の付与における不備に対する不服の許容可能性を検証する対象となる。INPI/PROC/DIRAD 見解書 No.26/08 に記録されている理解によれば，無効申請において強調された欠陥の審査は，取下が承認される前に行うべきであり，その理由は，商標法制の侵害の可能性は，行政上の無効手続の申請人のみではなく，対象の商標の所有者の利益に影響を与えるからである。
最初に，行政上の無効手続の申請において提起された問題を審査すべきであり，この分析の後に初めて，異議対象の行為において法的規定の侵害の特徴がない場合は，開始された手続の取下が承認される。理由の出所が特定されたら，PAN の更なる指示が出される。

7.4　一部無効の審判請求及び行政手続

行政上の審判請求は行政上の無効手続(PAN)と同様に，異議対象の行為の一部破棄を目的として，換言すれば，当初請求された権利の許可に関する条件(但書の付与／明細の制限)付きで通達された商標登録出願の承認又はその付与を変更することのみを目的として，INPI に提示することができる。

7.5　審判請求及び行政上の無効の実体審査

7.5.1　手続指示に適用可能な基準

特定の法規及び国際条約に加えて，INPI によって発行された次の規範的指針も，事案の審査の指針となる：
・INPI 長官によって与えられた規範的性質の決議，規則及び見解書。
・INPI の法律上の代表者(INPI 代理人事務所)によって発行された指針となる見解書。
・INPI の行政の二次レベルによって定められた行政上の法理。

7.5.2　手続指示に適用可能な原則

技術的審査は，連邦行政における行政プロセスを規制する原則に基づかなければならず，とりわけ，合法性，目的，動機，合理性，比例性，道徳，十分な防御，デュー・プロセス，法的確実性，公衆の利益及び効率性の原則に従う。
INPI 長官が下す決定の指針となる技術見解書は，ユーザー自身又はその法律上の代表者の何れであるかを問わず，あらゆる INPI ユーザーによって理解されるように，できる限り明瞭かつ簡単な言葉での予見可能性，技術的及び法的解決並びに動機の記述が期待される。
実証理論(Theory of Substantiation)及び代替性の原則(Principle of Fungibility)もまた，次のように理解すべきである：
実証理論の適用は，2008 年 7 月 24 日付けの INPI/PROC/DIRAD 勧告的見解書 No.16/08 によっ

て裏付けられる：
(...)「したがって，決定を下す役割に任ぜられた行政官は，申請人によって提示された事実的状況に適切な法的枠組を与える義務を有する」。(...)「したがって，より適切であると思われる法的基準とは異なる法的基準でその権利を支持していても，申請を承認すべきであると指摘される」。
代替性の原則は，2008 年 2 月 12 日付けの INPI/PROC/DIRAD/勧告的見解書 No.02/08 において見出すことができ，そこでは，異議対象の行為について，法律によって規定されているように，異なる申請手続を誤って行った場合の当事者の行為の利用の可能性について記録されているが，なされた行為についての，客観的疑義，適時性及び申請人の側での重大な誤りの不発生という要件が存在する：
「ブラジル国の法制度の一部である代替性の原則に関しては，その原則によって，方式の極度の固守を続ければ係争を継続することが不可能であると思われる状況に対して，裁判官が適切な解決方法を提供できる原則であることが確認される。この原則がなければ，裁判官は，場合によっては，衝突を全体として認識できず，保証されている憲法上の司法アクセスの権利を否定することになる」。

7.5.3　審判請求における方式指令

LPI 第 214 条に準拠して，審判請求の調査中，提示された理由の補完を求める方式指令を設定することができる。指令が満たされているか否かに拘らず，審判請求は，INPI 長官によって決定される。

7.5.4　法的根拠

LPI 第 219 条第 II 項に規定されているように，審判請求又は行政上の無効手続が，その提出を正当化するための理由なしに提示された場合は，その請求に関する申請は，法的根拠の欠如により認められない。しかしながら，理由が提示されたら，法的根拠が列記されていない場合であっても，実証理論を適用する可能性を検証すべきであり，その事象によってクレームされた権利を特定することが可能である場合には，それにより，事案に適用可能な法的基準が適用される。

7.5.5　技術見解書へのアクセス

2011 年 11 月 18 日付けの法律 No.12,527/2011(情報入手法)を規制する大統領令 7,724/2012 を遵守して INPI において公告された 2013 年 5 月 29 日付けの決議 PR No.91/2013 に基づいて，INPI 長官の決定のための技術材料として発行された，CGREC チームによって作成された技術見解書又はそこに含まれる情報へのアクセスは，その最終決定後にのみ保証される。

8.　権利の移転

商標は，自発的に又は判決によって，移転することができる資産である。
商標権の移転の付記は，登録出願及び付与された登録の両方において行うことができるが，ただし，法律によって規定されている条件を遵守することを条件とし，条件は，移転の種類によって異なる。
移転の種類は，次のとおりである：譲渡による移転，吸収合併又は新設合併による移転，分割による移転，法律に基づく承継による移転及び破産による移転。
これらの種類の移転はすべて，LPI 第 135 条の規定を満たさなければならない：
第 135 条－譲渡は，同一，類似又は関連の商品又はサービスに関連する同一又は類似の商標について，譲渡人名義のすべての登録又は出願を含んでいなければならない。含んでいないときは，登録が取り消され，又は未だ許可されていない出願が却下される。
第 135 条は，同一の市場区分の商品又はサービスを示す，異なる所有者又は出願人に属する同一又は類似の記号が共存する可能性がないことを強調している。
移転申請の承認によって生じる譲渡の付記，移転申請の拒絶，出願の却下及び登録の取消は，RPI において公告され，そのような決定は，その公告日から 60 日以内に審判請求の対象となる。
出願の移転を申請するためには，各種類の移転のための要件並びに項目 3.7.5 所有権移転，制限若しくは抵当権又は名称，住所及び本拠地の変更についての付記に関する申請における表中の指針を遵守することが必要である。

サービスの請求方法	
サービス：	所有権の移転の付記
コード：	349
付加的情報：	3.7.5　所有権移転，制限若しくは抵当権又は名称，住所及び本拠地の変更についての付記に関する申請 手数料表

8.1　譲渡による移転

譲渡による移転は，譲渡人と称される企業が，譲受人と称される別の企業へと，商標に対する権利を移転証書によって移転する場合に適用される。
譲渡による移転は，法律によって定められている次の 2 つの条件に従う：
a)LPI 第 134 条に基づく譲受人は，LPI 第 128 条に定められている出願人の合法性要件を満たさなければならない。したがって，譲渡による移転に係る企業は，直接，又は直接的若しくは間接的にそれらを支配している企業を通じて，商標が示そうとする商品／サービスと適合する活動を有していなければならない。有していないときは，移転申請の付記は拒絶される。
第 134 条　登録出願及び登録は譲渡することができるが，ただし，譲受人がそのような登録を請求するための法定要件を満たしていることを条件とする。
商標登録の出願人の合法性の評価に関する具体的な情報は，項目 5.5 出願人の合法性の分析において見出すことができる。
b)LPI 第 135 条に定められている規定を考慮して，譲渡人の商標のすべての出願及び登録を譲渡書類において列記しなければならない。列記しないときは，関連のない商標出願及び登

録は，それぞれ却下及び取消される。
権利の譲渡の付記には，次の書類が必要である：
・譲受人のデータが正当に記入された移転請求書；
・対応する手数料の納付証明書；
・譲渡証書。これは，譲渡人及び譲受人の完全な資格，譲渡書類の署名者の代理権及びその署名，出願又は登録の番号，譲渡される商標並びに譲渡書類が署名された日付を含むべきである；
・もしあれば，優先権の譲渡を証明する証書；
・もしあれば，譲受人の委任状；
・優先権書類を含む，外国語による書類の簡単な翻訳文。これらについては，領事認証は免除される；
譲渡による商標出願又は登録の移転は，所有者の移転の付記手続，コード 349 の申請によって請求しなければならない。
注記
本案審査が係属中の出願の場合には，譲受人は，商標出願人の活動に関して明瞭化を行うこと及び当該商標登録出願に適用される他の指令を満たすことを免除されない。

8.2　吸収合併又は新設合併による移転

吸収合併は，1 又は複数の企業が別の企業に吸収される場合に行われる処理であり，商標に対する権利を含め，すべての権利及び義務が承継される。一方で，新設合併は，2 以上の企業が統合して新たな企業を形成する場合に行われる処理であり，同じくすべての権利及び義務が承継される。
吸収合併又は新設合併による移転の付記は，これらの処理を証明する次の書類を提出することによって行われる：
a)企業の吸収合併によって生じる移転を進めるためには，権限のある主体によって裏書された，吸収合併の証書を提示しなければならない。
b)企業の新設合併による移転の場合には，権限のある主体によって裏書された，新設合併に関連する証書及び新たな企業の設立証書を提出しなければならない。
吸収合併しようとする企業及び新設合併によって生じる新たな企業は，被吸収企業及び被合併企業の名義でそれぞれ存在し得るすべての登録出願及びすべての登録の所有権の移転を進めるべきである。そうでなければ，LPI 第 135 条に規定されているように，それぞれの商標が同一又は類似であり，かつ，有効に移転された出願又は登録の対象物と同一，類似又は関連の商品又はサービスである場合には，移転されていないすべての登録出願が却下され，すべての登録が取り消される。
権利の譲渡の付記には，次の書類が必要である：
・譲受人のデータが正当に記入された移転請求書；
・対応する手数料の納付証明書；
・権限のある主体によって裏書された，吸収合併の証書又は新設合併及び新たな企業の設立に関連する証書；
・もしあれば，譲受人の委任状；
・外国語による書類の簡単な翻訳文。これらについては，領事認証は免除される。

吸収合併又は新設合併による商標出願又は登録の移転は，所有者の移転の付記手続，コード 349 の申請によって請求しなければならない。

8.3　分割による移転

分割は，企業が，既に存在するか又はこの目的のために設立された 1 又は複数の企業へと，その資産の一部を移転する処理であり，その資産のすべてが移転される場合は被分割企業が消滅し，一部分割の場合はその資本が分割される(法律 6,404/1976 第 229 条)。
商標所有権の移転は，分割に基づいて行うことができる。したがって，出願人は，適切な主体によって裏書された，その処理を裏付ける書類を提出するものとする。
譲受人は，被分割企業の名義で存在し得るすべての登録出願及びすべての既存の登録の所有権の移転を進めるものとする。そうでなければ，LPI 第 135 条に規定されているように，それぞれの商標が同一又は類似であり，かつ，有効に移転された出願又は登録の対象物と同一，類似又は関連の商品又はサービスである場合には，移転されていないすべての登録出願が却下され，すべての登録が取り消される。
分割に基づく移転の付記には，次の書類が必要である：
・譲受人のデータが正当に記入された移転請求書；
・対応する手数料の納付証明書；
・権限のある主体によって裏書された，分割及び新たな企業の設立の証書；
・もしあれば，譲受人の委任状；
・外国語による書類の簡単な翻訳文。これらについては，領事認証は免除される。
分割による商標出願又は登録の移転は，所有者の移転の付記手続，コード 349 の申請によって請求しなければならない。

8.4　法律又は遺言に基づく承継による移転

法律又は遺言に基づく承継による移転は，持分及び財産に関する司法上の決定によって商標が移転される場合に行われる。
この種類の移転の際には，関連する商品／サービスを示す同一又は類似の商標を含んでいるすべての請求又は登録を列記しなければならない。列記しないときは，LPI 第 135 条により，移転されない登録出願は却下され，移転されない登録は取り消される。
承継に基づく移転の付記には，次の書類が必要である：
・譲受人のデータが正当に記入された移転請求書；
・対応する手数料の納付証明書；
・法律又は遺言に基づく承継による移転を確認する公的書類；
・もしあれば，譲受人の委任状；
・外国語による書類の簡単な翻訳文。これらについては，領事認証は免除される。
法律及び遺言に基づく承継による商標出願又は登録の移転は，所有者の移転の付記手続，コード 349 の申請によって請求しなければならない。

8.5　破産による移転

商標は，破産財団の資産を構成することができる資産であり，司法上の決定によって移転され得る。

所有権の移転手続は，破産財団の名義で存在し得るすべての登録出願及びすべての既存の登録に係るものでなければならない。そうでなければ，LPI 第 135 条に規定されているように，それぞれの商標が同一又は類似であり，かつ，有効に移転された出願又は登録の対象物と同一，類似又は関連の商品又はサービスである場合には，移転されていないすべての登録出願が却下され，すべての登録が取り消される。
破産財団の資産の普遍性に含まれる商標登録出願又は商標登録の移転を進めるためには，次の書類を提出しなければならない：
・譲受人のデータが正当に記入された移転請求書；
・対応する手数料の納付証明書；
・商標に対する権利の譲渡を許可する司法の許可証；
・他の法的形式的手続も遵守して，裁判所により指名された破産清算人又は管財人によって署名された譲渡書類；
・もしあれば，譲受人の委任状；
・外国語による書類の簡単な翻訳文。これらについては，領事認証は免除される。
破産による商標出願又は登録の移転は，所有者の移転の付記手続，コード 349 の申請によって請求しなければならない。

8.6　団体商標の移転

団体商標登録又は登録出願の移転申請については適用可能と考えられず，これは，LPI 第 134 条及び同法第 123 条第 III 項に基づいて拒絶される。このことは，団体的性質の記号の移転は，団体商標及びその所有者の間の本質的な関係を壊し，その関係がなければ，当該記号をそのようなものとして特徴付けることができないことから，正当化される。この関係は，LPI 第 123 条第 III 項によって定められており，同項では，団体商標は所定の実体の構成員からの商品又はサービスを示すと定義され，これは，商標の可能な性質に関する他の定義には存在しない局面である。

8.7　移転申請の分析

移転申請の分析は，適切な手数料の納付に関する予備的確認の後に初めて開始される。この検証では，次の事項を検討する：
a)サービスに対する納付が，申請の送付までに行われたか否か；及び
b)納付された金額が，作成された GRU に含まれる額と正確に一致するか否か，GRU は，各移転請求について 1 通のみ提示されるべきである。
移転申請が送付された日までに納付が行われなかった場合は，申請は，不納付により認められない。作成された GRU の額よりも少ない額の納付が行われた場合は，残金の追加納付を求める方式指令が設定される。申請の不承認及び追加納付を求める方式指令は，RPI において公告される。
方式指令が RPI における公告から 60 日以内に満たされなかった場合は，移転申請は，LPI 第 134 条に基づいて拒絶される。

8.7.1　移転請求の審査列

移転請求には 2 つの審査列が存在する：

通常列
手続の時系列に従って審査される移転請求の集合である。

特別列
次の条件に基づく移転申請からなる：
・審査を先行させるような司法上の決定によるもの；
・その本案審査の継続が移転請求の審査に依拠する商標登録出願；
・移転申請が申し立てられた日に拘らず，付与され，手数料が正当に納付された商標登録出願；又は
・技術移転契約の承認に係る出願若しくは登録。

8.7.2　移転請求の審査工程
移転請求の審査は，次の 4 つの基本工程を含む：
・移転対象とする出願又は登録の状態を検証すること；
・移転申請に関する基本要件を検証すること，すなわち：商標を譲渡する譲渡人の権限，提示書類，これは最低限でも譲渡書類並びに手続及び譲渡書類に関連するすべてのプロセスについての納付書類を含んでいなければならない；
・LPI 第 134 条及び LPI 第 128 条(1)に従って，譲受人の活動の適合性に関して検証すること；
・登録の取消及び出願の却下に関して第 135 条の適用可能性を検証すること。

8.7.3　移転対象とする出願又は登録の状態の検証
請求に関する即時の決定が行われるか否か又は申請が更なる審査を受けるか否かを通知するために，移転に係るプロセスの状態が検証される。

a)係争中の出願又は登録
移転申請において列記されている出願又は登録が，審理中の状況であり，封鎖，差押又は何らかの負担がある場合は，移転は，妨害が取り除かれるまで保留され，類似の商標に関しても同様である。負担のある出願又は登録とは異なる商標の移転の審査は，通常どおりに行われる。

b)異議申立のためにまだ公告されていない登録出願
移転プロセスの一覧が，異議申立のためにまだ公告されていない登録出願を含んでいる場合は，移転の審査は保留される。

c)却下された請求又は消滅した登録
却下された出願及び消滅した登録の移転の審査は阻止され，有効な登録又は進行中の出願に対してのみ進められる。移転申請が却下又は消滅したプロセスのみを含んでいる場合は，申請は阻止される。

d)LPI 第 128 条(1)によって拒絶された登録請求
LPI 第 134 条の規定を考慮して，移転申請に関連する少なくとも 1 つの登録出願が，同法第 128 条(1)に基づいて拒絶された状態にあり，審判請求又は審判請求の分析待ちである場合は，移転申請は，拒絶された登録出願によって，審判請求がないこと又は拒絶の維持により行われ得る登録出願の却下まで保留される。

e)「本案審査中」の状態にある出願
「本案審査」の状態にある出願が存在する場合は，商標審査部によるプロセスの予備的分析が適用され，その後，移転の審査を進める。
f)他の状況にある出願又は登録
上記の状況の何れにもない出願又は登録の場合には，移転の審査を進め，次の検証工程へと移る。

8.7.4　基本要件の検証
この工程では，次の手続を検証する：
a)譲渡当事者として行為する者が，商標を移転する権限を有するか否か。
b)移転手続における必要書類が，各種類の移転：譲渡による移転，吸収合併若しくは新設合併による移転，分割による移転，法律若しくは遺言に基づく承継による移転又は破産による移転に応じて，適切に提示されたか否か。
c)譲渡書類が，譲渡人及び譲受人又は該当する場合，それぞれ資格を有するその代理人；その署名；商標（文字商標又は混成商標の場合），事件番号及び書類の日付を含んでいたか否か。
d)移転手続に係るプロセス数に対して，支払うべき手数料の納付が行われたか否か。
この工程の結果，次の事項を求める方式指令が発令され得る：
・申請人が，必要書類を提供又は補充すること；
・移転に係るプロセス数を考慮して，追加手数料を納付すべきであり，そうでなければ，プロセスが，実際に納付された金額に限定されること；
・商標の譲渡人と称される者の権限に関して疑義が存在する場合には，申請人が情報を提供し，又は関連書類を提示すること。

商標を譲渡する者の資格の検証
署名者の正当性は，提示された場合には定款において，又は譲渡書類に記述されている資格（例えば，とりわけ「取締役」，「代表取締役」，「業務執行社員」）によって確認される。申請人が，手続上の関係者以外の者である場合は，申請は拒絶される。
定款が，その条項の何れかに，「共同経営者の承認」又は「議事録の決定による」等に従うことを条件として財産の売買を行うべきであると記載している場合には，条項の記載事項を証明する書類が確認され，証拠が存在しない場合には，証拠を求める方式指令が設定される。方式指令は RPI において公告され，申請人は，要件に対する履行又は反論のために 60 日の期間を有する。履行又は反論しないときは，移転請求は拒絶される。

8.7.5　譲受人の活動の分析
LPI 第 134 条の適用可能性の検証は，LPI 第 128 条の規定の分析を指し，その原則は，項目 5.5 出願人の合法性の分析に記述している。したがって，譲受人の活動の適合性は，そのような原則に基づいて検証される。
この工程では，譲受人の活動が，プロセスが移転対象であると示す商品及びサービスと適合しているか否かを評価するが，ただし，譲渡人の活動の継続のために行われたと理解される吸収合併又は新設合併及び分割の場合を除く。裁判所命令によって行われる承継又は破産による移転を扱う際には，譲受人が適合する活動を有していない場合は，その後直ちに商標の

活動と適合する活動を有する企業又は個人へと移転することができる(いわゆる「ブリッジ」)。一部の出願又は登録のみについて残存する活動が証明された場合には，移転の登録は，LPI 第 128 条の規定に従っている出願又は登録に対してのみ進められる。示された商品又はサービスに対する譲受人の活動の適合性が明確に特徴付けられていない出願又は登録については，方式指令が発令される。活動が適合しない場合は，移転は，LPI 第 128 条(1)に基づいて拒絶される。
合法的承継による移転の場合は，LPI 第 128 条の規定を間接的に企図する追加書類を添付することができる。
そのような分析は，次の結果を生じ得る：
a)活動と示された商品／サービスとの適合性に関して疑義が存在する場合は，譲受人に対して方式指令が発令され，これは，RPI における方式指令の公告日から，法律によって規定されている 60 日の期限内に満たされるべきである。
b)その前の工程の要件がすべて完了し，方式指令の設定対象となっていない場合又は方式指令が設定され，適時に十分に履行された場合は，移転申請は承認される。
c)譲受人の活動が，商標が示す商品／サービスと適合しない場合及び方式指令が設定され，それが履行されていない場合は，移転申請は拒絶される。
LPI に従って，移転の付記請求を承認又は拒絶する旨の決定は，審判請求の対象となる。

8.7.6　登録の取消及び出願の却下に関する第 135 条の適用可能性

移転申請が承認された場合は，移転されていない譲渡人名義の追加の商標出願又は登録が存在するか否かが確認される。
LPI 第 135 条に記述されているように，移転の対象となっておらず，かつ，同一，類似又は関連の商品又はサービスを示す同一又は類似の商標を含んでいる譲渡人名義の登録出願又は登録は，それぞれ却下及び取消される。
そのような分析では，項目 5.11.2 マーケティング・アフィニティの審査に含まれる事項に留意すべきである。移転の対象とならなかった商標が，同一の集団の企業名義で存在しないか否かもまた確認すべきである。

同一の集団の企業

INPI/PROC/DIRAD/見解書 No.12/08 における理解のとおり，同一の集団に属するという主張に基づいて，譲渡人は，関連する活動における抵触する商標を，その商品／サービスが区別できることを条件として，保持することができる。

共存合意書

LPI 第 124 条第 XIX 項の適用と同様に，いわゆる共存合意書はまた，LPI 第 135 条に記述されている取消又は却下の可能性を回避するために，商標の譲渡の付記申請の審査を支援するものと考えられ，譲受人は，そのような付記の請求の時点で又は審判請求時に，それらを提示することができる。INPI による要求事項を払拭するための方式指令を設定することができる可能性を損なうことはなく，また，譲渡された商標記号と，譲渡人が所有する同一，類似又は関連の商品又はサービスに関連する残りの類似又は同一の記号との平和的共存に関する譲受人による抗議申請とは別に提示することができる。。

適合しない活動の場合には，移転の付記請求は，LPI 第 134 条及び第 128 条(1)の規定を考慮して拒絶されるが，ただし，親会社及び子会社という法律上の地位が特徴付けられる場合を除く。

8.7.7　適用可能な通達

方式指令

これは，移転の審査のための関連書類に関する疑義，脱漏又は不一致を明瞭化することを意図したものである。

承認

登録のための法定要件をすべて満たしている場合は，移転申請は承認される。

拒絶

移転の登録のための法定要件を満たしていない場合に行われる。

申請の却下

申請日から 60 日以内に委任状を提出しなかった代理人によって提出された申請は，却下される。

職権による却下及び取消

譲渡書類に含まれていない抵触し得る商標に関連する出願及び登録は，職権をもって却下及び取消されるが，ただし，項目 8.7.6 登録の取消及び出願の却下に関する第 135 条の適用可能性に詳述している場合を除く。

申請を認めない旨の決定

申請は，法定期限の後に提出された場合，法的根拠がない場合又は納付証明書がない場合は，認められない。

対象物の欠如により，申請に不利な事前判断を下す旨の決定

譲渡証書において列記されている出願又は登録が，それぞれ審判請求されていない拒絶された出願又は消滅している登録である場合は，移転請求の審査は，対象物の欠如により，不利な事前判断を下される。請求された移転サービスが，RPI における公告によって以前に応じられている場合も，同様とする。

9.　種々の付記及び変更

INPI は，商標及び所有者の書誌データ(名称，企業名称又は住所)，ニース及びウィーン分類の変更又は修正に加えて，譲受人の適切な資格とともに，商標の譲渡に関する付記を行う。出願又は登録に課せられている抵当権，権利の制限又は負担に関する変更もまた，庁の登録簿に付記される。

これらの付記は，RPI におけるその公告から，第三者に対して効力を生じ始める。譲渡の付記を取り消し，登録を取り消し，又は出願を却下する旨の命令の場合には，所有者は，決定に対する審判請求を提出することができる。

9.1　商標の変更

原則として，商標は，登録出願の提出後に変更することはできない。しかしながら，一部の特別な状況では，当初出願された記号の修正が可能になる。

文字商標中の誤植

利害関係人の過失によるもの

商標の文字的要素を入力する際の明白な誤りの場合には，単なる調整であることから，出願の付与又は拒絶の前に，出願人の請求により訂正することができる。しかしながら，誤り及び正しい記号を登録する意図を特徴付ける必要がある。

したがって，出願人は，文字的要素を入力又は記入する際に実際に誤りがあったことを特徴付けることが可能な任意の書類，例えば，条約優先権を証明する書類，商標の先使用の証明又は更に意図した文字的要素を含む先の登録を提出することができる。

入力誤りに起因する利害関係人による過失の場合には，審査の総合調整部又は部門長によって審査される。訂正の請求に応じる場合は，出願は再公告される。

INPI の過失によるもの

商標の文字的要素の誤りが，システムへのデータ入力時における INPI の過失に起因する場合には，職権をもって又は RPI における公告の誤りの修正手続申請(366)により，無料にて訂正を実施することができる。文字的要素が訂正されたら，出願は再公告される。

サービスの請求方法	
サービス：	利害関係人の過失によるプロセスにおけるデータ訂正
コード：	378
サービス：	RPI における公告の誤りの修正
コード：	366
付加的情報：	3.7.6　訂正及び修正に関する申請 納付表

色彩クレームの不正確性又は脱漏

利害関係人の過失によるもの

商標の図形的要素の色彩クレームの明白な誤り又は脱漏の場合には，単なる調整であることから，出願の付与又は拒絶の前に，出願人の請求により訂正することができる。しかしながら，誤り及び正しい記号を登録する意図を特徴付ける必要がある。

したがって，出願人は，商標のクレームの色彩に実際に誤りがあったことを特徴付けることが可能な任意の書類，例えば，条約優先権を裏付ける書類又は先の記号の使用の証拠を提出することができる。
そのような事案は，審査の総合調整部又は部門長によって審査される。訂正の請求に応じる場合は，出願は再公告される。

INPI の過失によるもの
色彩クレームの脱漏又は不正確性が，システムへのデータ入力における INPI の過失に起因する場合には，職権をもって又は RPI における公告の誤りの修正手続申請(366)により，無料にて訂正を行うことができる。色彩クレームが訂正されたら，出願は再公告される。

サービスの請求方法	
サービス：	利害関係人の過失によるプロセスにおけるデータ訂正
コード：	378
サービス：	RPI における公告の誤りの修正
コード：	366
付加的情報：	3.7.6　訂正及び修正に関する申請 納付表

商標画像と文字的要素の申告との間の不一致
混成商標の画像中に存在するテキストと，商標の文字部分の申告との間に不一致が認められる場合は，職権をもって変更が加えられ，出願人の申告は無視される。この場合には，項目 5.3 庁の書誌データの訂正に示しているように，標章の連結表現に含まれる用語又は文言が優先する。

誤って大文字／小文字で公告された文字商標
出願においてクレームされたものとは異なる大文字及び／又は小文字を使用して公告された文字商標は，職権をもって又は出願人の請求で訂正され，重大な変更ではないことから，請求は再公告されない。

登録商標標章(®及び ™)の存在
標章®及び ™を含む商標登録出願は，その取下を求める方式指令の対象となり，その理由は，それらの使用は既に登録されている記号に特有のものであるからである。

自己の権利を守るための商標の登録不能部分の取下
INPI/PROC 見解書 No.48/03 によれば，出願人が，自己の防御のために，当該記号の登録不能な用語又は要素の取下を請求した場合は，次の条件が満たされるときはこれを変更する可能性が許可される：
a)登録不能な要素の取下は，当初請求された記号の主要な特徴を変更し，又は出願を再公告する必要性を生じさせるものであるべきではない。
b)得られた記号は，当初請求された標章の残りの要素のみによって形成されるべきであり，図形的又は文字的要素の追加又は置換及び文言又は画像の意味を変化させる一切の変更は許

容されない。
変更は，使用者によって請求された場合に限り受理され，図形的又は文字的要素の追加を含んではならないことに注目すべきである。申請は，INPI の指令，第三者の抗議に対する回答として，又は自己の発意によって提出することができ，混成商標又は図形商標の場合には，変更された商標の画像を添付するものとする。登録不能な要素の取下が進められるときは，残存する記号が，法律に定められている他の禁止に照らして分析される。

例：

元の標章	出願人の請求によって変更された標章	決定
PÉ-DE-MOLEQUE	PÉ	語句「DE-MOLEQUE」の削除は，請求された記号の主要な識別的特徴を，その意味を変更することによって変化させたことから，変更は受理することができない。
Passaredo confecções	Passaredo confecções	変更は受理される。残存する記号は，他の法的禁止に照らして分析される。
Passaredo	Passaredo	変更は受理される。残存する記号は，他の法的禁止に照らして分析される。
1 Nelson Rodrigues	1	変更は受理される。しかしながら，この記号は，LPI 第 124 条第 II 項の侵害を考慮して拒絶される。
		図形的要素の差替は，出願された記号の主要な識別的特徴を変更することから，変更は受理することができない。

「共存合意書」を含む出願の審査における方式指令
共存合意書を伴う申請を審査する際には，記号の構成を考慮して，合意書の対象標章の共存が実現不可能とみなされる場合がある。これらの状況においては，当該標章の出願人に対して，その標章の一部を削除することを求める方式指令を設定することができるが，ただし，前項に提示している指針のとおり，そのような要素の除外が，得られたセットに，先の標章に関して十分な識別性を付与することを条件とする。

サービスの請求方法	
サービス：	方式指令に対する履行
コード：	340
付加的情報：	3.7.1　方式指令に対する履行に関する申請 納付表

審判請求及び無効に関する方式指令

INPI/PROC 見解書 No.048/03 に含まれる事項によって理解されるように，拒絶又は一部無効に対する審判請求を審理する場合には,出願又は登録は,INPI の行政の二次レベルにおいて，出願人が記号の登録不能な要素を削除することを望むか否かを知らせることを求める方式指令の対象となり得る。しかしながら，そのような指令は，要素の取下が，当該記号の主要な識別的特徴を変更しない場合に限り設定される。

サービスの請求方法	
サービス：	方式指令に対する履行
コード：	340
付加的情報：	3.7.1　方式指令に対する履行に関する申請 納付表

9.2　商品及びサービスの分類及び明細に関する変更

商標登録又は登録出願からの商品又はサービスの削除又は限定は，取下げ若しくは一部放棄の申請によって使用者の請求の時点で行うことができ，又は出願の実体審査時若しくは登録の一部剥奪の場合に職権をもって行うことができる修正であり，請求された分類に対する商品又はサービスの適合性及びその逆を観察し，所有者に連絡される。

使用者によって提出された分類又は明細の変更のための他の要求は，次の状況においては，受理される：

a)一般的な明細又は違法行為と類似の商品若しくはサービスを含む明細に対して必要な調整による分類又は明細の変更。この場合には，変更が実質的であれば，プロセスを再公告することによって適正な公開が行われる。

b)審査時に標章の共存合意書を示す場合を含む，出願当初明細の限定。そのような限定は，記号が示す／示そうとする商品又はサービスをより詳細化することで行うことができる(例えば,「衣類」から「スポーツ用衣類及びサッカーシューズ」)。

c)出願当初明細を調整するための分類の変更。

出願の提出の際に提示された範囲を変更する，分類又は明細変更のための他の要求は，受理されない。出願又は登録の商品又はサービスの明細の拡大又は変更は，妨げとならない先例を法的妨害に変えることによって他者に損害を与え得ることに注目すべきである。

出願に対して取られる措置は，それを請求するために使用される出願の性質に依拠し，それを受理しない旨の決定は公開する。

上記の手続は，出願の承認を行う場合に，クレームされた分類に対するその不適合性を考慮して，指定品目の削除を行う可能性を妨げるものではない。

再公告はまた，出願に記述されている明細が，外国の優先権を証明するために提出された書

類に登録されている明細と異なるときの条約優先権の喪失の場合にも該当する。

9.3　図形的要素の分類に関する変更

2013 年 5 月 16 日付の決議 No.89/2013 第 5 条(1)に記述されているように，出願人によって示された図形的要素のウィーン国際分類(CFE)は，商標を構成する要素の説明に関してより正確なものにするために，職権をもって変更することができる。

9.4　名称，企業名称，本拠地又は住所の変更

項目 3 登録出願又は商標申請を行う方法及び小項目 3.7.5 所有権移転，制限若しくは抵当権又は名称，住所及び本拠地の変更についての付記に関する申請の指針に従って，出願人又は権利所有者は，INPI によるその名称，本拠地又は住所の変更を，特定の申請によって，任意の時点で請求することができる。

会社名称とともに本拠地／住所の変更を行う場合には，単一の GRU の納付及びすべての変更を含む様式の提出により，変更の付記を請求しなければならない。

名称／企業名称，本拠地又は住所についての登録情報を変更するためには，申請人は，次の事項に留意すべきである：

a)商標登録出願を出所とする，統一納付様式(GRU)の作成の時点で e-INPI の登録簿に表示されている名称及び住所は，現在又は将来の出願及び来るべき登録並びにそれらに関連する証明書及び公的書類に表示されるものと同一の名称及び住所となる。

b)e-INPI システム及び GRU 作成の前に提出された出願又は登録は，特定の申請を提出し，手数料を納付することによってのみ，出願人又は所有者の名称，企業名称，本拠地又は住所の変更を受けることができる。

変更が出願人／所有者の名称又は企業名称に言及している場合には，名称／企業名称の変更を証明する公の特定の書類を提示しなければならず，これらの中には，商業登記所又は法人民事登記所によって発行された名称／企業名称の変更についての登録書類がある。

変更が住所又は登記上の事務所に言及している場合には，新住所が記述されている委任状又は国家法人登録の会員カードなどの書類を単に提示する。市によって決定された本拠地の変更の場合には，変更対象とするプロセスを列記し，かつ，市によって発行された住所の変更を証明する書類の写しを添付する。

変更請求に矛盾がある場合は，方式指令が設定され，これは，RPI におけるその公告日から 60 暦日以内に履行されなければならない。

名称／企業名称，本拠地又は住所の付記は，RPI において公告される。

サービスの請求方法	
サービス：	名称，本拠地又は住所の変更の付記
コード：	348
付加的情報：	3.7.5 所有権移転，制限若しくは抵当権又は名称，住所及び本拠地の変更についての付記に関する申請 納付表

9.5　制限又は抵当権

制限又は抵当権は，権利の享受に対する限定であり，LPI 第 136 条第 II 項に規定されているように，商標出願又は登録に課せられている場合には，INPI により記録されなければならない。

制限又は抵当権の付記は，その公告日から，第三者に対して効力を生じる。

サービスの請求方法	
サービス：	制限又は抵当権の付記
コード：	380
付加的情報：	3.7.5 所有権移転，制限若しくは抵当権又は名称，住所及び本拠地の変更についての付記に関する申請 納付表

9.6　高度著名性

LPI 第 125 条は，次のように定めている：ブラジルにおいて登録されており，高度著名と考えられる商標は，すべての活動分野において特別の保護が保証されるものとする。

LPI 第 126 条によって定められている周知商標が，その業界のみにおいてその意図された認識性を有することとは異なり，**高度**著名商標は，公衆による高い認識度を有する記号であり，明白な権威，市場におけるその伝統及び資格がもたらす際立った認識度及び評判を享受し，それが示唆する品質及び信頼性はその商品又はサービスの良い印象に本質的に関連し，その名声はその市場区分の境界を越えて広がり，したがって，法規による特別の保護を受けるに値するものである。

9.6.1　高度著名性の付記

2013 年 8 月 19 日付の決議 No.107/2013 には，高度著名商標の認定申請は，偶発的な抗弁事項としてではなく，自主的に行われると記述されている。したがって，商標所有者は，INPI によるそのような認定を特定の申請によって請求しなければならず，これは，高度著名であると考える商標記号の登録とともに提出し，ポルトガル語による証拠を添付しなければならず，その額は INPI の表に定められている。

高度著名な状態の証拠書類に関しては，これらは同決議第 4 条に記載されており，特別委員会によって市場調査が強く推奨される。

高度著名であると認定されたら，INPI は，商標の登録に，そのような資格を生じさせる付記を行う。この付記は，次の場合を除き，10 年間存続する：

・高度著名性の認定の対象となる商標の登録が消滅した場合；

・決議 No.107/2013 第 10 条の規定により，高度著名性の認定を結論付けた決定が改正された場合。

上記決議文第 8 条補項において想定されている期間が満了した後，LPI 第 125 条に規定されている認定を引き続き享受するためには，商標所有者は，当該高度著名商標についての新たな INPI の認定申請を，高度著名性の認定期間の終了後の任意の時点で提出しなければならないが，その認定期間の最終年度中に行うこともできる。

サービスの請求方法	
サービス：	高度著名性の認定請求
コード：	393
サービス：	高度著名であることを根拠とする審判請求
コード：	362
付加的情報：	3.7.9 高度著名性に関係する申請 2013 年 8 月 19 日付の決議 No.107/2013 納付表

10.　他のサービス

10.1　照会

10.1.1　商品及びサービス分類委員会への照会

各商標登録出願は，現行版の商品及びサービスのニース国際分類に従う商品及びサービスの明細を含んでいなければならない(決議 No.89/2013)。
商品及びサービスのニース分類表並びにその付属一覧は，網羅的ではないが，比較的広範である。したがって，ユーザーは，分類一覧において，請求される商標が示そうとする商品又はサービスの例を見出す可能性が高い。分類一覧は,INPI のウェブサイトで入手可能である。しかしながら,分類一覧を調査した後でも,所望の商品又はサービスが見つからない場合は，ユーザーは，所要の商品又はサービスが割り当てられる類を確かめるために，特定の手数料の納付及び対応する様式の記入によって，商標部門の商品及びサービス分類委員会(CCPS)に照会書を提出することができる。
照会内容を分析した後に,商品及びサービス分類委員会(CCPS)が回答書を発行し,RPI において公告される。
回答へは，所有者自身又はその代理人のみが，e-INPI(商標に基づく検索モジュール)サービスへアクセスするためのログイン及びパスワードによる照会によってアクセスすることができる。そのためには，ユーザーは，サービスの手続番号又はその納付に使用した統一納付様式(GRU)の検索を実施しなければならない。

サービスの請求方法	
サービス：	商品及びサービス分類委員会への照会
コード：	357
付加的情報：	3.7.12 分類委員会に関する申請 納付表

10.1.2　図形的要素分類委員会への照会

決議 No.89/2013 によれば，図形的商標，混成商標又は立体商標の登録出願は，提出の時点でブラジルにおいて普及している版のウィーン国際分類に従う図形的要素のコードを，少なくとも 1 つから最大 5 つまで含んでいなければならない。
ユーザーは,庁のウェブサイトで入手可能なウィーン分類(CFE4)に従って,その図形的標章,混成標章又は立体標章の図形的要素を分類する上で困難に遭遇した場合は，INPI に最も適切な分類を助言するよう請求することができる。
このためには，図形的要素分類委員会に照会申請を提出することが必要であり，これに，ユーザーが分類したい図形的要素を添付すべきである。
回答へは，所有者自身又はその代理人のみが，e-INPI(商標に基づく検索モジュール)サービスへアクセスするためのログイン及びパスワードによる照会によってアクセスすることができる。そのためには，ユーザーは，サービスの手続番号又はその納付に使用した統一納付様式(GRU)の検索を実施しなければならない。

サービスの請求方法	
サービス：	図形的要素分類委員会への照会
コード：	358
付加的情報：	3.7.12 分類委員会に関する申請 納付表

10.2　証明書

10.2.1　状態証明書

状態証明書は，INPI が発行する公的書類であり，プロセスにおける決定の履歴を提示するものである。

この証明書は，個別の手数料の納付により，任意の時点で請求することができ，様式の記入は必要でない。この手続は，項目 3.9 申請免除のサービスにおいて見出される指示に従って，統一納付様式(GRU)の納付により提供される。

発行された証明書は，商標部門によって，出願人が提示した最寄りの INPI 受理機関の住所又は正当に定められた法律上の代理人の居所へと送付される。

プロセスにおける過去の決定はまた，INPI のウェブサイトで，標章に基づく調査を行うことによって，無料にて随時照会することができる。

サービスの請求方法	
サービス：	プロセスに関する行為の証明書
コード：	350
付加的情報：	3.9 申請免除のサービス 納付表

10.2.2　調査証明書

調査証明書は，2 つの方法で，すなわち，商品若しくはサービスの分類による調査証明書又は特定の所有者による調査証明書として請求することができる。

a)商品又はサービスの分類による調査証明書：

INPI は，そのウェブサイトで，無料の調査方式も提供しているが，庁が発行する正式な調査証明書を請求することが可能である。これは有料サービスであり，庁のウェブサイトで入手可能な納付表のサービスコード 377 にある特定の申請(分類による商標調査証明書)によって請求しなければならない。

商品又はサービスの分類による調査証明書は，証明書の申請人によって通知された標章から，調査の申請日までに，記述された分類において既に INPI により公告又は登録されている同一又は類似の商標の群を明示することを意図したものである。

無料又は有料の何れであるかを問わず，調査の実施により，申請人が，所望の標章の将来の登録に対する潜在的障害と考えることができる既存の商標に関する知識を有していることが不可欠である。

b)所有者による調査証明書

所有者による調査証明書は，調査請求書に記述されている所有者の名義で INPI のデータベー

スに含まれるすべての商標の報告書を提示することを目的とするものである。
INPI は，そのウェブサイトで，無料の調査方式も提供しているが，庁が発行する正式な調査証明書を請求することが可能である。このサービスは有料であり，庁のウェブサイトで入手可能な納付表のサービスコード 347 にある特定の申請(所有者による商標調査証明書)によって請求しなければならない。
紙面による調査証明書の申請手続についての指示は，項目 3.6.4 出願人自身の申請にかかわるサービスにおいて見出すことができる。電子申請を選択するユーザーについては，項目 3.7.11 調査証明書及び公認謄本に関係する申請並びに項目 3.5.3 電子申請様式に関する具体的な留意事項において付加的な情報が見出される。
商標部門により発行される調査証明書へは，所有者自身又はその代理人のみが，e-INPI(商標に基づく検索モジュール)サービスへアクセスするためのログイン及びパスワードによる照会によってアクセスすることができる。そのためには，ユーザーは，サービスの手続番号又はその納付に使用した統一納付様式(GRU)の検索を実施しなければならない。証明書の発行通知は，RPI において公告される。

サービスの請求方法	
サービス：	分類による商標調査証明書
コード：	377
サービス：	所有者による商標調査証明書
コード：	347
付加的情報：	3.7.11 調査証明書及び公認謄本に関係する申請 3.6.4 出願人自身の申請にかかわるサービス(紙面手続) 3.7.11 調査証明書及び公認謄本に関係する申請(電子手続) 3.5.3 電子申請様式に関する具体的な留意事項(電子手続) 納付表

10.3　書誌データの修正

ユーザーは，ユーザー自身又は INPI の何れの過失によるかを問わず，不正確なデータの修正を請求することができる。

10.3.1　ユーザーの過失によるデータの修正

ユーザーが，様式への記入の誤りを犯した結果，不正確なデータが公告された場合は，ユーザーは，手数料表のコード 378 にある利害関係人の過失によるプロセスにおけるデータ訂正と呼ばれる申請を提出しなければならない。
この申請は，納付が免除されるものではない。
これは RPI において公告され，ユーザーの参考のために，申請における出願人にサービスに応じるか又はそれを受け入れないかが通知される。

サービスの請求方法	
サービス：	利害関係人の過失によるプロセスにおけるデータ訂正
コード：	378
付加的情報：	3.7.6 訂正及び修正に関する申請 納付表

10.3.2　INPI の過失によるデータの修正

RPI において出願又は登録を公告する際の過失又は矛盾の場合には，ユーザーは，手数料表のコード 366 にある INPI の過失によるデータの修正請求を提出することができる。
この申請は，納付が免除され，過失が実際に INPI の過失である場合に限り使用すべきである。
ユーザーの参考のために，申請が認められたか又は拒絶されたかが RPI において公告される。

サービスの請求方法	
サービス：	RPI における公告の誤りの修正
コード：	366
付加的情報：	3.7.6 訂正及び修正に関する申請 納付表

10.4　書類の複写

10.4.1　公認謄本

利害関係人は，手数料表のコード 352 にある納付及び特定の申請の提示によって，商標出願又は登録の公認謄本を請求することができる。

サービスの請求方法	
サービス：	公認謄本
コード：	352
付加的情報：	3.7.11 調査証明書及び公認謄本に関係する申請 納付表

10.4.2　書類の写真複写／スキャンの請求

利害関係人は，納付表に記載されているコード 825(認証謄本)及び 824(単なる写し)にある特定の申請によって，商標出願及び申請の写しを請求することができる。
写真複写の請求が，紙面による請求に言及している場合には，当該書類がスキャンされているか否かに関して確認される。スキャンされていない場合は，スキャンに回される。

サービスの請求方法	
サービス：	単なる写し－商標
コード：	824
サービス：	認証謄本－商標
コード：	825
付加的情報：	3.7.13INPI の他のユニットに関係する申請 3.6.4 出願人自身の申請にかかわるサービス(紙面手続) 納付表

10.5　商標調査

INPI のウェブサイトを使用した無料調査

INPI は，商標出願及び登録に関する情報の電子データベースを有しており，ユーザーは，イ

ンターネット上の庁のウェブサイト経由でこれにアクセスして，無料調査を実施することができる。この調査方式で進める方法に関する更なる指針は，項目 3.11.2 商標に基づく検索において得ることができる。

電子書類又はスキャン書類の閲覧

項目 3.11.2 商標に基づく検索に記載しているように，調査中に e-INPI サービスへアクセスするためのログイン及びパスワードの入力を選択することによって，ユーザーは，出願及び登録とともに提出された電子書類又はスキャン書類及び申請を閲覧することができる。

INPI に依頼する先行調査

INPI が公式に提供する有料調査サービスもまた存在し，これは，サービスコード 377 の申請(分類による商標調査証明書)によって請求することができる。

サービスの請求方法	
サービス：	分類による商標調査証明書
コード：	377
付加的情報：	3.7.11 調査証明書及び公認謄本に関係する申請 納付表